

果ハ何處ニアルカ、低物價政策ノ本義ガ實
現サレテ居ルカト云フコトヲ御考ヘ願ヒマ
スルト、思ヒ半ニ過ギルモノガアルノデゴ
ザイマス、私ハ攻撃スルノデハゴザイマセ
ス、私ハ別ニ「ドイツ」ノコトヲ言フノデハ
アリマセスガ、長所ハ萬國ノ何レカラモ採
ルコトガ必要デゴザイマス、「ドイツ」ノ統
制經濟ニ於テハ、例ヘバ産業報國會ノ如キ
モノノ長ハ其ノ同業者デ二十年以上ノ經驗
者ニアラザレバ其ノ長ニナレナイ、指導者
ニナルコトガ出来ナイコトニナツテ居リマ
スガ、日本ハドウデアリマスカ、何等産業ノ
コトヲ知ラナイ官吏ノ古手ヲ持ツテ來テ強
壓的ニ行カウト御考ヘデアリマス、現在デモ
外國貿易ヲ盛ニシテ外貨ヲ得ナケレバナ
ラス、蘭印ヲ英領「インド」其ノ他ニ於テハ
非常ニ要求シテ居ル組織ニ付テハドウデゴ
ザイマセウカ、官吏ノヤハリ古イ人ガ理事
長ニナツテ聯合會ノ長ニナツテ、其ノ者ガ
官僚主義ヲ勝手ナコトヲヤツテ到底仕事ガ
出来ヌカラ全部ノ聯合會ノ理事ハ今辭職シ
テ、對外貿易ハ殆ド中止サレテ居ルデハ
リマセスガ、之ヲ首ヲ離リナサイト云フ聯
合會ノ意思ナリ民衆ナリノ意思ガアツテモ、
ヤハリ官カラ御推薦ニナツタモノガカラ首
ヲ離ルコト能ハズシテ、國家ヲ犠牲ニシテ
其ノ一人ヲ存在サセテ居ルト云フコトモ
ル、斯様ナコトデ此ノ非常時國家ヲ擔ツテ
完遂スルコトガ出来ルカドウカト云フコト
ヲ私共ハ國家ノ爲ニ非常ニ憂慮スルノデア
リマス、ソレデアリマスルカラ、企畫院ハ
サウ云フ我ガ日本ノ國體、我ガ日本ノ國民性
ガ、「ロシヤ」「ドイツ」「イタリ」ノ國
民トハ根本的ニ精神、道德、人格ガ異ナツ
テ、國家ノ爲トナルナラバ自己ノ利害休戚

ヲ復却シテ邦家ノ爲ニ殉ズルノデアリマス、
外國ノヤウニ彈壓スルノデナケレバ言フコ
トヲ聽カナイトハ違フ、斯ウ云フ我ガ日本
建國以來ノ美風ヲ酌マレテ總テノ御計畫ヲ
立テテ戴キタイト思フノデアリマス、御計
畫ニ付テ非常ニ御苦心ナサレコトハ御察シ
申シマスガ、今期議會ヲ通過ジテサウ云フ方
面ノ不調平ガ到ル處ニ出テ居リマス、唯
非常時デアアル、戰時デアアルカト云フノ
言ヒタイコトモ成ベテ遠慮シテ申サスノデ
アリマス、併シソレレハイケマセス、如何
ニ戰時デモ、日本ハ聯邦國家デハナイ、全
ク一家族デアリマス、一家ノ中デハ兄弟父
子能ク相談スルト同ジコ、或ル程度マデハ
諒解サセテ貫ハナケレバナラナイ、何カ一
ツノ計畫ヲヤツテ、惡カツタラ改メタル言
ツテモ、其ノ間ノ犠牲ハ誰ガ負フカ、國民
大多數ナリデゴザイマス、先ツ關西ヲ中心
シテモ、七・七禁令ト云フヤウナ暴令ガ出
タニシテ居リマスルカラ、ソレ等ノ人々ガ國
家ノ爲トハ言ヒナガラ、何ダカ才人ナリ
ト云フモノハ非常時ニモ恩給ハ取レルシ給
料モ當リ前買フシ其ノ上ニ手當ヲ貰ツテ居
ル、吾々ハ職ヲ失ヘバ其ノ日カラ困ル、是
デ非常時國家一億一心ナドト強調シテモ何
處カニ效果ヲ失フテアラウ、翼賛會ノ如キ
幾百萬ノ金ヲ取ツテ活動サレテモ、サウ云
フ面白カラザル政策ガ續キテ現ハレタデ
ハ、我ガ日本ノ前途モ現狀モ餘程憂慮スベ
キモノガ潜在シヤシナイカ、斯フ云フ風ニ
考ヘル者ガゴザイマスガ、企畫院トシテハ
「イデオロギー」及ビ將來ノ理想ニ付テノ御
信念ハ、サウ云フ點ニ付テハ御構ヒナシニ
今日ハ計畫サヘスレバ宜イコト云フヤウナ御

一致シマスト致ニ幾千カノ失業者ガ出來ル、
之ニ對スル所ノ方針ハ一體ドウ立テテ居ル
カト云フト、ソレハマダ立テテ居ラス、斯
ウ云フ點デス、ソレ等ヲヤリ放シニシテ、
唯ヤルダケヤルノダ、計畫ダケ計畫スルノ
ダ、統制ダケ強化スルノダト云フダケノ重
點主義デ、一ツダケ見テ進ミマシテ、他ニ
大ナル缺陷ガアルト云フコトヲ考ヘテヤラ
ナケレバ、眞ノ春風踏蕩タル國民ノ一致ト
云フコトハ困難デアリマス、是ハ今マデノ
實例カラ申上ゲルノデスガ、マダ其ノ實例
ハアルガ、モウ時間ガアリマセヌカラ何レ
カノ機會ニ申上ゲマセウケレドモ、大體私
ガ今申上ゲマシタ一、二ノ例ヲ御取リニナ
リマシテモ御分リニナルト思フ、ソレデ統
制ト云フコトノ非常ニ缺點ノ中ニハ、例ヘ
バ酒ノ如キニ例ヲ取リマス、酒ハ隨分拂
底デアリマス、低物價政策デアリマス酒ガ來
ナイカラ、仕方ガナイカラ料理屋ノ行ツテ
飲ム、ソレデ二圓二十錢デ買ヘルモノガ四
圓五十錢デ買ヘンデ居ルノデアリマスカラ、
結局低物價政策ト云フモノノ逆效果デア
ルト云フコトノ一ツノ例デアアル、其ノ酒ヲ例
ニ取リマシテモ、酒屋ガ造ル酒、所謂菊
正宗トカ月桂冠トカ云フモノハ、自分デ造
ルノハ四分、一モアリアマセス、餘所ノ酒屋
ガ造ツタモノヲ買集メテ自分ノ銘ノ入ツタ
壺ナリ樽ナリニ詰メルノデアリマス、ソレ
ガドウカト云フト、酒屋デ賣ルノハ一圓三
十錢デ賣ツテ居ル、税金ト造石費ナカカ入
レマシテ一圓三十錢デ賣ツテ、サウシテ銘
酒屋ノ庫ニ入ルト是ガ二圓七十錢ニナル、
斯ウ云フヤウナ計畫ナリ統制經濟ナリハ私
共ハ洵ニマツイト思フ、サウ云フコトハ一
ツノ例デゴザイマスヨ、大抵サウ云フ例ガ

多イノデアリマス、唯名前ヲ月桂冠トカ櫻
正宗トカ云フ名前ヲ持ツテ居タ爲ニ、何等
勞セズシテ自分ノ庫ヘ入レテ貰ヘバ一升ニ
付テ一圓四十錢モ儲カル、原價ヨリモマダ
儲カル、名前ダケ儲ケルト云フヤウナコ
トヲ現下ノ非常時局ニ於テ行ツテ居ラレタ
カラ、私ハ商工省ニ行ツテ、此ノヤウナ不
自然ナコトヲシテハイカス、斯ウ申上ゲタ、
サウシタラ、イヤソナ事ハナイダ、イ
ヤアル、アレバ改メ、ソレデヤ改メ、
斯ウ云フコトニナツテ、遂ニ後ニ二圓七
十錢デアツタ一等酒ガ二圓二十錢ト五十錢
御下ゲニナツタハ、私ガ參リマシテ其ノ
非違ヲ糾彈シテ結果デアアル、サウ云フコト
ハナイダ、アル、アレバ直セ、其ノ位ニ
缺點ガ多イノデアリマス、是ハ議會デモ何
デモアリアマセス、ソレデ御改メニナツタ、
改メマシタガ、實際ニ於テ石數ノ制限ガア
リマスカラ酒ハ減ルノデアリマス、減ルカ
ラ之ヲ成ベク飲マヌ方ガ宜イカモ分リマセ
ス、併シ日本ノ酒ト「ウヰ」カ、「ウヰ」
キートハ違フノデアリマス、日本ノ農民ヤ勞働
者ガ非常ニ疲勞困憊シテ、合ノ酒ヲ呷ルト云フ
コトハ、明日ノ勞働力ヲ增加スル所ノモノデア
ルト云フコトハ、日本建國以來ノ實例ニ徴シテ
モ明カデアリマスカラ、ドウシテモ或ル程
度ハ酒ヲ供給シテヤラナケレバナラス、是
ハ一ツノ例デアリマスガ、サウ云フ風ナ不
自然ガアリマシテ、低物價政策ダガ、資本
家ハ坐ツテ居ツテ莫大ノ利益ヲ得テ居ルノ
デアリマス、是等ガ獸ツテ居ツタヤハリ
其ノ儘現在ニモ行ハレテ居ルノデアリマス、
偶、吾々ガ民意ヲ代表政シマシテ、議會デハ
アリアマセスガ、鬼ノ角個人的ニ行キマシテ、
其ノ不自然ヲ是正シタノデアリマス、七・七

トフ言ハレタガ、之ヲ取消シテ貴ヒタイ、斯ウ明言サレタ、福田君ハ之ヲ取消サナイト...

○西村委員長 只今山元君カラ議事進行ニ關シテ御發言アリマシテ、其ノ議事進行ノ御意見ハ、福田君ノ發言中ニ...

不穩當デアレバ私ノ手デ然ルベク訂正致シタイト考ヘテ居リマシタ點デスカラ、左様ニ致シマス...

カ能ク此ノ政府ノ意ノアル所ヲ御諒察下サルコトヲ希望致シテ置キマス...

ナリマシタ時ニ御問ヒスルコト致シマス、唯今私ノ要求致シマスルノハ、即チ企畫院ノ、政府ノナサルコトニ於テ過チガナイヤ...

○西村委員長 只今起リマシタ問題ニ付キマシテ高橋君カラ議事進行ニ付テ御發言アリマシタ、此ノ問題ハ能ク速記録ヲ見ナ...

○西村委員長 場合ニ依リマシテハ非常ナ重大ナ問題デアリマスカラ、福田君モ非常ナ至誠ヲ以テ御話ニナリマシシ、當局モ亦...

一、外國資本ニ依リ經營サル、學校名並其ノ生徒數 (參照) 田中委員要求ノ參考資料...

昭和十六年二月十七日印刷

昭和十六年二月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

(第二類 第一號)

第七十六回帝國議會 院 決算委員會會議錄(速記)第八回

(二八二)

會 議
昭和十六年二月十七日(月曜日)午前十時五十分開議

出席委員左ノ如シ

理事高橋 義次君 理事小見山七十五郎君

委員長 西村 茂生君

理事野方 次郎君 理事鹽川 正藏君

理事福田次郎君 理事會木 重貴君

理事森下 國雄君

淺井 茂猪君 池田七郎兵衛君

石坂 繁君 江原 三郎君

大内竹之助君 大野 一造君

淺沼稻次郎君 清水徳太郎君

田代 正治君 瀧澤 七郎君

中村 梅吉君 濱地 文平君

松浦周太郎君 松本治一郎君

山川頼三郎君 山崎 劔二君

山元龜次郎君

出席政府委員左ノ如シ

外務次官 大橋 忠一君

外務書記官 武内時之助君

内務書記官 三好 重夫君

大藏書記官 日下部 滋君

警備部局長 入江 昂君

陸軍主計中將 石川半三郎君

陸軍主計大佐 森田 親三君

海軍主計大佐 爲本 博篤君

司法書記官 石田 壽君

文部書記官 柴沼 直君

農林書記官 岡本 直人君

逓信省經理局長 山田 良秀君

鐵道省經理局長 平山 孝君

鐵道省審判局長 堀本 鏡三君

拓務書記官 中野 勝次君

厚生省労働局長 佐々木芳彦君

厚生省書記官 持永 義夫君

軍事保護院副總裁 三島 誠也君

軍事保護院院長 曾我 梶松君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

昭和十四年度歳入歳出總決算、昭和十四年度各特別會計歳入歳出決算

昭和十四年度國有財産増減總計算書

○西村委員長 是ヨリ開會致シマス、只今カラ外務省ニ對スル質疑ヲ始メマス——石坂君

○石坂委員 外務大臣ニ對シマシテ、我が南方政策ニ付テ、二ノ點ヲ御伺ヒ致ス積リデアツクノデアリマスルガ、外務大臣ハ御答支デアリマシテ、只今次官ガオ見エニナツテ居ルノデアリマスルカラ、次官ニ御伺ヒ致シテ見タイト思ヒマス

第一ノ問題ハ我が對蘭印交涉ノ問題デアリマス、由上ゲルマデモナク我が國現在ノ對外政策ハ、八紘一宇ヲ基調ト致シマシテ、我が國ノ大理想實現ニ外ナラヌノデアリマス、而シテ今我が國ハ總力ヲ擧ゲテ、大東亞共榮國ノ確立ニ邁進致シテ居ルノデアリマス、此ノ大東亞共榮國確立ノ問題ハ、先般本會議ニ於ケル外務大臣ノ外交方針ノ御演說ニモアリマシタ通りニ、實ニ我が帝

國ノ死活ノ問題デアル、而シテ大東亞共榮國ノ一環トシテノ蘭印ニ對シマシテ、昨年來交渉ガ繼續セラレテ居ルノデアリマスルガ、外務大臣ノ帝國議會ニ於ケル先般ノ外國方針ノ演說以來ノ蘭印ノ我が國ニ對スル態度ハ、私共新聞紙上ニ傳ヘラレル外國電報ヲ主トシテノ判斷デハアルノデアリマスルガ、餘程惡クナツテ居ルツツアル、斯ウ云フ風ナ判斷ヲ持ツテ居ルノデアリマス、外務大臣ノ演說ガ彼ノ地ニ傳ヘラレマスルヤ、一月二十三日デアリマシタカ、バタヴィア電報ハ當時蘭印當局ハ、蘭印ハ東亞共榮國ノ中ニ入ルコトヲ好マナイ、斯ウ云フコトヲ聲明致シタト傳ヘラレテ居リマス、其ノ後二月一日ノ「ロンドン」電報ニ依リマスルト、「オランダ」本國政府ハ、蘭印ハ東亞新秩序ノ中ニハ參加シナイ、斯ウ云フコトヲ駐日「オランダ」公使ヲシテ、帝國政府ニ傳ヘサセルヤウニ命令致シタト傳ヘラレテ居ル、固ヨリ帝國政府ハ之ヲ默殺スル、斯ウ云フ風ナコトガ當時新聞紙上ニ傳ヘラレテ居タノデアリマス、其ノ後ノ狀況ヲ見マシテモ、或ハ今月ノ六日「シドニー」發ノ電報ニ依リマス、蘭印ノ入國ノ手續ガ、從來帝國臣民ニ在證ヲ必要トシテ居ラナカッタノガ在證ヲ必要トスルヤウニナツタ、更ニ蘭印政府ハ外國ニ對スル輸出許可制ヲ強化シタ、敵性國ニ對スル所ノ輸出許可制ヲ強化スル、其ノ時ニ我が國ニ對シマシテモ、鐵、錫、ゴム、等ノ生産品ハ特ニ許可ヲ必要トスルト云フコトガ決定シタト傳ヘラレテ居ル、

今日ノ新聞ヲ見マス、十五日發ノ「ワシントン」電報ノ傳ヘル所ニ依リマスレバ、「ワシントン」ニ於キマシテ、「イギリス」、「アメリカ」、「澳洲」、蘭印等ガ對日共同方針ニ付テ協議ヲシタ、斯ウ云フコトガ傳ヘラレテ居ルノデアリマス、是等ノ情報ニ依ツテ見マスルト、蘭印ノ帝國ニ對スル態度ト云フモノハ、段々惡クナツテ居ルツツアル、我ガ國ト致シマシテハ固ヨリ蘭印ニ對シテ何處何處マデモ平和的、經濟的ノ交渉ヲ進シテ居ラレルコトハ私能ク了承致シテ居リマス、而モ蘭印問題ハ先程申上ゲルヤウニ日本ノ死活的問題デアル、其ノ死活的問題ヲ、而モ平和的、經濟的ニ交渉シテ、解決シヨウトスル、先方ハドウデアアルカト申シマスルト、今私ガ指摘致シマシタヤウニ、段々對日感情ガ惡クナツテ來テ居ルト云フヤウナ状態デアリマス、固ヨリ帝國政府ノ出先キ官憲ノ先方ニ對スル御努力ハ、十分ニ私共之ヲ多ト致シテ居ルノデアリマスルガ、斯カル狀況ノ下ニ日本ノ所期スル目的ガ容易ニ達成サレルデアラウカドウカ、此ノ點ニ關シテ御見透シデアリマス、固ヨリ對外交渉ノコトデモアリマスシ、種々「デリケート」ナル情勢ニ於テノコトデゴザイマスカラ、此ノ席上ニ具體的ノ交渉ノ願末等ヲ承リマスルコトハ適當デナカラウト存ジマスガ、大體私共總力ヲ擧ゲテヤツテ居ル大東亞共榮國ノ確立、而モ帝國ノ死活的問題デアルト云フ建前カラ國民トシテ蘭印交涉ノ今後

居ルト云フヤウニ、私ハ見テ居ルノデアリ
マシ、隨ヒマシテ吾々ハ東亞共榮圈ヲ確立スル
ニ當リマシテ、何モ「フイリッピン」カラ強ヒテ
「アメリカ」ヲ逐出スト云フヤウナ必要ハ、
「アメリカ」ノ如何ニモ日本ガ「フイリッ
ピン」ヲ取ルト云フヤウナ疑ヒヲ持ツテ居
ラバ、何時デモサウ云フコトハシナイト
云フ保證位與ヘテモ宜イト私ハ思ツテ居
ルデアリマス、併シナガラ此ノ經濟問題或
ハ「フイリッピン」ニ於ケル本邦人ノ活動問
題ト云フコトニ關シマシテハ、今後外交
交渉ニ依リマシテ、出來得ル限リ我ガ邦人モ
發展シ、又日比間ノ經濟問題ノ緊密化ニ付テ
努力スル積リデアリマス、殊ニ「ダバオ」ニ
於キマシテ、我ガ邦人ガ長年ノ間「マニラ」
麻ヲ栽培シテ、サウシテ此ノ「フイリッ
ピン」ノ經濟問題ニ非常ニ大キナ寄與ヲシテ
居ル、斯ウ云フヤウナ點ニ付テ向フガ我ガ
邦人ニ對シテ非常ニ誤解ヲ持チ、土地問題
ニ關シテ各種ノ制限ヲ置ク、斯ウ云フヤウ
ナ問題ニ付テ今マデモ交渉シテ參リマシタ
ガ、今後ト雖モ益々交渉シテ、サウシテ我ガ
邦人ノ立場ヲ有利ニ導キタイ、斯ウ思ツテ
居リマス、又「フイリッピン」人ト云フモノ
ハ、我ガ國人ト非常ニ似タ人種デアリマシ
テ、吾々ハ非常ニ深い同胞ノ感情ヲ持ツ
テ居リマス、ソレデ此ノ「フイリッピン」人
ト我ガ日本人トノ文化的親密關係ト云フヤ
ウナモノモ、今後ニ於テ進メテ行キタイト
思フノデアリマス、唯吾々ガ非非常ニ關
心ヲ持ツテ居ルコトハ、「フイリッピン」ト云
フモノガ將來非常ニ日本ノ安全ヲ脅威スル
ト云フヤウナモノニナルト云フコトニ對シ
テハ、是ハ吾々ハ非常ニ注意シナケレバナ

ラ、此ノ點ハ私ハ非常ニ心配シテ居ル、
是ダケ申上ゲマシテ、御答辯ニ代ヘタイト
思ヒマス
○石坂繁委員 對「フイリッピン」問題ノ具
體的ノ問題ト致シマシテハ、只今御述ベ
ニナリマシタ「ダバオ」ノ「マニラ」麻栽培
問題、隨テ此ノ土地問題、其他移民問題、漁
業問題等々アルノデアリマスガ、是等ノ
點ハ重ネテ御尋ネ致シマスコトヲ差控ヘマ
ス、最後ニ次官カラ御述ベニナリマシタ御
言葉ニ依ツテ、十分當局ノ御意思ノアル所
ハ了承スルコトガ出來タノデアリマス、私
ノ次官ニ對スル外務關係ノ質疑ハ是デ終了
致シマス
○西村委員長 福田副大臣
○福田(關)委員 何レ大臣ガ御見エニナリマ
シタ時ニ御尋ネスルコトモアリマスガ、此
ノ際トシテ二、三御伺ヒシタイト思ヒマス、
第一ハ外務省ト興亞院トノ對支諸問題ノ連
繫ハ如何様ニナツテ居リマスカ、豫算ノ上
カラ見マシテモ相當拘束スルヤウナ部面モ
アルヤウニ思ヒマスガ、殊ニ個々ノ日支問
題ニ付キマシテノ興亞院ト外務省トノ間ノ
確然タルモノガ見難イヤウニ國民カラハ思
ハレルノデアリマス、外務省ノ方デハ大體
御分リニナツテ居ルカモ知レマセマスガ、其
ノ邊ハ目下ドウ云フヤウナ工合ニナツテ居
リマスカ、其ノ點ヲ御伺ヒシタイト思ヒマ
ス
○大橋政府委員 大體支那ニ於キマシテ外
務省ノヤツテ居ルコトハ、在住日本人ニ關
スル事項、其ノ取締、教育、或ハ經濟的活
動ニ關スル問題、ソレカラ興亞院ノヤツテ
居ルコトハ、主トシテ國策的ノ經濟、ソレ
カラ支那ノ政權トノ政治事項、斯ウ云フヤ

策ノ統一ヲ期スルコトガ出來ナイ、又經濟
的ニモ必要ニ多數ノ役人ヲ現地ニ置クコ
トハ非常ニ消耗デアリマス、ソレカラ、先
ニ申シマシタ通りニ、汪兆銘政府ヲ中華民
國ノ政府ト認メテ、獨立國トシテ之ヲ育成
スルト云フ方針ガ決マツタ際ニ、國內的機
關ノ興亞院ト云フモノガ相變ラズ動イテ居
ルノハ汪兆銘政權ノ獨立育成ト云フ點ニモ
矛盾スル、隨テ何等カ適當ナ方法ヲ斯ウ云
フ機關ヲ統合シナケレバナラスト云フコト
ハ、外務當局ト致シマシテモ、又政府當局
ト致シマシテモ豫ネテ考ヘテ居ル所デアリ
マス、唯今日ハ、御承知ノ通りマダ作戦進
行中デアリマシテ、汪兆銘政權ヲ支那ノ政
府ト認メタト云ツテモ、戰爭ハ止ンデ居リ
マセヌ、多數ノ陸海軍ノ將士ガ今尚ホ活動
中デアリト云フ現實ノ事態ニ制約ヲ受ケル
ノデアリマス、隨テ理想通りニ是等ヲ統合
ヲシテ外務省ニ持ツテ來ルト云フコトハ中
中簡單デハナイノデアリマスカラ、先ニ
申シマシタ通りニ、今各當事者ノ間ニ於テ
之ヲドウシテ宜イカト云フ案ヲ持寄リマ
シテ研究中デアリマス、其ノ結果ハ恐ラク
ココ數箇月ノ中ニ現ハレルヤウニナルノデ
ハナイカ、斯ウ私ハ思ツテ居リマス
○福田(關)委員 大體諒承致シマシタ、ド
ウカ速カニ實現サレマスヤウニ一ツ御進
ミヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレカラ、是ハ多
少將來ノコトニ關シマセウガ、又興亞院
ニモ關係ガアリマセウガ、尙ホ外務省ニシ
テモ御考ヘト御對策等ニ付テノ御參考ニシ
テ戴キタイ、又サウ云フ方面デハ本當ノ日
支提携、經濟合作ト云フ理想ガ阻碍サレテ
居ルト云フヤウニ思ヒマス、是等モ一ツ外
務省ノ御意見ヲ伺ツテ置キタイ、例ヘバ日

ウナコトヲ所管シテ居ルノデアリマス、隨
テ其ノ間ノ紛着ト云フモノハ餘リ來シテ居
リマセヌ、併シナガラ既ニ我ガ國モ汪兆銘
氏ヲ中華民國ノ主席トシテ承認シ、此ノ中
華民國條約ヲ結ビマシタ以上、興亞院ト
云フガ如キ機關此ノ儘今ノヤウナ事項ヲ
ヤツテ行クノガ適當アルカドウカト云フ
コトハ、是ハ餘程考慮スベキ點デアリマス、
詳シイコトハ申上ゲラレマセマスガ、現在之
ヲ如何ニシテ新事態ニ即應スルヤウニ調整
シテ行カト云フコトニ付テ目下研究中デ
アリマス、其ノ結果ハココ數箇月ノ中ニ分
ルダラウト思ヒマス、ソレマデ各種ノ細カ
イ點ハ發表ヲ差控ヘタイト思ヒマス
○福田(關)委員 御趣旨ノアル所ハ大體了
承致シマス、唯私ノ思ヒマスニハ、汪兆
銘政權ト云フモノヲ既ニ御認メニナツタ以
上ハ、國際的ニハ獨立シタ一國ノ形體ヲ備
ヘタモノデアルト見ナケレバナリマセヌ、
然ラバ、對外問題ヲ總括シテ御所管ニナル
外務省ノ外ニ、其ノ獨立シタ外國ノ外交的
工作ニ付テ興亞院ノ如キ部門ガ御引受ケニ
ナツテ居ルト云フコトハ、ドウ考ヘマシテ
モ安心ガ出來難イヤウニ思フノデアリマス、
ソレデゴザイマスカラ、興亞院ヲ御設置ニ
相成ル時ニハ、國內ニ相當ナ紛着ヲ來シ
タノデゴザイマスガ、今ヤ時代方違ヒマ
スノデ、其ノ邊ハ外務省ニ於ケラマシテ
モ、政府ニ於ケラマシテモ、モウ少シ整
固ニナサイマセヌト、實際アチラニ居リ
マス書記官ガ、大體ニ於テ命令ガ二途ニ
出ル、或ハ三途ニ出ル、興亞院ト軍部ト
云フモノハ一致サレテ居ルヤウデアリマ
スガ、必ズシモサウデハナイ、其ノ二者ト
又外務省トガ分立スルヤウナ指導權ヲ御持

支經濟合作デアリマスガ、其ノ中デモ、中々
此ノ聖戰ノ目的ガ、領土ノ野心ナクシテ兩
國ノ眞ノ共存共榮ノ爲メ、隨テ之ヲ遂ゲル
ノニハ經濟提携等ガ中心ヲナシテ行カナケ
レバナラヌ、無論外務省ノ對支文化政策モ
益々強調シテ戴カケレバナリマセヌ、サウ
云フ理想デ此ノ聖戰ト云フモノガ起ツテ居
リマス、所ガ、事實支那ハ中々此ノ經濟合
作ニ應ジテ來ナイ所ガ多イ、ソコラドウ
モマダ支那其ノ人ニ向ツテ諒解ヲ得ルコト
ノ途ガ少イノチヤナイカ、是リナイノチヤ
ナイカ、若シクハ日本ノ國威ト云フモノ
ヲ支那ノ方面ガ輕視シタ結果デアラカドウ
カ、一ツノ例ヲ申シマス、私ハ昨年王克
敏氏ヤ殷同氏其ノ他ノ要路ノ人々ト色々
チラヂ會見ヲ致シテ見タノデアリマスガ、
ドウモ中々鼻息ガ荒イ、尤モ私共ハ此ノ政
權ノ人々トハ、吾々ハ國民ノ代表デアラ、
ダカラオヒヒ、役人同士ノ矜持着タウ
ナ拘子定規ノオヒヒノ話ハ止サウ、ザツク
バランニ本當ニ東亞新秩序建設ノ共存共榮
強力ナル理想ト云フモノヲ一ツオヒヒニ
打明ケテ見ヨウチヤナイカト云フノデ、
色々ヤリマシタ結果ガ、ドウモ私共ソコ
ニ非常ニ懸念ガアル、例ヘテ見マスル
ト、滿洲ノ方カラ行キマス天津ノ手前ニ
蘆臺ト云フ所ガアリマスガ、此處ノ土地ノ
如キハ大變ナ廣袤幾十年ノ間何等開發サ
レテ居ナイ、菜葉一ツ植エタコトモナケレバ
栗モ高粱モ植エタコトハナイ、サウ云フヤ
ウナモノヲ日本ガ開發シテ之ヲ經濟的生
カシテ行カト云フノガ、此ノ日支聖戰ノ
目的ノ上カラ言フト全ク理想的ノ事業デア
ルノニ、ソレヲ東拓ガ金ヲ出シテソレ

ハナゼサウ云フ風ニ今日數方町歩ノ土地ガ
荒廢ニ歸シテ居ルカト云フト、結局ハ其ノ
土地ガ「アルカリ」地帯デアラカラ、色々
如物ヲ植エタ所ガ到底其ノ「アルカリ」ヲ除
去スルコトハ出來ヌカラ、ソコデ之ヲ水田
ニシテ、三年間モスレバ大體ニ於テ其ノ「ア
ルカリ」ガ溶解モシ、流失シテ美田トナル
デアラウ、其ノ計畫トシテ日本ガ非常ナ金
ヲ掛ケテ約三年間稻ハ植エサセル、併シ收
穫ハ絕對ニナイ、ソコマデ日本ガ力ヲ盡シ
テ、所謂資材ナリ資本ナリヲ入レテ、又人
間モ入レテ開發シテヤルカト云フコトヲ
協議シタ、所ガ北支ノ政務委員會及ビ王克
敏ヤ建設總長ノ殷同氏ナドハ絕對反對タ
言フノデアリマス、ソレハ昨年汪政權ノ出
來ナイ時デアリマスガ、出來ナイ時デモサ
ウ云フヤウナ強硬ニ態度ヲ執ツテ居ル、ソ
コデ私ハナゼ君イケナイカト反問シタ、ソ
レガ日支聖戰ノ目的ノ中心デハナイカ、支
那ノ未開發ノモノ、努力ノ足ラヌモノハ勞
力ヲオヒヒガ供給シ合ヒ、資本ノ足ラヌモ
ノハ資本ヲオヒヒガ出シ合ウテ開發シ合
フテ、無用ノモノヲ有用ニシ、無經濟デ
アツタモノヲ經濟的ニ變化シテ行クト云フ
コトガ即チ兩國共榮ノ根本目的デアラ、日
支聖戰ノ目的モ此處ニアルノダカラ、ナゼ
之ヲ反對スルカト私共ハ數時間ニ互ツテ議
論ヲシタノデアリマスガ、併シソレハ福田
サン能ク考ヘテ下サイ、支那内地ハ御承知
ノ通り人口過剰デ困ツテ居リマス、ソレニ
向ツテ幾千人カノ朝鮮ノ人ナリ、日本内地
ノ農業ニ經驗ノアル人ヲ此處ヘ移住サセル
ト云フコトハ益々日支親善ヲ害スル根本ト
ナリマス、ソレハ私共ハ日支親善ト云フコ
トヲ欲シテ居ルカラコソサウ云フコトヲ主

シテ相當ノ效果ヲ收メル爲ニハ日本ノ商工業者ヲ養成スルコトガ必要デアリマスガ、斯ウ云フ方面ニハモウ既に永年ノ間實行ヲ重ネテ南洋協會ニ補助ヲ與ヘマシテ、斯ウ云フヤウナ子弟ヲ養成シテ居リマス、大體十ツテ居リマスモノハ只今次官ガ申上ゲタ外ニハ、今申上ゲタ程度ノモノデアリマス

○福田(關)委員 大橋次官ノ率直ナ御答辯デアリマシタガ、翼々ハ外交官ガ數年デ世界各國ヲ廻スト云フヤウナ一ツノ外務省ノ習慣ト云ヒマスガ、ソレガ爲ニ其ノ國ノ總テノ經濟、文化、内部的ノ國內ノ洞察ト云フコトヲ致シ兼ネル、ソレデアリマスカラ、ヤハリ成ベク一箇所ニ長ク置カレマシテ、サウシテ其ノ所デ官等ヲ上ゲテ行クト云フ方法ガ餘程宜カラウト思ヒマス、今ノ外務次官ノ如キ御考ヘテ御持チニナツテ居ル人ガ永績スレバ宜シヨゴザイマスガ、唯外國カラ歸ツテ來テ本當ヲ言フト日本ノ國情モ能ク分ラヌヤウナ人ガ相當ナ地位ニ立タルコト云フ例ガ今マデ少クナイ、其ノ點ヲ餘程考ヘテ戴キタイト思ヒマス、ソレカラ只今通商或ハ其ノ他ノ關係ニ付テ會計課長カラ御説明ガアリマシタガ、ドウモ是ハ要領ヲ得マセス、何レ分科ニ於テ詳シク御伺ヒ致シマスガ、外國ニ於ケル、例ヘバ南方ノ方面ノ御話モアリマシタガ、中々通商施設ト云ヒマシテモ、殆ド見レベキモノガ餘リナイノデハナイカ、仕方ガアリマセスカラ大都市デハ自分ノ方デ貿易發展所ミタイナモノヲ作ツテ、自分ノ府縣下ニ於ケルモノヲ見ニ角成ベク出スト云フヤウナコトヲヤツテ居リマスガ、ドウモ外務省ノナサツテ居ラレハ餘リ效果ガナイ、ダカラモ

ウ少シ是ハ御考ヘ願ハナケレバナラスト思フノデアリマスガ、先程ダヴァアオノナンカノ問題ガアリマシタガ、ダヴァアオノ問題ニ付テ一寸序デハ御伺ヒ致シマスガ、アノ麻ヲ日本内地ニ入レルコトガ禁止サレタ爲ニ、日本人ガ折角、マニラニ麻ヲ作りマシテ、其ノ方途ニ困難ヲシテ居ル、ソレデ日本カラ米ヲ買フカラド付カ日本デ麻ヲ買ツテ呉ルト云フコトニ付テ、隨分吾々陳情ヲ受ケ色シカニ移民サセルニハ一人當リ八百圓モ補助金ヲヤツテモ巧ク行カナイ、ダヴァアオニ於ケル者ハ三十年、或ハ三十五年前カラ全ク單身孤獨デ「ダヴァアオ」ノ土地ノ開發ヲヤリマシテ今日ニ至ツテ居ルノデアリマス、是等ノ對シマスル育成ニ付テモ全ク私ハ外務省ノヤリ方ガ足ラヌト思フ、サウシテ日本内地ニ「マニラ」麻ノ輸入ガ出來ヌカラト云ツテ困難シテモソレ切リデス、サウ云フ風ニ、皆何モシテ居ナイトハ申シマセス、多少ハ御苦心ハナサツテ居ル、實際ニ於ケルマシテ彼等ノ對シマスル一ツハ援助、一ツハ激勵、アノ周圍カラ一時土地マデ取上ゲル「カナダ」ノ土地問題ノヤウニ取上ゲルコト云フ問題ガアツテ、其ノ當時私共ハ行ツテ見タガ、實ニ可哀サウナモノデシタ、何等外務省カラ援助ヲ得ナイ、滿洲ニ行ケバ一人ハ八百圓モ移民ニ金ヲ掛ケテ居ル、ダヴァアオノ方面ニ行ツテ居リマス者ニハ外務省ハ何等援助モ指導モシナイ、ソレデアノ「マニラ」麻ト云フ世界ノ麻ヲ左右スル程ノ根據ヲ作ツタノデアリマス、ダカラ私ハ恩給法其ノ他ノ委員會ニ於テモ、是等ノ在外同胞ノ困難シテ居ル者ハ、去年ハ二千六百年デ御招待ニナツタ所モアルガ、本當ヲ言ヘ

バ是等ヲ能ク調査シテ彼等ノ御沙汰ヲ奏請スルコトカ云フ風ニナサルコトガ本當ニ海外發展ノ基調トナルモノデハナイカ、此ノ事ヲ申上ゲテ居リマスガ、一向オ構ヒモナイ、斯ウ云フコトデハ、日本ノ國力ト云フモノハ進展致シマセス、日本ハ今ハ戰爭ダカラ人間ハ必要デアリマスガ、平時ニ於テ一年ニ百万ツツ殖エテ居ツタ、百万ト云ハ、一縣ノ人口程ノ増デアリマスガ、之ニ對シテ日本ノ土地ハ遂ニ減ツテ居ル、故ニ世界一ノ生活困難國トナリ、資源拂底國トナツテ居ル、ソレデ私ハ數年前ニ政府ニ質問ヲ發シテ、ドウシテモ日本ハ大陸一本ダケデハ駄目ダト云フコトヲ申上ゲテ居ルガ、一向ナラナイ、外務省ノ理想ト云フモノハ大體分ツテ居ル、サウ云フ點ニ於キマシテ、此ノ頃ニ至ツテ南進政策ト云フコトヲ言フ、ソレハ全ク隣リニ火ガ付イタカラ消防「ボンプ」ヲ買ツテ來イト云フノ同ジデス、斯様ナコトデハ日本ノ外交政策ハ發展シナイ、人間ハ百万ツツ増加スルガ、日本ノ移民ハ幾ラ出テ居ルカ、一五二二万ノ人間ヲ出シテ移民政策ダト云フコトハ、全然ナイノト同ジダ、ダカラ外國デハ嚙ツテ居ル、日本ハアレダケノ過剩人口デ、土地資源ガナイニウロノ「國內ニ生活サシテ居ルト云フ」ノ相當嚙ツテ居ル國モ澤山アリマス、英國ニシテモ米國ニシテモ、日本ニハ移民政策無シト言ツテ居ル、「ブラジル」ナシテ移民ト云ヒマスケレドモ「ブラジル」ニ行キマス移民ナンテ云フモノハ、一種ノ棄民デ、容易ニ歸ツテ來ラレナイ、サウシテ行ツタ者モ發展ヲスルコトハ容易デナイ、然ルニ近イ所ノ「ダヴァアオ」ナラバ

ナ點ガアツタ、第三ニハ此ノ組合組織ノ他ニ各種ノ案ガ出テ居リマスルガ、是等ノ諸案ハ何レモ日本、「フィリピン」、米國、支那、各種ノ民族ガ混住シテ多種多様ナ企業ガ存シマス「ダヴァアオ」ニ於キマシテ、急速ニ實施スルト云フコトハ困難ナ實情デアリマス、斯ウ云フヤウナ理由デ是ガ認めラレナカツタノデアリマス、殊ニ此ノ點ヲ推進致シマスルト、土地問題ガ再燃スル虞ガアツタト云フ點ガ最も大キナ理由デ、「マニラ」麻ノ本邦輸入ヲ組合ニ依ツテ輸入スルコトヲ承認シナイト云フコトニ決定シタノデアリマスルガ、現地ニ於ケル邦人生産者ノ生活安善ニ關シテハ、「マニラ」麻取引ノ方法ノ改善、現地農業經營改良等、別途ノ方法ヲ目下研究中デアリマス、又「ダヴァアオ」ニハ最も優秀ナル領事ヲ最近置キマシテ、サウ云フ問題ニ付テモ極力ヤラセヨウ、斯ウ思ツテ居ルノデアリマス

從ツテ根柢ガ非常ニ堅イ、詰リ日本ノ權力ノ及ブ程度ノ薄イ所程發展ガ非常ニ鞏固ナル、詰リ日本ノ官憲ニ依賴セズ、獨力デ以テ困苦缺乏ニ耐ヘテ行ク所程經濟的發展ガ非常ニ鞏固デアルト云フヤウナコトヲ申サレマシタ、即チ日本人ト云フモノハ手引引クト抱イテ呉レ、抱イテヤルトオゾツテ呉レト云フ、サウシテソレヲヤリ居ル中ニ却テ餘リニ依賴心ガ強クナル、「ブラジル」ニ於キマシテモ補助々々、何デモ補助ト云フコトガ私ハ寧ろヒト過ギハセヌカト思フ、其ノ結果却テ依賴心ヲ増シハセヌカト思ハレルヤウナ點サヘモアルノデアリマス、此ノ點ハ吾々ハ一方ニ於テ出來ル限リ彼等ヲ發展ヲ助長シ、彼等ニ對シテ保護ヲ加ヘナケレバナラヌト同時ニ、誤レハ依賴心ヲ餘リニ助長セヌヤウニ注意シナケレバナラヌ、南米ニ於キマシテモ、私ハ先年南米ヲ廻リマシタ際ニ、「ボリビア」、「コロンビア」云フ「アンデス」高原ノヤウナ所ニ居ル日本人ガ非常ニ成績ガ良イト云フヤウナ事實モアリマシテ、日本ノ官憲ニ頼ラヌニ、腕一本、腰一本デ働イテ居ルノガ却テ成績ガ良イトデアリマス、吾々ハ一方ニ於テ官憲トシテ出來ル限リ便宜ヲ與ヘ又外交官ノ素質ニ付テモ注意致シマシテ努力ハ致シマスガ、他方ニ於テ誤レハ依賴心ヲ助長セヌヤウニ、此ノ點ハ吾々トシテモ餘程考ヘナクテハナラヌ點デアラウト思ヒマス

○大橋政府委員 「ダヴァアオ」ニ於ケル邦人ノ生活狀態トカ、上海ニ於ケル米國貿易ノ三分ノ一ニシカナラヌト云フ其ノ理由、ソレ等ニ付テハ實ハ私ハ詳シク存ジマセス、隨ヒマシテハ後カラ書面ニ依ツテ御答辯申上ゲマス

○福田(關)委員 私人ハ二點御伺ヒシテ置キマス、只今ノ御話ノ中デ「ダヴァアオ」ノ移民ノ現在ノ生活狀態ハ如何デアリマスカ、之ヲ同ツテ置キタイトデアリマス、ソレカラ貿易振興ニ付テ、上海ニ於キマスル日本ノ貿易ガ、今日日本ガ連戰連勝シテ居ル支那デ

案ノ商工會議所ヲ作りマシテ、サウシテヤトラニ貿易獎勵金ノ如キモノヲヤツタ所ガ、是ハ實ハ餘リ效果ガナイノデアリマス、現ニ大キナ三共、三菱、正金トカ、サウ云フモノノ責任者ノ意見ヲ聽イテ見マス、殆ド意味ヲナサス、寧ろサウ云フ大キナ商社ノ無イヤウナ所デヤツタラ效果ガアルデハナイカ、斯ウ云フ説ガ何處デモ強イ、ソコデ實ハ過去ニ於キマシテハ、商工省關係所ハ貿易發展所、外務省ノ方デハ商工會議所ト云フヤウナ案ガアツテ色々對立シテ居リマシテ、甚ダドウモミツトモナイノデアリマス、隨テ私ガ外務次官ニナツテカラ、通商局ニ對シテ、互ニ對立シテ競争スルト云フコトヲ命令シテ、商工省ト話合ハセテ居ルヤウナ次第デアリマス、尙ホ此ノ貿易發展所ハ、外國カラ非常ニ疑ヒノ眼ヲ以テ見ラレテ居ル、是ハ「ロシヤ」ノ通商代表ト云フヤウナモノト關聯シテ、猜疑ノ眼ヲ以テ見ルノデアリマスガ、ソレヲ通シテ「スパイ」ヲヤルト云フヤウナ嫌疑ヲ非常ニ持タレテ居リマス、現ニ蘭印ノ如キハ所員ガ全部逮捕サレマシテ、全部送還サレタト云フヤウナ狀態デアリマス、到ル處貿易發展所ハ日本ノ「スパイ」デアルト云フヤウニ考ヘテ居ル、コンナコトハ全然嘘デアリマスガ、全然嘘デアルニ拘ラズ、大藏省カラ金ヲ送リ貿易獎勵ノ爲ニ使フコトヲ、「スパイ」ダト云フヤウナ嫌疑心ヲ持ツテ、現ニアルノマデモ、向フデ妨害シテ追出シ、又新タニ許可ヲ申請シテ居ルノニ對シテモ全然許サナイ、ソレハ全然誤解デアリマシテ、吾々ノ方デハ努力シテ其ノ誤解ヲ解イテ居リマスガ、サウ

云フヤウナ状態アリマス、ソコデドウモ斯ウフ貿易ノ如キモノハ統合シテラ宜イ、商工省ト外務省ガ對立スルト云フヤウナコトハ止メテ宜カラウト云フゾ、今後統合スル方針ヲ行キタイト思フゾ、今後統テハ、今後全力ヲ集メテ之ヲ解決シテアリマスガ、時節柄今後益々斯ウ云フ問題ニ付テモ困難デアラウト思フ、少クモ當分ノ内ハ中々向フガアノ、斯ウノト言フテ許可シナイデハナイカ、ソレヲ慎レテ居ルヤウナ次第デアリマス

○山崎(親)委員 至急御調べノ上、マダ本委員會ハ分科會モアル譯デアリマスカラ、次ノ機會ニ之ヲ御答ヘ願フテモ結構デアリマス、勿論色々ノ商權ノ擁護トカ何トカ云フコトハ、ソレハ色々海外ニ於テアラウト思ヒマスガ、生命線ニ居住權、サウ云フモノニ對シテ、安心シテ日本人ガ活動シ得ルヤウニ出先官憲ヲ保護シテ貰ハスト工合ガ惡イト思ヒマス、先程カラ次官ハ大分率直ニ質問ニ對スル答辯ヲサレテ居リマスカラ、私モ率直ニ申上ゲルノデアリマスガ、從來外國カラ歸ツタ人達ノ言フコトヲ聽クト、外國ノ行ツテ一番難シクハ、大使館或ハ領事館ノコトヲ言フノデアリマスガ、是ハエライ役人ガ行ツケバ非常ニチヤホヤスルノダガ、人民ガ行ツケバ非常ニチヤホヤスルノダガ、人民ガ親切デ、傲慢デ、サウシテ日本人ヲマルデ向フノ國人ノ立場ニ於テ見下サウナ態度デアアル、是程難シクハ、ソレヲハナイト、殆

間ノ繩張根性ヲ根本的ニ打破スル、此ノ點ニ付テ答辯ヲ加ヘルコトガ出来レバ、今言ツタヤウナ問題ハ自然ニ解決スルノデハナイカト云フ感シテ實ハ持ツテ居リマス、併シ今申シマシク點ニ付テハ、實ハ私ハ餘地ガナカツノデマダ研究シテ居リマセ、是レダケ御答ヘ致シマス

○山崎(親)委員 福田君ノ質問ニ關シテ一ツ……

○西村委員長 アナクニ發言ヲ許シマスガ、農林大臣ハ今朝午前申出度ヲ約束シテ居ツタノデアリマスガ、今日ハ出席不可能ダト云フコトデアリマス、其ノ他ノ各大臣ノ方モ今日ハ出席コトハ出来ナイト云フヤウナ狀況デアリマスカラ、午後八時頃ナガラ休ミタイト思ヒマス、理事ノ方々ハ二時ニ段段御協議申上ゲタイコトガアリマスカラ、御迷惑ナガラ此ノ席ニ御集集ヲ願ヒタイト思ヒマス、少シ長クナツテ御迷惑デアリマスガ、山崎君ノ關聯質問ヲ許シマシテ、モウ一人位簡單ニ御許シタイト思ヒマスカラ、御容承願ヒマス

○山崎(親)委員 先程ノ福田委員ト次官トノ間ノ質疑應答デ、私同ツテ見タイコトヲ發見シタノデアリマス、海外同胞保護ニ關スル點デゴザイマス、最近ノ新聞ニ依リマス、斯ウ云フ事ガ出テ居ルノデアリマス、一寸朗讀シテ見タイト思ヒマス、比島稅關ノ暴狀言辭ニ絶ス、ガソジス、丸ノ土産話、神戶電話、最近ノ「フリスピン」官憲ノ暴狀ガ十四日朝八時半神戶ニ入港シタ大阪商船「フリスピン」航路「ガソジス」丸ヲ歸朝シタ某汽船乗組員松本鶴久君カラ次ノヤウニ語ラレタ、昨年一月一日ノコトデシタ、船ガ「ダヴァオ」ニ入港スルト一名ノ稅關吏

アリマスカ、アツタトスレバ、是等ニ對シテハ、對手國ガ何國タルヲ問ハズ、邦人保護ノ立場ニ於テモ國際上ノ立場ニ於テモ、外務當局カラ強ク抗議シテ貰ハナケレバ、ラス點デアリマス、此ノ點ヲ先ツ一應承リタイノデアリマス

○大橋政府委員 其ノ點ハ私ハ實ハ存ジテ居リマセ、隨テ必要トアレバ、亞米利加局カラ書面デ以テ回答サシタイト思ツテ居リマス、如何デセウカ

○山崎(親)委員 是ハ本日ノ新聞デモナイノデアリマスカラ、其ノ點ハ外交上ノコトヲ慮ツテ文書ト言ハレルノデスカ

○大橋政府委員 サウ云フ譯デアリナイ、實ハ私ハ知ラナイノデスカ

○山崎(親)委員 至急御調べノ上、マダ本委員會ハ分科會モアル譯デアリマスカラ、次ノ機會ニ之ヲ御答ヘ願フテモ結構デアリマス、勿論色々ノ商權ノ擁護トカ何トカ云フコトハ、ソレハ色々海外ニ於テアラウト思ヒマスガ、生命線ニ居住權、サウ云フモノニ對シテ、安心シテ日本人ガ活動シ得ルヤウニ出先官憲ヲ保護シテ貰ハスト工合ガ惡イト思ヒマス、先程カラ次官ハ大分率直ニ質問ニ對スル答辯ヲサレテ居リマスカラ、私モ率直ニ申上ゲルノデアリマスガ、從來外國カラ歸ツタ人達ノ言フコトヲ聽クト、外國ノ行ツテ一番難シクハ、大使館或ハ領事館ノコトヲ言フノデアリマスガ、是ハエライ役人ガ行ツケバ非常ニチヤホヤスルノダガ、人民ガ行ツケバ非常ニチヤホヤスルノダガ、人民ガ親切デ、傲慢デ、サウシテ日本人ヲマルデ向フノ國人ノ立場ニ於テ見下サウナ態度デアアル、是程難シクハ、ソレヲハナイト、殆

於テ日本人ニ對スル不慮ノアノ排日暴動ガ起キタ、アノ當時此ノ議會ノ決算委員會ニ於テ古屋事件ト排日暴動トハ何等ノ關聯ナシト、外務當局ハドノ委員ノ質問ノ機會ニカ答辯サレテ居ルノデスカ、其ノ當時ニ私ハ其ノ事情ヲ能ク知リマセシタガ、其ノ後ニ於テ偶々古屋方靜岡縣人デアリマシテ、又私モ靜岡ノ人間デアリマス爲ニ、當時ノ「ペルー」新聞雜誌ノ記事一切ヲ私ノ手許ニ送ツテ參リマシタカラ、古屋側ノ關係者カラ聽イテ調べ見マシタ所ガ、甚ダ吾々トシテハ面白クナイ點ガ多クアルト感シタ譯デアリマス、私ノ故テ次官ニ御意見ヲ伺ヒタイト云フ點ハ、此ノ古屋事件ノ如キヲ起スト云フヤウナコトガ原因トナリ、延テハ其ノ結果トシテ日本人ニ對スル中學生ノ排日運動ガ起キタノチヤナイカ、同時ニ相手國ノ國家權力ニ於テ一回モ日本ニ送還セントスル者ヲ取返サレルト云フコトハ、確カニコチラノ處置ニ納得ノ行カザルモノガアツタノチヤナイカト云フコトガ、吾々ノ首肯出来ナイ點トシテ殘ル譯デアリマス、多クノ海外ニ行ツテ發展セントスル者ノ中ニハ、素質ノ良イ者モアリマセウガ、又惡イ者モアリマセウ、同時ニ又派閥爭ヒヲスル場合モアルト思ヒマス、左様ナ場合ニ於テノ官憲ノ態度ト云フモノハ、派閥ヲナクシ、共ニ協力シテ發展サセル方ニ指導シテコソ、官憲ノ立場ガアルノデアリマス、ソレヲ一方ノ派閥ト共ニ、非合法的ニ夜半亂入シテ暴行ヲシ、而モ其ノ者ノ中ニ領事館員ガ入ツテ居タドト云フコトガ、若シ事實デアツテ居ラレバ、非常ニ拙イ話デアルト思フノデアリマス、直チニサウ云フ所ノ領事、責任者ハ事ノ如何ニ拘ラズ更

ド外國カラ歸ツテ來ル人達カラ吾々聽クノデアリマス、全部ハ私信ジマセマスガ、左様ナ聲ノ上ルト云フコトハ、是ハ何處カニ缺陷ガアルノデハナイカ、斯ウ考ヘテ居リマス、今ノ大臣及ビ次官ノ御就任以後ニ於ケル人事刷新ノ如キハ非常ニ明快ニシテ、私ハ大イニ敬意ヲ拂ツテ居リマス、モウ一步進シテ外國ニ於テ變ナ事ヲ起シタリ、或ハ排日問題ガ理由ナク發生シタリシ場合ニ於テハ、其ノ理由ノ如何ヲ問ハズ、開髮ヲ入レズ其ノ地ノ大使、公使或ハ領事ナドハ一齊ニ還シテシマツテ、サウシテソレガ出先外交官ノ責任デアルトナイトニ拘ラズ、氣分ヲ一新シテ其ノ不幸ナ出來事ニ對處スル位ノ對策ガ私ハ必要デハナイカト思フ、國內ニ於キマシテハ、警察署長トカ、或ハ裁判所デモ一ツノ大キキ問題ガ起キタリシマスト、直チニ人心ノ刷新ヲヤツテ方向ヲ變ヘテ行ツ場合ガアルノデアリマス、ソコデ私ハ此ノ一ツノ例トシテ、先年起キマシタ南米ノ「ペルー」ニ於ケル排日暴動ノ點ニ付テ申述ベタイト存ジマス、アノ事件ガドウ云フ事情デアレダケ大掛リニ純眞ナ學生生徒ノ手ニ依ツテ起ツタカト云フ原因、其ノ後ニ於ケル結果ハドウカ、アノ後御承知ノヤウナ「ペルー」ノ震災ガアリマシタ爲ニ、震災ノ應手デ、日本ノ方ノ受ケタ排日被害ト云フモノハ雲霧散シタヤウナ形ニ見エテ居ルノデアリマスガ、私ハ日本人ノ立場カラシテハサウ簡單ニ過サレナイト思ヒマス、殊ニアノ排日暴動ノ起ル前ニ出來マシタ古屋事件ト云フモノヲ少シク研究シテ見カ何トカ云フ理由ニ依ツテ、犯罪デモ何デモナイニ拘ラズ、一ツノ反對派ノ者ガ日本

於テ日本人ニ對スル不慮ノアノ排日暴動ガ起キタ、アノ當時此ノ議會ノ決算委員會ニ於テ古屋事件ト排日暴動トハ何等ノ關聯ナシト、外務當局ハドノ委員ノ質問ノ機會ニカ答辯サレテ居ルノデスカ、其ノ當時ニ私ハ其ノ事情ヲ能ク知リマセシタガ、其ノ後ニ於テ偶々古屋方靜岡縣人デアリマシテ、又私モ靜岡ノ人間デアリマス爲ニ、當時ノ「ペルー」新聞雜誌ノ記事一切ヲ私ノ手許ニ送ツテ參リマシタカラ、古屋側ノ關係者カラ聽イテ調べ見マシタ所ガ、甚ダ吾々トシテハ面白クナイ點ガ多クアルト感シタ譯デアリマス、私ノ故テ次官ニ御意見ヲ伺ヒタイト云フ點ハ、此ノ古屋事件ノ如キヲ起スト云フヤウナコトガ原因トナリ、延テハ其ノ結果トシテ日本人ニ對スル中學生ノ排日運動ガ起キタノチヤナイカ、同時ニ相手國ノ國家權力ニ於テ一回モ日本ニ送還セントスル者ヲ取返サレルト云フコトハ、確カニコチラノ處置ニ納得ノ行カザルモノガアツタノチヤナイカト云フコトガ、吾々ノ首肯出来ナイ點トシテ殘ル譯デアリマス、多クノ海外ニ行ツテ發展セントスル者ノ中ニハ、素質ノ良イ者モアリマセウガ、又惡イ者モアリマセウ、同時ニ又派閥爭ヒヲスル場合モアルト思ヒマス、左様ナ場合ニ於テノ官憲ノ態度ト云フモノハ、派閥ヲナクシ、共ニ協力シテ發展サセル方ニ指導シテコソ、官憲ノ立場ガアルノデアリマス、ソレヲ一方ノ派閥ト共ニ、非合法的ニ夜半亂入シテ暴行ヲシ、而モ其ノ者ノ中ニ領事館員ガ入ツテ居タドト云フコトガ、若シ事實デアツテ居ラレバ、非常ニ拙イ話デアルト思フノデアリマス、直チニサウ云フ所ノ領事、責任者ハ事ノ如何ニ拘ラズ更

云フヤウナ状態アリマス、ソコデドウモ斯ウ云フ貿易ノ如キモノハ統合シタラ宜イ、商工省ト外務省ガ對立スルト云フヤウナコトハ止メテ宜カラウト云フノデ、今後統合スル方針ヲ進シテ行キタイト思フノデアリマス、是ハ外國側ノ斯ウ云フ疑ヒニ對シテハ、今後全力ヲ擧ゲテ之ヲ解決スルデアリマスガ、時節柄今後益々斯ウ云フ問題ニ付テモ困難デアラウト思フ、少クモ當分ノ内ハ中々向フガアソ、斯ウノト言フテ許可シナイデハナイカ、ソレヲ快レテ居ルヤウナ次第デアリマス

○山崎(親)委員 一、寸今ノ御答ヘニ依ツテ同ヒマスガ、是ハ前カラノコトデアリマスガ、外務省ト商工省トノ間ニ、對外貿易上、貿易省ノコトニ付テ、ドウモ巧ク行キマセヌ、是ハ近來ニ至ツテ相當輿論ニナリマシタガ、所謂通商貿易ニ關スル獨立ノ省ヲ設ケルト云フコトニ付テ、外務省ハヤハリドウシテモ御反對デアリマスカ、何カ此ノ時局ノコトデアリマスカ、ドウシテモ此ノ對外貿易ト云フモノハ擴張ヲ圖ラナケレバ正貨ハ流出スルバカリデ、獲得スル途ガ段々狭メラレ、尤モ南方英領印度、蘭印等ニ於テハ、他カラ來ナイナルト多少ハ要求致シマセウケレドモ、併シ前途中々ドウモ暗澹タルモノガアリマスガ、此ノ貿易省設置ト云フコトニ付テハ、時局ニ鑑ミラレテ、今マデノ行掛リヲ捨テテ、何トカ善處サレルヤウナ御考ヘハアリマセウカ、之ヲ伺ヒマシテ、私ノ質疑ヲ打切りマス

○大橋政府委員 此ノ所謂世間ニ於ケル通商局ト貿易局ノ統合問題ハ、一應理窟ハアルノデアリマスガ、私共外國見テ所ニ依ルト、何處デモ争ツテ居リ、紛糾シテ居ル

問題デアリマス、商務省ミタヤウナモノヲ設ケテヤラセルト、始終國防省トノ間ニ紛糾ガ絶ヘナイ、而モ今ノヤウニ貿易ガ殆ドマア國家ノ統制ノ下ニ行ハレ、或ハ清算、協定、或ハ「バーター」制度、サウ云フヤウナコトニナリマス、モウ殆ド通商問題ハ政治問題デアリマス、今外務省ノヤウテ居ル外交ノ殆ド大部分ハ實ハ經濟問題デアリマス、通商問題ハ經濟問題デアリマスガ、其ノ經濟問題ガ所謂政治問題ノ分野ヲ成シテ居ルヤウナ状態デアリマス、若シモ其ノ經濟問題ガ全部他ノ方ニ出テシマフト云フコトニナルト、實ハ外務省ナルモノノ存在ハ極メテ疑ハシイ、オカシナモノニナル、ソコデ寧ロ私ハヤハリ——研究シテ御答ヘスル譯デアリナイノデアリマスガ、私ノ時代ニナツテカラ其ノ問題ハ起リマセヌシ、能ク研究シテ居リマセヌガ、此處ニ於テ私ノ感ジテ居ル事ヲ言フ、寧ロ現ニアル機構ノ中ニ於キマシテ、人事ノ交流デアルトカ、或ハ其ノ他ノ方法ニ依ツテモツト關係ヲ密接ニシテヤウテ行ツタラドシテモノカト思フツテ居リマス、尤モ是ハ唯單ニ外務省ト商工省バカリデナク、日本ノ官僚ト云フモノハ「セクシ」ナリズムニ依ツテ皆對立シテ居ル、此ノ對立關係ト云フモノヲ一ツ内閣ニ人事局デモ作ツテ、其ノ内閣ヲ動任官以上ノ人事ヲヤルト云フヤウナコトニヤリマセバ、各省ノ對立關係ト云フモノハ打破サレバ、各省ノ對立關係ガ打破サレサヘスレバ、私ハ今ノ制度デモ少シモ差支ヘナイノデアリナイカ、今ノヤウニ外務省ハ外務省、商工省ハ商工省デ、人事的ニ頭張ルノデ、自分ノ所ノ繩張ヲ固執スル、斯ウ云フコトニナル、ダカラ私ハ是カラハソソナ各官廳

間ノ繩張根柢ヲ根本的ニ打破スル、此ノ點ニ付テ養鐵ヲ加ヘルコトガ出來レバ、今言ツタヤウナ問題ハ自然ニ解決スルノデハナイカト云フ感ジテ實ハ持ツテ居リマス、併シ今申シマシタ點ニ付テハ、實ハ私ハ餘地ガナカツタノデアリマスガ、研究シテ居リマセヌ、是レダケ御答ヘ致シマス

○山崎(親)委員 福田君ノ質問ニ關聯シテ一、寸……

○西村委員 アナタニ發言ヲ許シマスガ、農林大臣ハ今朝午前申出テ席ヲ束シテ居ツタノデアリマスガ、今日ハ出席不能ダト云フコトデアリマス、其ノ他ノ各大臣ノ方モ今日ハ出席不能ダト云フヤウナ状態デアリマス、午後ハ遺憾ナガラ休ミタイト思ヒマス、理事ノ方々ハ二時ニ段段御協議申上ゲタイコトガアリマス、御迷惑ナガラ此ノ席ニ御坐車ヲ頼ヒタイト思ヒマス、少シ長クテ御迷惑デアリマスガ、山崎君ノ質問問ヲ許シマシテ、モウ一人位簡單ニ御許シタイト思ヒマス、御諒承願ヒマス

○山崎(親)委員 先程ノ福田委員ト次官トノ間ノ質疑應答デ、私何ツテ見タイコトヲ發見シタノデアリマス、海外同胞保護ニ關スル點デゴザイマス、最近ノ新聞ニ依リマス、斯ウ云フ事ガ出テ居ルノデアリマス、一寸朗讀シテ見タイト思ヒマス、比高稅關ノ暴狀言語ニ絶ス、ガソジス、九ノ土産話、神戸電話、最近ノ「フイリ」官憲ノ暴狀ガ十四日朝八時半神戸ニ入港シタ大阪商船「フイリ」航路「ガソジ」丸九歸朝シタ某汽船乗組員松本鶴久君カラ次ノヤウニ語ラレタ、昨年一月一日ノコトデシタ、船ガ「ダウア」ニ入港スルト二名ノ稅關吏

アリマスカ、アツタトスレバ、是等ニ對シテハ、對手國ガ何國タルヲ問ハズ、邦人保護ノ立場ニ於テモ國際上ノ立場ニ於テモ、外務當局カラ強ク抗議シテ貰ハナケレバナラス點デアリマス、此ノ點ヲ先ツ一應承リタイノデアリマス

○大橋政府委員 其ノ點ハ私ハ實ハ存ジテ居リマセヌ、隨テ必要アレバ、亞米利加局カラ書面デ以テ回答サシタイト思フツテ居リマス、如何デセウカ

○山崎(親)委員 是ハ本日ノ新聞デモナイノデアリマスガ、其ノ點ハ外交上ノコトヲ慮ツテ文書ト言ハレルノデスカ

○大橋政府委員 サウ云フ譯デアリナイ、實ハ私ハ知ラナイノデスカ

○山崎(親)委員 至急御調べノ上、マダ本委員會ハ分科會モアル譯デアリマスガ、次ノ機會ニ之ヲ御答ヘ願フツテモ結構デアリマス、勿論色々ノ商權ノ擁護トカ何トカ云フコトハ、ソレハ色々海外ニ於テアラウト思ヒマスガ、生命線ニ居住權、サウ云フモノニ對シテ、安心シテ日本人ガ活動シ得ルヤウニ出先官憲ガ保護シテ貰ハスト工合ガ惡イト思ヒマス、先程カラ次官ハ大分率直ニ質問ニ對スル答辯ヲサレテ居リマスガ、私モ率直ニ申上ゲルノデアリマスガ、從來外國カラ歸ツタ人達ノ言フコトヲ聽クト、外國ノ行ツテ一番極ニ障ルノハ外務當局、所謂外務當局ト云フコトハ、大使館或ハ領事館ノコトヲ言フノデアリマスガ、是ハエライ役人ガ行ケバ非常ニヤホヤスルノダガ、人民ガ行ツタ場合ニ於テハ、實ニ御モホロド不親切デ、傲慢デ、サウシテ日本人ヲマルデ向フノ國人ノ立場ニ於テ見下スヤウナ態度デアリ、是程極ニ障ツタコトハナイト、殆

ド外國カラ歸ツテ來ル人達カラ吾々聽クノデアリマス、全部ハ私信ジマセヌガ、左様ナ聲ノ上ルト云フコトハ、是ハ何處カニ缺陷ガアルノデアリナイカ、斯ウ考ヘテ居リマス、今ノ大臣及ビ次官ノ御就任以後ニ於ケル人事刷新ノ如キハ非常ニ明快ニシテ、私ハ大イニ敬意ヲ拂ツテ居リマス、モウ一步進シテ外國ニ於テ變ナ事ヲ起シタリ、或ハ排日問題ガ理由ナク發生シタリシ場合ニ於テハ、其ノ理由ノ如何ヲ問ハズ、問變ヲ入レズ其ノ地ノ大使、公使或ハ領事ナドハ一齊ニ退シテシマツテ、サウシテソレガ出先外交官ノ責任デアルトナイトニ拘ラズ、氣分ヲ一新シテ其ノ不幸ナ出來事ニ對處スル位ノ對策ガ私ハ必要デハナイカト思フ、國內ニ於キマシテハ、警察署長トカ、或ハ裁判所デモ一ツノ大キナ問題ガ起キタリシマスト、直チニ人心ノ刷新ヲヤツテ方向ヲ變ヘテ行ク場合ガアルノデアリマス、ソコデ私ハ此ノ一ツノ例トシテ、先年起キマシタ南米ノ「ペルー」ニ於ケル排日暴動ノ點ニ付テ申述ベタイト存ジマス、アノ事件ガドウ云フ事情デアレダケ大掛リニ純真ナ學生生徒ノ手ニ依ツテ起ツタカト云フ原因、其ノ後ニ於ケル結果ハドウカ、アノ後御承知ノヤウナ「ペルー」ノ震災ガアリマシタ爲ニ、震災ノ騒ギデ、日本ノ方ノ受ケタ排日被害ト云フモノハ雲霧散シタヤウナ形ニ見エテ居ルノデアリマスガ、私ハ日本人ノ立場カラシテハサウ簡單ニ過サレナイト思ヒマス、殊ニアノ排日暴動ノ起ル前ニ出來マシタ古屋事件ト云フモノヲ少シク研究シテ見カ何トカ云フ理由ニ依ツテ、犯罪デモ何デモナイニ拘ラズ、一ツノ反對派ノ者ガ日本

ノ領事館員ト結托シテ夜間不意ニ侵入シテ古屋ヲ拉シ去ツテ之ヲ日本ニ送還セントシタ所ガ「ペルー」人ガ憤慨ヲ致シマシテ、「ペルー」ノ官憲ガ動き、遂ニ船ニマデ乗込シタモノヲ「ペルー」官憲ニ依ツテ古屋ヲ取返シタ、又ソレヲ再ビ連レ出シテ古屋ヲ船ニ乗セテ日本ヘ送還セントシタ所「ペルー」國ノ法律ニナイサウ云フ行動ヲ日本人ガスルト云フノハ怪シカラスト云フノデ、海軍「ランチ」ガ其ノ船ヲ追ヒ驅ケテ、停船命令ヲ出シテ其ノ船カラ古屋ヲ連レ歸ツタト云フ事件ガ、吾々ノ調べト依ルトアルノデアリマス、其ノ事件ニ關係シマシテ、古屋ノ家ニ使ツテ居ツタ「ペルー」人ノ婦人ガ侵入シタ日本人並ニ日本ノ領事館員ニ毆打サレタ爲ニ、發病致シマシテ、死シマシマツタ、其ノ事件ヲ非常ニ誇大ニ報ツテ、各新聞ハ漫罵入り、寫眞入りデ其ノ事件ノ報導ヲ爲シ、是ガ「ペルー」國ノ議會ノ問題トナリ、サウシテ日本人ニ對スル惡感情ト云フモノヲ非常ニ強メタ、而モソレニ領事館員ガ加ツテ居ツタト云フコトガ重大ナル原因ニナツテ居ルヤウニ聞イテ居ルノデアリマス、私ハ外務省ノ情報ト吾々ノ知り得タ事實トガ何處マデ一致シテ居ルカ能ク分リマセヌ、其ノ事件ハ日本人會ノ一部ノ者ノ派閥争ヒガ原因シタノダト思ヒマスガ、ソレニ領事館員ガ加ツテ、夜半日本ノ同胞ノ家ニ四十七七士ガ吉良邸ニ乘込ムヤウナ状態ニ於テ八方カラ亂入シテ、而モ「ペルー」人ノ婦人ヲ毆打シテ、爲ニ之ヲ殺シマシマツタト云フ事實、二回マデモ海軍「ランチ」ニ追跡サレテ古屋ヲ取戻サレタ、ソレガ向フノ議會ノ問題ニナリ、新聞雜誌ヲ賑ハスツタヤウナコトノ起ツタ後ニ、彼處ニ

送シテ、全ク新シイ陣容ニ於テ、「ベルギー」ニ對スル新シキ外交方針ヲ立テナケレバ...

○大橋政府委員 ドウモ外務省ノ出先官憲ガ「ワリス」ニ對スル態度ハ宜シクナイ...

○西村委員 山元君 時間ガアリマセヌカラ極メテ大難把ニ一問一答ハ拔キニシマシテ...

テ圓滿調ナラシムベク事務的ナ關係ヲ省イテ國家ノ偉大ナル實力ヲ發揮セシメ...

ルカ、十對六十對五ニナリハシナイカ、斯ウ云フ感ヲ持ツテ居ル、同時ニ又國民ノ思想、經濟生活斯ウ云フモノガ一年後...

ノヲ入レル、無論條約ハ信義ヲ守ル意味ノ條約ハアルケレドモ、信義ヲ守ラナイ時...

法ニ於テ國家ノ存立ノ爲ニハ、ドウ引續返ルカ分ラズト云フ一ツノ豫想ノ上ニ壯決メ...

ニ於テハ孫文ガ日本ニヤツテ來テ日本ノ志士ト交ツテ、サウシテ彼ハ國民政府ヲ作ツ...

本トノ間ニハ、第一ニ思想的ニ非常ニ異ツタモノガアル、又各種ノ懸案ガアルト云フ...

テ「ワリス」ニ對スル態度ハ宜シクナイト云フコトデスガ、是ハ實ハ私モ認メルノ...

○山元委員 時間ガアリマセヌカラ極メテ大難把ニ一問一答ハ拔キニシマシテ...

テ圓滿調ナラシムベク事務的ナ關係ヲ省イテ國家ノ偉大ナル實力ヲ發揮セシメ...

ルカ、十對六十對五ニナリハシナイカ、斯ウ云フ感ヲ持ツテ居ル、同時ニ又國民ノ思想、經濟生活斯ウ云フモノガ一年後...

ノヲ入レル、無論條約ハ信義ヲ守ル意味ノ條約ハアルケレドモ、信義ヲ守ラナイ時...

法ニ於テ國家ノ存立ノ爲ニハ、ドウ引續返ルカ分ラズト云フ一ツノ豫想ノ上ニ壯決メ...

ニ於テハ孫文ガ日本ニヤツテ來テ日本ノ志士ト交ツテ、サウシテ彼ハ國民政府ヲ作ツ...

本トノ間ニハ、第一ニ思想的ニ非常ニ異ツタモノガアル、又各種ノ懸案ガアルト云フ...

ソレカラ「アジア」共榮圈ノ設定ノ時期ト云フヤウナ御尋ネガアリマシタ、又「アジア」ノ革命ノ本部云々ト云フヤウナ御話ガ...

○田代委員 昨今大官カラ大體ノ説明ガアリマシテ、私ハ満足シマシタガ、其ノ中足元ヲ固メナケレバナラヌト云フコトハ、是ハ全然同感デアリマス、事實言フト、アジヤノ秩序ヲ作ル前ニ日本ノ秩序、日本ノ内ヲ整ヘルコトガ必要デアリマス、併シ事致ニ至ツテハ、ソレヲドウスルト云ツテモ、餘リニ時期ヲ失ツテ居ル、隨テ國際的ニ如何ニスルカト云フコトヲ考ヘル以外ニ方法ハナシト云フコトヲ一言申上ゲテ、私ノ質問ヲ終リマス

○西村委員長 田代君
○田代委員 昨今大官カラ大體ノ説明ガアリマシテ、私ハ満足シマシタガ、其ノ中足元ヲ固メナケレバナラヌト云フコトハ、是ハ全然同感デアリマス、事實言フト、アジヤノ秩序ヲ作ル前ニ日本ノ秩序、日本ノ内ヲ整ヘルコトガ必要デアリマス、併シ事致ニ至ツテハ、ソレヲドウスルト云ツテモ、餘リニ時期ヲ失ツテ居ル、隨テ國際的ニ如何ニスルカト云フコトヲ考ヘル以外ニ方法ハナシト云フコトヲ一言申上ゲテ、私ノ質問ヲ終リマス

○大橋政府委員 三十二號五厘ノ八十錢ニ要求シテ、サウシテソレヲ二割ニシタト云フコトデアリマスガ、實ハ「アコ」ノ債券問題ト云フモノハ漁業條約ニ一番重要ナル點デアリマシテ、是ハ漁業本條約ニ於テ實ハ論議サレテ決定サルベキモノデアル、ソレヲ暫定交渉ノ時ニ其ノ問題ヲ決メルト云フノハ不適當デアルト云フ主張ヲ致シマシタ、併シナガラ「ロシヤ」ノ方デハモウ少シ賈ハナケレバナラヌト云フ主張ガ強カツタモノデカラ、ソレナラバ借財ノ方デ二割出サウト云フ所デ折衝ツタデアリマス、別ニ其ノ他ニ深イ意味ガアル譯チヤアリマセス、ソレカラ向フ方急ニ折レテ來タト云フ其ノ原因ガ何處ニアルカト云フデアリマスガ、是ハモウ外務大臣トシテモ屢々論議ニ於テ説明ヲシテ、私見ヲ述ベラレテ居ルノデアリマスガ、本當ノ所ハ能ク分リマセス、私ハ對シテ關係ハ、實ハ過去十年以上モヤツテ非常ニ能ク知ツテ居ルノデアリマスガ、何ト致シマシテモ獨裁國デアリマシテ、獨裁者ノ命令ニ依ツテ是レ「デ」以テヤレト言ツタラモウソレニ驚ラニヤツテ行ク、今度ハソレヲ變ヘテ行ケト言ヘバ直グ變ツテ行ク、是ハ私ハ「ロシヤ」ノ制度上ノ原因ガ非常ニアルダラウト思フ、而シテ「ロシヤ」ノ今ノ權力者ナルモノハドウ云フ傾向ニアルカト云フト、ヤハリ日ソノ國交ノ調整ト云フモノニ付テハ彼等モ希望シテ居ル、此ノ能勢ト云フモノハ動カスコトガ

○田代委員 北方ハモウ既得ノ權益デアツテ、東亞共榮圈ノ中ニ入ツテ居ナイ、サウソレカラモウ一ツ、モウトモモウモウコトガアリマスガモウ時間ガアリマセヌノデヤメマスガ、アノ海關、關稅ノ保護條約ニ付テ一寸御伺ヒ致シマス、アレハ日英米間ニ明治四十四年ニ締結サレマシテ、ソレガ大正十五年ニナリマシテ十五年ヲ經過致シマシタカラ、ソコ改訂シナクチャイナナイノデアリマシタケレドモ有耶無耶ノ中ニ又十四年ヲ經過致シマシテ昨年ニ及ビマシタ、ソレデ昨年十月二十三日ニ至リマシテ外務省ハ他ノ三國ニ對シテ一年ノ廢棄告知ヲシマシテ、サウシテ一年後ニハ廢棄シテシマフゾト云フヤウナ通告ヲナサイマシタ、併シ其ノ時ニ其ノ後ノコトニ付テハオモヒニ相談シヨウチヤナイカト云フヤウナ通告デアツタラウト思ヒマス、然ル所聞ク所ニ依リマスレバ「アメリカ」カラハチヨイ「探」リヲ入レニ來テ居ルト云フヤウナ話ヲ聞及シテ居リマスガ、其ノ探リト云フノハドウ云フヤウナコトデアリマスガ、大體關稅ハ御承知ノ通り日本ノ領海ノ近クニハ居リマセス、「アラカス」カ「カナダ」ノ方ニ一番餘計居ルノデス、アノ當時保護條約ヲ結バウデハナイカト云ヒ出シタノハ「アメリカ」デアリマシテ、當時日本ハ之ニ對シテ好イ

○田代委員 「ソウ」エト「ガ折レテ出タウナ御話デアリマスルガ、一昨年ノ暫定協定マデハサウ云フ徵候ハアリマセスデシタ、其ノ儘行ツテシマヒマシタ、然ルニ今年ニナツテ漁場料ノ二割ノ値上ヲヤツタ、是ハ日本ノ讓歩デアリマス、日本ノ讓歩ガ今年カラ始ツタト云フコトニ付キマシテハ、私ハ斯ウ云フ考ヘヲ持ツテ居リマス、例ヘバ先程御話ノアツタ東亞共榮圈ノ如キモ、私ハ「ソウ」エト「ニ對スル一ツ」セマシテ「デ」ナカラウト思ハレルノデアリマス、其ノ證據ハ十一月ノ何日デゴザイマシタカ、審査會ノ外交部會デ大橋次官ガ御演說ナサイマシタ其ノ中ニ、共榮圈ノコトガ出マシテ、澤田代議士ガ、其ノ共榮圈ノ中ニ北「アジア」ガ入ツテ居ルノデアルカドウカト云フ質問ナサイマシタ時ニ、アナタハ北ハ入ツテ居ラナイト斯ウ云ハレマシタ、私等ハ尙ホ質問申上ゲヨウト思ヒマシタケレドモ、是以上説明スル譯ニ行カスト云フアナタノ御話デアリマシタカラソ

○大橋政府委員 若シ關係國デアル「ソ」聯

○田代委員 此ノ十月二十二日ニナリマス

○大橋政府委員 若シ關係國デアル「ソ」聯

○田代委員 此ノ十月二十二日ニナリマス

○大橋政府委員 若シ關係國デアル「ソ」聯

○田代委員 此ノ十月二十二日ニナリマス

○大橋政府委員 若シ關係國デアル「ソ」聯

○田代委員 昨今大官カラ大體ノ説明ガアリマシテ、私ハ満足シマシタガ、其ノ中足元ヲ固メナケレバナラヌト云フコトハ、是ハ全然同感デアリマス、事實言フト、アジヤノ秩序ヲ作ル前ニ日本ノ秩序、日本ノ内ヲ整ヘルコトガ必要デアリマス、併シ事致ニ至ツテハ、ソレヲドウスルト云ツテモ、餘リニ時期ヲ失ツテ居ル、隨テ國際的ニ如何ニスルカト云フコトヲ考ヘル以外ニ方法ハナシト云フコトヲ一言申上ゲテ、私ノ質問ヲ終リマス

○西村委員長 田代君
○田代委員 昨今大官カラ大體ノ説明ガアリマシテ、私ハ満足シマシタガ、其ノ中足元ヲ固メナケレバナラヌト云フコトハ、是ハ全然同感デアリマス、事實言フト、アジヤノ秩序ヲ作ル前ニ日本ノ秩序、日本ノ内ヲ整ヘルコトガ必要デアリマス、併シ事致ニ至ツテハ、ソレヲドウスルト云ツテモ、餘リニ時期ヲ失ツテ居ル、隨テ國際的ニ如何ニスルカト云フコトヲ考ヘル以外ニ方法ハナシト云フコトヲ一言申上ゲテ、私ノ質問ヲ終リマス

○大橋政府委員 三十二號五厘ノ八十錢ニ要求シテ、サウシテソレヲ二割ニシタト云フコトデアリマスガ、實ハ「アコ」ノ債券問題ト云フモノハ漁業條約ニ一番重要ナル點デアリマシテ、是ハ漁業本條約ニ於テ實ハ論議サレテ決定サルベキモノデアル、ソレヲ暫定交渉ノ時ニ其ノ問題ヲ決メルト云フノハ不適當デアルト云フ主張ヲ致シマシタ、併シナガラ「ロシヤ」ノ方デハモウ少シ賈ハナケレバナラヌト云フ主張ガ強カツタモノデカラ、ソレナラバ借財ノ方デ二割出サウト云フ所デ折衝ツタデアリマス、別ニ其ノ他ニ深イ意味ガアル譯チヤアリマセス、ソレカラ向フ方急ニ折レテ來タト云フ其ノ原因ガ何處ニアルカト云フデアリマスガ、是ハモウ外務大臣トシテモ屢々論議ニ於テ説明ヲシテ、私見ヲ述ベラレテ居ルノデアリマスガ、本當ノ所ハ能ク分リマセス、私ハ對シテ關係ハ、實ハ過去十年以上モヤツテ非常ニ能ク知ツテ居ルノデアリマスガ、何ト致シマシテモ獨裁國デアリマシテ、獨裁者ノ命令ニ依ツテ是レ「デ」以テヤレト言ツタラモウソレニ驚ラニヤツテ行ク、今度ハソレヲ變ヘテ行ケト言ヘバ直グ變ツテ行ク、是ハ私ハ「ロシヤ」ノ制度上ノ原因ガ非常ニアルダラウト思フ、而シテ「ロシヤ」ノ今ノ權力者ナルモノハドウ云フ傾向ニアルカト云フト、ヤハリ日ソノ國交ノ調整ト云フモノニ付テハ彼等モ希望シテ居ル、此ノ能勢ト云フモノハ動カスコトガ

○田代委員 北方ハモウ既得ノ權益デアツテ、東亞共榮圈ノ中ニ入ツテ居ナイ、サウソレカラモウ一ツ、モウトモモウモウコトガアリマスガモウ時間ガアリマセヌノデヤメマスガ、アノ海關、關稅ノ保護條約ニ付テ一寸御伺ヒ致シマス、アレハ日英米間ニ明治四十四年ニ締結サレマシテ、ソレガ大正十五年ニナリマシテ十五年ヲ經過致シマシタカラ、ソコ改訂シナクチャイナナイノデアリマシタケレドモ有耶無耶ノ中ニ又十四年ヲ經過致シマシテ昨年ニ及ビマシタ、ソレデ昨年十月二十三日ニ至リマシテ外務省ハ他ノ三國ニ對シテ一年ノ廢棄告知ヲシマシテ、サウシテ一年後ニハ廢棄シテシマフゾト云フヤウナ通告ヲナサイマシタ、併シ其ノ時ニ其ノ後ノコトニ付テハオモヒニ相談シヨウチヤナイカト云フヤウナ通告デアツタラウト思ヒマス、然ル所聞ク所ニ依リマスレバ「アメリカ」カラハチヨイ「探」リヲ入レニ來テ居ルト云フヤウナ話ヲ聞及シテ居リマスガ、其ノ探リト云フノハドウ云フヤウナコトデアリマスガ、大體關稅ハ御承知ノ通り日本ノ領海ノ近クニハ居リマセス、「アラカス」カ「カナダ」ノ方ニ一番餘計居ルノデス、アノ當時保護條約ヲ結バウデハナイカト云ヒ出シタノハ「アメリカ」デアリマシテ、當時日本ハ之ニ對シテ好イ

○田代委員 「ソウ」エト「ガ折レテ出タウナ御話デアリマスルガ、一昨年ノ暫定協定マデハサウ云フ徵候ハアリマセスデシタ、其ノ儘行ツテシマヒマシタ、然ルニ今年ニナツテ漁場料ノ二割ノ値上ヲヤツタ、是ハ日本ノ讓歩デアリマス、日本ノ讓歩ガ今年カラ始ツタト云フコトニ付キマシテハ、私ハ斯ウ云フ考ヘヲ持ツテ居リマス、例ヘバ先程御話ノアツタ東亞共榮圈ノ如キモ、私ハ「ソウ」エト「ニ對スル一ツ」セマシテ「デ」ナカラウト思ハレルノデアリマス、其ノ證據ハ十一月ノ何日デゴザイマシタカ、審査會ノ外交部會デ大橋次官ガ御演說ナサイマシタ其ノ中ニ、共榮圈ノコトガ出マシテ、澤田代議士ガ、其ノ共榮圈ノ中ニ北「アジア」ガ入ツテ居ルノデアルカドウカト云フ質問ナサイマシタ時ニ、アナタハ北ハ入ツテ居ラナイト斯ウ云ハレマシタ、私等ハ尙ホ質問申上ゲヨウト思ヒマシタケレドモ、是以上説明スル譯ニ行カスト云フアナタノ御話デアリマシタカラソ

○大橋政府委員 若シ關係國デアル「ソ」聯

○田代委員 此ノ十月二十二日ニナリマス

○大橋政府委員 若シ關係國デアル「ソ」聯

○田代委員 此ノ十月二十二日ニナリマス

○大橋政府委員 若シ關係國デアル「ソ」聯

○田代委員 此ノ十月二十二日ニナリマス

○大橋政府委員 若シ關係國デアル「ソ」聯

ト英國ト「アメリカ」ノ三國ガ、吾々ノ提議ニ基テ新シイ協定ヲ結ブコトニ同意シナイ限リハ、私ハ自由ヲラウト思ヒマス

○田代委員 併シ獲ルニシテモ、御承知ノ通り大キクナイ限リデスカラ、ドウシテモ小サイ港ニ入ラナケレバナリマセス、サウスルト「アメリカ」ノ小サイ港ニ日本ノ船ガ入リ込ムト云フコトニナリマスガ、其ノ邊ハヤハリ難カシモノデアリマセウカ

○大橋政府委員 ソレハ「アメリカ」ノ國內法ノ問題デアリマシテ、實ハ「アメリカ」ノ國內法デアラスウ云フ獸類、或ハ其他鮮ノヤウナモノニ致シマシテモ、或ハ「ハリバット」ノヤウナ魚ニ致シマシテモ、非常ナ保護ヲシテ居リマス、漁期ヲ一定シタリ、或ハ川ノ入口ナドハ獲ラセストカ、色々ナ保護規定ガアルノデ、私ノ想像ニ依リマス、恐ラクサウ云フモノヲ獲ルニ要スル港ニ入ルト云フヤウナ便宜ハ與ヘラレナイノデハナイカト思ハレル、ダカラヤハリ公海デアルト云フコトニナルノデハナイカト思ヒマス

○福田(關)委員 一寸今ノニ關聯シテ、只今ノ御話ハ無條約ニナルト、之ヲ濫獲スルト云フコトデアリマスガ、六月頃カラ樺太ノ海釣島ニ數千ノモノガ仔ヲ産ミニ來ルノデアリマス、ソコデ濫獲シテ差支ヘナイト云フコトニナリマス、其處ニ來ルモノハ一網打盡ニ日本ガ獲得スルコトガ出來ルノデアリマス、サウ云フコトヲシマスルト、丁度今仔ヲ産ミニ上ツテ來ル時デ、皆獲ラレシマフ、今マデハ小サイ牡ダケヲ獲テ居ラゲデスカラ、捕獲量モ決マツテ居タツガ、日本ノ海釣島ニ來ル數ハ大變ナモノデ、海釣島ハ全ク彼等デ埋マラ

レテシマフ、ソレヲ一遍ニ獲ツテシマツテ差支ナイト云フコトニナルト、是ハ大變ナ問題デアリマス、如何デスカ

○大橋政府委員 私ハ唯國際條約上カラ言ツテ、無條約ニナレバ自由ニ公海トカ日本ノ領海ニ於テドシ、獲ツテモ宜イト云フコトヲ申シタゲデ、ソレガ日本ノ産業、日本ノ利益ト云フ點カラ、無制限ニ獲ツタ方ガ宜イカ、或ハ相當ノ取締ヲシタ方ガ宜イカ、是ハ別問題デアリマス、ソレハ兎ニ角農釣獸方澤山居リマス魚ヲ食ツテシマフ、隨テ漁業ニモ影響ガアルト云フ點ガ實ハ吾々ガ農業ヲ要求シタ次第デアリマス、隨ヒマシテドノ程度ニ之ヲ獲ルベキカト云フコトハ、日本ノ國內法ニ於テ、農林省ガ研究シテ決定スベキデハナイカト思フノデアリマス、恐ラク農林省ニ於テハ其ノ點ニ付テ非常ニ研究シテ居ルノデハナイカト考ヘルノデアリマス

○福田(關)委員 日本ノ領海ニ彼等ガ參リマスノハ約三箇月位デアリマシテ、其ノ後ハ悉ク其ノ島ヲ去ツテ、世界ノ南北ヲ通ジテ、海洋ヲ自分ノ根據トシテ歩イテ居リマス、サウシテ一年後ニ再ビ海釣島ニ歸ツテ來マス、是ハ農林省ノ關係デモアリマスガ、外務省トシテ、今マデノ條約ノ精神モ之ヲ保護スル所ニアルノデアリカラ、外務省トシテモサウ云フ御意見デ進んで戴イタ方ガ宜イノデハナイカト思フ、仔ヲ産ミニ上ツテ來ルノヲ全部獲ルト、胎兒マデ獲ツテシマフコトニナルノデ、之ニ依ツテ世界ノ相當「プロセント」ハ獲ラレシマフコトニナリマスカラ、外務省トシテモ其ノ邊ハ能ク御考慮ノ上ニ、農林省ト御協定アラント云フ希冀致シテ置キマス

レテシマフ、ソレヲ一遍ニ獲ツテシマツテ差支ナイト云フコトニナルト、是ハ大變ナ問題デアリマス、如何デスカ

○大橋政府委員 私ハ唯國際條約上カラ言ツテ、無條約ニナレバ自由ニ公海トカ日本ノ領海ニ於テドシ、獲ツテモ宜イト云フコトヲ申シタゲデ、ソレガ日本ノ産業、日本ノ利益ト云フ點カラ、無制限ニ獲ツタ方ガ宜イカ、或ハ相當ノ取締ヲシタ方ガ宜イカ、是ハ別問題デアリマス、ソレハ兎ニ角農釣獸方澤山居リマス魚ヲ食ツテシマフ、隨テ漁業ニモ影響ガアルト云フ點ガ實ハ吾々ガ農業ヲ要求シタ次第デアリマス、隨ヒマシテドノ程度ニ之ヲ獲ルベキカト云フコトハ、日本ノ國內法ニ於テ、農林省ガ研究シテ決定スベキデハナイカト思フノデアリマス、恐ラク農林省ニ於テハ其ノ點ニ付テ非常ニ研究シテ居ルノデハナイカト考ヘルノデアリマス

○福田(關)委員 日本ノ領海ニ彼等ガ參リマスノハ約三箇月位デアリマシテ、其ノ後ハ悉ク其ノ島ヲ去ツテ、世界ノ南北ヲ通ジテ、海洋ヲ自分ノ根據トシテ歩イテ居リマス、サウシテ一年後ニ再ビ海釣島ニ歸ツテ來マス、是ハ農林省ノ關係デモアリマスガ、外務省トシテ、今マデノ條約ノ精神モ之ヲ保護スル所ニアルノデアリカラ、外務省トシテモサウ云フ御意見デ進んで戴イタ方ガ宜イノデハナイカト思フ、仔ヲ産ミニ上ツテ來ルノヲ全部獲ルト、胎兒マデ獲ツテシマフコトニナルノデ、之ニ依ツテ世界ノ相當「プロセント」ハ獲ラレシマフコトニナリマスカラ、外務省トシテモ其ノ邊ハ能ク御考慮ノ上ニ、農林省ト御協定アラント云フ希冀致シテ置キマス

○田代委員 只今福田君ノ質問デスカ、何モ心配シタコトハアリマセス、臆納獸ハ餘計居ルノデスカ、先程申シマシタ通り、日本ニ居ルモノヨリ、「アメリカ」ノ方ニ餘計ノデスカラ、私ハドンノ方カラ獲ツテ來ルウト思ヒマス、ソレハソレト致シマシテ、一寸聽キタイノハ、混合委員會ニ當業者ノ「エキスパート」ヲ入レナカウタ意味ハ何處ニアリマスカ、外交官バカリデ當業者トカ農林省ノ役人ヲ入レナカウタノハ、私一寸臆ニ落チヌノデスカ...

○大橋政府委員 混合委員會ト云フノハ、漁業問題ノ方デスカ、アレハ實ハ正直ナコトヲ申シマス、ソレハ日本ノ建川大使ノ方ノ稟請ガアツテ、ソレニ從ツタダケデ、別ニ漁業條約ヲドウスウシテシマハウト云フヤウナ趣旨デヤツタノデアリマセス、唯向フデドシ「入レヌヤウニシテ」リサウ云フ者ヲドシ「入レヌヤウニシテ」吳レト云フヤウナ希望ガアツタカラ、入レヌヤウニシタノデスカ、向ウデドウシテサウ云フコトヲ言ツテ來タカ、其ノ理由ニ付テハ實ハ聽カナカウタガ、向フノ希望ニ基イテヤツタノデアリマシテ、其ノ點ハ御心配ノ必要ハナイト思ヒマス、此ノ點ハ出來ルダケ有利ニヤラウト思ツテ居リ、決シテ吾吾ハドシ「漁業權ヲ讓ツテシマハウト」云フヤウナコトハアリマセスカラ、其ノ點ドウカ御心配ノナイヤウニ御願ヒ致シマス

○西村委員 然ラバ今日ハ是デ散會致シマス

午後一時三十分散會

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

第二類 第一號

第七十六回帝國議會 決算委員會議錄(速記)第九回

會議

昭和十六年二月十八日(火曜日)午前十時九分開議

出席委員左ノ如シ

- 委員長 西村 茂生君
- 理事小見山七十五郎君 理事野方 次郎君
- 理事鹽川 正藏君 理事福田關次郎君
- 理事高橋 義次君
- 淺井 茂猪君 伊東 岩男君
- 池田七郎兵衛君 池本甚四郎君
- 石坂 繁君 大内竹之助君
- 大島 寅吉君 大野 一造君
- 木村 淺七君 清水徳太郎君
- 田代 正治君 瀧澤 七郎君
- 中村 梅吉君 眞鍋 勝君
- 増永 元也君 松浦周太郎君
- 松本治一郎君 村瀨 武男君
- 山川頼三郎君 山元龜次郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

昭和十四年度歳入歳出決算、昭和十四年度各特別會計歳入歳出決算

○西村委員長 是ヨリ開會致シマス、今日ハ御承知ノヤウニ大蔵、農林、商工所管ノ質疑ヲナル豫定ノ日ニナツテ居リマス、大蔵省ハ一回大臣ガ御出席ニナリマシタガ、農林、商工ノ方ハ豫メ再三當該省ニ通告依頼ガシテアルノデアリマスガ、商工大臣ハ病氣ノ故ヲ以テ今日ハ出ララセ、農林大臣ハドウモ彼此レ農林省提出ノ法案ガ多イカラ出席ガ不可能ダ、然ラバ次官ハドウカ、斯ウ申シテ置イタノデアリマスガ、次官モ差支ガアツテ無理ダト云フコトデアリマス、豫テ理事諸君ニモ御協議申上ダタヤウニ、決算ノ審議ノ順序ハ斯ウ云フヤウニシタ方ガ當局ノ便利デアルカラト云フノデ、豫メ出席ノ日ヲ定メテ差繰リテ願ツテアルノデアリマス、所ガ御承知ノヤウニ昨日マデ大臣ノ出席サレザル投所ガ厚生、陸軍、外務、内務、此ノ四省ハ大臣ガ一回モ御出席ニナラナイノデアリマス、而シテ今日十八日ハ只今申上ゲルヤウニ兩大臣ノ出席竝ニ次官ノ出席モ不可能デゴザイマス、是デハ此ノ決算委員會ト致シマシテ、審議ガ委員長トシマシテモ出來ナイヤウニ思ヒマス、デ今日ハ是デ散會致シタイト思ヒマス、此ノ審議

鐵道省 經理局長 平山 孝君

拓務書記官 中野 勝次君

厚生書記官 生悦住求馬君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

昭和十四年度歳入歳出決算、昭和十四年度各特別會計歳入歳出決算

○西村委員長 然ラバ是ニテ散會致シマス、次會ハ明日午前十時カラ開會致シマス、午前十時十二分散會

衆議院決算委員會議錄第四回中正

頁	段	行	誤	正
三	二	一	二十人	二十二
三	二	八	八百五十	八百五十五
三	二	一五	五百三十五	五百三十一
三	二	二五	八百五十	八百五十五
三	二	三五	九百五十	九百
三	二	四五	千二百	千二百

衆議院決算委員會議錄第六回中正

頁	段	行	誤	正
三	六	一	一三行「五百三十五」ト言	「五百三十一」ト言
三	六	二	「五百四十三」ト云	「五百四十一」ト云

昭和十六年二月十八日印刷

昭和十六年二月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

第二類 第一號

第七十六回帝國議會 決算委員會會議錄(速記)第十回

1107

會 議
昭和十六年二月十九日(水曜日)午前十時十分開議

出席委員左ノ如シ

- 委員長 西村 茂生君
- 理事 石井徳久次君 理事野方 次郎君
- 理事 鹽川 正藏君 理事 福田關次郎君
- 理事 高橋 義次君 理事 森下 國雄君
- 淺井 茂猪君 伊東 岩男君
- 小山 亮君 淺沼稻次郎君
- 中村 梅吉君 池田七郎兵衛君
- 池本甚四郎君 石坂 繁君
- 増永 元也君 松本治一郎君
- 田代 正治君 瀧澤 七郎君
- 大内竹之助君 津倉 龜作君
- 山川頼三郎君 大島 寅吉君
- 大野 一造君 山元亀次郎君

出席國務大臣左ノ如シ

- 厚生大臣 金光 庸夫君
- 拓務大臣 秋田 清君
- 農林大臣 石黒 忠篤君

出席政府委員左ノ如シ

- 外務書記官 武内時之助君
- 内務書記官 三好 重夫君
- 大藏書記官 梅北 末初君
- 大藏書記官 日下部 滋君
- 營繕管財局理事 入江 昂君
- 司法書記官 石田 壽君
- 文部書記官 柴沼 直君
- 農林次官 井野 碩哉君
- 農林書記官 岡本 直人君

第二類第一號 決算委員會會議錄 第十回 昭和十六年二月十九日

- 食糧管理局長官 湯河 元威君
- 商工省化學局長 永田彦太郎君
- 商工書記官 末永 衛君
- 特許局長官 大貝 晴彦君
- 逓信省經理局長 山田 良秀君
- 鐵道省經理局長 鈴木 清秀君
- 鐵道省需品局長 平山 孝君
- 鐵道省需品局長 堀木 謙三君
- 拓務次官 北島謙次郎君
- 拓務省管理局長 副島 勝君
- 拓務省殖産局長 植場 鐵三君
- 拓務省拓北局長 今吉 敏雄君
- 拓務省拓南局長 森部 隆君
- 拓務書記官 中野 勝次君
- 朝鮮總督府政務總監 大野縁一郎君
- 朝鮮總督府財務局長 水田 直昌君
- 臺灣總督府總務長官 齋藤 樹君
- 臺灣總督府財務局長 中嶋 一郎君
- 樺太廳長官 小河 正儀君
- 南洋廳長官 近藤 駿介君
- 厚生次官 兒玉 政介君
- 厚生省體力局長 佐々木芳遠君
- 厚生省衛生局長 加藤於菟丸君
- 厚生省豫防局長 高野 六郎君
- 厚生省社會局長 熊谷 憲一君
- 厚生省労働局長 持永 義夫君
- 厚生省職業局長 内藤 寛一君
- 厚生書記官 生悦住求馬君
- 厚生書記官 高橋 敏雄君
- 厚生書記官 中島 賢藏君
- 厚生書記官 吉武 惠市君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
 昭和十四年度歳入歳出總決算、昭和十四年度各特別會計歳入歳出決算
 昭和十四年度國有財産増減總計算書
 ○西村委員長 是ヨリ開會致シマス、去ル二月十五日當委員會ニ於テ福田委員ト沼田政府委員トノ質問應答ニ於ケル福田君ノ發言中ニ不穩當ニ聞エルモノアリトシテ、福田君發言ノ速記録ニ付キテハ委員各委員諸君ノ發言ノ速記録ニ付キテハ委員長ニ於テ適當ニ處置スルコトヲ御諒解ヲ得テ置キマシタ、委員會散會後委員長ハ速記録ニ於テ速記原稿ヲ調査致シマシタ、其ノ結果福田委員ノ發言中當然字句ニ於テ訂正スベキモノアルヲ發見致シ、又其ノ他言葉ノ言ヒ廻シニ付キ訂正スルコトノ必要アルヲ認メ、右ノソレノ前所ヲ訂正致シマシタ、又他ノ委員諸君ノ之ニ關聯スル發言ニ付キテモ、唯言葉ノ言廻シノ點ニ於テ字句ヲ訂正スルヲ穩當ト考ヘテ、以上ノ各箇所ヲ訂正

致シマシタコトヲ茲ニ御報告シテ御諒解ヲ得テ置キマス、尙ホ之ニ關聯シテ同日沼田政府委員ヨリ該發言ノ取消要求ガアリマシタガ、此ノ點ハ其ノ際委員長ヨリ申述ベマシタ如ク、委員ノ發言取消ノ處置ハ委員長ニ於テナスベキモノナルコトヲ議會將來ノ爲メ特ニ申上ゲテ置キマス、是ヨリ農林省ニ對スル質問ヲ始メマス、鹽川君一寸御代リヲ願ヒマス
 (委員長退席、鹽川委員長代理着席)
 ○鹽川委員長代理 西村君
 ○西村(茂)委員 私ハ豫ネテ國民ノ健康増進ノ爲メ、又節米ノ意味ニ於キマシテ、更ニ精神作用ト云フ此ノ三ツノ觀點ニ立チマシテ、現在ノ白米食ヲ廢止シマシテ、玄米食ニスベシ、斯ウ云フ質問書ヲ出シテ置キマシタ、其ノ質問ニ對スル答辯書ハ、昨日本議會開會前ニ私ノ手ニ屆クヤウナ次第ナノデ、マダ其ノ答辯書ヲ具サニ拜見スル暇ヲ持チマセス、ソレレ此處ニ農林當局ガ御見エニナツタ際ニ、私ノ此ノ主張ハ大體右ノ質問ノ要旨其ノ他各委員會ニ於ケル私ノ質問デ大體御分リニナツテ居ルコトと思ヒマスシ、又御手許ニ差上ゲマシタ私ノ「パンフレット」ヲ御讀ミニナラスカモ知レマセヌガ、大方ノ「パンフレット」ノ臭ヒダケヲ御嗅ギニナリマシテ、ドウ云フコトガ書イテアルカト云フコトハ、表紙ノ題ヲ見テ御分リニナルコトト思ヒマス、ソレレ此ノ三ツノ目的ヲ達シ得ルモノデアルト云フ理由ハ時間ヲ要シマスカラ今日ハ省クコトニ致シ

マス、唯最後ニ過日請願委員會ノ方ニ出マシテ、此ノ玄米食ニ對スル食糧管理局長官ノ御答辯デゴザイマスガ、是亦私ハ敢テ非...

デアルガ、ソレダケデハナイノデゴザイマス、ボイント、ガ違フテ居リマス、即チ...

ノト一寸モ違ハナイノデ、高價ノ高騰額ヲ買フ必要ハナイ、ソレカラ糧ノ問題デアリ...

佐伯博士ノ研究所ノ發表カ知りマセスガ、厚生省ト農林省ト多分御打合せノ上デオヤ...

御研究ヲ願ヒタイト云フコトヲ願フテ、其ノ座ハ指キマシタ、只今次官ガ御見エデア...

ハ御研究ガ足リナイノデアリマシテ、玄米ハ煮ルト云フ考ヘ、以テヤレバ宜イノデア...

ソレデモウツ私ガ御注意申上ゲナケレバ...

「ディグリー」ニ變質シテ來ルコトヲ御諒解...

表ハ、是ハ「ユダヤ」榮養醫學デ國民ヲ誤ラ...

テ、國民ニ向ツテ斯ウ云フコトヲ言ツテ居...

コトデナケレバ、私ハ 天皇第一、臣道實...

シテハ最も大事ナ問題デゴザイマスノデ、...

ツノ國民食ト云フヤウナモノモ研究致シタ
イト存ジテ居リマシテ、農林省ノ從來ノ食
糧研究所ガゴザイマスガ、今回ソレヲ擴充
致シマシテ、斯ウ云ツタヤウナ問題、玄米
食ガ宜イカドウカ、又他ノ雜穀ヲ混ゼタ
國民食トシテ如何ナルモノガ宜イカト云フ
研究ヲ、十分ニ致シタト考ヘテ居リマス
カ、左様御諒承願ヒタイト思ヒマス

○西村(茂)委員 穀類ノ問題ガ出マシテ、
大變ニ結構ダト思ヒマス、アノ家庭テ何
マ、カナリヤ、ガ割合ニ健康ナノハナセカ、
粟ノ上ニ皮ガ附イテ居リマス、ダカラ變
質シテ居リマセス、口ノ先デ外ノ厚イ皮ヲ
カチノト割ッテ直グ食ツテ居リマスカラ、
變質シテ居リマセス、次ニ昨年来此ノ米ガ
ナゼコナニ足ラナクナツタカト云フコト
ヲ當局ハ御氣ガ付イテ居ルト思ヒマスガ、
私ノ見解ヲ此處申上ゲマス、私ハ斯ウ
ダト思ヒマス、是ハ詰リ臺灣ノ朝鮮ガ少シ
不作ダツタカラト云フコトデハナイ、向
不作ノ時ニハ、日本ミタイナ温帯ト熱帶
ノ寒帯ニ近イ所モアル國デハ、何レノ地方
デモ満足ニ豐作ト云フコトハアリマセス、
ソレガ自然界ノ原則デス、サウ註文通リ何
處モ豐作ト云フコトハナイ、然ラバ急ニ足
ラナクナツタト云フノハドウカト云フト、
皆不自然ナ食物ヲ攝ルカラデアル、是ハ少
シ當リ障リガアリマスガ、稗ナドハ油ガ強
イ、非常ニ結構ナ食物デゴザイマス、ソレ
ヲ東北ノ方デ割合ニ作ラナイ食ハナイヤウ
ニナツトハ、白米ガ口觸リニ好イカラト云
フテ從來ノモノヲ食ハナイ、ソレガ健康ヲ
害スルシ、又白米ガ餘計要ルコトニナリ、
又滿洲ノ方面、朝鮮ノ方面、臺灣ノ方面
住民ガ收入ノ多イノニ任セテ、文化生活ノ

日本ノクダラン考ヘ方ノ後ヲ追ウテ高粱ヲ
食フノヲ止メタリ、朝鮮、臺灣ノ從來ノ食
物ヲ食フノヲ止メテ、温帯産ノ白米ヲ多ク
食フカラ、病氣ニモナリ、米モ足ラナクナ
ツタノダト思ヒマス、ダカラ私ハ今ノ御話
ノヤウニ各種ノ雜穀ヲ御食ハセシナルコト
モ、是非非常ニ結構ダト思ヒマス、ソレデ
生省ノ榮養ニ對スル「アイデア」ガ間違ッ
居ルコトハ、私自身ガ大ニ努力シテ是正
致ス積リテ居リマスガ、ドチラガ宜イノカ
分ルト思ヒマス、私ハ私ノ立場デ現ニ厚生
省ニ申上ゲテ居リマス、大綱ニ言ヒマシ
テ、國民ノ食慾ト云フモノハ、君ノサウ云
フ理窟ノミデハイケヌモノダト仰シヤイマ
スカモ知レマセスガ、宮中ノ侍醫頭モ大體
西洋學者バカリデゴザイマスガ、ソレガ
玉體ニハ半擧メテ養ガ宜イシト云フコト
召上ツテイラセラルルノデス、此ノ時局ニ高
度國防國家ヲ建設スルト大變要ナコトヲ言
フテモ、玄米ヲ廢メテ帝國「ホテル」ノヤウ
ナ所ノミニ行ツテ、我ガ優勝手放題ナ食事
ヲシテ居ツテハ、私ハ國民ヲ指導スルコト
ハ出来ヌト思ヒマス、「ドイツ」ノヤウニヒト
ラーレ初メ、粗食ヲヤツテ、精神ヲ養フコト
コトデナケレバイケヌト思ヒマス、デアリ
マスカラ、分析トカ科學トカ云フコトハ先
ヅ第二ト致シマシテ、天子様ガ召上ルモノ
デアリ、又ソレガ多少ノ節米ニナリ、健康ニモ
ナルト云フコトナラバ、少シ口觸リノ惡イ位
ノコトハ我慢シナケレバ割ガ中ルト思ヒマ
ス、ソレデ此ノ點ハ「ツツ學者」ガ「ロリー」トカ
「ロリー」トカヤカマシイコトヲ言ハズニヤツ
テ戴キタイ、勿論私ハ確乎タル學問ノ基礎
ノ上ニ立ツテ申スノデアリマスガ、宣傳ノ
上ニ於テモ一宮中ノコトヲ申上ゲルコト

ハ畏多イコトデアリマスガ、兎ニ角左様ニ
オヤリニナラナイト、毎年々々一億トカ二
億トカ云フモノヲ、關領印度カ佛領印度カ知
ラヌガ、アンナ所ヘベコノ頭下デテ、
話ガ變ツタラ白慢シテ仰シタルト云フヤ
ウナコトデハ、國民モイケマセスガ、當局
モ大ニ考ヘナケレバナラヌト思ヒマス、モ
モ以上ノ御答ヘハ願ハナクテモ宜シイ
カラ、ドウカ一ツ此ノ點ハ大事ナコトデア
リマスカラ、此ノ事變ト食糧政策ト相俟ツ
テ篤ト御研究願ヒタイト思ヒマス

○森下委員 私ハ關聯シマシテ、拓務大臣
ニ御伺ヒスル前ニ、農林省ノ方ニ伺ヒタイノ
デスガ、農林省ハ人口一億増殖ニ關スル食
糧對策ト云フモノハ、ドウ云フ風ニ御樹テ
ニナツテ居リマスカ

○井野政府委員 現在ノ人口ハ段々殖エテ
參リマシテ、十年後ニハドノ位ノ人口ニナ
ルカト云フ見送シモ大體立チマシタノデ、
今般食糧増産ノ十年計畫ヲ樹立致シタノ
デアリマス、ソレニ依リマス、十年前ニ
大體米ヲ千二百萬石、大麥、裸麥、小麥ヲ
入レマシテ千二百萬石、ソレノ増産ガ出来
マスレバ、或ル程度ノ貯藏ヲ以テ今御話ノ
ヤウナ人口ヲ養フコト云フ計畫ニナツテ居
リマス、農林省トシマシテハ外人ノ口點ニ
ハ觸レテ居リマセスガ、併シ拓務省トモ此
ノ問題ニ付テ能ク相談シテ居リマスカラ、
外地全體ヲ通ジテ人口ヲ養ヒ得ル目安ハ、
外地方面ノ増産計畫ト相俟ツテ樹テ居ル
次第デアリマス

○森下委員 農林省ノ八千三百萬石計畫ト
云フモノハ、其ノ一千二百萬石ヲ入レテノ
御話デアリマスカ

○井野政府委員 左様デゴザイマス、現在
七千五百萬石トシテ、ソレニ千二百萬石ヲ加
ヘテ八千三百萬石ト云フ計畫ニナツテ居リ
マス

○森下委員 現在ノ六百萬町歩ノ耕地ニ對
シテ五百六十萬戸ノ農家戸數、一方之ニ對
シテ日本ノ滿洲移民計畫ハ、拓務大臣ハ再
再ハツキリ言ツテ居ラマスガ、二十年間
間ニ百萬戸ヲ送リ出ス、之ヲ四期ニ互ツテ
ヤル、之ニ付テ農林省ハドノ邊マデ我ガ國
ノ農村ノ現在ノ保有人口ト云フモノニ重點
ヲ置イテヤツテ居ラレカ、現在分村計畫
ト分村計畫ハ農林省デオヤリニナツテ居ル
ノデアリマシテ、是ハ五百五十萬戸乃至五
百六十萬戸ト云フハレテ居リマスガ、此ノ送
出計畫、又之ニ伴フ其ノ他ノ移民問題デア
リマスガ、現在ノ農村ニ對シテ十年後ノ今
ノ八千三百萬石計畫ト云フコトカラ見テ、
其ノ儘ソレヲ遂行シテ行ク御考ヘデアリマ
スカ、此ノ農村保有人口ノ重點ヲ一ツ御伺
ヒシタイト思ヒマス

○井野政府委員 現在ノ全人口ニ對スル農
村人口ノ割合カラ考ヘマス、之ヲ維持シ
テ參リマス、ドウシテモ農村ハ過小農ガ
多クナルト云フ傾向ニアリマスノデ、滿洲
移民モ滿洲國ヲ建設スル上ニ大事ナ問題デ
ゴザイマスカラ日本農村トシテモ或ル程度
此ノ方面ニハ人ヲ送ラナケレバナラス、只
今御話ノヤウニ拓務省ガ計畫シテ居リマス
ル二十年間ニ百萬戸ノ人口ヲ送ルト云ラ
コトハ大體國策トシテ決ツテ居ルノデアリマ
ス、隨テ今後ノ内地農村人口ノ保有何處
ニ標準ヲ置クカト申シマス、全人口ノ四
割ヲ標準ニ致シタイ、ソレダケハモウ農村
人口トシテ確保致シタイ、斯ウ云フ目安ヲ
持ツテ居リマス、隨テ過小農ヲ今度ハ適正

規模ノ農家ニ段々引直シテ參リマシテ、
サウシテ現在目標ト致シテ居リマスル八千
三百萬石ヲ其ノ農村人口ニ依ツテ生産シ
テ參リタイ、斯ウ云フ計畫ヲ持ツテ居ル次
デアリマス

○森下委員 農林省ハ分村計畫、分村計畫
ト云フモノヲ現在萬全ノ策ト思ツテヤツ
居ラレマスカドウカ、ソレヲ一ツ伺ヒタイ
ト思ヒマス

○井野政府委員 移民致シマス立場ニ於テ、
ドウ云フ方法ヲ執ツタ宜カラウカ、各村
カラバラノニ出スガ宜イカ、或ハ一村ノ
中ノ或ル部分ヲ分村シテ移民シタガ宜シ
イカト云フ問題ハ、農林省トシテモ色々研
究シテ居リマス、今ノ所バ「レ」ニ各方面
カラ出スヨリハ、ヤハリ一村ノ中ノ或ル部
分ヲ割イテ移民シタガ成績ガ良イノデア
リマス、デアリマスカサウ云フヤウナ方
法ヲ獎勵致シテ居リマス

○森下委員 私共モ他ニ途ハナイダラウト
思フノデアリマスガ、分村實行後ニ於ケル
母村友、私共ノ目ニ入りマスカト、耳ニ入リ
マスコトデハ、甚ダ吾々ノ理想ト違ツタ形ニ
現ハレテ來テ居ル、例ヘバ長野縣ノ率先シ
テ分村ヲ實行シタ所デモ、其ノ後ノ土地ノ
配分、或ハ母村ノ經營ト云フモノガ、計畫
トハ相當違ツテ來テ居リハシナイカ、農林
省ハ此ノ分村後ニ於ケル母村ノ土地問題或
ハ其ノ經營問題ニ對シテドウ云フ御考ヘヲ
持ツテ居ラレマスカ

○井野政府委員 只今森下委員ノ御指摘ニ
ナリマシタ分村後ノ母村ノ問題、是ガ一番
私ハ大事ナ問題ダト思フノデアリマス、現
在滿洲ニ分村致シマシタ後ノ母村ト致シマ
シテ、分村シタ爲ニ却テ非常大寂シカラ感

ズルト云フカ、元氣ヲ失フト云フカ、母村
ガ旨ク行カナイ例モ聞イテ居リマス、併シ
是ハマダ差詰メ分村シタ後ノ狀態デアリマ
シテ、農林省ノ指導モ亦稱ノ指導モ十分ニ
行ツテ居ナイ狀態デゴザイマス、寧ろ是等
ニ對シテハ土地配分ノ適正ヲ得、又經濟更生
ノ計畫ガ確立シテ參リマスレバ、結局過小
農十分ノ收益ヲ得ラレナイ農家ガ適正規
模ノ農家ニナツテ適當な收入ヲ得ルコト云
フコトニナルノデアリマスカ、ソレニ又明
ルミガ生レテ來ル、斯ウ考ヘテ居ルノデア
リマス、併シ其ノ分村ノ仕方ニ依リマシテ
ハ、今ノ御話ノヤウナ弊害モ考ヘラレマス
ノデ、分村ヲ致シマス時ニ十分ニサウ云フ
點ニハ留意シテ致サナケレバナラス、斯ウ
云フ風ニ考ヘテ居リマス

(鹽川委員代理退席、委員長清席)

○森下委員 今マデノ分村ノやり方見マ
スト、ヤハリ色々事情カラ地主、自作農
ヲ分村サセルコトハ非常ニ困難ナノデアリ
マス、小作人バカリガ移動シテ行ク、小作
人ガ分村シタカラ其ノ後ノ土地配分ガ良
ナルカト、實ハ私共モ最初簡單ニサウ考ヘ
タルノデ、所ガソレガ案外結果ヲ生シテ來テ居
ルノデ、結局是ハ少シ位出シテモ駄目ダ、
ヤハリ一村ノ三分ノ二近クノモノヲ分村シ
テ、三分ノ一ヲ殘サナケレバイケナイシ
ヤナイカト云フヤウナ考ヘヲ私共ハ持ツ
至ツタノデスガ、之ニ對シテ農林省ハドウ
云フ御考ヘデアラカ何ヒタイ

○井野政府委員 先程申シマシタヤウニ分
村ノ仕方ニ依リマシテ、分村致シマシタ移
民ノ成績モ良クナリマス、又殘ツタ母村
ノ狀態モ良クナル、其ノ仕方ガ色々時ノ事
情ニ依ツテ違ヒ、又小作條件或ハ地主關係

林省カラ來ラレル方法ト、拓務省カラ來ラレル方法ト、更ニ今度ハ色々關係カラ來マシテ、非常ニ困ツテ居リマス、農林省ノ方ハ農會關係ニ隨分感勞ガ宜イガ、拓務省ノ方ハ極メテ影ガ薄イ、折角面會ヲ申込シテモ一日二日遅レルト云フヤウナ、事務的ナ地方ニ於ケル不便ト云フモノハ恐ロシイモノデアリマス、此ノ點ハ農林省ハ能ク御分リト思ヒマス、農林省ハ拓務省ト能ク協議シテ、之ヲ一元化スルコトヲ御考ヘニナツテ、移民政策ヲヤツテ行ツタガ宜イデハナイカト考ヘマスガ、此ノ問題ニ對シテドウ云フ風ニ御考ヘニナツテ居リマスカ

○井野政府委員 滿洲移民問題ニ對シマシテハ、拓務省ノ間トモ十分ニ連絡ヲ保ツテヤツテ居ルノデアリマス、大體ノ考ヘ方ガ、日本ノ農村ノ住民ヲ滿洲ニ移民スルコトニ於テハ農林省ノ所管デアリマスカラ、農林省ガドノ部ヲ分テ滿洲ニ移民スルコトニ付テハ、農林省トシテ計畫致シ、サウシテ之ヲ決メマシテ後ニ於テ、其ノ訓練或ハ其ノコトハ、拓務省ノ所管デアリマス内原ノ訓練所ニ於テ訓練モ致シ、サウシテ船中ノ用意、或ハ移民スル爲メノ色々ノ費用、設備ト云フヤウナモノハ、是ハ拓務省ノ豫算トシテ執行シテ居リマスカラ、ソレカラハ拓務省ニ渡ス、斯ウ云フ風ニ立テ方デ、一應兩省ノ間ニハ連絡ヲ取レ、ソウシテ一元的ニナツテ居ルノデアリマス、唯一ツノ事務ノ問題ニナリマス、今御話ノヤウニ、兩省ノ役人ガ或ハ一ツノ村ヘ行ツテ色々違ツテ話モ起ルト云フコトモアルカモ知レマセスケレドモ、ソレハ部分的ノ問題デアリマシテ、全體的ノ關係ニ

於テハ、今中上ゲマシタヤウナ統制ヲ執ツテヤツテ居リマス、隨テソコニ若シモ御話ノヤウナ弊害ガアリマシタラ、是ハヤリ方ガ惡イデアリマスカラ、十分今後兩省ノ間ニ連絡ヲ執リマシテ、サウツタヤウナ二重ノ指導ノナヤウニ注意シテ參リタイト考ヘテ居リマス

○森下委員 了承致シマシタ、私ノ農村關係ノ質問ハ是デ終リマス

○西村委員 田代君

○田代委員 私人鮮食料品ノ價格調整ト云フコトニ付テ御所見ヲ伺ヒタイト思フデアリマス、私ノ質問ノ要旨ハ、低物價政策ヲ徹底スル爲メハ、價格ヲ公定スルノミナラズ、之ニ並行シテ配給ノ統制モ行ハネバナラズデハナイカ、然レモ拘ラズ、配給ノヤリ方ハ唯價格ヲ抑制スルニ止メテ、配給ノ準備ト云フコト、調整ト云フコトニ付テ非常ニ怠慢デアラフツト云フコト申上ゲマシテ、今後ドウ云フ御方針デアラレルカト云フノガ質問ノ要點デアリマス、就キマシテハ、關係ガ當局ノ御努力ニ依リマシテ圓滿ナル解決ノ曙光ヲ見出シタト云フコトヲ聞タニ及ンデ、私モ勢ヒ私ノ質問ノ中漁聯ニモ觸レルカモ知レマセスケラ、其ノ點御諒承レマシタ價格統制令ニ依ツテ一般ノ商品ハ價格ヲ抑制サレタデアリマス、然レモ所生鮮食料品ニ於キマシテハ、其ノ特殊性ノ爲ニ之ヲ除外セテ、然レニ除外セテカカレ日ニ増シ其ノ價格ハ騰貴シタデアリマス、是デハイカヌト云フノデ、政府ニ於ケレマシテハ、十五年ノ一月十五日ニ農林省、商工省、企業院、厚生省、此ノ方々ガ協議サ

レマシテ一ツノ具體案ヲ作成セタラシデアリマス、其ノ具體案ハドウ云フコトデアラスケレドモ、農林省ノ立テタ具體案ノ根幹ハ、生鮮食料品ハ生産者カラ直接消費者ニ行ケバ價格ハ低廉ニナルデアリカト云フノガ案ノ骨子デアラウラウト思ヒマス、ソレニ對シマシテ企業院並ニ厚生省モ、商工省ハ之ヲ極力反對サレマシテ、其ノ結果生鮮食料品ガ直配給會社デアリマス、ソレニ農林省モ賛成サレマシテ、其ノ案ガ實現サレヨウト致シタデアリマス、併シナガラ農林省ノ出向マデハ生産者ノ職域デアラルト云フコトハ、是ハ認メラレタラシデアリマス、ソコニ極力此ノ出向ノ統制ヲスルベク、追加豫算デアリマシタカ、四十五萬圓ノ出向統制ニ對スル助成金ガ通過致シマシテ、農林省ハ此ノ四十五萬圓ヲ獲得シタ、私ハ第一ニ御聽キシタイノハ、其ノ後其ノ四十五萬圓ノ金ガドウ云フ風ニ使ハレテ居リマスルカ、多分是ハ漁業組合或ハ其ノ他ノ出向團體ニ對シテ是ガ助成サレタモノト思ヒマスルケレドモ、ソレハドウ云フ風ニナツテ居リマスルカ、ソレヲ御聽キシタイノデアリマシタガ、三月八日ニ至リマシテ御承知ノ閣下ニ對シテ、結果、今マデ中央卸賣市場ヲ骨子トシテ價格調整ノ案ガ考ヘラレテ居タノガ、俄カニ應急處置ト云フコトニ相成ツタデアリマス、ソレニハ色々アリマシタガ、其ノ大綱ヲ決メラレマシタノガ三月八日ノ閣議デアリマシタガ、ソレヲ實行サレマシタノガ、在昔日ヲ空シウ致シマシテ、漸ク八月ニ至リマシテ之ニ對スル細カイ點ガ決メラ

レタノデアリマシタ、ニモ拘ラズ生鮮食料品ノ價格ハ益々暴騰シタ、ソレガ爲メ十月ニ至リマシテ漸ク此ノ價格ハ公定サレタデアリマス、私ガ御質問申上ゲタイノハ、生活必需品デアル所ノ此ノ生鮮食料品ニ對シテ、一月カラ一月ノ御考ヘニナツテ居ツタモノガ、漸ク九月ニナリマシテ、タツク此ノ價格ノ公定ヲスルト云フコトニ落着イタ、サウシテ此ノ配給ノ機構ニ關シマシテハ、考ヘテ居ラレルモノノ、色々相談ヲナサレタモノノ、一ツモ實現ヲシナイト云フノハ如何ナル理由ニ依リマスカ、之ヲ御聽キ致シタイノデアリマス、此ノ細カイ點ノ八月ニ決メラレマシタ價格調整ノ商工省案ト云フモノヲ見マスルト、價格ガ騰貴スルノハ仲立業者ガアル爲メデアル、仲立業者ガ口錢ヲ取ラカラ、價格ハ騰貴スルデアルト云フ建前カラデアリマセウ、色々仲立業者ノ人数ヲ減ラスコト、手數料ヲ輕減スルコト、ソレカラ騰貴ヲ成ベクヤラナイコト、協定賣ヲスルコトト云フコトデアリマス、ソレハドウ云フ觀念カラ出ルカト云フト、詰リ要スルニ仲立業者ガアルカ、ソレニ價格ヲ「ラス」口錢ト云フコトノ爲メ、價格ハ昂騰スルコト云フ建前カラデアリマセウケレドモ、私ハソレハモット深ク御考ヘニナラネバナラヌト云フコトヲ、申上ゲタイノデアリマス、現ニ漁業組合聯合會ガ色々販賣マデ手ヲ出シマシタガ、生産者モアリマス、ソレハ漁業組合聯合會、通稱「漁聯」ガ此ノ販賣ニ從事スルニ付テハ、是ハ法律的ニ非常ニ疑問ガアルラウラウト思ヒマスガ、是ガ販賣ヲスルト云フコトハ、要スルニ口錢ヲナクスト云フ建前カラ行キマシ

タノデセウケレドモ、漁師ノ方ハハナリ其ノ土地ニ來ル買付仲買人ニ對シテ賣付ケル、ソレハドウ云フ譯デアラルカト申シマス、漁聯ニナリマス仕切ガ遅レテ金ガ入ツテ來ナイ、買付人ニナリマス直ツ金ニナツテシマフ、斯ウ云フ譯デアリマス、是ハ詰リ別ナ意味デアリマシテ、漁師ノ心持ハ價格ハ高クナツテモ、其ノ方ガ便利ダト云フ建前カラ出マシタデアリマセウケレドモ、是ハ漁聯ニ此ノ販賣ヲ全部任セテモ、決シテ旨ク行クモノデアハナイト云フコト、一ツノ證據ニナルト思ヒマス、サウ云フ譯合デアリマシテ、此ノ仲立業者ノ口錢ヲナクスト云フコトバカリヲ目的ニ、色々案ヲ御立テニナルト云フコトハ、是非非常ニ問題ヒダラウト思フ、サウシテ又販賣ノ問題デアリマスガ、販賣ヲシテ物ガ高クナルカト云フコトハ、ソレハ能ク分リマセウ、成ベク協定賣ヲナスコト、サウシテ已ムラ得ザル乾燥品ノヤウナモノニ對シテハ、是ハ販賣ヲナスコトト云フ御方針ノヤウデアリマスガ、何方故ニ販賣ヲヤレバ物ガ高クナルカ、ソレハ政府當局ニ於テモシツカリシテ御信念ハナイダラウト思ヒマス、要スルニ協定賣ト云フコトニナリマス、賣ル方ハ非常ニ人数ガ餘計ニナリマス、賣ル方ハ非ニ人手ガ一人デ以テ大勢ヲ相手ニシテヤリマスカラ、時間モ掛ラナイ、人間モ少クテ済ムト云フコトニナリマスカラ、經費モ掛ラナイ、協定賣ダト申シ時間ガ掛リマス、サウシテ餘計ナ人数ガナケレバ之ヲ處理シテ行ク譯ニハ行キマセウ、サウシテ又難ノ方法ニ致シマシテモ、高イ所カラ低ク値ヲ付ケレバ、難高ニナルニ氣遣ヒハナイ、又値幅ヲ決メテ置キマシテ、其ノ價值

ノ範圍ニ於テ販賣ヲシテモ、又是ハ高クナラナイ、私ハアノ要綱ヲ見マシテ、成ベク協定賣ニシテ、サウシテ販賣ヲナスコトニ付テハ、御考ガ淺カウラウト思フ、案ノ定其ノ結果協定賣ト云フコトニ相成リマシタ爲メ、非常ニ品物ガ分散シテシマツタ、アノ値ガ決マツタモノデアレバ、何處デ賣ツテモ宜イデアハナイカト云フノデ、御承知ノ市場外ノ取引ト云フモノガ、盛ンニ相成ツタノデアリマス、無論是ハ價格ヲ公定サレタノモ原因ヲシタノデアリマシテ、價格ヲ公定シタ結果、斯ウ云フ價格ニ決マツテ居レバ、無理ニ市場ニ賣ラヌデモ宜イデアナイカ、此處デ以テ賣ツテシマフト云フ譯デ、賣ルト云フコトニ相成ツタノデアリマス、サウ云フ缺點ガアリマスカラ、政府當局ニ於ケレマシテモ、今後此ノ調整問題ニ關シマシテハ、モウ少シ御考ヘテ願ヒタイト思フノデアリマス、ソコデ御聽キ致シマスノハ、前申シマシタヤウニコンナニ在昔日ヲ空シウシテ漸ク半年以上モ掛ツテ價格ヲ公定スルト云フコトガ實現サレタノミデアツテ、マダ〳〵配給統制問題ニ付テ根本的ナ御對策ガナイノハ、ドウシタモノカト云フコトヲ御聽キ致スト共ニ、今ノ中央卸賣市場ト漁聯トノ關係ヲ御入レニナツタ上デ、今後ノ生鮮食料品ニ對スル配給統制ノ御方針ヲ承リタイト思ヒマス

○井野政府委員 只今田代委員ノ御質問ニナリマシタ所ノ、生鮮食料品ニ對スル價格並ニ配給問題ニ關シマシテハ、私ハ大體アノナト同ジヤウナ氣持ヲ持ツテ居ルデアリマス、一體生鮮食料品ニ對シテ、配給統制ノ機構ガ整備シナイ内ニ、公定價格ヲ決メルコトハ非常ニ無理ガアルト私ハ思フ、

實ハ私ニ二年程役人ヲ辭メテ居リマシテ、其ノ間ニ此ノ問題ガ進デ參ツタノデアリマスケレドモ、民間ニ居リマシテ此ノ問題ハドウシテモ生鮮食料品ニ對シテハ、配給統制ノ機關ヲ完備シテ、其ノ後ニ價格統制ノ問題ニ入ラナケレバナラヌト云フ、主張論者デアツタノデアリマス、農林省ニモ參リマシテ斷ニス其ノ議論ヲ致シテ居リマシタ、所ガ御承知ノヤウニ初メノ政府ノ行キ方ト云フモノハ、結局生鮮食料品ニ對シテハ、ヤハリ配給機關ヲ完備スルコトガ先決デアツテ、價格ノ問題ハ第二段デアラルト云フコトデ、ズツト政府自體モ進ンデ參ツタノデアリマス、ソレガ只今御述ベニナリマシタ九・一八ノ「ストップ」令ノ時ニハ、生鮮食料品ヲ除キマシテ、サウシテ自由ニシテ置イタ、而モ其ノ後十五年ノ一月十五日ノ農林、商工ノ具體案ト云フモノハ、配給統制機構ノ完備ノ案デアツタノデアリマス、併シ其ノ一端トシテハ、例ヘバ直賣ノ配給會社ヲ作ルトカ、色々ナコトヲ致シマシタガ、ソレハ吾々カラ見マスト末梢ノ問題デ、根本的ナ配給統制機構ハ、マダ出來テ居ナカウタト私ハ思フノデアリマス、其ノ内ニ段々ト生鮮食料品ニ對スル物價問題ガ喧シクナツテ參リマシテ、御承知ノ商工省ニゴザイマス、生鮮食料品ニ對シマシテ、此ノ問題ガ取上ケラレテ、ドウシテモ生活必需品トシテ、生鮮食料品ノ價格ヲ決メナケレバイカス、決メ方ハ難カシイカモ知レナイガ、大雜把デモ宜イカラ決メテシマハナケレバナラヌト云フ論ガ、應倒的ニ起ツテ參リマシテ、政府モソレヲ防止シ得ズシテ、遂ニ價格公定ニナツタモノト私ハ思ツテ居ルノデアリマス、隨テ其ノ決メ方モ御承知ノヤウニ數

シテモ此ノ際一ツ配給機構ノ根本的ナ建直
シヨシナケレバナラヌト考ヘテ居ルノデアリ
マス、隨テ今水産局食品共ニ命ジマシテ、
其ノ根本的ナ配給統制機構ノ改革案ヲ立案
サシテ居リマス、唯當面ノ問題トシテ魚市
場ト魚船トノ問題ガ起ツテ参リマシタガ、
是ハ當面ノ問題デアリマスカラ、應ニ對策
トシテノ解決策ヲ今講ジツツアリマスカラ、
是ハ恐ラク私共モ最近解決スルト考ヘテ居
リマスガ、其ノ解決ハ唯應ニ對策デアリマ
シテ、根本ノ解決ハゴザイマセス、デア
リマスカラ根本的ニハドウシテモ生鮮魚介
類ニ對スル公定價格ト相俟ツテ、配給機構
ノ改善ニ乘出シテ行カナケレバナラヌノ
デハナイカト信ジテ居リマス、デアリマス
カラ大體御述ベニナリマシタ御趣旨ハ私ハ
全ク同意デアリマシテ、ソレハ十分ニ合マ
デヤツテ居ラナカウツト云フコトハ、是ハ農
林省商工省ニ仕事ガ分レテ居ツト云フコ
トト、モウ一ツハ世間ノ輿論ガ生鮮食品ノ
公定價格ヲ是非シナケレバナラヌト云フ強
イ要望ノ爲ニ、其ノ方ヲ急イデヤツタト云
フコトカラ生ジテ來テ居ル色々ノ問題ダト
考ヘマスノデ、今後ハサウ云フ點ニ付テ十
分考慮シテ参リタイト考ヘテ居リマス

○田代委員 根本的ノ方針ヲ今承ツテ見
テノデアリマスケレドモ、先程申上ゲタ通
リ昨年一月カラ御考ヘニナツテ居上ゴト
デアリマスカラ、根本ノ方針ト云フモノハ決
マツテ居ル管デアリマス、サウシテ價格ヲ
抑制スル爲ニハ、今仰シヤイマシタ通り、
價格ヲ公定スルコト、配給ノ統制ヲスルコ
トトハ、前カラ分ツテ居ル管デアリマスカ
ラ、今是カラ考ヘルト仰シヤルト、私ハソ
レニ實際ノタツチニシテ居ル商賣人デアリマ
ス、尙更痛感スルノデアリマス、ソコ
農林省ガ去年四十萬圓ノ豫算ヲ以テ出荷ノ
統制ヲ助成スルコト云フコトニナツテ居リ
マスガ、此ノ農林省ノ御考ヘノ出荷ト云フ意
味ハ、販賣マデ含マレテ居ル意味デアリマ
スカ、之ヲ伺ヒマス

○井野政府委員 出荷ト申シマスノハ、集
荷デアリマス、配給マデハ入ツテ居リマセ
ス

○田代委員 魚船ノ方針ハ色々ノ本ニモ出
テ居リマスガ、即チ魚ヲ集荷シテソレヲ出
荷シテ、之ヲ共同販賣機關ニ依ツテ販賣ス
ルト云フ建前ノヤウニナツテ居リマス、先
般卸市場ト相談ノ結果ハ、即チ販賣配給ノ
部門ハ卸市場ニ任スコトニナツタヤウニ聞
イテ居リマスガ、此ノ魚船ノ販賣ニマデ手
出スト云フコトハ、非常ニ決意ト固イ方針ガ
アルノデアリマシテ、即チ農林省御獎勵ニ
テ居ル所ノ計畫生産、是ニモ非常ニ關聯
ヲ持ツテ居ルノデアリマスカラシテ、販賣カ
手ヲ引クコト云フコトハ、手ヲ足ラぬ取ラレ
ヤウナモノト云フコトハ、魚船ト致シテ容易ニ承
服出來難イコト思ヒマス、ソレデスカラ
之ヲ承服サセルニハ、相當ノ何カ妥協條件
ガ要ラダラウト思フ、現ニ魚船ハ昆布トカ
若布ト販賣ニ付キマシテハ捐ガ行キマス、
皆ク儲ケテ居ルノハ鮮魚ダケデアリマス、
一億圓ニ及ンデ居ルノデアリマスガ、其ノ
三分ノ一ニモ達シテ居ル、サウ致シマス
モウ自分ノ賣デアアルダラウト思ヒマス、之
ヲ直ダ離シテシマフコト云フコトハ考ヘラ
レマセス、何カ妥協條件ト云フモノ
ガデアリマスガ、御伺ヒ致シマス

○井野政府委員 今マデ配給ニ對シマシテ
ハ、中央卸賣市場ト云フモノガ都合ニ於テ
當ツテ居リマシテ、ソレニ對シテ最近全魚
船ガ都合ニ於テ、直賣ノ配給機關ヲ設ケケ
ト云フコトハ、何ニ原因シテ居ルカト云フ
コトヲ考ヘテ見マス、結局中央卸賣市場
ノ中間手數料ト云フモノニ對シテ、漁民ガ
是ハ少シ高過ギルト云フ氣持カラ、自ラノ
持ツ魚船ヲ利用致シマシテ、其ノ進出ヲ圖
ツタコトト思ヒマス、御承知ノヤウニ從來
ハ中央卸賣市場トシテハ、卸賣市場ノ方ガ一
割七分ノ口錢ハ、相當生産者カラ見ルト高
イ口錢ニナリマスノデ、昨年暮ニ商工省ト
シテハ此ノ値下ヲ色々努力サレマシテ、結
局一割六分ニ下ゲタ、併シ現在デモ六分
七分デ一割三分ノ口錢ニナツテ居リマス
カテ、ソレニ對シテ魚船ハ現在四分四、五厘
デ扱ツテ居リマスノデ、其ノ方ガ生産者
ニ消費者ニ有利デアルト云フ立場カラ、今
回ノヤウナ事態ガ起ツテ參ツタデアリマ
ス、併シ是ハヤハリ中央卸賣市場ト云フモ
ノ從來ノ機能ト云フモノヲ考ヘテ行カ
ケレバナラヌノデハナイカト思フ、唯最近
ニ於テ業者ノ爲ニ非常ニ有利デアルカラト
云ツテ、從來ノ機能ヲ直チニ破壊シテ、自
ラノ機構ヲ持ツト云フ行キ方ハ、是ハ餘程考
ヘナケレバナラヌノデハナイカト思フ、全
魚船モ無論業者ノ爲ニ色々ノ仕事ヲシテ居
リマスガ、併シ從來ノ方針トシマシテハ、
産業組合ナリ、全魚船ナリ、ソレ等ノ方ハ
主トシテ集荷ニ當リ、配給ノ方ハ商人ヲシ
テ當ラシメルト云フ閣議決定ノ趣旨ニ考ヘ
マシテモ、全魚船トシテハ配給マデド
乗出シテ行クコト云フコト、商人ノ部門ニ入

レニ實際ノタツチニシテ居ル商賣人デアリマ
ス、尙更痛感スルノデアリマス、ソコ
農林省ガ去年四十萬圓ノ豫算ヲ以テ出荷ノ
統制ヲ助成スルコト云フコトニナツテ居リ
マスガ、此ノ農林省ノ御考ヘノ出荷ト云フ意
味ハ、販賣マデ含マレテ居ル意味デアリマ
スカ、之ヲ伺ヒマス

○田代委員 魚船ノ方針ハ色々ノ本ニモ出
テ居リマスガ、即チ魚ヲ集荷シテソレヲ出
荷シテ、之ヲ共同販賣機關ニ依ツテ販賣ス
ルト云フ建前ノヤウニナツテ居リマス、先
般卸市場ト相談ノ結果ハ、即チ販賣配給ノ
部門ハ卸市場ニ任スコトニナツタヤウニ聞
イテ居リマスガ、此ノ魚船ノ販賣ニマデ手
出スト云フコトハ、非常ニ決意ト固イ方針ガ
アルノデアリマシテ、即チ農林省御獎勵ニ
テ居ル所ノ計畫生産、是ニモ非常ニ關聯
ヲ持ツテ居ルノデアリマスカラシテ、販賣カ
手ヲ引クコト云フコトハ、手ヲ足ラぬ取ラレ
ヤウナモノト云フコトハ、魚船ト致シテ容易ニ承
服出來難イコト思ヒマス、ソレデスカラ
之ヲ承服サセルニハ、相當ノ何カ妥協條件
ガ要ラダラウト思フ、現ニ魚船ハ昆布トカ
若布ト販賣ニ付キマシテハ捐ガ行キマス、
皆ク儲ケテ居ルノハ鮮魚ダケデアリマス、
一億圓ニ及ンデ居ルノデアリマスガ、其ノ
三分ノ一ニモ達シテ居ル、サウ致シマス
モウ自分ノ賣デアアルダラウト思ヒマス、之
ヲ直ダ離シテシマフコト云フコトハ考ヘラ
レマセス、何カ妥協條件ト云フモノ
ガデアリマスガ、御伺ヒ致シマス

○井野政府委員 出荷ト申シマスノハ、集
荷デアリマス、配給マデハ入ツテ居リマセ
ス

○田代委員 魚船ノ方針ハ色々ノ本ニモ出
テ居リマスガ、即チ魚ヲ集荷シテソレヲ出
荷シテ、之ヲ共同販賣機關ニ依ツテ販賣ス
ルト云フ建前ノヤウニナツテ居リマス、先
般卸市場ト相談ノ結果ハ、即チ販賣配給ノ
部門ハ卸市場ニ任スコトニナツタヤウニ聞
イテ居リマスガ、此ノ魚船ノ販賣ニマデ手
出スト云フコトハ、非常ニ決意ト固イ方針ガ
アルノデアリマシテ、即チ農林省御獎勵ニ
テ居ル所ノ計畫生産、是ニモ非常ニ關聯
ヲ持ツテ居ルノデアリマスカラシテ、販賣カ
手ヲ引クコト云フコトハ、手ヲ足ラぬ取ラレ
ヤウナモノト云フコトハ、魚船ト致シテ容易ニ承
服出來難イコト思ヒマス、ソレデスカラ
之ヲ承服サセルニハ、相當ノ何カ妥協條件
ガ要ラダラウト思フ、現ニ魚船ハ昆布トカ
若布ト販賣ニ付キマシテハ捐ガ行キマス、
皆ク儲ケテ居ルノハ鮮魚ダケデアリマス、
一億圓ニ及ンデ居ルノデアリマスガ、其ノ
三分ノ一ニモ達シテ居ル、サウ致シマス
モウ自分ノ賣デアアルダラウト思ヒマス、之
ヲ直ダ離シテシマフコト云フコトハ考ヘラ
レマセス、何カ妥協條件ト云フモノ
ガデアリマスガ、御伺ヒ致シマス

○井野政府委員 今マデ配給ニ對シマシテ
ハ、中央卸賣市場ト云フモノガ都合ニ於テ
當ツテ居リマシテ、ソレニ對シテ最近全魚
船ガ都合ニ於テ、直賣ノ配給機關ヲ設ケケ
ト云フコトハ、何ニ原因シテ居ルカト云フ
コトヲ考ヘテ見マス、結局中央卸賣市場
ノ中間手數料ト云フモノニ對シテ、漁民ガ
是ハ少シ高過ギルト云フ氣持カラ、自ラノ
持ツ魚船ヲ利用致シマシテ、其ノ進出ヲ圖
ツタコトト思ヒマス、御承知ノヤウニ從來
ハ中央卸賣市場トシテハ、卸賣市場ノ方ガ一
割七分ノ口錢ハ、相當生産者カラ見ルト高
イ口錢ニナリマスノデ、昨年暮ニ商工省ト
シテハ此ノ値下ヲ色々努力サレマシテ、結
局一割六分ニ下ゲタ、併シ現在デモ六分
七分デ一割三分ノ口錢ニナツテ居リマス
カテ、ソレニ對シテ魚船ハ現在四分四、五厘
デ扱ツテ居リマスノデ、其ノ方ガ生産者
ニ消費者ニ有利デアルト云フ立場カラ、今
回ノヤウナ事態ガ起ツテ參ツタデアリマ
ス、併シ是ハヤハリ中央卸賣市場ト云フモ
ノ從來ノ機能ト云フモノヲ考ヘテ行カ
ケレバナラヌノデハナイカト思フ、唯最近
ニ於テ業者ノ爲ニ非常ニ有利デアルカラト
云ツテ、從來ノ機能ヲ直チニ破壊シテ、自
ラノ機構ヲ持ツト云フ行キ方ハ、是ハ餘程考
ヘナケレバナラヌノデハナイカト思フ、全
魚船モ無論業者ノ爲ニ色々ノ仕事ヲシテ居
リマスガ、併シ從來ノ方針トシマシテハ、
産業組合ナリ、全魚船ナリ、ソレ等ノ方ハ
主トシテ集荷ニ當リ、配給ノ方ハ商人ヲシ
テ當ラシメルト云フ閣議決定ノ趣旨ニ考ヘ
マシテモ、全魚船トシテハ配給マデド
乗出シテ行クコト云フコト、商人ノ部門ニ入

○田代委員 魚船ノ方針ハ色々ノ本ニモ出
テ居リマスガ、即チ魚ヲ集荷シテソレヲ出
荷シテ、之ヲ共同販賣機關ニ依ツテ販賣ス
ルト云フ建前ノヤウニナツテ居リマス、先
般卸市場ト相談ノ結果ハ、即チ販賣配給ノ
部門ハ卸市場ニ任スコトニナツタヤウニ聞
イテ居リマスガ、此ノ魚船ノ販賣ニマデ手
出スト云フコトハ、非常ニ決意ト固イ方針ガ
アルノデアリマシテ、即チ農林省御獎勵ニ
テ居ル所ノ計畫生産、是ニモ非常ニ關聯
ヲ持ツテ居ルノデアリマスカラシテ、販賣カ
手ヲ引クコト云フコトハ、手ヲ足ラぬ取ラレ
ヤウナモノト云フコトハ、魚船ト致シテ容易ニ承
服出來難イコト思ヒマス、ソレデスカラ
之ヲ承服サセルニハ、相當ノ何カ妥協條件
ガ要ラダラウト思フ、現ニ魚船ハ昆布トカ
若布ト販賣ニ付キマシテハ捐ガ行キマス、
皆ク儲ケテ居ルノハ鮮魚ダケデアリマス、
一億圓ニ及ンデ居ルノデアリマスガ、其ノ
三分ノ一ニモ達シテ居ル、サウ致シマス
モウ自分ノ賣デアアルダラウト思ヒマス、之
ヲ直ダ離シテシマフコト云フコトハ考ヘラ
レマセス、何カ妥協條件ト云フモノ
ガデアリマスガ、御伺ヒ致シマス

○井野政府委員 出荷ト申シマスノハ、集
荷デアリマス、配給マデハ入ツテ居リマセ
ス

マ、併シ其ノ仕事ガ兩所ニ分レマシテモ、今同ノ事務調整ニ根本的ノ色々ノ細カキ點マデノ打合せガ出來テ居リマスカラ、事務上ニ於テ相剋摩擦ヲ生ズル心配ハ決シテナイト考ヘテ居リマスカ

○田代委員 アノ調整サレマシク形カラ見マスト、生産ニ重點ヲ置カレナイデ、消費ノミニ重點ヲ置カレテ、詰リ水産物ノ増産ヲスルコト云フコトヨリモ、之ヲ如何ニシテ消費スルカ、ソレニ付テノ事務ヲドウ云フ風ニスルカ云フコトニノミ重キヲ置カレタヤウニ考ヘテ居ルノデアリマスカ、無論サウデナイト云フ御返事デアリマスカレドモ、其ノ邊ハ如何デアリマスカ、例ヘバ、儲蓄ノ如キハ生産ト消費トノ二ツニ分レテ居リマスカ、是ハ儲蓄者ニ取ツテ大變ナ問題デアラウト思ヒマスカ、其ノ點ハドウ云フ風ニ御考ヘデアリマスカ

○井野政府委員 今回ノ事務調整ニ依リマシテ、消費部門ヲ重クシテ生産部門ヲ輕クシタコト云フコトハ決シテゴザイマセズ、生産部門ハ生産部門トシテ力ヲ入レ得ルヤウナ組織ニ致シマシク、唯儲蓄ニ付テ今御質問ガアリマシク、儲蓄ヲ一ツノ所ニ集メマシク、是ハ從來ノヤウニ水産物ヲケノ儲蓄デナク、儲蓄ハ農産物モアレバ、畜産物モアルノデ、儲蓄行政ヲ一箇所ニ統一致シマシク方今日ノヤウナ數少イ時代ニ如何ニ能率ヲ擧ゲルカト云フコトニ付テ、又輸出ノ點ニ於テ非常ニ有利デアリマスカラ一箇所ニ集メテデアリマスカ、デアリマスカラ生産ヲ輕シテ加工ナリ或ハ消費部門ヲ強メテト云フヤウナコトハ決シテナイノデアリマスカ

○田代委員 今ノ儲蓄ノ問題デアリマスカ、六月十五日附テ輸出水産物取締法ト云フノニ基キマシテ水産物儲蓄販賣制限規則ガ施行サレタ、ソコニ儲蓄ヲ輸出制限ノ軍需用ニ儲蓄ヲ確保ニ努メラレマシク結果、國內ニ儲蓄ガ餘ツテ居ルニ拘ラズ、吾々ハ食ベルコトガ出來ナイ、サウシテ又輸出ガ盛ンニナルカト云フコトサウデモナイ、ヤハリ依然トシテ「ストック」デアリマスカ、是ハドウシタモノデセウカ、吾々ノ考ヘデハ、盛ンニ國內消費ニ充テテ方宜イノデハ、ナイカ、ソレハ無論高イブリキヲ使フコト云フコトナリマスカレドモ、サウ何時マデモ當テナイ品物ヲ持ツテ居ツテモ仕方ガナイデハナイカト云フ考ヘヲ持ツテ居リマスカ、其ノ點ハ如何デスカ

○井野政府委員 儲蓄ニ對シマシテ昨年ノ六月ニ出シマシク規則ハ結局今日ブリキノ國內生産ガ非常ニ困難アル、海外カラモ入ラズ、又國內ニ於テモ他ノ資材ニ優先シテサウ云フ物ヲ造ラヌト云フ目的ハ結局軍需ト輸出獎勵ト爲ニ致スノデアルト云フ趣旨カラ此ノ省令ガ出來テ居ルノデアリマスカ、隨テ出來タ物ガ直チニ輸出ガ困難デアルト云フコトカラ之ヲ國內ニ向ケルコト云フコトニナリマスカ、折角今申上ガマシクヤウナ趣旨デ作ツタ精神ガ壞ハレテ參リマスカ、デアリマスカラ、ドウシテモ出來タ儲蓄ハ軍需ト輸出ニ向ケテ參リタイト考ヘテ色々努力致シテ居リマスカ、御承知ノヤウニ日獨伊ノ三國條約ガ出來マシテ以來、對米輸出或ハ對英輸出ト云フモノハ非常ニ困難ニナツテ參リマシテ、御話ノヤウニ非常ニ多ク「ストック」ガ出來テ參ツテ居リマスカ、併シソレデハ之ヲ直グ國民ニ提供シタラドウカト云フ問題ニナリマスカ、吾々マダ對米輸

出、對英輸出ガ衰退致シマシテモ、其ノ輸出ニ付テハ、諸ラメラテ居ラナイノデアリマスカ、南洋方面、ドイツ方面其ノ他ニ相當輸出スル餘地ガ殘サレテ居リマシテ、現在デモ其ノ努力ヲ致シテ結果相當ニ儲蓄ハ捌ケツツアリマスカ、併シ是ダケノ儲蓄ヲ國民ノ食料ノ爲ニイザト云フ時ニ持ツテ居ルコト云フ強ク爲ニ提供シ得ル大キナ資源トシテ私ハ考ヘテ居リマスカ、現在ノ國內需要ニ對シテ小口ノ之ヲ消化サセテ行クコト云フコトハ私ハサセテクナイト考ヘテ居リマスカ

○田代委員 私ハ大體是デ宜シウゴザイマスカ
○西村委員長 山川君ハ只今ノ問題ニ關係シテ居リマスカ
○山川委員 漁業ノコトニ關シテ只今ノ田代君ノ問題ト關聯シテ居リマスカ御許シテ居ヒマスカ

○西村委員長 ソレナラ山川君ニ御許シテ居ヒマスカ
○山川委員 漁業ノコトニ付テハ素人デアリマシテ、詳細イコトハ存ジマセズケレドモ、只今田代君ノ御質問ト次官ノ應答ヲ承ツテ居リマスカ、總テノ海產物ヲ一括シテナカカ米カ芋ナドヲ扱フヤウナ御答辯サレテ居リマシク、魚ト云フモノハ生キテ居ルノヲ殺シタ時ニ食フノガ一番滋養分ガ多イモノト私ハ思ツテ居ル、又野菜モ加カテ取ツテ來テ食ビナイ間ニ食フノガ一番營養ニナルモノト思ツテ居リマスカ、人間ガ食物ヲ食フノハ、形式ニ食ベルノデナイ、神様ニ供ヘルノハ別デスカ、魚モ獲

食ウシ、オイシイノヲ擇レバ小食ニナル、價格ニ見積ツタラ同ジコトデアリマスカ、同ジコトデモ、儲蓄ノ間ニソレヲ食ベル、腐ラシテカラ食ベサス其ノ差ガソコニ生ジテ來ララウト思ヒマスカ、之ニ對シマシテハ規則ヲ作ラシマカスニ於テ、十分ナル御考ヘヲ願ハナレバナラズ、唯違イ所カラ儲蓄ノ千物ヲ輸送シテ販賣スルコト云フコトノミニ依ツテ、生食モ共ニ扱ハルト云フヤウナコトノナイヤウニ願ヒタイ、ノミニラズ現在、先程申上ガマシクヤウナ狀況ヲ御改メ下サイマスカ御意見ガアルカイカラ伺ヒタイト思ヒマスカ

○井野政府委員 生食魚介類ノ價格公定ノ問題ハ先程田代委員ノ御質問ニ對シテモ御答ヘ申上ゲタ通り、是ハ價格ヲ決メマスカラニ於テ相當ムザカシイ點ガ澤山アルノデアリマスカ、併シ一般物價政策カラ是モドウシテ解決メナレバナラズト云フ輿論カラ生鮮魚介類ニ對シテ價格公定ガ行ハレタノデアリマスカ、是ガ運用ニ當リマシテハドウシテモ配給機關ヲ完備シテ行カナケレバ十分ナル運営ガ出來ナイノデアリマスカ、隨テ生鮮魚介類ニ對スル配給機關ハ單ニ米トカ其ノ他ノ雜穀ナドヲ扱フヤウナ配給機關デアリカスコトハ能ク分ツテ居リマスカ、現在デモ電報一ツデ色々ノ方面ヲ開合ハシテ、出來ルダケ新シイ魚ヲ取寄セマスカヤウナ機構ニシテ、此ノ配給機關ヲ致シテ行カナケレバナラズト云フ風ニ、外ノ配給機關ノ機關トハ違ツタムツカシサガアルノデアリマスカ、デアリマスカラ御質問ノヤウナ趣旨ハ能クソレ等ノ機關ヲ作リマスカ時ニ考慮ニ入レテ考慮致シタイト思ツテ居リマスカ

○西村委員長 役々時間ガ迫ツテ來マスカノデ、御迷惑デスカ、成ベク簡單ニ御願ヒ致シマスカ、要旨ヲ摘ミテ御願ヒ致シマスカ
○淺沼委員 生鮮魚介類ノ生産配給消費ノ一貫的統制ニ關シテハ、先程ノ次官田代委員トノ質疑應答大體諒承シタノデアリマスカ、私ハ今現實起キテ居リマスカ、中央市場ト全漁聯トノ争ヒニ付テ農林省ノ御所見ヲ一點ク御同シタイノデアリマスカ、農林省ハ此ノ争ヒニ對シテ調停ノ勞ヲ執ラレ、調停案モ示サレテ居ルヤウデアリマスカ、調停案ノ内容ニ依リマスカ、全漁聯ノ品物ヲ中央市場ノ出スヤウニスル代リニ、特別ニ取扱ヒヤシト云ツタヤウナ方向ノヤウデアリマスカ、是モ應急ノ處置トシテハ一應考ヘラレル點デアリマスカ、假令全漁聯ノ品物ニ特別ノ取扱ヒヤスル場合ニハ、今マデ市場ト通シテ居リマシタ品物ハ市場ヲ送ケテ、今度ハ自然ニ逆ナ場外取引ガ行ハレルト云フヤウナ結果ニナリハシナイカト思フノデアリマスカ、隨テ此ノ全漁聯ト市場トノ争ヒノ問題ハ、全漁聯ニ對スル對策ト同時ニ、更ニ市場ノ機構ノ改革ト云フコトガ附帯シテ起ラナケレバ出來ナイコトダト思フノデアリマスカ、所ガコレニ付テハ今考究中ダト云フハレテ居リマスカ、其ノ案ガ立タナイ限リニ於テハ、ヤハリ鮮魚ノ一貫的統制ト云フコトハ中心困難ナ事情ニナリハシナイカト思フノデアリマスカ、隨テ市場ノ機構ノ改革ニ對シテハ、方向トシテハドウ云フヤウナ方向カ、内容ノ全部ニ付テハ之ヲ知リ譯ニ行カスト思フノデアリマスカ、大體ノ方向ニ付テハ御考ヘガアル管ダト思フノデアリマシテ、發表出來ル範圍内ニ於テ御教ヘヲ願レバ非常ニ結構ダト思ヒマスカ

○井野政府委員 全漁聯ト魚市場ノ問題ニ付キマシテハ、先程申上ゲマシクヤウニ、農林省トシテハ全漁聯ノ場外取引ヲ止メサセテ、中央市場ノ方ニ入レルヤウニ今努力シテ居リマスカ、唯手數料等ノ問題ニ付テ多少考ヘナケレバナリマセムノデ、其ノ點ヲ研究シテ居リマスカ、然ラバソレ以外ノ配給業者ガ今度ハ場外取引ヲ行ヒハシナイカト云フ御心配ノヤウデアリマスカ、大體今日魚市場ニ集マツテ參リマスカ配給系統ハ、全漁聯ト日水、林業ト云フヤウナ大キナ非常ニ少イノデアリマスカ、業ノ間ニ十分ニサウ云ツタヤウナ場合取引ヲサセナイヤウニシテ參リマスカ、是ハ當リ、ソレデアリマスカ、併シ向ホソレ以外ニモ相當ノ取扱數量ガアリマスカラ、根本的ニ配給機構ノ改革ハ致サナケレバナラズト云フコトヲ先程申上ゲテ居ルノデ、其ノ行キ方ハ田代委員ニ御答ヘシタヤウニ、何か全漁聯、或ハ日水、或ハ林業、其ノ他ノ業者ノ配給系統ヲ通ジテ一ツノ配給統制機構ヲ考ヘル必要ガアルノデハナカラウカ、其ノ點ニ付テ目下研究ヲ致シテ居ル、斯ウ云フコトヲ申上ゲテ居ルノデアリマスカ

○淺沼委員 成程市場ヲ通ツテ來ル大物類ハ今言ハレタ通りダト思フノデアリマスカ、併シ一般消費者ノ口ニ入ルノハ大物ヨリモ小サイ魚ガ多イト思フノデアリマシテ、隨テ魚ガ市場ニ集マツテ來ナイ結果ニナリマスカ、場外取引ガ盛ニナルコト云フ點ハ、小賣業者ノ中ヨリ其ノ生産地ニ買ヒニ行ク、更ニ小賣業者ナク料理屋ノ中ヨリ或ハ生産地ニ買メニ行クト云フヤウナ混亂ノ状態ガ、市場外ニ魚ヲ儲ラセテ居ルヤウナ

出、對英輸出ガ衰退致シマシテモ、其ノ輸出ニ付テハ、諸ラメラテ居ラナイノデアリマスカ、南洋方面、ドイツ方面其ノ他ニ相當輸出スル餘地ガ殘サレテ居リマシテ、現在デモ其ノ努力ヲ致シテ結果相當ニ儲蓄ハ捌ケツツアリマスカ、併シ是ダケノ儲蓄ヲ國民ノ食料ノ爲ニイザト云フ時ニ持ツテ居ルコト云フ強ク爲ニ提供シ得ル大キナ資源トシテ私ハ考ヘテ居リマスカ、現在ノ國內需要ニ對シテ小口ノ之ヲ消化サセテ行クコト云フコトハ私ハサセテクナイト考ヘテ居リマスカ

○田代委員 私ハ大體是デ宜シウゴザイマスカ
○西村委員長 山川君ハ只今ノ問題ニ關係シテ居リマスカ
○山川委員 漁業ノコトニ關シテ只今ノ田代君ノ問題ト關聯シテ居リマスカ御許シテ居ヒマスカ

○西村委員長 ソレナラ山川君ニ御許シテ居ヒマスカ
○山川委員 漁業ノコトニ付テハ素人デアリマシテ、詳細イコトハ存ジマセズケレドモ、只今田代君ノ御質問ト次官ノ應答ヲ承ツテ居リマスカ、總テノ海產物ヲ一括シテナカカ米カ芋ナドヲ扱フヤウナ御答辯サレテ居リマシク、魚ト云フモノハ生キテ居ルノヲ殺シタ時ニ食フノガ一番滋養分ガ多イモノト私ハ思ツテ居ル、又野菜モ加カテ取ツテ來テ食ビナイ間ニ食フノガ一番營養ニナルモノト思ツテ居リマスカ、人間ガ食物ヲ食フノハ、形式ニ食ベルノデナイ、神様ニ供ヘルノハ別デスカ、魚モ獲

結果ニナツテ居ルと思フデアリマシテ、此ノ様ナ結果ハ、自然ヤハリ場外ニ於ケル取引ト云フヤウナモノガ豫想サレルヤウナ...

更ニ其ノ點ニ付テモウ一點御伺ヒシテ置キタイト思ヒマス、場外取引ヲ禁止シテ見ルト云ツタ所デ、實際ハ配給所或ハ小賣ト...

鮎ガ出テ、ソレデ市場ニ一旦下シタモノヲ更ニ値段ガ引合ハナイト云ツテ場外ニ之ヲ...

シテ買求メルト云フ値段ヲ立テタニモ拘ラズ、場外ニ取引ヲ持出シタ結果ハ、必然的...

リマス、茲ニ場外取引ノ危険ガアリマス、斯ウ云フヤウニ考ヘルト、法律ヲ改正シ...

○井野政府委員 場外取引ニ對シマスル弊害ハ、御話ノ通り御賣市場法ノ禁止規定ガ...

イト思ツテ目下研究ヲ致シテ居リマス、○高橋委員 私モ質問ノ通告ヲ致シテ居...

○石黒國務大臣 只今福田君ノ御尋ネノ第一點、災害等ニ關シマシテ補助金ヲ農林...

マカナ御見當ケケハオアリデアラウト存ジマスカラ、其ノ點ヲ承ツテ置キタイ

○井野政府委員 水産關係ノ生産、配給、消費ニ付キマシテハ、今マデ餘リ新制經濟...

○福田委員 私人極ク簡單ニ農林大臣及ビ農林次官ノ御答ヘヲ願フテ置キタイ...

其ノ次ハ米穀配給ノ問題デアリマス、近來我ガ日本ノ食糧問題、就中米穀ニ付キマシ...

此ノ戰爭ニナツテ減收致シマシタ率等ニ付テ御考ヘニナリ、御研究ニナラレ...

取引所廢止、米穀統制ニ付キマシテハ、私ハ同法案ノ出マシタ時ニハ相當意見モ申上...

ルコトヲ考ヘル、確保スルニハドウスルカト云フト、成ベクヤハリ等外米ヲ作ル、農...

○石黒國務大臣 只今福田君ノ御尋ネノ第一點、災害等ニ關シマシテ補助金ヲ農林...

○高橋委員 大體政府ノ意圖スル所ヲ了解スルコトガ出來タノデアリマスガ、要ス...

○石黒國務大臣 只今福田君ノ御尋ネノ第一點、災害等ニ關シマシテ補助金ヲ農林...

○石黒國務大臣 只今福田君ノ御尋ネノ第一點、災害等ニ關シマシテ補助金ヲ農林...

○石黒國務大臣 只今福田君ノ御尋ネノ第一點、災害等ニ關シマシテ補助金ヲ農林...

ハ物價騰貴ニナリマシテカラ新ウ云フコト
 起ツテハハコトナシ、大阪市ノ中央市場
 開設以來新ウ云フコトナシ居ル、其ノ
 シキニ至リマシテハ或ル國西ノ都市ニ於テ
 ハ、其ノ市場價目中央卸賣市場ト云フモ
 ノハ、其ノ市場價目居ルヤウニ考ヘテ
 居ツテ、所ガ豈ニ開ラシヤ、唯モ場代ト致シ
 遺留シテツレバ賃賃シテ、而モ場代ト致シ
 マシテ場所代ト取振高ノ千分五トコトカ
 マシテ場所代ト取振高ノ千分五トコトカ
 マシテ場所代ト取振高ノ千分五トコトカ

○井野政府委員 農林省ト致シマシテハ、
 都市ノ消費者ノコトヲ考ヘルト同時ニ、農
 村ノ消費者ノコトニ付テハ十分考慮ヲ加ヘ
 タイト考ヘテ居リマス。
 ○河合委員 其ノ點トケデハアリマセ
 ス、前段ノ質問ニ對シテモ、御懇切ナル御
 答辯ヲ得タイト思フテ居リマス。
 ○井野政府委員 前段ハ御質問デナクテ、
 御意見ノヤウニ私共ハ同ツテ居リマシテ、
 御意見ノヤウニ私共ハ同ツテ居リマシテ、
 御意見ノヤウニ私共ハ同ツテ居リマシテ、

○井野政府委員 價格政策カラ農林ニ懸干
 魚ガ流レニクナツタコト云フコトニ付テハ
 調査致シマシテ、其ノ結果其ノ事實ヲ認メ
 マシテ、先般懸干魚ニ付キマシテハ或ル部
 分ノ價格ノ改訂ヲ致シマシテ、併シ是等ハ
 價格問題タケテ解決出来ナイト云フコトヲ
 先般私田代委員ト問ハ質問應答ノ際申上
 ゲマシタガ、配給機構ノ整備ヲシナケレバ
 ナラス、都會ニダケ魚ヲ集メルコトガ決シ
 テ水産行政ノ萬全デハナイト思ヒマス、農
 村ニモ十分魚ノ行カヤウニ、是ハ配給機構
 ノ點カラ行カナケレバ十分デナイノデ、價
 格タケノ問題テ解決シヨウト云フコトニ無
 イト思ヒマス。

○西村委員 大島君、時間ガアリアマセ
 カラ他ノ機會ニ願ヘレバ、
 ○大島委員 長時間ガアリアマセカラ極
 ク簡單ニ致シマス、唯一點タケ御伺ヒ致シ
 マスガ、北洋ノ鰻魚ノ問題デアリアマス、
 是ハ永イ間ノ問題デアリマシテ、常ニ請願
 或ハ建議等ガ出テ居ルデアリマス、ソレ
 コトデ、又近年ハ非常ニ鰻魚ノ殖エテ參
 ツテ居ルデアリマスカラ、一日モ早解禁
 ヲシテ買テ買テ買テ買テ買テ買テ買テ買
 アリマスガ、御承知ノ通りニ所謂四箇國條
 約ガ其ノ因ヲナシテ出来得カクツタノデア
 リマス、所ガ外務省モ決心ヲ致シマシタカ
 昨年ノ十月頃四箇國ニ向ツテ破約ノ通告ヲ
 致シマシタノデ、一箇年経テバ其ノ效果ヲ
 發生スルデアリマスカラ、本年ノ秋ニナ
 レバ要スルニ效果ハ發生スルデアリマス
 ガ、之ニ付テハ農林省ハ今後ドウ云フ御方
 針ヲ御探リニナル御考ヘデアリマスカ、中
 ニハ或他ノ方法ニ依ツテ四箇國間ニ條約
 ヲ締結スルデアリマスカラ云フコトナ
 コトヲ申ス者モアリマセドモ、今日ノ
 如キ皮ノ不足シテ居ルヤウナ場合、且又鰻
 鱒ノ繁殖上等カラ見マシテモ、一日モ早タ
 是ハ捕獲スルコト許可スルコトガ宜シイ
 デハナカラウカト考ヘラレマスガ、農林
 省ノ御方針ヲ承ツテ置キタイト思ヒマス

○井野政府委員 鰻魚ノ捕獲ニ付キマシ
 テハ只今御探ネノ通り四箇國條約ガ今年ノ
 十月ヲ以テ終了致スコトニナリマシテ、併
 シ是ハコトカラ廢棄ノ通告ヲ現在致シテ

居ルノデ、向フカラ返事ガ来マセスト一箇
 年デ以テ失敗致ス譯デアリマス、隨テ此ノ
 議會ニ國內法ノ改正ヲ出スカドウカニ付キ
 マシテハ私共ノ方デモ研究致シタノデアリ
 マス、唯現在ノ國際情勢ノ上ニ於テ、餘リ
 國內法ノ改正ヲ先ヘ出シテ國際情勢ヲ制約
 致スヨリハ、失敗期間マデノ間ニ他ノ手段
 ヲ講ジナケレバラスト私共ノ方デハ覺悟
 致シテ居ルデアリマスカラ、其ノ上デ十
 分ノ対策ヲ講ジタイ、即チ來議會ニ於テ此
 ノ問題ハ對策ヲ講ジタイト斯ウ云フ風ニ考
 ヘテ居リマス

○大島委員 其ノ問題ハソレ宜シウゴザ
 イマス、ソレカラ米ノ問題モ少シ申上ゲテ
 見タイノデアリマスケレドモ、時間ガアリ
 マセスカラ希望ヲ申上ゲテ置キマスガ、此
 ノ問題ハ新聞ヲ見マシテモ三千万圓モ御出
 シニナルト云フコトガ出テ居リマスカラ、
 相當御考ヘニナツテ居ルコトト思ヒマス
 レドモ、事實ハ北海道ナドハ昨年モ三千町
 歩モ減反ヲ致シテ居ルデアリマスルガ、
 何等カノ作付反別ノ獎勵トカ何等カノ方法
 依ラナケレバ本年ハ一層減反スルコトト
 フノデアリマス、又供出米ナドニ對シタシ
 テモ何等カノ方法ニ依ラナケレバナラス
 思フノデアリマスガ、是ハ只今御答辯ヲ承
 ラスデモ宜シイガ、唯今日ニ至リマシテハ
 何等カノ方法ヲ農林省ト致シマシテハ斷行
 ヲナサル以外ニコトハナカラウト思ハレル
 ノデアリマスカラ希望ヲ申上ゲテ置キマス
 シテ居リマスカラ、ドウゾ御承承認ヒタイ
 ト思ヒマス

○西村委員 何カ資料ノ要求ガ實費會、
 農林省ニ對シテゴザイマスサウデスカラ、
 豫算委員會ガ御要求ニナリマシテ、其處ニ
 此ノ場合御要求願ヒマス
 ○伊東委員 私人議事進行上質問ハ成ルベ
 クセシ積リデアリマスカラ、以下申上ゲル
 資料ニ付テ、即時ソレヲ一ツ出シテ戴タキ
 ウ委員長カラ御取計ヲ願ヒマス
 一、既往十箇年各縣別米穀、雜穀、甘
 藷、馬鈴薯收穫調 平均價格調
 二、同
 三、米、雜穀、滿洲大豆既往十箇年ノ輸
 入數量及十五年度輸入見込調
 四、日獨伊英米佛露重要物資ノ物價指數
 調(昭和十年基準)

○西村委員 只今福田君ノ翼實會ニ對シ
 マスル資料提出ノ再要求——督促ガゴザイ
 マシタ、之ニ對スル經過ヲ私カラ申述ベタ
 イト思ヒマス、ソレニ付キマシテ更ニ福田
 君ノ御要求ガアレバ改メテ御要求ヲ願ヒタ
 イト思ヒマス、私ノ見ル所ニ依リマス、
 福田君ノ翼實會ニ對スル資料要求ノ重點ハ、
 翼實會ノ現在ノ千圓以上取ツテ居ラレル機
 給者ノ氏名、金額、ソレト其ノ方々ノ前任
 地ノ名前ト、前任地テ取ツテオイデニナリ
 マシタ條給、是ガ一番重要デアツタト、左
 様ニ思ヒマス、所ガ其ノ資料ニ付キマシテ
 過日當局ガ見エマシテ、翼實會ノ方カラハ、
 此ノ前任地云々ノコトハ調ヲ出シテ來マセ
 ス、デ仕方ガナイカラ政府ノ手調ベタ範
 圍ノモノヲ委員長タケニ御渡しスルコト云フ
 コトデアリマシタ、同時ニソレハ豫算委員

當時ノ内閣テナイト云フコトガ殆ド總テデ
 アリマス、然レ今期議會ニ限ツテ其ノ當
 時ノ總理大臣デアツタ人ガ其ノ關係ノ中心
 ヲ占メテ居ラレル等ニ依ツテ、是等ノ事實
 ニ付テノ審議ヲ回避スルヤウナ傾向ガアル
 ノデアリカ、是等ニ付テ若シ詢ノ左様ダ
 ト致シマスルナラバ、是ハ國家ノ一大由キ
 シキ事件デアリマシテ、相當之ヲ審查致シ
 マスルト、豫算ノ行使ノ上ニ於テモ不法、
 不當ト認ムベキモノモアリ、不正モアル、
 同時ニ又憲法上疑フベキ點モ多クアルノデ
 アリマシテ、若シドウシテモ此ノ成績ガ惡
 イヤウナラバ、先ヅ第一ニ議員總會ニ委員
 長カラ中間報告ヲ願ツテ、サウシテ本委員
 會ニ於キマシテハ斷乎決議ヲシテ政府
 ノ反省ヲ促スヤウニシタイト思ヒマスカラ、
 此ノコトヲ併セテ豫算委員會長ハ御承ヲシ
 テ戴キタイト思ヒマス

長ニモ御渡シシタト云フコトデゴザイマス、私ハ開封致シマシテソレヲ拜見致シマシ...

資料ヲ出サストスルナラバ、ドウシテ検査ガ出来ルカ、會計検査院ヲ否認スルナラバ...

午後一時二十分休憩
午後一時四十九分開議
○西村委員長 是ヨリ開會致シマス、拓務...

ツノ抱負經緯ヲ以テ二十年間百万戸移民計畫ヲ其ノ御答ヘノ中ニ述ベテアルノデアリ...

○福田委員長 唯サウ總括的ナモノノデハ本委員會ノ請求シマシタモノニ少シ合致シ...

○西村委員長 分リマシタ、然ラバ委員長ト致シマシタ更ニ要求ヲ致シマス、併シナ...

○森下委員 拓務大臣ガ御見エニナリマシタノデ、拓務大臣ニ御伺ヒ致シマス、成ベ...

ル所デアリマス、圓滿ニ話合フテヤッテ行カト思フノデアリマスガ、私ハヤハリ...

日本ニ殘サレタル現在ノ適正農家人口ノ基準ニナル、之ヲ嚴密ニヤッテ參リマス、...

イカト思フノデアリマスガ、先ヅ最初ニ滿洲开拓基本要綱ノ擴充強化ニ對シテドウ...

シテ參ルト云フコトニ依ツテ所期ノ實ヲ舉ゲテ行クト云フコトニ連テ參リタリト思...

ソレカラモウ一ツ伺ヒタイコトハ、拓務省デハ來年度カラ全國ニ五箇所ノ花嫁訓練...

第一類第一號 決算委員會議錄 第十回 昭和十六年二月十九日
體一萬一千餘圓デアリマス、之ニ對シマシ...

○森下委員 ソレダケデスカ、其ノ他ニ花
線計畫ト云フモノハアリマスカ

○今吉政府委員 今申シマシタノハ女子拓
殖訓練所ノ問題デゴザイマスガ、其ノ他ニ...

○森下委員 義勇軍ハ大體十六年度末ヲ豫
想致シマスト五万二、三千人ニナル譯デアリ...

ゲマシテ然ルベキダ、斯様ニ考ヘテ居リマ
スガ御考ヘハ如何デゴザイマスカ

○秋田國務大臣 森下サンノ御尋ネニ對シ
テ御答ヘ致シマス、嘗ニ滿洲開拓ニ關係致...

○森下委員 此ノ中小工場ノ國內テ没落シ
テ參リマスモノヲ滿洲ニ持ツテ行ツテ下請...

○森下委員 政府ハ滿洲ニ毎年此ノ頃送リ
出シテ居リマス勤勞奉仕隊ニ對シマシテ、...

○森下委員 朝鮮ニ於ケル小學教育令ガ
變リマシテ、非常ニ成績ヲ擧ゲテ居ラレル...

○秋田國務大臣 御言葉ヲ返サヤウデ甚ダ
恐縮デスガ、御尋ネノ御趣意ガ一寸私ニ吞...

○森下委員 次ニ北支方面カラ苦力ノ
相當數ガ入ツテ行クヤウデアリマスガ、是...

○今吉政府委員 御質問デゴザイマスケレ
ドモ、實ハ水田ノ問題ニナリマス、是ハ...

○森下委員 十六年度ノ滿洲ニ於ケル水田
開發ノ狀況ハ、何ノ反別ニナツテ居リマ...

○今官政府委員 實ハ御事ノ問題ニ付テモ是ハ對滿事務局ノ所管事項デゴザイマシテ、私ノ方ハ餘リ十分分ツテ居リマセヌガ、今滿洲ニ於テハ一年ニ大體百万人見當入ツテ居ルヤウナ狀況デゴザイマス、唯色ナ原因カラ致シマシテ昨年ノ八月頃苦力ガ續々ト引上ゲル傾向ヲ帯ビテ居リマシテ、果シテドノ程度滿洲現地ニ留マルカト云フコトニ付テハ實ハ私モ能ク存ジテ居リマセヌ、滿洲現地ノ今ノ建設狀態カラ言ヒマシテ勞働者ハ百万人入ツテモ尙ホ不足ノ狀況デアルノデ、御存ジノヤウニ開拓地ニ於キマシテモ苦力ノ日當ハ三圓トカ四圓ト申シマシタヤウニ、非常ニ高イ賃金ヲ取ルヤウナ狀況デゴザイマス、全體的ニ農業關係ノ勞働者、殊ニ工場、炭坑方面ノ勞働者ハ非常ニ不足ノ狀況デゴザイマス、詳シクハ記憶シテ居リマセヌノデ、ドウゾ……

○森下委員 最後ニ、滿洲ハ御承知ノ通り非常ニ物價ガ高ク、物資資金ニ非常ニ今困ツテ居ルヤウデアリマス、ソコデ移民ヲ遂行スルコトハ餘程困難ナコト思ヒマセヌ、其ノ確信モ十分當局ニオアリノコトハ思ヒマセヌガ、大臣ハ此ノ點ニ非常ニ心配ヲセラレテ居ルヤウデアリマス、此ノ物資資金ガ現地ニ於テハ非常ニ困難ヲシテ居ルコトヲ私共聞及ンデ居リマシテ、是ハ開拓民ニ取ツテハ荊ノ道ト思ヒマセヌ、殊ニ此ノ數年間ハ荊ノ道方面ノ言フコトヲ聞イテ、日本ノ農家保有人口ハ全體ノ四〇%デアル、五百六十萬戸ノ中二百五十萬戸ハ農家ナンダ、サウ云フ形デ、之ヲ動かス力モヤハリアルト私ハ思フノデアリマスガ、ソレハ餘程困難ト思フノデアリマス、平野君ニ

御答ヘニナツテ居リマスコトデ一切ハ分ツテ居ルノデアリマスケレドモ、是ハ人ヲ多ク送ルコトガ出來マシテモ、其ノ間ニ跟イテ資金ガ行カドウカト云フト、餘程困難デアリマス、此ノ點ヲ十分慎重ニ態度ヲ斷行シテ戴キタイ、私ハ實ハ移民強行論者ノ一人デス、サウ云フ意味ニ難關ニ達シテ居ル滿洲移民ノ遂行ニ當ツテ御考慮願ヒタイト思フノデアリマス、私ノ質問ハ是デ打切りマス

○山川委員 一寸關聯シテ大臣ニ申上ゲマス、私ハ只今ノ拓務ノ仕事ノ狀況ヲ考ヘテ見マス、滿洲ノ方面ニ大部分ノ力ヲ御注ギニナツテ居リマシテ、其ノ他ニハ極力備カナ部而ニ向ツテ御計畫ニナツテ居ルヤウニ思フノデアリマス、是ハ滿洲ハ固ヨリ日本ガ誘導シテ獨立出來タ國デアリマスルカヲ、總テノコトガ便利ガ好イカラサウ云フ風ニ御進ミニナル、先程モ御説明ノ通り百萬人ノ移民ヲ送ル御計畫モ立チ、又米作農場等ノコトモ今ノ御答ヘデ略々承知ヲ致シタノデアリマス、所ガ私ハ地球ノ北ノ方ト南ノ方トコトヲ考ヘマス、北ノ方ニ位シテ居ル國ハ、平均ノ氣候ハ寒イケレドモ、夏ハ豊ノ溫度ガ高イ爲ニ作物ハ割合ニ出來ルノデアリマス、ソレニシテモ南ノ國ニ較ベマシテマダ、溫度ノ平均ガ非常ニ寒イノデ、實地ヲ見テモ草ガ疎々ニ生エナイヤウナ土地ガ多イ、南ノ方面ニ行クト本モ大キイシ、草モ澤山生エテ居ルシ、土地ハ非常ニ肥沃デアリ、滿洲方面モ南ノ方面ニ行キマスルト、マダ全地積ノ百分ノ一ハ開墾シテ居ナイ、廣イ土地ガアラニモコトナリニモ殘ツテ居リマス、而モ滿洲ハ水ノナイ土地ガ多ク、殊ニ南デハ水ヲ貯ヘテ居ル

カラ時間ガ掛ツテハ福田君ニ御氣ノ毒デスカラ續ケザマシ申シテ置キマスルガ、佛領「インド」トカ「タイ」國ト云フヤウナモノハ餘所ノ國デアリ、餘所ノ國デアリカラ日本ノ國ヲ滿洲ノヤウニ自由ニナラナイト云フコトガアルカモ知レマセヌガ、アア云フ國デモ、アノ不毛ノ儘擲ツテアル廣イ面積ニモ是ハ御承知ノ通り「スコール」地域ノ爲メニ水ガ多ク過ギテ一毛作シカヤレナイコトガ多イノデアリマスガ、斯ウ云フ所デモ、一毛作デモ結構デアリマスガ、アノ廣イ所ヲ何トカ方法ヲ以テ我ガ國ノ農場ヲ拵ヘルト云フコトニ、外務省ノ力ニ依ツテ多少ヤツテ見ヨウ、移民ヲシテ見ヨウト云フヤウナ計畫ガナイカ、御承知ノ通り支那華僑ハ統計デハ六百五十萬トカ申シテ居リマスガ、事實ソレハ支那人ト云フ國籍ノ者ガ六百五十萬人モ南洋ニアルノデアリマシテ、其ノ國ニ入ツテカラ生レタ者ハ其ノ國ノ國民ニナツテ居ルノデアリマスガ、其ノ數ヲ集メタナラバ事實ハ私ハ一千五百万人モ一千七百万人モ支那ノ華僑ガ居ルノデハナイカト思フノデアリマシテ、彼等ハ其處ニ大集團ヲシテ、本國ノ保護ハ受ケテ居ラナイケレドモ、立派ニ成功ヲ致シテ中ニハ何千萬圓ト云フヤウナ財産ヲ作ツテ居ル者ガ澤山アリマシテ、華僑ノ今日ノ勢力ト云フモノハ實ニ驚クベキモノガアリマス、アレ等ノコトカラ考ヘマシタナラバ相當ニ是ハ出テ行ツ所ノ國民モ發展ノ餘地ガアルト云フ風ニ考ヘルノデアリマス、是等ノ何トカシテ外交上移民ヲスル、サウ云フ方ニ手ヲ出シテ見ルト云フコトノ御考ヘガナイデアリマセウカ、斯ウ云フ點モ御伺ヒ申上ゲタイ、尙ホ南ノ方ニ參リマスル程氣候ガ暑イ

ノデゴザイマシテ、物ハ幾ラデモ出來ル、唯先程申シマシタ所ノ熱病ガアルト云フダケデゴザイマスガ、是ハ臺灣ニ對スル再移民ノ方法ヲ講ジテ臺灣ノ技術、資本家ト云フモノヲアノ方ノ地方ヘ送り、佛領「インド」ニモ送り、「タイ」國ニモ送り、「マレー」半島ニモ送り、或ハ蘭領ノ方ニモ送ルト云フ風ニ、一遍ニハ困難デアリマセウケレドモ、近イ所カラボツ／＼ト之ニ計畫ヲシテ行ク所ノ方法ハナカラウカ、サウシテ只今ヤカマシク申シテ居リマス八柱「字」デアルトカ、或ハ東亞共榮圈デアルトカ、或ハ「アジア」民族ノ白人種ヨリノ解放デアルトカ云フヤウナ總テノ大目的ニ向ツテ進ミマスノニハ、現在デハ餘リニ我ガ國民ノ人口ガ少イ、之ヲ調査シテ見タコトハアリマセヌガ、總テアノ方面ニ居ル所ノ人口ハ殆ド五萬カソコイラシカナイ、佛領「インド」デモ一萬位シカ居ラナイ、「タイ」國ニモソレ位シカ居ラナイト云フ狀況デゴザイマス、ソレ位ナ國民ヲ其ノ國ニ入レテ置イテ、サウシテ東亞ノ共榮圈ト云フヤウナ言葉ハ、是ハ言葉ノ方ガ大キ過ギテ實際ガ伴ハナイ、ドウシテモ東亞共榮圈ハナサネバナラスコトデアリマス、

○秋田國務大臣 只今山川君ノ熱誠ナル御意見傾聴致シタノデアリマス、御意見ニ對シテ私ハ全然御同感ナノデアリマス、深ク敬意ヲ表シマス、大體ニ於テ北守南進ト云フカ何方ニ力ヲ注グト云フヤウニ承ツタノデアリマス、固ヨリ北ヲ開墾スル譯ニハ行カヌガ、ドウモ南ヘノ考ヘ方ガ少シ手續クハナイカ、拓務省ノ豫算ヲ見テモ大抵滿洲關係ノ費用ガ大部分ヲ占メテ居ツテ、一向南方政策ニ付テハ豫算ナラズ見ルベキモノハナイト云フヤウナ所カラ、色々御意見ガアツタヤウデアリマスガ、國策上ノ根本ニ付テノ考ヘ方ハ今日ハモウ私ト申シマシテ、ガ全然同意見デアリノミナラズ、我ガ國民ノ總テガ殆ド此ノ方向ニ向ツテ意見ヲ一ニシテ居ルノデハナイカト思フノデアリマス、唯物ハ順序ト申シマスガ、一足飛ビ

ニハ參リ難イノデアリマシテ、拓務省ノ仕事ニ致シマシテモ、先ツ大體今日ハ帝國ノ領域タル朝鮮、臺灣、樺太、或ハ委任統治地域デアリ南洋群島ト云フヤウナモノニ付テハ行政統治ト云フコトデハツキリシテ居リマス、又滿洲ニ付テハ我ガ國ノ大キナ力大ニ陸政策ヲ遂行致シテ參ル上ニ於テ彼處ニ新シイ國ヲ打建テタノデアリマシテ、之ヲ保護シ、育成致シテ參ルニ付テハ、餘程我ガ國トシテハ他ト比ベテヤリ宜イ立場ニナツテ居ル、是レトモ併シマダ只今ノ所滿洲ノ移民計畫ニ付テハ拓務省ガ力ヲ直接ニ注ギ得ルノデアリマスケレドモ、其ノ他ノ事項ハヤハリ一ツノ獨立シタ外國デアリマスカラ、其ノ交渉事項ニ付テハ對滿事務局ガ之ニ當ツテ居ル譯デアツテ、直接拓務省ガ之ニ手出シスル譯ニハ參ラヌヤウニナツテ居リマス、又海南島ノ御話モアリマシタガ、是ハ國トシテハ支那ノ國ノデアリマシテ最近軍事占領致シテ居リマスルカ、其ノ上ニ於キマシテ海軍ナリ、拓務省ナリ、臺灣總督府ナリ、内面的ニ色々苦心焦慮致シマシテ、之ヲ開發スルト云フヤウナコトニ付テソ／＼手ヲ出シテハ居リマスケレドモ、マダ大ビラニ手ヲ出シテハ居ラナイコトデ、山川君モ御諒解下サルコトト思ヒマス、御話ノ如ク佛印ニ致シマシテモ、蘭印ニ致シマシテモ、全ク外國ノコトデアリマスカラ、中々我ガ國ト致シマシテハ思ヒ餘リアツテ未ダ手ガ伸ビ難ネルト云フカ、伸バシ難ネルト云フカ、サウ云フ譯ノモノデハナカラウカト思ヒマス、兎ニ角今佛印ニ付テハ東京會議ガ行ハレテ居リマス、蘭印ニ付テモ芳澤君ガ出テ行ツテ色々交渉ヲヤ

ツテ居ル譯デアリマシテ、段々是方進シテ... 自由トカ云フヤウナコトガ得ラレマシテ、拓務省ノ持ツテ居ル海外ノ拓殖事業ト云フヤウナ所管事項ノ遂行ノ上ニ於キマシテモ...

シテノ滿洲方面ノコトハソレトシテ、兎ニ角八紘一宇ト云フ大キナ國是ノ遂行ノ上カラ、色々ナ資源ノ獲得ヲスルト云フ意味ニ於テ...

無考ヘテハナイノデアリマス、其ノ他東亞共榮圈内ニ於ケル所謂拓殖事業ト云フコトニ付テハ、國策會議ヲ通シ色々ノ工夫、施設ヲヤツテ居リマス...

タイト思ヒマス ○山川委員 大キニ御親切ナ御答辯ヲ有難ウゴザイマシタ、ドウゾ宜シク... ○西村委員長 厚生大臣ガ御見エニナリマシタカラ、福田君ノ發言カラ許シマス...

リー榮養等ヲ補給スルコトガ出来ナイト云フ部分ガ相當ニ響イテ居リマス、一方官營ノ方カラ見マシテモ、一例トシテ電信從業員ノ數方ノ月額收入ハ平均三十二圓デアリ...

極ク簡潔ニ申上ゲルコトモ甚ダ困難デアリマスガ、試ニ體力向上ノ對策ト、ソレカラ榮養ニ關スル對策ト、最低賃金ノコトヲ申上ゲテ見タイト思ヒマス...

慶ノナイマデニ治療ヲ進メマシテ歸郷スル譯デアリマスケレドモ、偶ニハ歸郷シマシテ再發スルコトモゴザイマシタ、ソレガ又傳播スルコトモナイトハ申サレマセ...

幾何ヲ要スルカト云フ最低賃金ノ基準ト云フモノヲ定メナケレバ、之ヲ御出シニナルコトハ非常ニ矛盾シテ居ルト思ヒマス、今年度巡査教員等ニ付テ多少ノ増給臨時手當等ガアリマスケレドモ、一般ノ工場ニ於キ...

防ノ方ニカヲ入レテ結果ゴザイマス、治...

根絶スト云フコトデハ醫者ガ立ツテ行ケ...

其ノ次ハ、昨年ト思ヒマス。昨年ノ議...

ル、其ノ方法ヲ昨年度鐵道大臣ハ斯ウ言...

マス、斯ウ云フコトヲ言ハレテ居ルノデ...

ニ於テモ實現ノ出来マヤウナコトヲ御答...

カラ只今列車ノ中ニ於テ御話モゴザイ...

實ニ於テ隣ノ者ハ僕ノ三分ノ二シカ働カ...

ツコイソレハ相成ラヌ、是デハ所謂國民...

○金光國務大臣 御答ハハ抽象的ナ部分...

○福田委員 只今ノ特殊技能活用ノ點...

○金光國務大臣 實ニ、御意見ノ如ク生...

○福田委員 只今ノ特殊技能活用ノ點...

ニ於テモ實現ノ出来マヤウナコトヲ御答...

カラ只今列車ノ中ニ於テ御話モゴザイ...

實ニ於テ隣ノ者ハ僕ノ三分ノ二シカ働カ...

ツコイソレハ相成ラヌ、是デハ所謂國民...

又賑タカラ行カナイ、サウ云フ風ニナルト、折角ノ能力ヲ其ノ儘無爲ニ終ラシメル結果ニナリマスカラ、政府ノ御所望ニナリマスヤウ目的ハ中々達セラレナイ、デアリマスカラ、職業紹介所其ノ他能ク調査ノ結果、ソレハ尤モダト云フノデ、其ノ方面ヘ向ケルト云フ緩和ノ方策ヲ御執リニナル御考ヘハゴザイマセヌカ

○金光國務大臣 成ベク其ノ適性ヲ考慮ニ入レテ緩和シテハドウガト云フコトハ御尤モ存ジマスカラ、成ベクサウ云フ方法ヲ執リタイト存ジマス、併シナガラ何分ニモ努力不足ノ爲ニ徵用サヘ致シテ居ル事情デアリマスカラ、場合ニ依リマシテハ、多少ノ隠忍ヲ願ハネバナラスヤウナ場合ガ起リ得ルカモ知レスト考ヘテ居リマス

○福田(閣)委員 今ノ徵用マデ必要デアルト云フコトハ、無論總動員法モ出テ居ルカラ、御察シシマスガ、ソレハサウ云フヤウナ意味デ國家ガ之ヲ善用スルト云フコトガ中心デアリマスカラ、ドウカ其ノ邊ヲ御考慮下サイマシテ、是ガ實施ガ出來ルヤウ願ヒタイト思ヒマス、ソレモ多數ニハ上ララズダラウト思ヒマス、ソレカラ移動防止ニ付テハ豫算委員會デモ意見ガアツタヤウデアリマスガ、中々工場主ト云フヤウナモノハ、公益優先ト申シマスガ、何ト云フテモ中々言フタケデ事實ハ行ヒ難イ點モアリマスカラ、移動防止ヲスル爲メ、待遇ガ悪クテモ酷使サレテモ移動ガ容易ニ出來ス、此ノ弊害ハ中々容易ナコトデハナイノデアリマスガ、是等ニ付テハ法案ヲ見マス御取締リノ方法モアリマスガ、ドウシテモアレデハ足リマセヌカラ、其ノ邊ヲ能ク御考慮ニナツテ、是カラハ唯移動防止ト

云フ法令ニ基クダケノ狹隘ナル意味ニ於ケル取捨、或ハ自由束縛スルヤウナコトヲ緩和サレナイト、從業者ノ精神沈滞ヲ却テ能率方上ラスト云フコトニナルト、政府ノ總動員法及生産力擴充ノ目的ニモ反スルヤウナ結果ニモナリハシナイカト思ヒマスカラ、人間ニハ心氣一轉ト云フコトモアリマスカラ、其ノ點ヲ御緩和ノ方法ハアリマセスカドウカ、以上ニ對スル御答辯ヲ願ヒマシテ、厚生大臣ニ對スル質疑ハ是デ止メテ置キマス

○金光國務大臣 移動防止ハ全部ノ業種ニ對シテ實施スルコトハナク、特ニ必要ナル或種ノ事業ニ對シテ之ヲ行フデアリマス、寧ろ比較的不急ナ方面カラ必要ナ方面ヘ努力集メタイト云フ趣旨カラヤルノデアリマシテ、之ニ反スル傾向即チ軍需工業ト申シマスガ、特殊ノ方面カラ他ノ移動スルコトヲ防止スル趣旨ニ出テ居ルノデアリマス、正當ナル理由ガアツテ移動シタイト云フノハ抑ヘル譯ニハ參リマセヌ、不當ニ之ヲ抑ヘルト云フヤウナコトハ決シテ致サナイノデアリマス、之ヲ善用スレバ御心配ノヤウナ點ハ自ラ除カレルコトト存ジマス、ソレカラ御意見ノ精神的指導ハ大イニヤル積リデ居リマス

○野方委員代理 山川君
○山川委員 是ハ大臣ニ御尋ネスルノハ、問題ガチト小サ過ぎルヤウデアリマスガ、尿尿ノ肥料ノ關係デアリマス、汚物塵芥清淨ニ關スル規則ト云フモノガアリマスガ、此ノ汚物トハ尿尿ヲ指シテ居ルデスカ、ドウ云フコトニナツテ居リマセウカ

○加藤政府委員 汚物掃除法ヲ指ツテ居ルノハ、塵芥、尿尿、下水ト云フ風ニ分ケテ居リマシテ、廣イ意味ノ汚物デアリマセヌガ、塵芥尿尿ハ區分ヲ致シテ居リマセヌ一ツノ規則ニ入ラズテ居ル譯デアルト思ヒマスガ、其ノ汚物塵芥清淨ニ關スル規則、ソレカ三ツ之ニ對スル規則ガアリ、其ノ外ニ二ツカ三ツ之ニ對スル規則ガアルト思ヒマスガ、其ノ汚物ノ中ニハ尿尿ガ入ツテ居ルデスカラ汚イノデゴザイマス、ソレカラ微菌ガ入ツテ居ル處ノアルモノ、斯ウ云フ風ニ御解釋ニナツテ立法ガ出來テ居ルト思フ、ダカラ焼却ヲ旨トスル、ソコデ私ハ農村ノ立場カラ今日ノ食糧問題ノ喧シイ時ニ際シマシテ、此ノ尿尿ト云フモノハ肥料關係ニ大影響ヲ持ツテ居ルノデアリマス、之ヲ衛生ノ立場カラ厚生省ガ御覽ニナリマシテ、サウシテ之ヲ焼却シ、或ハ海ノ真中ニ棄テラレル、又塵芥ハ土ニ埋メルト云フヤウナコトニサレテ居リマスコトヲ、非常ニ遺憾ニ思フノデアリマス、科學ノ上カラ見マシタナラバ上下ノ別ハナイノデアリマス、金モ便モ科學ノ上カラ見テ同ジ積打ノモノデアリマス、ダカラシテ之ヲ何トカシテ利用シナケレバナラス、此ノ度農林省ノ豫算ニ此ノ尿尿ヲ利用スル爲ニ僅カニ十九萬圓カソコヲ豫算計上シテアルコトヲ見タノデゴザイマス、ドウ云フ風ニ使ハレルノカ存ジマセヌガ、此ノ六大都市ノ尿尿ト云フモノヲ全部肥料ニ使フト云フコトハ非常ニ多額ノモノニナルト考ヘマスノデ、是ノ利用方法ヲモツト大々的ノ計畫ヲ立テテヤツテ裁キタイ、斯ウ云フ風ニ思フノデアリマス、私ハ兵庫縣デゴザイマスガ、神戸市ニ於テ尿尿ヲ郡農會ト契約ヲ致シマシテ、神

農林省ノ豫算デアリマシタカ十九萬圓位ノ豫算計上ニナリマシテ、六大都市ノ尿尿ヲ處置スルト云フコトヲ伺ヒマシタガ、ソノナコトデハ迎モ駄目デスカラ、ドウカ相當ノ金額ヲ計上ニナリマシテ、此ノ尿尿ヲ全部御利用ニナルト云フコトハ、是ハ五千萬圓一億圓位ノ價值ヲアルモノト私ハ信ズルノデアリマス、現在ノ所ハ之ヲ棄テルガ爲ニ東京市デハ一千万圓近クノ費用ヲ使ツテ居ラレル、是ハ農林省ニ御伺ヒシナケレバナラスコトノヤウデアリマスケレドモ厚生省ノ汚物ニ關スル法律ニ中ニ含まレタ問題デゴザイマスノデ、此ノコトニ付テ政府ノ所信ヲ伺ヒタイノデアリマス

○金光國務大臣 尿尿ノ處理ハ保健衛生上大切ナコトデアリマシテ、大體ハ改良下水道ニ依リテ理想ト致シマスガ、人口ノ都市集中ニ伴ヒマシテ尿尿ノ排出量ハ年々激増シテ來テ居リマスノ、一方下水道施設ノ爲ニハ多額ノ經費ヲ要シマスシ、又資材ノ點ヨリ致シマシテモ速カニ之ガ完成ヲ圖リマスコトハ甚ダ困難ナル事情ニアリマス、而シテ他面農村方面ニ於テハ肥料供給ノ逼迫ニ伴ヒマシテ、尿尿ノ増配ヲ要望スル向ガ多イノデ、現在ニ於テハ其ノ過半ヲ農村ニ輸送シテ肥料トシテ其ノ還元ヲ圖ツテ居リマス、是ハ即チ一石ニ鳥ノ措置デアリマシテ、今後トモ其ノ衛生ノ處理ノ萬全ヲ期シマシテ、出來ル限リ農村ニ輸送シテ農業生産ノ擴充ニ資スルヤウ努メタイト存ジマスノデアリマス、尿尿處理ノ圓滑ヲ期スル爲ニハ尿尿處理施設ニ付テ指導ヲ行ヒ、特ニ肥料トシテ農村ニ還元シテ食糧増産ニ寄與セシメル爲ニ、昨年來六大都市ノ外ニ川崎市、横須賀市ニ對シテ運搬用貨物自動車及

ビ、ガソリンノ特別配當ヲ行ヒマシテ、農村尿尿溜槽ノ増設ト相俟チ、實效ヲ收ムルヤウニ努メテ居ル次第デアリマス、尙ホ工業地帯等ノ急激ニ人口ノ増加ヲ來シ、尿尿處理ノ完キヲ期シ難キモノニ付キマシテハ、本省ヨリ係官ヲ派遣致シマシテ其ノ指導完キヲ圖ツテ居ルノデアリマス、併シ何分ニモ、ガソリンガ配給難ニ陥ツテ居リマスノデ思フニ任セナイ點モゴザイマスガ、農林省其ノ他關係官廳トモ能ク連絡ヲ致シマシテ、出來得ルダケ御意旨ニ副フヤウニ努力致シタイト存ジマス

○野方委員代理 山川君
○山川委員 川崎其ノ他ニ行ハレマシタノハ補助金ヲ與ヘラレマシテ、其ノ成績ハドソナ風デゴザイマスガ、神戸、大阪モヤハリ補助金ヲ數カトガ出來ルノデアリマセウカ、ソレヲ承リタイ、ソレカラモウ一ツ行フト云フコトデアリマス、蠅蠅ハ別ダサウデアリマスケレドモ、其ノ他ノ微菌ハ死スト云フコトヲ聞イタノデアリマス、アレハ薄メタイカサ、海ニ棄テルト薄クナルカラ、其ノ微菌ガ生キテ居テ害ヲナスノデ、其ノ微菌メテ置ケバ自ラ殺菌力ヲ生ジテ、自分ノ微菌ノ殺ス、斯ウ云フコトヲ聞イテ居リマスガ、之ニ對シテ專門ノ方カラ御答辯ヲ願ツテ置キタイ

○加藤政府委員 六大都市、川崎邊リデ昨年來尿尿ヲ農村ニ還元致シマスル爲ニ、色色關係ノ方面ト連絡ヲ執ツテ實現ヲ期シテ居リマスコトハ大臣カラ御答ヘラ申上ゲタノデアリマシテ、其ノ實績、殊ニ補助金云云ト云フ御質問デゴザイマシタガ、實ハ厚生省ニ於キマシテハ、補助金ヲ支給スルト

云フ方法ハ執ツテ居リマセヌデ、大臣ヨリ申上ゲマシタ通り、不足困ツテ居リマス資材、貨物自動車トカ、ソレニ要シマスル木炭若クハ、ガソリンノ、ヤウナモノ、或ハ一部ドウシテモ海中ニ投棄ヲ致ナケレバナラス部分ハ大型ノ尿尿船ヲ供給スルト云フヤウナ、主トシテ資材方面ニ付テ、企業院其ノ他ト連絡ヲ執リマシテ、今日マデヤツテ參ツテ居ルノデアリマス、其ノ成績ハ何サマ莫大ナ自動車ガ必要ニナツテ參リマス計算ニナリマスノデ、商工省デモ自動車ハ昨年來其ノ配給ヲ嚴重ニ致シテ居リマスガ、ソレニ刺込ミマシテ豫定計畫通りニハ參ツテ居リマセヌガ、既ニ東京市アタリデモ百臺近イ自動車ヲ新タニ購入致シテヤツテ居ルヤウナ次第デゴザイマス、神戸、大阪方面ニモ要求スル全部ノ自動車ハ參リマセヌガ、ソレハ出來得ルダケノ自動車等ノ配給ヲヤツテ居ルヤウナ次第デアリマス、一兩年經チマセバ、餘程其ノ點ハ現在ヨリモ良クナルダラウト考ヘテ居ルノデアリマス、ソレカラ尿尿ノ處理ト言ヒマスガ、暫ク何處カニ貯メテ置キマシテ自然ニ滅菌ヲスルト云フヤウナ方法ハドンナモノカト云フ御尋ネデゴザイマシタガ、色々ト六大都市其ノ他ニ於キマシテモ尿尿ノ始末ニハ困ツテ居リマスノデ、科學的ノ研究等モ盡シテ居ルノデアリマシテ、正式ノ下水道ヲ通ツテ下水ノ終末處理ニ參リマス尿尿ニ付キマシテハ、御承知カト思ヒマスガ、色々ナ設備ヲ致シマシテ、之ヲ全ク無害無臭ノモノニシテ川ニ投スルノ云フ所マデヤツテ居ル譯デアリマスガ、下水ノ普及ガ極メテマダ小部分デ、大部分ハヤハリ尿尿ハ尿尿ノ儲テ或ハ海ヘ投ジ、

或ハ農村ニ入ツテ參ツテ居ル譯デアリマス、色々ト研究ヲシマシタ一ツノ案トシテ、現ニ東京市アタリデモ市ノ近クノ千葉縣ノ或ル地點ニ相當ノ地所ヲ買占メマシテ、其處ニ莫大ナル數量ヲ貯溜スル、半年位置イテ固リマシテ、時ニ埋立等ノ資材ニナルト云フヤウナ研究モアリマシテ、計畫ヲ立テタコトモアツタノデゴザイマスガ、ドウモ大都市ノ比較的近郊ニ於テ非常ニ廣大ナ地所ヲ手ニ入レテ、而モ尿尿ヲ貯ヘテ置クト云フコトニナリマス、色々ナ點ヲ困難ガアリマシテ、附近ノ人ノ惡感、又衛生問題ト云フヤウナコトモ起リマシテ、千葉ノ話モ實現致シマセヌデシタヤウナ譯デアリマスガ、山川サシノ段々御話ノ通り六大都市ニ於キマシテハ實ニ困ツタ問題デアツテ、農村デハ欲シイモノデアリマスルノデ、結局只今ノ所デハ之ヲ無駄ニ致シマセヌデ、大都市カラ農村ヘ手渡シマスル方法ヲ出來ルダケ合理的ニ巧ク行クヤウニ致シタイ、斯様ナ考ヘデヤツテ居ルヤウナ次第デアリマス

○山川委員 尿尿ノ貯ヘテ置クト安全ニ肥料ニナルカト云フ御尋ネノヤウデアリマスガ、是ハ内務省ノ衛生局時代ニ色々實驗ヲ致シマシテ、大體結論ヲ得タヤウナ問

○西村委員長 河合君ハ委員復活ノ手續ガ...

○西村委員長 河合君

○河合君 極ク簡單ニ質問ヲ致シタイ...

ヲ考ヘマス、結核ナドハ殊ニ長期ノ治療...

シマシテ、國民ノ地位向上ヲ圖ルト云フ...

マシタラバ、喜ンデ之ヲ地方ニ持ツテ...

○金光國務大臣 公設市場ハ厚生省ノ所管...

○河合君 ドウカ十分此ノ問題ニ付キ...

○西村委員長 此ノ間ニ一寸申上ゲマス...

○中村梅委員 厚生省ニ一點ダケ伺ヒ...

リマセ、明日特ニ開カケレバ商工省ノ...

○高野政府委員 結核豫防ノ施設ガ甚ダ...

○中村梅委員 結核豫防治療對策ニ付キ...

ツテ行クトカ、何等カ管理者カラ貰ヘナイモノハ——貰ヘルモノハ只今御話ノアツク通り手續ヲシテ戴キマシテ大變喜ンデ居リマスガ、只今ノヤウナ場合ヲ御示シ戴キタイ

○内務政府委員 今ノ證明ガアルトカ證明ガナイトカ云フ問題ハ、別ニ表立ツテハナイノデアリマス、隨テ屢ニ申上ゲマシタヤウニ、銓衡ニ當リマシテ御遠慮ナシニ各般ノ事情ヲ十分御述ベ戴ケバサウ云ツク手違ヒハナイト云フコトニナリマス

○瀧澤委員 私人質問ハ是デ終リマス

○西村委員長 然ラバ先刻議事ノ進行ニ付キマシテ愚見ヲ申上ゲマシタヤウニ、明日ハ開會ノ豫定日デゴザイマセスガ、時局柄勉強致シタイト思ヒマスカラ、御迷惑デアリマスガ、午前十時カテ開會致シマスカラ、御差障リ是非御出席ヲ願ヒタイト思ヒマス、今日ハ是ニテ散會致シマス

午後五時四十一分散會

昭和十六年二月二十日印刷

昭和十六年二月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

(第二類 第一號)

第七十六回帝國議會 院 決算委員會議錄(速記)第十一回

(二一九)

會 議
昭和十六年二月二十日(木曜日)午前十時十七分開議
出席委員左ノ如シ
委員長 西村 茂生君
理事石井徳久次君 理事田中 養達君
理事鹽川 正藏君 理事高橋 義次君
理事曾木 重貴君 理事福田次郎君
理事森下 國雄君
小山 亮君 池田七郎兵衛君
池本甚四郎君 石坂 繁君
大内竹之助君 大島 寅吉君
大野 一造君 河合 義一君
田代 正治君 瀧澤 七郎君
津倉 龜作君 濱地 文平君
眞鍋 勝君 増永 元也君
村瀬 武男君 山川頼三郎君
二月十九日委員淺沼稻次郎君辭任ニ付其ノ補闕トシテ同日二十日河合義一君當選セリ
出席政府委員左ノ如シ

外務書記官 武内時之助君
内務書記官 三好 重夫君
大藏書記官 梅北 末初君
大藏書記官 日下部 滋君
營繕管財局理事 入江 昂君
陸軍少將 田中 隆吉君
陸軍主計大佐 森田 親三君
司法書記官 石田 壽君
文部書記官 柴沼 直君
農林書記官 岡本 直人君
商工次官 小島 新一君

商工省化學局長 永田彦太郎君
商工省纖維局長 梶原 茂嘉君
商工省振興部長 堀 義臣君
商工書記官 末永 衛君
特許局長官 大貝 晴彦君
物價局長官 牧 檜雄君
逓信省經理局長 山田 良秀君
鐵道省經理局長 平山 孝君
拓務書記官 中野 勝次君
厚生書記官 生悅住求馬君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
昭和十四年度歳入歳出總決算、昭和十四年度各特別會計歳入歳出決算
昭和十四年度國有財産増減總計算書
○西村委員長 是ヨリ開會致シマス、通告順ハ小山君デアリマスガ、小山君ノ要求サレテ居リマスル政府委員ガ只今御指ヒニナリマセスカラ、其ノ間先ニ瀧澤君ニ發言ヲ許シマス——瀧澤君

○瀧澤委員 私人中小工業ノコトニ付テ此ノ際御伺ヒシタイト思ヒマス、中小工業ノ維持育成ト云フコトガ國策トシテ定マリマシテ、商工省モ其ノ御方針ノ下ニ失業對策轉業對策ヲ御盡力戴イテ居ルデアリマス、此ノ維持育成ト云フコトハ中々容易デナイノデアリマスガ、只今ノ御方針トシテハド云フ方法ドウ云フ手段デ中小工業ノ維持育成ニ御努力戴クノカ、御伺ヒ致シタイト思ヒマス

○小島政府委員 中小工業ノ維持育成ヲ努力ムルト云フコトガ、今後時局下ニ於キマスル産業整備ノ私共ノ心構ヘデアリマス、如

何ニシテ之ヲ具體的ニ處置スルカト云フコトハ、中々困難ナ容易ナラスコト考ヘテ居ルノデアリマス、何分ニモ從來ニ比シテ一層物動計畫ノ上ニ於テ生産擴充ノ或ル部分、特ニ民需方面ニ於ケル資材ノ配給ト云フコトニナリマスレバ、實ニ關係産業ニ相當ナル影響ヲ及ボサザルヲ得ナイヤウナ趨勢ニアリマスコトハ瀧澤委員モ御承知ノ通りデアリマス、就キマシテ之ヲ商工省ト致シマシテ如何ニ指導シテ居ツテ、現下ノ情勢ニ即應シツツ而モ中小業者ヲシテ其ノ職域ニ於テ高度國防國家建設ニ貢獻セシメルカト云フコトニ相成リマス、是ハ一般的ニ申上ゲマスコトハ中々困難デアリマシテ、結局各工業ノ實情ニ即シテ考ヘネバナラスコトハ申スマデモナイノデアリマス、工業ノ部面ニ付キマシテハ從來商工省ハ或ハ組合制度ニ依リ、或ハ資金ノ融通或ハ損失ノ補償、又技術方面ニ於ケル指導、殊ニ事業以來原料物資ノ配給ヲ圓滑ニシマシテ、ソレ等ノ業者ノ事業經營ニ於テ出來ルダケ面倒ヲ見テ參ツタノデアリマスガ、之ヲ從來ノ其ノ儘ニ於テ維持シテ行クト云フコトハ、是ハモウ到底不可能ナコト考ヘマシテ、維持育成ヲ致シマスルニ於テハ、ドウシテモ是等ノ中小工業者ヲ何等カノ組織ニ於テ、現在ノ經濟事情ニ即應スルヤウニ整備シ、或ハ整理シテ行クト云フコトガ必要ト考ヘテ居リマス、工業ニ付キマシテハ、比較的其ノ技術或ハ設備ト云フモノモ考慮

ニ入レマシテ、從來造ツテ居リマシタ製品ニ依リマシテハ、之ヲ所謂下請工場ト云フ方面ニ仕向ケテ參ル、下請ト云ヒマシテモ、從來ハ必ズシモ親工場ト下請工場ノ關係ガ整備シテ居ラナカッタヤウニ私共モ感ゼラレマス、是ハ下請工場ト云フモノニ付キマシテモ、モウ少シ恒久的ナ親工場下請工場ノ關係ガ有機的ニナリマシヤウニ、是非トモ一ツノ制度トシテ之ヲ確立シテ行クトガ必要デアラウト考ヘマス、更ニ根本ニ選リマシテハ機械工業ノ方ハ其ノ製品ノ分野ヲ大工場、中小工場ノ間ニ劃定致シマシテ、大キナ工場ニ於テハ中小工場ノ造レナイヤウナ特殊ナ機械ヲ造ラセル、一般的ニ造リ得ルヤウナ機種ニ付キマシテハ、一般的ニ造リ中小工場ニモ之ヲ造ラセルト云フコトモ、是亦必要ナコトト考ヘテ居リマス、我が國ニ於テ獨特ノ發達ヲ致シマシタ中小工場ト云フモノハ、出來ル限リ之ヲ活用シテ參ルケレバナラス、之ニ付テハ獨り商工省ガ天降リノニドウ斯ウト云フコトヲ指示スルヨリハ、寧ロ當業者ノ團體等ガ時局ニ十分認識ヲ深メラレマシテ、政府ニ積極的ニ協力スルト云フ御考ヘノ下ニ、自主的ニ是等ノ整備改善ヲ御研究願ヒマシテ、官民一緒ニナリマシテ、此ノ時局ニ即應シテ、從來一生命ニヤツテ居リマシタ中小工業者ノ心持ヲ餘リ失望セシメナイヤウニ指導シテ參リタイト云フノガ、只今私共ガ考ヘテ居リマスル中小工業ノ整備ニ關スル一般的ノ考

○方面アリマス 中小工業ノ爲ニ今マデ商工省ノ執ラレツツアツク御方針ヲ拜承致シマシ...

レツツアツク御方針アリマスレドモ、今回小サナ工場ヲ育成サレルト云フコトニ...

ソレ等ノ小工業者ノ技術ヲ維持育成シテ尙ホ向上セシムルト共ニ、機械ノ整備ト俟ツ...

折角其ノ方面ノ手續ヲ進メテ居リマスヤウナ状態アリマス。モウ一點ガ御伺ヒ致シタイ...

ルノダ、是テ物ノ價ヲ定メテ行カナケレバ、何時デモ混濁界ハ混乱シテ参リマシテ...

ケルコトニ相成ツタノデアリマス、是ハ何處マデモ例外的ノ措置ヲナケレバナラヌト...

○方デアリアス

○小島政府委員 中小工業ノ爲ニ今マデ商工省ノ執ラレツツアツク御方針ヲ承致シマシテ...

○瀬澤委員 モウ一點ダケ御伺ヒ致シタイト思ヒマース、是ハ大藏省ノ方トモ關係...

レツツアツクデアリアスルケレドモ、今...

レツツアツクデアリアスルケレドモ、今同小サナ工場ヲ育成サレルト云フコト...

○小島政府委員 濧澤委員ノ御質問ニ...

○小島政府委員 濧澤委員ノ御質問ニ對シテ、是モ有難クゴザイマース...

○高橋(義)委員 濧澤委員ノ御質問ニ...

○高橋(義)委員 濧澤委員ノ御質問ニ對シテ、私ノ質問ヲ終リマース...

折角其ノ方面ノ手續ヲ進メテ居リマースヤウナ状態デアリマース...

○小島政府委員 現下ノ戰時經濟ノ進行ヲ...

ケルコトニ相成ツタノデアリマース、是ハ何處マデモ例外的ノ措置ヲナケレバナラ...

○西村委員長 丁度小山君ノ御要求ニナツテ居ル政府委員方見エマシタノデ...

レバ、自由ニ之ヲ移轉セシムルト云フヤウ
ナ取扱ヒ方デハ、ドウシテモ工場ノ仕事ノ
完成ト云フコトガ難カシト云フ結論ニ達
スルコトハ、是ハ申スマデモアリマセス、
ソコデ私ノ御尋ねヲ申上ゲタイト思ヒマス、
點ハ、職業紹介所長ト云フ者ノ採用方針デ
アリマスガ、ドウモ才役人様、本當ニ工場
生活ノ體驗ノナク、經驗知識ノ乏シイ方ガ
大體ナラレテ居ル、此ノ人ノ方面ハモウ少
シ何トカ——先程當局ノ御説明ニナラレタ
ヤウニ十分ニ民間ノ知識經驗ヲ採入レルト
云フコトノ爲ニ、一覽トシテサウ云フ方面
ニモ速カニ之ヲ活用ナサル意圖ナキヤ、又
興信所ノ報告、若シソレガ眞ナリトセバ、
ソレ位デハ本當ニ此ノ軍需品ノ下請工場ト
シテノ生産力或ハ能率ト云フモノニ付テノ
十分ノ檢討ガ施サレテ居ラスノデアリマス
カラ、是等ニ對スルモット妥當ナ、モット
眞實ニ調査研究ノ方法ヲ講ズル必要
ガナクハナイカ、此ノ兩者ヲ併進スルコト
ニ依ツテ、此ノ中小工場ノ生産力ノ發達擴
充ヲ期スルコトガ當然デハナイカト云フ見
地カラ此ノ御尋ねヲナス所以デアリマス

○小山(亮)委員 先ツ商工次官ニ御尋ね
タイノデアリマス、從來煙草ノ値上アル
トカ、米價ノ値上アルトカ云フヤウナコ
トヲ政府ガヤラウツスル場合ニ見ル現象
デアリマスガ、煙草ガ市上ニ影ヲ潜メテシ
マフ、或ハ米ヲ集荷スルコトガ困難ニナル
ト云フ風ナコトガ展アル現象デアリマス、
是ハハハ云フ政府ノ是ヨリ行ハントスル政
策ノ一部分或ハ全部ガ何處トナシノ外界ニ
漏洩スルカラスウ云フ現象ガ起ルノデハハ
イカトスウ私ハ思フノデアリマス、隨ヒマ
シテ此ノ問題ハ殊ニ事變下ニ於テハ最モ重
大視シナケレバナラス問題デアリマスガ、
若シ政府ノ是ヨリ行ハントスル機密ニ屬ス
ルヤウナ事柄ガ、商工省ノ役人ノ中カラ外
界ニ漏洩シタト云フヤウナコトガアリマシ
タ場合ニハ、ソレハ一體ドウ云フヤウナ處
置ヲサレルノデアルカ、是ハドウ云フ罪ニ
該當スルノデアアルカ、或ハドウ云フ風ナ場
合ニドウ云フ處置ヲ商工省ノ當局トシテハ
御執リニナルカ、之ヲ一寸結論ケテ簡單デ
宜シウゴザイマスガ何ヒタイト思ヒマス

○小山(亮)委員 昨年十一月デアリマス
ガ、現内閣ノ經濟關係ノ懇談會ト云フノガ
開カレマシタ其ノ當時、經濟新體制案ヲ其
ノ經濟關係會議ニ審議シテ居リマシタ當
時、ソレカラ其ノ後ニ引續キテ、怪文書
ガ流布サレ、或ハ様々ナ「デマ」ガ外間ニ亂レ
飛シタノデアリマス、私共ハ其ノ經濟關係
ノ會議ニ於テドウ云フコトガ審議サレテ居
ッタノカ、其ノ當時ハ知りマセヌデシタ

○小山(亮)委員 御答ニ申上ゲマス、其ノ
地位ノ上下ノ間ハズ、ソレノノ制度ニ依
リマシテ適當ナル處置ヲ講ズルコト、是ハ

○小山(亮)委員 兵務局長ニ伺ヒタイノデ
アリマス、私ハ前ノ議會カラ展、政府當局ニ
向ツテ同種ノ問題ヲ糾弾シテ來トデアリ
マスガ、曾テ外交ノ機密ニ屬スルヤウナ事
柄、最モ重要ナル機密ニ屬スルヤウナ事柄ガ
展外國ニ漏洩スルコト云フヤウナ風評ヲ聞ク、
又外國ニ駐在シテ居リマシタ所ノ大使連中
ガ歸ツテ参リマシテ、講演ヲスル、或ハ演
説ヲスル、其ノ中ニ最モ重要ナル國家ノ機
密、外交上ノ機密ニ屬スルヤウナコトガ展、
筒拔ケニ、最モ機密ニシテ置カケレバナ
ラス其ノ對象ノ國ニ漏洩サレテ居ルト云フ
コトヲ吾々ハ聞イデ、之ヲ非常ニ遺憾ニ思
ヒマシテ、私達トシテハ前議會カラ外務大
臣ヲ激シク攻撃シテ來タノデアリマスガ、
私ハ事變ガ始マリマシテカラ三回ニ互ツテ
戰線ヲ觀察シタノデアリマス、先般上海
南京ニ参リマシタ時ニ、實ニ遺憾ニ考ヘタ
ノハ、日本ノ内地デハ到底吾々ガソレヲ想
像スルコトモ出來ナイヤウナ重要ナル國家ノ
機密事項ガ、支那ノ新聞ニハドン／＼出テ
居ルノデアリマス、例ヘバ一例ヲ採リマス
レバ、畏クモ秩父宮殿下ガ戰線ヲ御觀察ニ
ナツタ、ソレガ御觀察ニナツテ御歸リ遊バ
シテカラ、日本内地ノ新聞ニ發表サレテ、
吾々ハ初メテソレヲ知ルノデアリマス、然
ルニ支那ノ新聞ニハ、殿下ガ戰地ニオイデ
ニナル前ニ、御旅程等ガ一切知レテ居ルノ
デアリマス、日本人ニハ知レナイコトガ支
那人ニハ知レテ居ル、サウナリマス、左
様ナ事柄ト云フモノハ一般大衆ハ知ラナイ
ノデアリマスカラ、必ズ國家ノ重要ナル地
位ニアル者ノ口カラ、或ハ其ノ手カラ、是
等ノ機密ガ漏洩シテ居ルト云フコトハ明瞭

○小山(亮)委員 先ツ商工次官ニ御尋ね
タイノデアリマス、從來煙草ノ値上アル
トカ、米價ノ値上アルトカ云フヤウナコ
トヲ政府ガヤラウツスル場合ニ見ル現象
デアリマスガ、煙草ガ市上ニ影ヲ潜メテシ
マフ、或ハ米ヲ集荷スルコトガ困難ニナル
ト云フ風ナコトガ展アル現象デアリマス、
是ハハハ云フ政府ノ是ヨリ行ハントスル政
策ノ一部分或ハ全部ガ何處トナシノ外界ニ
漏洩スルカラスウ云フ現象ガ起ルノデハハ
イカトスウ私ハ思フノデアリマス、隨ヒマ
シテ此ノ問題ハ殊ニ事變下ニ於テハ最モ重
大視シナケレバナラス問題デアリマスガ、
若シ政府ノ是ヨリ行ハントスル機密ニ屬ス
ルヤウナ事柄ガ、商工省ノ役人ノ中カラ外

○小山(亮)委員 昨年十一月デアリマス
ガ、現内閣ノ經濟關係ノ懇談會ト云フノガ
開カレマシタ其ノ當時、經濟新體制案ヲ其
ノ經濟關係會議ニ審議シテ居リマシタ當
時、ソレカラ其ノ後ニ引續キテ、怪文書
ガ流布サレ、或ハ様々ナ「デマ」ガ外間ニ亂レ
飛シタノデアリマス、私共ハ其ノ經濟關係
ノ會議ニ於テドウ云フコトガ審議サレテ居
ッタノカ、其ノ當時ハ知りマセヌデシタ

○小山(亮)委員 御答ニ申上ゲマス、其ノ
地位ノ上下ノ間ハズ、ソレノノ制度ニ依
リマシテ適當ナル處置ヲ講ズルコト、是ハ

○小山(亮)委員 昨年十一月デアリマス
ガ、現内閣ノ經濟關係ノ懇談會ト云フノガ
開カレマシタ其ノ當時、經濟新體制案ヲ其
ノ經濟關係會議ニ審議シテ居リマシタ當
時、ソレカラ其ノ後ニ引續キテ、怪文書
ガ流布サレ、或ハ様々ナ「デマ」ガ外間ニ亂レ
飛シタノデアリマス、私共ハ其ノ經濟關係
ノ會議ニ於テドウ云フコトガ審議サレテ居
ッタノカ、其ノ當時ハ知りマセヌデシタ

○小山(亮)委員 御答ニ申上ゲマス、其ノ
地位ノ上下ノ間ハズ、ソレノノ制度ニ依
リマシテ適當ナル處置ヲ講ズルコト、是ハ

○小山(亮)委員 御答ニ申上ゲマス、其ノ
地位ノ上下ノ間ハズ、ソレノノ制度ニ依
リマシテ適當ナル處置ヲ講ズルコト、是ハ

○小山(亮)委員 御答ニ申上ゲマス、其ノ
地位ノ上下ノ間ハズ、ソレノノ制度ニ依
リマシテ適當ナル處置ヲ講ズルコト、是ハ

第二類第一號 決算委員會議錄 第十一回 昭和十六年二月二十日
點ハ、全ク當局ト致シマシテモ御同感ニ存
ジマス、限リアル資材ヲ有効ニ活用致シマ
ス爲ニハ、其ノ配給ノ適正ヲ圖ルコト云フコ
トニ全力ヲ注ガナケレバナラスコトハ申ス
マデモナト思ヒマス、從來動モスレバ、
個々ノ資材ニ付テハ工場ニ對スル配給ガ旨
ク參ツテ居ルモノガアルト致シマシテモ、
其ノ工場ノ方面カラ見マスルト、其ノ資材
ノ配給ニ不均衡ガアル、數種ノ中或ル一ツ
ノ若干ノ資材ノ配給ガナイ爲ニ、他ノ資材
ノ配給ヲ折角受ケマシテモ、之ヲ利用スル
途ガナト云フコトヲ能ク私共同ツテ居ル
ノデアリマス、之ニ對シテ、ドウニシカシマ
シテ是等ノ資材配給ノ不均衡ヲ調整シマシ
テ、工場ノ方面カラ見テ從來ノ不便ヲナク
スルヤウニ致シタイト存ジマシテ、昭和十
六年度ノ豫算ニ、甚ダ不十分デアリマス
ルガ、工場指導官ノ制度ヲ設ケマシテ、從
來礦山ニ對シマシテハ礦山監督官ガ資材ノ
配給ニ付テハ特種ヲ致シテ居ルノデアリマス
ルガ、一般ノ工場ニ付テハ主トシテ府縣ニ
是ガ指導ヲ致セテ居ルノデアリマススケレ
ドモ、今次商工省ニ於テ汎廣ナル資材ノ
配給統制ヲ實施シテ參リマスル關係上、ヤ
ハリ商工省ノ出張所ヲ是非トモ必要ト考ヘ
ルニ至リマシテ、全國ヲ三ツノ大キナ「ブ
ロツク」ニ分ケマシテ、各「ブロツク」ニ勅
任指導官ヲ首班トシマスル相當規模ノ事務
所ヲ設ケマシテ、關係指導官ガ能ク民間ト
モ十分連絡ヲ執リマシテ、各工場ニ付テ原
料、勞力ハ固ヨリ一般ノ經營ノヤリ方ニ付
テモ轉旋シ指導スルト云フ風ナコトヲ企圖
致シテ居リマス、此ノ工場指導官ノ制度ガ
實施セラレ、是ガ活用セラルルニ至リマス
ルナラバ、只今御指摘ノヤウナ資材配給ノ

不圓滑ト云フコトモ相當是正セラレルモノト
私共ハ期待致シテ居ルノデゴザイマス、勿
論昭和十六年度ノ豫算ハ甚ダ僅カデアリマ
ススケレドモ、私共ノ考ヘテ居リマスル粗
ビハ此ノ豫算以上デアリマシテ、山川サン
ノ御尋ネノ點ニ付キマシテハ當局モ將來一
層御趣旨ニ副フヤウニ努力致ス考ヘデアリ
マス
○山川委員 洵ニ御親切ナ御答辯有難ウ
存ジマス、次ニモウ一ツ御伺ヒ申上ゲタイ
ノハ、本年度ノ農林省ノ豫算ノ中ニ棉ノ栽
培ニ付テノ豫算ガ出テ居ルノデアリマス、
是ハ商工省ノ豫算トハ關係ガナイノデアリ
マスガ、之ニ關係致シマシテ御伺ヒ申上
ゲタイノデアリマス、棉ガ我が國ニ必要ナ
分量ガ生産ガ得ラレヌト云フコトハ洵ニ遺
憾ナコトデアリマス、之ニ代ルベキ「ス」ヲ
盛ニ製造致シテ居ル現在ノ狀況デアルノデ
アリマスガ、此ノ「ス」ハ御承知ノ通り
マダ十分ノ發達ヲ遂ゲテ居リマセヌデ、綿
絲ニ比ベマシテ大變質ガ弱イノ不經濟ト
云フ點ガ免カレナイノデアリマス、殊ニ洗
濯ヲシナイ所ノ衣類等ニ於キマシテハ相當
ノ時間保ツノデアリマスルケレドモ、毎日
洗濯ヲシナケレバナラスヤウナ浴衣トカ、
或ハ乳兒ノ襦袢ナドハ一日ニ一回モ三回
洗ツテ干スノデアリマス、ソレ等ノモノハ
五日カ七日間デボロ／＼ニナツテ居リマス
デアリマス、實ニ幼兒ヲ持ツテ居リマスル
者ノ今日ノ困難ト云フモノハ大變ナモノデ
アリマス、是ハ其ノ家庭ノ範圍ガデアリ
マスカラ世ノ中ガ治マツテ居ルノデアリマ
ス、若シアレガ男ノ領分デアツタナラバ進
モ承知シテ居リハシナイ、女トカ、斯ウ
云フ時節ガ來タカラ致シ方ガナイ斯ウ言ツ

ノ如キ新興纖維ヲ普及セシムル場合ニ於キ
マシテハ、其ノ纖維ノ特長ト其ノ用途ニ付
テハ十分研究致シマシテ、慎重ナ考ヘノ下
ニ而モ徹底シタル普及獎勵ノ施設ヲ講ジナ
ケレバナラスト考ヘテ居リマス、具體的ノ
「ス」ノ使用ノ範圍ニ付テハ山川サンヨリ御
話ガアリマシタガ「ス」ノ急速ナ生産ノ増
加ヲ控ヘマシテ、是ガ使用ノ普及ニ付テモ
多少其ノ範圍ニ付テ進ミ過ギタ嫌ヒガナイ
デモナカウタ、御注意ノ通り其ノ後事情ニ
即シマシテ「ス」ヲ不適當トシタモノニ付
テハ純綿若クハ代用綿ニ依ル製品ヲ以テ一
般國民生活ニ必要ナ需要ニ應ジテ居ル次第
デアリマス、「ステール」ノ「ファイバー」ノ品
質モ其ノ後民間ノ努力ニ依リマシテ相當向
上シテ參リマシタ、併シナガラ之ヲ以テハ
不十分ト考ヘマスノデ昭和十六年度ノ豫算
ニ於キマシテモ、品質向上ヲ圖ル爲ニ檢査
ノ履行其ノ他ノ施設費用ヲ計上シテ居ル次
第デアリマスガ、是等ノ新興纖維ヲ獎勵ス
ルト云フコトハ我が國ノ將來ノ纖維政策ト
致シマシテ重要ナル一點デアルト考ヘマスガ、
同時ニナハリ日本ノミナラズ共榮圈内ニ
於テ棉花ノ生産ヲ殖ヤシ、之ヲ自給ニ向ツ
テ一段ト努力スルト云フコトハ、是亦重要
ナル方策ナケレバナラスト考ヘテ居リマ
ス、棉花ハ棉花トシテノ國防上又一般産業
上ニ於テモ特有使命ヲ持ツテ居ルモノデ、
此ノ實情ニ即シマシテ、棉花ノ生産ヲ殖ヤ
シマスヤウニ商工省トシテモ進んで參リタ
イ、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス
○石井委員長代理退席、委員長着席
○山川委員 御答辯御尤モ存ジマスルガ、
技ニ一ツ申上ゲテ置キタイノハ「ス」ノ製
造、此ノ纖維ヲ得ル爲ニ、前ニハ材料トシ

テ幸抱致シテ居ルノデアリマス、ソレデ何
トカ斯ウ云フ洗濯ヲシナケレバナラナイモ
ノハ純綿ニ變ヘテ質ヒタイ、ソコデ純綿ト云
フモノハ日本デ生産出來ナイモノカドウカ、
是ハ事實ニ於テ生産ヲシテ居ルノデアル、
日本デ使フ位ノモノハ十分生産ヲ致シテ居
ルノデアリマス、何レノ紡績會社モ純綿ノ
紡績ハ行ハレテ居ルノデアリマス、然ルニ
日本デ此ノ「ス」ヲ不經濟ナル、不便極
ル所ノモノヲ主ニ用ヒテ、サウシテ外國
ハ純綿ノ品物ガ賣ラレルモノノ色々ナ
ス、支那カラ歸リマシタモノノ色々ナ
話ヲ聞キマスルノニ、アチラニ參リマス
レバ日本デ製造シタ所ノ綿布類ガ洵ニ安價
デ而モ幾ラデモ手ニ入ル、欲シケレバ送ッ
テヤラウカト云フヤウナ狀況ニアルノデア
リマス、ソレカラ考ヘテ見マスルト、マサ
カ棉ノ三倍モ五倍モ高イ價格デ支那ニ賣ッ
タノデアリマス、安イ價格デ賣ラレテ居ル
ノダラウト思フノデアリマス、此ノ點ニ付
キマシテハ、モツト穿ツタコトモ私ハ考ヘ
テ居ルノデゴザイマスガ、今此ノ處デ其ノコ
トヲ御尋ネスルコトハ避ケマシテ、都合ニ
依リマシテハ秘密會ニシテモ詳シク御答
辯ヲ願ヒタイト存ジテ居ルノデゴザイマス
ケレドモ、只今ノ所デアルソコマデ御尋ネ
申シタ所デ、今日マデノ經過、又只今ノ内
閣以前ニ行ハレマシタ綿布ノ販賣狀況等ニ
付キマシテ御尋ネシタ所デ、現在多少ノ御
修正ガ出來テ居ルヤウニ私ハ考ヘテ居リマ
スノデ、古キヲ追ウテ秘密會ヲシテマデ
御伺ヒ申上ゲルト云フコトヲ致シタハナ
イノデゴザイマス、兎ニ角今申上ゲマシタ
通り、日本デハ不經濟デアル所ノ品物ヲ國

シヲ申上ゲルコトハ差控ヘタイト存ジマス、將來ノ見透シハ中々困難ナルト云フコトハ、是ハモウ已ムヲ得ナイコトト存ジマス、獨リ水産講話ノミデナク、其ノ他ノ商品ニ於キマシテモ、將來ノ貿易ト云フモノハ、是ハ今日ノ如キ世界事情ニアリマス以上、從來其ノ儘ノ趨勢ヲ維持スルコト云フコトハ到底不可能デアリマシテ、水産講話ニ付キマシテモ、將來ハ是ガ市場ノ維持獲得ト云フコトヲ爲シ、餘程ノ努力ヲ要スルト同時ニ、サウ致シマシテ中々困難ナル事情ニアルト云フコトハ、是ハ申上ゲザルヲ得ナイ事情ニアリマス、商工省ト致シマシテハ、前段申上ゲマシタ通り、重要輸出品デアリマス講話ニ付キマシテハ、民間ノ努力モ求メマシテ、新シイ市場ノ獲得、舊市場ノ維持ニ向ツテ折角努力ヲ致シツツアリマスヤウナ實情デゴザイマス、大體右ノ事情ニ付テ御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス

○田代委員 分リマシタ、ソコデモウ一點御伺ヒ致シタイノハ、只今ノ御話ニ依リマスルト、民間ト協力シテ新市場ヲ開拓シテ行クト云フ御話デアリマシタガ、之ニ付キマシテ、何カ民間ノ當業者ヲ惹起致シマシテ、新市場ノ方ヘ行ク、外國ニ派遣スルト云フヤウナコトガアルノデアリマスルカ、或ハ又特ニ此ノ講話輸出ニ付キマシテ、調査ナリ、新天地ヲ開拓スルナリノ使命、目的ヲ以テ、商工省ナリ農林省ナリカラ向フヘ御出張ニナルヤウナ御計畫ハアルノデアリマスルカ、其ノ點ヲ一ツ御尋ね致シマス

ハ、所謂綜合的計畫經濟ト云フヤウナ政治、經濟ノ政府ノ御方針ニ依ツテ、成ベク企業合同ヲヤラセル、配給機構ニ對シテモ、出來ルダケ合同サセル、サウシテハ詰リサウ云フヤウナ統制經濟ノ主義カラ來マス、又一面カラ言ヘバ、資材不足ノ際ニ、色々ナ物價問題其ノ他ニ關係致シマスガ、先ツ努力ガ非常ニ不足シテ居ルカラ、一面農業方面ナリ或ハ工業方面ニ人的資源ヲ利用スルト云フヤウナ意味カラ、サウ云フ風ナ企業ノ合同或ハ商業ノ色々ノ組合組織其ノ他ニ依ツテサウ云フ方面ノ人ノ數ヲ減シテ行ク、サウシテ努力其ノ他ヲ有效ナ方面ニ使ツテ行ク、斯ウ云フヤウナ御方針ガ最近ニ於ケル歴代ノ政府ノ御方針ノヤウニ私ハ見テ居ツタノデスガ、ソレハドウ云フ風ニ御考ヘデアリマスカ

○小島政府委員 中小ノ商工業者ノ維持育成ト申シマシテモ、其ノ儘ノ形ニ於テ之ヲ維持シテ行クト云フコトハ、是ハ不可能デアアルコトハ申サマデモナイト思ヒマス、隨ヒマシテ維持育成ニ付キマシテハ、現下ノ戰時經濟ノ國家目的カラ見マシテ、ソレニ即應シテ範圍ニ於テ中小工業ヲ活用シ得ルヤウナ組織ヲ作ツテ、之ニ依ツテ維持シテ參リタイ、斯ウ云フ風ナ中心組デアリマスコトヲ捕シテ置キマス、一方産業ニ依リマシテハ、現下ノ國防國家建設ノ上カラ致シマシテ、ドウシテモ其ノ能率ヲ國家目的ノ爲ニ最高度ニ發揮スル、資材ニ付キマシテモ、努力ニ付キマシテモ、國家ノ總力ヲ擧ゲテ生産力補充ニ進マベナラヌ場合デアリマスノデ、其ノ企業ノ合同ニ致シマシテモ、或ハ其ノ形態ニ依ラズシテ、他ノ形ニ於キマシテモ、是ガ出來ル限リ合理的經營

ルノデアリマスガ、假ニ機械ノ發明トカ發明トカ云フモノヲ例ニ取ツテ見マス、職工アタリガ自分ガ致メトシテヤツテ居リマス中ニ色々發明ヲシ見マシマス、併シ是ハ極ク小部分ノ問題デアアル、併シ中小工業者ガ非常ナ大工業者ニ向ツテ對抗スル必要上、凡ユル苦心ヲシテ非常ナ發明ヲスル課デアリマス、併シナガラソレガ專賣特許ヲ取ツテモ、トドノ詰リハ大資本家ニ吸收サレル例ガ今マデアツタノデアリマス、是ハ洋ノ東西ヲ問ハズ、中小工業者ノ日夜ノ苦心ト云フモノガ一國ノ産業ノ發達ニ大ナル貢獻ヲシテ居ル課デアリマス、ソレカラ中小商業者ニ致シマシテモ、本當ニ努力ノナイ人ハ成程サウシタイト云フ考ヘテ持ツテ居ツテモ出來マセスガ、多少ソコニ資産ガ出來ルト云フト、先刻田代君ガ海外發展ノ話ヲシテ居リマシタガ、非常ナ大資本家ガ大キナ組織ヲ海外ニ發展シテ行クノ對シテ、自分ガ早クサウ云フモノニナリタイト云フコトノ爲ニ本當ニ自分ノ生命ヲ抛チ、自分ノ財産ヲ抛ツテ海外ニ發展シテ行クノハ中小ノ商業者ガ多クデアリマス、是ガ延イテ世界ノ貿易市場ヲ獲得シテ行ク、是ハ大資本家ノ到底ヤレナイコトヲ中小商業者ガヤツテ居ルノデアリマス、併シ一面ニ於テ毒毒ヲ流スコトモ伴フ課デアリマス、ソレデ此ノ中小工業者ノ育成保持ト云フコトハ多分サウ云フ風ナコトカラ出タノデヤナカラウカト私ハ思フノデアリマスガ、惜デソレチヤドノ人間ダケヲ置イテオイデ、ドノ人間ハ統制經濟ノ爲ニ企業合同ニ向ケルカト云フコトハ實際問題トシテ中々難カシイ問題デアリマス、政府モサウ云フコトハ御考ヘニナツテ居ルダラウト思ヒマスガ、

今マデ私共ノ見テ居ル所デハ、ヤタラニ中間機關ヲ排シテ、生産者カラ消費者ニ行ク、中間部門ハ要ラナイノダ、斯ウ云フ行キ方ガ今マデノ一ツノヤリ方デアツタカノヤウニ私共ハ實際上見テ居ルノデアリマス、勿論要ラザル中間者ヲ排スルコトハ當然ノコトデアアルト思ヒマスルケレドモ、ヤタラニ生産者カラ消費者ニ持ツテ行ツテ、中間ノ商業者ヲ排スル、或ハ小サイ工業ハ大工業ニ合併シテ方ガ能率ガ上ルノダト云フ一ツノ考ヘ方アル、ソレハ勿論大キタナレバ人の資材ニシテモ、資本ノ融通ニシテモ、總テガ組織立ツテ能率ノ上ルコトハ當然デアリマスガ、本當ニ一國ノ商工業、文化ノ發展ノ中心トシテ中小ノ業者、中間ノ階級ハ見逃スコトノ出來ナイ貢獻ヲシテ居ル課デアリマス、是ハサウ云フ問題ダケデハナク、延イテ政治問題ニ致シマシテモ、或ハ文化問題ニ致シマシテモ、思想問題ニ致シマシテモ、中産階級ト言ヒマスカ、此ノ礎健ナ思想ヲ持ツテ居ル中間階級ノ育成ト云フコトハ、政治、經濟凡ユル方面ニ最モ必要ナコトデアアルト思フマスカ、ドウモ最近ノ傾向ヲ見マスト云フト、下層方面ト上ノ方面トミニ重キヲ置イテ、中間階級ト云フモノガナクナツテ行クヤウナ傾向ニナリツツアルト私ハ思フ、是ハ私ガ申上ゲルマデモナク、過去ノ色々ノ歴史ヲ見マシテモ、中間階級ノ思想ガ非常ニ力ガ弱クナルト云フコトハ國家ノ亡ビル因デアリマス、コンナコトハ誇々シク申上ゲルマデモナイコトデ、釋迦ニ説法見タヤウナコトニナルカモ知レマセスガ、中間階級ノ育成保持ト云フコトハ非常ニ必要ナコトデアリマスカラ、統制上ノ問題ト併セテ、其ノ邊ノコト

モ一ツ能ク御考ヘテ願ヒタイト云フコトヲ此ノ機會ニ申上ゲマシテ、御所見ヲ承リタイト思ヒマス

○小島政府委員 我ガ國ノ特殊ノ國情ニ鑑ミマシテ、中小ノ商工業者ノ立場ト云フモノハ經濟上ニ於テノミナラズ、社會上ニ於テモ重要ノ地位ニアリマスコトハ御話ノ通りデアリマス、工業ノ進歩ニ致シマシテモ、其ノ研究努力ノ成果ニ致シマシテモ、又今日非常ニ發展ヲ致シマシタ我ガ貿易ノ問題ニ付テモ、中小ノ商工業者ノ努力ト云フモノハ國トシテ十分其ノ效果ヲ認メベナラヌコトト吾々モ考ヘテ居リマス、又配給部門ニ於ケル商業者ノ機能ト云フコトニ付テモ、我ガ國ノ實際ノ國民生活ニ鑑ミマスト云フト、到底之ヲ無視スルコトノ出來ナイ重大ノ使命ヲツクニ認メザルヲ得ナイト思ヒマス、其ノ意味ニ於キマシテ、一方ニ於テ商業者ノ組織ヲ合理化シマシテ、配給機構トシテノ其ノ機能ヲ十分發揮スルコトノ出來マスヤウニ指導シテ參リタイト思ヒマス、一方ニ於キマシテ、生産者ヨリ消費者ヘト云フヤウナ考ヘ方ノ下ニ生産者ガ産リニ配給部門ニ進出スルコトヲ慎重ナケレバナラスコトヲ考ヘテ居リマス、又消費部門ニ於テモ、直接生産者ヨリ物ノ配給ヲ受ケルト云フヤウナ方面ニ資本ナリ設備ナリヲ投スルト云フヤウナコトモ、此ノ場合原則トシテ之ヲ差控ヘルヤウニ致シタイト私ハ考ヘテ居リマス、例レニ致シマシテモ、中小ノ商工業者ト云フモノハ我ガ國ノ社會上經濟上ニ於テ特殊ノ使命ヲ持ツテ居リマスノデ、出來ル限リ是ガ維持育成ニ努メル心構ヘテ以テ指導シテ參ル積リデアリマス、現下ノ諸般ノ情勢上下ウシテモ是ガ整理ノ

必要ガアル場合ニ於キマシテモ、之ヲ校所ガヤルト云フヨリモ、寧ロ當業者ガ自治的ニ具體案ヲ研究シテ、其ノ實施ヲ圓滑ニ推移セシムルヤウナ風ニ政府ハ之ヲ育成スルト云フ方針ヲ以テ中小ノ商工業者ニ對シテ行キタイト考ヘテ居リマス

○増永委員 今ノ御答辯ヲ聽イテ私ハ洵ニ安心致シマシタ、申サマデモナク農業方面ニ於テハ自作農ヲ中心トシテ行ク政府ノ方針デアツタ課デアリマス、所ガ消費、配給ノ方面ニナリマス、動モスルト先刻申上ゲタヤウナ傾向ニアツタト私ハ思ヒマス、ソレデ實ハ私ハ非常ニ心配シテ居ツタノデアリマス、勿論從來ノ自由主義經濟ノ極點ニアツタ當時ノヤウナ亂雜ナ情勢ハ今日ニ於テハ許サレマセスケレドモ、現ニ角生産者ト消費者ノ間ニハ或ル適當ノ中間機關ヲ置イテ方ガ宜シイ、是ハ今ノ御答辯ニ依ツテ私ハ洵ニ安心致シマシタ、ドウカ其ノ御方針ニ依ツテヤツテ置キタイノデアリマス、是ハ商工省關係ノミデナク、廣ク日本全體ノ政治、經濟、其ノ他ノ方面ニ於テモ從來一部分ニ非常ニ誤ツタ考ヘ方ガアツタノデハナイカ、之ヲ私ハ非常ニ恐レテ居リマス、此ノ中間階級ノ萎靡沈滞ト云フコトハ一國ノ運命ニ非常ニ重大ナ關係ガアルト私ハ考ヘテ居リマス、只今ノ御答辯ヲ承リマシテ私ノ質問ハ是デ終リマス

○池本委員 丁度商工次官ガ御見エニナツテ居リマスカラ簡單ニ御伺ヒ致シテ見タイト思ヒマス、只今増永君ノ御質問ト似タヤウナモノデアリマスガ、中産階級乃至ハ中小ノ商工業者失業對策ノコトデアリマス、只今増永君ノ御質問中産階級嚴重ノ御質問ガアリ、之ニ對シマシテ當局カラ全ク同感ノ

上ゲタヤウニ速記ノ都合ガ付キマセヌカラ、今日ハ是ニテ散會致シ、明日午前十時ニ開會致シマス。午後零時五十分散會

少シハツキリシテ戴キタイト思ヒマス
 ○小島政府委員 暖簾代ノ問題デアリマスガ、營業ノ状態ニ付キマシテ新タニ制限ヲ設ケルト云フ考ヘハゴザイマセヌ、又更生金庫等ノ事業運營ニ當リマシテモ、實際ノ狀況ニ應ジマシテ出來ル限リソレ等ノ點モ考慮ノ中ニ入レマシテ、事業整備ニ協力スルト云フ風ニナツテ居ルト承知致シマス

○池本委員 今度此ノ總動員法ノ改正ニ依リマシテ、一般物資ニ對スル生産命令或ハ生産禁止命令ガ出セルヤウニナリマシタソコデ生産禁止デモセラレマス例ハハ實澤品トカ云フモノハ、ドウ云フモノデアルトカ、場合ニ依レバ禁止デモセラレマス豫想下ニアル品種ガ凡ソ御分リニナレバ承リタ

○小島政府委員 七・七禁止令ノ實施ト生産販賣制限ニ對シマシテ、時局柄相當強力ナル統制ヲ實施シテ參ツクノデアリマスガ、只今法令ヲ以テ特ニ斯ウ云フモノノ生産販賣ヲ禁止スルト云フコトニ付テ、具體的ノ考ヘハ持ツテ居リマセヌ、今後ノ方針トシテハ、出來ル限リ民間方面ニ於テ自主的ニ是等ノ政府ノ考ヘテ居リマス方針ニ即應スルヤウニ協力ヲ御願ヒシタイト思ツテ居リマス、物價統制協力會議等ニ於キマシテモ、最近色々ノ研究ヲ進メテ居ラレルヤウデアリマシテ、政府ト致シマシテハ、願クハ是等ノ民間ノ協力團體ガ自主的ニ生産販賣ノ自製ヲスル、或ハ價格統制其ノ他ニ付テ協力シテ戴クト云フ風ニ進ンデ參リタイノデアリマス

○池本委員 商工當局ニ對シマスル私ノ質問ハ是デ終リマス

○西村委員 然ラバ今日午後ハ先刻モ申

昭和十六年二月二十一日印刷

昭和十六年二月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

第二類 第一號

第七十六回帝國議會 院 決算委員會會議錄(速記) 第十一回

(二一九)

會 議
 昭和十六年二月二十一日(金曜日)午前十時五十分開議
 出席委員左ノ如シ
 委員長 西村 茂生君
 理事石井徳久次君 理事小見山七十五郎君
 理事鹽川 正藏君 理事曾木 重貴君
 理事田中 養達君 理事高橋 義次君
 理事野方 次郎君 理事福田次郎君
 理事森下 國雄君
 伊東 岩男君 小山 亮君
 池田七郎兵衛君 池本甚四郎君
 石坂 繁君 江原 三郎君
 大内竹之助君 大島 寅吉君
 大野 一造君 河合 義一君
 清水徳太郎君 田代 正治君
 瀧澤 七郎君 玉野 知義君
 濱地 文平君 眞鍋 勝君
 増永 元也君 松本治一郎君
 村瀬 武男君 山川頼三郎君
 出席國務大臣左ノ如シ
 鐵道大臣 小川郷太郎君
 出席政府委員左ノ如シ
 外務書記官 武内時之助君
 内務書記官 三好 重夫君
 大藏省主計局長 谷口 恒二君
 大藏省主稅局長 松隈 秀雄君
 大藏書記官 梅北 末初君
 大藏書記官 氏家 武君
 大藏書記官 日下部 滋君
 大藏書記官 河野 一之君

大藏書記官 秋元 順朝君
 營繕管財局理事 入江 昂君
 司法書記官 石田 壽君
 文部書記官 柴沼 直君
 農林書記官 岡本 直人君
 商工省鐵道局長 梶原 茂嘉君
 物價局長官 牧 楢雄君
 逓信省鐵道局長 山田 良秀君
 逓信省監督局長 大山 秀雄君
 鐵道省運輸局長 長崎徳之助君
 鐵道省建設局長 倉田 玄二君
 鐵道省工務局長 阿曾沼 均君
 鐵道省經理局長 平山 孝君
 拓務書記官 中野 勝次君
 厚生書記官 生悦住求馬君

問題デアリマスガ、金塊ノ大藏省ノ保管ハ、日本銀行ヲシテ爲サシメテ居ラレルノデアリマセウガ、是等ノ保管ノ監督指導等ニ付キマシテハ、如何ナル方法ヲ執ツテ居ラレマスカ伺ヒタイト思ヒマス

○梅北政府委員 政府デ保有シテ居リマス金地金ニ付キマシテハ、仰セノ如ク日本銀行ヲシテ保管ヲサシメテ居リマス、日本銀行ハ勿論金庫ノ中ニ於テ嚴重ニ之ヲ保管シテ居ルノデアリマシテ、如何ナル方法ト云フコトハ、一寸ドウ云フ意味デアリマスカ分リマセウガ、金庫ノ中ニ現實ニ保管シテ居ル譯デゴザイマス

○福田(關)委員 ソレニ對シテ政府ハ時々實地檢査ト云フモノヲナサルノデアリカドウカト云フコトヲ伺フタラデアリマス、ソレカラ海外ヘ輸出ヲ致シマス金地金、金塊等ニ付キマシテ、十分ニ御取締リガ完備シテ居ルノデアリマス

○梅北政府委員 金地金ノ保管ニ關シマシテ、大藏省ト致シマシテハ、必要ニ應ジテ隨時監督ト申シマスカ、檢査ト云ヒマスカ、サウ云フ方法ヲ執ツテ居リマス、ソレカラ政府ガ之ヲ輸出致シマス場合等ニ於キマシテハ、輸出ノ際ニ於ケル荷造包裝、輸出ノ手續ト云フ點ニ關シマシテハ、是亦隨時必要ニ應ジテ立會フト云フコトヲ致シテ居リマス

○福田(關)委員 近年産金獎勵ノ爲ニ莫大ナ豫算ヲ議會ハ承認シテ居ルノデアリマスガ、事變以來年度制ニ致シマシテ、事變前ニ

比較シテ其ノ增加率ハ幾何デアリマスカ伺ヒタイ

○梅北政府委員 事變前ニ比ベマスト、事變後ニ於キマシテハ、相當割合ニ達シテ居リマスガ、今生憎此處ニ具體的ノ資料ノ持セガゴザイマセヌノデ、後刻資料ヲ以テマシテ所管政府委員カラ御説明致スコトガ適當ト存ジマス、大體ノ見當ト致シマシテ、御承知ノヤウニ産金ノ獎勵ト云フコトヲ相當積極的ニ始メマシタノハ、所謂昭和十二年ニ産金五箇年計畫ト云フモノヲ樹立致シマシテ、昭和十七年マデ一ツノ年度ト致シマシテ、其ノ間ニ金ノ産額ヲ相當大ニスルト當時ノ議會ニ於テモ發表ニナツタノデアリマスガ、十七年ノ末ニ於テ八年額五億圓ヲ出サウト云フヤウナ意氣組ミデ始メラレタ次第デアリマス、隨テ昭和十二年當時若シクハ其ノ以前ノ産金獎勵ト云フモノハ金額的ニモ極メテ微々タルモノデアリマシテ、ソレガ十三年、十四年ト云フコトニナリマシテ、最近ノ實績ト致シマシテハ十五年度ガ一番多イ金額ヲ支出シテ居ルト思ヒマス、儘カ朝鮮、内地、ソレカラ逓信省所管ト云フモノヲ合セマシテ九千三百万圓程度ノ獎勵金ガ出テ居ルト思ツテ居リマス、隨テ是ハ十二年以前ノ金額ヲ具體的ニ存ジテ思リマセヌノデ、ハツキリ致シマセウガ、兎ニ角割合カラ行キマスト相當ナモノニ達シテ居ルト云フコトヲ申上ゲルコトガ出來ルト思ヒマス

○福田(關)委員 只今ノ御説明ハ獎勵金ノ

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
 昭和十四年度歳入歳出總決算、昭和十四年度各特別會計歳入歳出決算
 昭和十四年度國有財産増減總計算書
 ○西村委員 是ヨリ開會致シマス、大藏省ノ主稅局長ガ見エマシタガ福田君如何デスカ

○福田(關)委員 尙ホ委員長ニ申上ゲテ置キマスガ、大臣ガオイデガ出來マセヌケレバ、次官ノ御出席ヲ願ツテ置キマス

○西村委員 承知致シマシタ

○福田(關)委員 本員ノ質問ハ極メ簡單デアリマスガ、今御出席ノ方デ御答辯ガ出來ナイトスルナラバ、直チニ其ノ御答辯ノ出來ル方ヲ御出席願フヤウニシテ貰ヒタイト思ヒマス、第一ニ御伺ヒシタイノハ金塊ノ

○福田(關)委員 近年産金獎勵ノ爲ニ莫大ナ豫算ヲ議會ハ承認シテ居ルノデアリマスガ、事變以來年度制ニ致シマシテ、事變前ニ

比較シテ其ノ增加率ハ幾何デアリマスカ伺ヒタイ

リマシテ、此ノ平均俸給ノ比較ニ付キマシテハ、如何ナル者ノ平均ヲ取ツタカト云フ點ニ付キマシテ能ク念ヲ入レテ調ベ必要ナルアリト思フノデアリマス、ソレレ即チセキマシテモ、上ノ方ノ俸給ノ高キ者ノ比較的多數ヲ占メテ居ル所ト、ソレカラ俸給ノ上ノ者ニ連レテ居ル所ト、ソレレハ平均俸給ノ低キ者ガズツトソレニ釣合テ取ツテ多人數居リマス役所ト、色々平均俸給ノ出方ヲ違フデアリマス、之ヲ具體的ノ例ヲ採ツテ申上ゲマス、元カラアリマシタ大藏省ナント云フ役所(モウ宜イヨ)「胡麻化ス」其ノ他發賣スル者アリ「ソレカラ企業院」云フヤウナ役所等ニ付キマシテ……(覽覽會)コトヲ言ハ「下呼ブ者アリ」ソレレ平均俸給ハ覽覽會ト致シマシテハ非常ニ安トハ存ジテ居リマセス、ソレハ既ニ提出致シマシタ資料ニ依リマシテハ——普通ノ役所デアリナラバ官吏ト認メラレマス者ト、其ノ他ノ所則チ小者ト入レマシテ平均俸給ガ取ラレテアルデアリマス、先程私ガ申シマシタハ其ノ前提トシテ申上ゲヨウト思フツデアリマスガ、覽覽會ハ割合ニ給料ノ高キ者ノミガ多クテ、頭ガ大キクテオ尻ノ方ガ窄クデ居ルト云フ關係ニアルデアリマシテ、平均俸給トシテハ他ノ役所ニ比ベマシテ甚ダ低イト云フコトハ申上ゲラレナイデアリマス

御説明ヲ聽キマス、全ク私ノ想像ハ裏切ラレマシタ、洵ニクダラス不得要領ナル理由ニ依ツテ今日マデ遲延サレテ居ルト云フコトヲ私ハ確メ得タノデアリマス、ソレレ私ハ極ク簡單明瞭ニ御尋ネ致シマス、私共ガ地方ニ居リマシテ、地方ノ小サナ、豫算モ貧弱ナル公共團體ガ、假ニ農林省或ハ商工省等ノ極ク僅カナル補助——地方ニ於テ一年ノ總豫算ガ僅ニ一萬四千方圓ノ農會トカ水産會ト云フヤウナ小サナ世帯ヲ持ツテ居ルモノニ對スル補助、而モ其ノ極ク一小部分、十分ノ一ニモ滿タナイヤウナ國費ノ補助ヲ受ケル場合ニ於テスラ、其ノ年度ノ收支豫算書ヲ添へ、假ニ人員費ニ對スル補助ヲ要求スルナラバ、其ノ人員費ニ關スル限リ詳細キ明細書ヲ添へテ、オ百度ヲ踏んで非常ナクテ又手數ヲシテ漸ク載ケルデアリマス、而モ公共團體デアリカ未ダ其ノ性格スラモ明瞭デナイ大政覽覽會ニ、政府ガ九十數方圓ノ責任支出ヲ以テ補助ヲナサル場合ニ於キマシテ、政府ハ必ずヤ其ノ會ノ收支豫算書及ビ人員費ニ關スル明細書ヲ御取リニナツテ居ル管デアリマス、ソレレ私ノ御尋ネシマスノハ、サウ云フ明確ナル收支豫算書ヲ御取リニナツテ居ルカ否ヤ、御取リニナツテ居ルナラバ、其ノ豫算書ヲ資料トシテ今カラ御配付ヲ願ヒタイ次ニ履歷書ハ、恐ラク官廳ガ人ヲ採用スル際ニ於キマシテモ、公共團體ガ人ヲ採用スル際ニ於テモ、人ヲ採用スル場合ニハ必ず商店ナリニモ履歷書ヲ取ツテ居ル管デアリナリニモ履歷書ヲ取ツテ居ル管デアリ、吾々ハ既ニ豫算委員會ニ於テ請求セラレマシタル資料ガ今日マデ遲延致シマシタ以上、此ノ會期中ニ政府ガ誠意ヲ以テ吾々

ル、統制或ハ計畫經濟、之ヲ強化ナサルコトハ人民ニ向ツテスルダケデアラ、政府其ノモノガモウ少シ御自覺ナサツタラ如何デスカ、只今自分ノ都合ノ惡イ時ニハ之ヲ遲延シ、サウシテ覽覽會ガ其ノ儘了スルコトヲ御待チニナラウト云フヤウナ態度ハ、今日ノ非常時局ニ處スル政府ノ態度トシテハ斷ジテ許シ難イ、明カニ天下萬民ガ見テ納得スルヤウナ覽覽會ナラバナゼ之ヲ公明ニシ速カニ御出シニナリマセスカ、是等ノ内部ニ潜在スル所ノ忌ハシイコトガ私ハ相當ニアルデアリカト思フ、覽覽會ト云フモノハ、例ヘバ其ノ人物デモ、共產分子ガ之ニ相當ニ加擔シテヤツテ居ル、或ハ「コミンテルン」ノ指導原理ニ基イタ所ノ團體デハナイカトマデ、國民ハ言ツテ居ツテ、覽覽會ノ所謂協力會議ニ於キマシテモ、ソレバカリガ多カクツタ、斯様ナコトデアリケマセスカ、私ハ此ノ覽覽會ヲドウカシテ本當ニ育成サセタイ、其ノ育成ヲサセマスニハ、天下國民ニ疑惑ガアツテ上カラノ壓迫ノ干渉ニ依ツテハ何等非常時局ニ處スル價值ハアリマセス、デアリマスカラ之ヲナサルニハ何モ彼モ公明正大、憲法上及ビ法律上、我が日本ハ法治國デアリマスカラ、何處カラ見テモ何等ノ疑念ノナイヤウナ釋然タルモノニナラナケレバ、覽覽會ト云フモノハ私ハ百害アツテ一利ナキノ結果ニナリハシナイカト思フ、只今仰セニナリマシタ俸給ノ點デゴザイマスガ、是ハ私ハ覽覽會及ビ内閣ガ御發表出來ナイノハ、斯ウ云フ點ニアルデアリカト思フ、是ハ一つノ例デゴザイマスガ、今マデ俸給ト云フモノニ對シテ明細書ヲ御出シナイト云フツタ所ガ、色々今政府委員カラ餘程困難ナ

ノ要求スル資料ヲ御出シニナルコトヲ最早信願スルコトガ出來ナクナリマシタ、故ニ覽覽會ガ人ヲ採用スル場合ニ取ツテアル其ノ履歷書ノ寫シヲ、何百枚デモアルダケ贈寫版デ刷ツテ資料トシテ御配付アラシコトヲ私ハ要求致シマス、ソレモ例ヘバ局長、部長ト云フヤウナモノハ天下公知ノ人デアリカラ要リマセスカ、吾々ノ狙フ所ハ副部長以下職員ノ中、只今福田君ノ要求サレテ居リマスル千圓以上ノ年收ヲ與ヘテ居ラルル覽覽會ノ主トシテ職員ノ履歷書ヲ、三百通アリマスカ四百通アリマスカ知リマセスカ、之ヲ騰寫版ニ刷ルナリ印刷ニスルナリシテ、決算委員會ニ御配付アラシコトヲ私ニ要求致シマス、又ソレガ出來ルカ出來スカト云フコトモ、豫メ大藏當局ノ御答辯ヲ願ツテ置キマス

○谷口政府委員 豫備金ヲ支出致シマスニ付キマシテ、收支ノ明細ヲ取ルベキデアラト云フコトデアリマスガ、ソレハ取ツタノデアリマシテ、先程申上ゲマシタヤウニ、豫算委員矢野委員ノ御要求ニ對シテ政府ガ提出致シマシタモノニ付キマシテ御諒承願ヒタイト思ヒマス、ソレカラ履歷書云々ト云フコトデアリマスガ、是ハ私全部ヲ今出スト云フコトヲ御引受ケ致シ兼ねルノデアリマシテ、關係ノ向キニ御要求ノ次第ヲ御話致シタイト思ヒマス

○小見山委員 第一ノ收支計算書ハ成程拜見致シマシタ、併シアレ限リデアリマスガ、アレ以上ニ詳細シイモノヲ御取リニナツテ居ラスノデアリマス

○谷口政府委員 豫算委員會ニ提出致シマシタモノニ付キマシテ、アレヲ骨子ト致シマシテ更ニ極メテ詳細ナル説明ヲ聽キ、其ノ詳細ナル説明ニ依リマシテ結論ヲ致シタ次第デアリマス

○福田(關)委員 鐵道大臣ガオイデニナツテ居リマスカラ、一寸一點ダケ御伺ヒシタイ

○西村委員 鐵道大臣ニ移リマシテ、一寸小山君カラ昨日ノコトニ關聯シテ主税局長ニ質問サレサウデアリマスカラ、御含ミヲ願ツテ置キマス

○福田(關)委員 只今ノ御答辯ハ、大藏省政府委員ノ御苦心ノ程モ御察シ致シマス、併シ議會ノ審議ヲ致シマスニ付テノ職責ヲ全ウシタイ其ノ意味ニ於キマシテ、御出シガ出來スト云フ機密費デモゴザイマセシガ然ト御出シニナリマシタ所ノ金額デアリマスカラ、大藏省ハ詳細ニ之ヲ御調査ノ上デ御出シニナツタ管ダト思ヒマス、一體今日マデ大藏省——過般大藏大臣ニモ申上ゲタノデアリマスガ、豫算執行ノ責任ノ上ニ於テドウモ輕キニ失スルヤウナ憾ガ少クゴザイマセス、厩大豫算ヲ編成サレテ、サウシテ之ヲ各省ガ使ヒ切レヌモノヲ使フ、唯軍人授養等ニ關シマスル胡麻化シノ利カナイモノダケガ餘ツテ來ルト云フ譯デゴザイマス、ソレレ例ヘバ、豫備金ハ、本年度ハ一億圓以上ノ豫備金ノ増額ヲナサツテ居ル、再ビ斯カル覽覽會ノ費用等ニ補助サレルト云フヤウナコトニナルト、我が日本ノ國家紀綱ト云フモノハ全ク私ハ素レテ居ルヤウナ感シガスル、此ノ非常時局ニ全ク多數國民ハ農村、中小商工業者ヲ初メシテ、其ノ日ノ生活ニ實ハ困ツテ居ルノデス、然ルニ拘ラス、斯ウ云フ後ノ國民ニ莫大ナル負擔ヲ貽ス其ノ日暮シノ國政ヲヤツテ行クト云フヤウナ、大藏省ノ監督デハ駄目デアリマス、新體制ヲ維持スル、體制ヲ強化ス

イト心得居るノデアリマス、向ホ仰セザアリマス...

○松隈政府委員 只今小山サンカラ御尋ネ...

○松隈政府委員 事實デアリマス...

○小山(亮)委員 其ノ點ハ極メテ重大デア...

○松隈政府委員 毎所得ノ申告ヲサツ...

ガ漏レタト云フヤウナ場合ハ、所謂課税漏...

○松隈政府委員 事變中ト申シマス...

○松隈政府委員 事實デアリマス...

○松隈政府委員 毎所得ノ申告ヲサツ...

○小山(亮)委員 昭和八年度、昭和九年度...

○松隈政府委員 事變中ト申シマス...

○松隈政府委員 事實デアリマス...

○松隈政府委員 毎所得ノ申告ヲサツ...

又別の取扱ヒデナサレバナラヌコト
ニ營業法ヲ決マツテ居リマス、尙ホ小荷物
等ニ付テハ或ル一定ノ標準ヲ以テ之ニ賠償
スルコトニナツテ居リマスガ、若シモ貴重
ノ品物ト云フカ、相當高價ナ、普通ノモノ
ト違フモノヲ御託送ニナル場合ハ、價格ヲ
表記シマシテ、價格ヲ申告シマシテ、サウ
云フ事故ガアツタ場合ニハ其ノ價格マデハ
損害賠償ヲ拂フト云フ定メモゴザイマス

カウツカヲト云フ規則一點張りテ總テ御
解決ニナラウトスルノカ、實際ニ於テ能ク
御調査ノ結果、事情ガソレニ即シテ成程ト
思フナラバ、鐵道ハ國家ノ運營業スル所デア
ルカラ、三百代言ヲ相手ニスルヤウナモノ
トハ違フモノデアリマス、ソコノ國民ノ信賴
ト云フモノハ、隨テ鐵道ノ規則ガアリマシ
テモ、鐵道規則ノ如キハ心得ナケレバナラ
スケレドモ、今日幾十万ノ乗客ガ一々鐵道
規則ヲ考慮シテ荷物ヲ預ケ、或ハ乗車スル
ト云フコトハ、日本ノ現在マデノ習慣デア
ル中タアリ得ナイ、ソコノ常識的ニモ御
考ヘナリ、國家ノ運營業關アルト云フ
コトニ重キヲ置カレマシテ、其ノ邊ヲドウ
御取扱ヒニナラウトスルカ、何處マデモ所
謂規則一點張りテ不條理ニ權ヲズツト押
シテ行カレルヤウニスルノカ、其ノ邊ヲ承
ツテ置キタイ

ケレドモ、將來法令等ヲ改正スル際ニ當リ
マシテ、御指圖ノ如キ點モ十分考慮致シマ
シテ、賠償ノ金額ヲドウ云フ風ニスルカト
云フヤウナ點等ハ考慮スベキモノデハナイ
カト思ヒマス、ソレハ時世ノ變遷等ニ應ジ
テ、又物ノ格價其ノ他等モ考ヘテ考慮シテ
行カネバナラヌ問題ハアルデアラウカト思
ヒマス

ノハ事實間違ヒナイ、サウシテ其ノ後ニ行
先ガ分ラナクナツタト云フコト、事實送ツ
タト云フ一ツノ受取證明ガアル、同時ニコ
チラニ受ケタト云フ實證ガアル、其ノ間ニ
ナクナツタト云フコトハ、是ハ重大ナル過
失ナリト思フノデアリマス、サウ云フ場
合ガ多イノデアリマスガ、其ノ點ハドウ云
フ風ニ御考ヘニナリマスカ

マ、ソレレ貴重品其ノ他ニ付キマシテハ、
又別ノ取扱ヒデナサレバナラヌコト
ニ營業法ヲ決マツテ居リマス、尙ホ小荷物
等ニ付テハ或ル一定ノ標準ヲ以テ之ニ賠償
スルコトニナツテ居リマスガ、若シモ貴重
ノ品物ト云フカ、相當高價ナ、普通ノモノ
ト違フモノヲ御託送ニナル場合ハ、價格ヲ
表記シマシテ、價格ヲ申告シマシテ、サウ
云フ事故ガアツタ場合ニハ其ノ價格マデハ
損害賠償ヲ拂フト云フ定メモゴザイマス

ノデ、段々起ツテ來ルト思ヒマス、ソ
レ等ニ對シテモウ一段ト救済保護ノ方法
ヲ、ドウ云フ風ニ御考ヘニナリマスカ
ソレカラ最後ニ鐵道ニ御入用ニナリマス
石炭ノ確保ト云フコトガ完全ニ出來テ來
モ安心シテ居リマスガ、其ノ通りデアリマ
スカ、ソレカラ信濃川發電所ガ發達電ニ統
合サレルト云フヤウナコトニ付テ何カ御考
ヘニナツタコトガゴザイマスカ、ドウカ件
セテ伺ヒタイと思ヒマス

マセマ、何モ決ツテ居ナイヤウニ存ジテ
居リマス、私ハ其ノ點ニ付テハ一向承知シ
テ居リマス

ル所ヲ商工省ハ全然其ノ儘鵜呑ミニシテ行
クノデハナカラウカト云フ御尋ネデアリマ
スガ、實際事務ノヤリ方ヲ申シマス、企
畫院ノ計畫スルコトガ將來商工省ノ實施ス
ベキ事項デアリマス場合ハ、豫メ企畫院ガ原
案ヲ作ル前ニ商工省ト能ク打合セテ致シマ
シテ、商工省モ納得スルシ企畫院モ其ノ考
ヘル所ガ通ルヤウナ、言ハバ話合ノ出來タ
モノガ企畫院ノ原案トナツテ出ルノデアリ
マシテ、企畫院ノ計畫ト云フモノガ出タ場
合ハ商工省ト能ク諒解ノ付イテ居ルノガ普
通デアリマシテ、企畫院カラ出シタ原案ヲ
鵜呑ミニシテ、ソレヲ實行スルト云フヤウ
ナコトハナイヤウニ承知シテ居リマス

ガ實際ノ事例ニ多イノデアリマス、サウ云
フ場合ヲ指スノデアリマス、實際ハ東京驛
ナラ東京驛デナクナツタ、ソレ東東京驛ニ
ハ到着シタ云フ事實ガアル、斯ウ云フ場
合ノコトヲ今申シテデアリマスガ、モウ
一度其ノ場合ノコトヲ御懸キシタイ

○長崎政府委員 今此處テ抽象的ニ色々ナ
話ヲ致シマシテモ、ソレガ重大ナル過失デ
アルカ、或ハ鐵道側ノ過失デナクテ、何カ
他ノ原因ニ依ルモノデアルカト云フヤウナ
コトハ具體的ノ事實ノ問題ニ付テ判定スベ
キモノデアラウト思ヒマス

○西村委員長 他ニ鐵道當局ニ御質問ノ方
ハアリマセスカ、アリマセスカレバ商工
省ノ鐵道局長、物價局長ガ來テ居リマスカ
ラ、其ノ方ニ移リマス、ソレデハ福岡君
○福田(關)委員 鐵道ニ關スル質問ハ是デ
打切リマス

○福田(關)委員 サウデアラウト思ヒマス
ガ、例ハバ商工省ノ發令サレマシタ種々ノ
禁令ノ中ニ於キマシテモ、サウ云フ點ガ
ルカラ、後ニ是正サレナケレバナラヌト云
フヤウナモノガ生ジテ來ルノデハナイカ、
例ハバ七・七禁令ニシテモ、先ツ七・七禁令ト
云フモノヲ發布シテ見テ、而シテ其ノ弊害
ト經濟界ニ及ボス影響ノ重大ナルコト、製
品ヲ其ノ儘無ニスルト云フコトノ不經濟デ
アルコトガ御分リニナツテ、後カラ其ノ販
賣ヲ禁止シタモノヲ又一年間延期ナサレ、
斯ウ云フ所ヲ見ルト、商工省デ御經驗ノア
ル方ガサウ云フコトヲナサレトハドウモ受
取ナイ、是ハ本當ニ机上ノ案デアリマス、
サウ云フコトハ出來得ナイノデアリマス、
若シ禁令ヲ出シテ禁止スルト云フナラバ、
半年ナリ一年ナリ、其ノ禁止スベキ製造人
ニ對シテ豫告ヲ以テ之ニ臨ムベキモノデア
ルト思フノデアリマス、ソレヲナサズシ
テ、既ニ出來上ツテ居ルモノ、或ハ出來シ
スルモノニ至ルマデモ之ヲ閉打的ニ禁止サ

敬神崇祖ノ念ヲ起ルノデゴザイマスカラ、此ノ點ヲ商工省ハ如何様ニ御考ヘニナルノデアリマス...

ノ邊ノコトハ商工省ハ能ク御研究ニナツテ居ルコト思ヒマスガ、見榮エガ宜クテ...

國家ノ爲ニ利益アルト思フ、而モ今申シマスルヤウニアノ金銀、金銀日本本...

トデアル、斯ウ申スノハ、サウフモノヲ購買スル者ハ金持デアルカラ、金持ヲ保護...

ガ國固有ノ産業、固有ノ技術ノ保存ニ付キマシテハ、是亦全ク同様ノ意見ヲ持ツテ居...

金銀製造、綴織ト云フヤウナモノハ、ドウカト申シマス、本當ノ家内工業デア...

ドウカト云フト、アチラニ参リマス故郷ノ傳統ヲ崇拜シテ居ルコトガ彼等ノ無限ノ...

ノハヤハリ神佛デアリマス、サウシテ故郷ノ傳統ヲ崇拜シテ居ルコトガ彼等ノ無限ノ...

第一類第一號 決算委員會議錄 第十二回

正ナヲ得ナケレバ、機構が複雑ニナリマ...

尙ホ後段ノ特許等ニ關聯シマス、特殊ノ...

○福田(關)委員 一寸今ノ御答辯ニ對シ...

第二類第一號 決算委員會議錄 第十二回

工業ニ付キマシテハ前カラモ色々問題ガゴ...

○田中(養)委員 サウスルト今ノ所デハ商...

○西村委員長 今日ハ是ニテ散會致シマス...

話シテ見マス、ソレハサウダ、連モ商工...

イノデアリマス、ソレニ物價局ノ現在ノ人...

○牧政府委員 其ノ點私カラ何トモ御答へ...

○西村委員長 今日ハ是ニテ散會致シマス...

昭和十六年二月二十一日印刷

昭和十六年二月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

(第二類 第一號)

第七十六回帝國議會 院 決算委員會議錄(速記)第十三回

(三三七)

會 議
昭和十六年二月二十二日(土曜日)午前十時
五十四分開議
出席委員左ノ如シ

- 委員長 西村 茂生君
- 理事石井徳久次君 理事田中 養達君
- 理事小見山七十五郎君 理事高橋 義次君
- 理事野方 次郎君 理事鹽川 正藏君
- 理事福田次郎君 理事森下 國雄君
- 伊東 岩男君 小山 亮君
- 池田七郎兵衛君 池本甚四郎君
- 石坂 繁君 大島 寅吉君
- 清水徳太郎君 田代 正治君
- 瀧澤 七郎君 玉野 知義君
- 中村 梅吉君 濱地 文平君
- 眞鍋 勝君 増永 元也君
- 松本治一郎君 村瀬 武男君
- 出席國務大臣左ノ如シ 村田 省藏君
- 出席政府委員左ノ如シ

- 外務書記官 武内時之助君
- 内務書記官 三好 重夫君
- 大藏書記官 梅北 末初君
- 大藏書記官 日下部 滋君
- 營繕管財局理事 入江 昂君
- 司法書記官 石田 壽君
- 文部書記官 柴沼 直君
- 農林書記官 岡本 直人君
- 選信次官 山田 龍雄君
- 選信省郵務局長 藤井 崇治君
- 選信省電務局長 安田 丈助君

第一類第一號 決算委員會議錄 第十三回 昭和十六年二月二十二日

選信省工務局長 荒川大太郎君

選信省經理局長 山田 良秀君

電氣廳長官 田村謙治郎君

航空局長官 手島 榮君

鐵道省經理局長 平山 孝君

拓務書記官 中野 勝次君

厚生書記官 生悦佳求馬君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

昭和十四年度歳入歳出總決算、昭和十四

年度各特別會計歳入歳出決算

昭和十四年度國有財産増減總計算書

○西村委員長 是ヨリ開會致シマス、今日ハ

御承知ノヤウニ、豫算ノ方ガ昨日決ム豫定

デアリマシタガ、ソレガ今日ニ延ビテ來タ

モノデアリマスカラ、關係ハ全部擯ツテ豫

算總會ノ方ヘ出テ居ラレマスシ、選信大臣

ハ其ノ席ヲ無理ニ外シテ來ルチラバ來ラレ

ヌコトハナイト云フ御話デアリマスケレド

モ、選信大臣ニ對スル主ナ質疑者モマダ擯

ツテ居リマセスカラ、午前ハ一應是テ休憩

致シマシテ、午後二時半ニ開會致シマス

午後二時四十九分開議

○西村委員長 是ヨリ開會致シマス——福

田君

○福田(關)委員 昭和十四年度ノ決算ノ中

ニ、選信省ノ豫算ノ中テ、千餘萬圓ノ公債發

行ガアリマシテ、是ハ其ノ年度ニ達ニ御行

使ガ出來ナイ、斯ウ云フコトハ選信省ノ管

内其ノ他ニモ間アルノデゴザイマスガ、年

年斯ウ云フコトヲ議會ト致シマシテハ相當

警告ヲ致シテ居リマス、然ルニ議會ノ滿場

一致ノ決議ヲ以テ斯ウ云フコトヲ警告ラシ

テ居リマスルガ、ドウモダウモ(廻リマシ

テ、各省ノ中ニサウ云フコトガアル、結局

無用ノ公債ヲ發行シタリ、無用ノ豫算ヲ請

求致シタリシマスルト、ヤハリ年度末ニハ

出來ルダケ之ヲ濫費シテシマハウト云フ傾

向ノアルコトハ、數年間ニ互ル我ガ日本ノ

國政ノ實體ガサウ云フコトニナツテ居リマ

ス、ソレデゴザイマスカラ、斯ウ云フヤウ

ナ惡風潮ヲ成ベク速カニ止メテ、サウシテ

國事多難ノ時デアリマスカラ、各省ヲ通ジ

テ綱紀ヲ肅正シ、而シテ其ノ遺憾ナキヲ期

シ、或ハ國費ノ濫費ニ流レ、無用ノ公債ヲ

發行シテ、多大ノ利息ヲ拂フト云フコトダ

ケデモ是ハ國家ノ損害デアリマス、サウ云

フコトニ付キマシテ、是ハ今ノ大臣ノ御就

任以前ノコトデハゴザイマスルガ、我が日

本ノ國家政治ノ形態ガ斯様ナ缺點ガアルノ

デゴザイマスガ、選信大臣ハ斯ウ云フコト

ニ付キマシテ如何ナル御考ヘヲ御持チニナ

ツテ居ルカ、伺ヒタイト思ヒマス

○村田國務大臣 豫算ヲ立テマシテ、其ノ

豫算ガ實行サレナイ、如何ナル理由ガアリ

マシテモ、是ハ當局大臣トシテハソレニ對

スル責任ヲ感ズル次第デアリマス、只今ノ

御承知ノコトニ對シマシテモ、無論責任ヲ

感ジテ居ル次第デアリマス、唯私ガ其ノ點

ニ關シマシテ申上ゲタイ事實ハ、御承知ノ通

備ノ擴張ト申シマスガ、色々ノ豫期シ得マ

セヌ事態ガ發生致シマシテ當初考ヘテ居リ

マシタヤウニ物資ガ豫算ニ伴ヒマセス點ガ

往々アルノデアリマス、殊ニ今日ノ狀態ノ下

ニ於テハ出來ルダケ避ケタイノデアリマス

ケレドモ、過去ニ於テノミナラズ、現在及

ビ將來ニ於テモ此ノ點ハ免レ得ナイデハナ

イカト思ハレルノデアリマス、極ク最近ノ

例ヲ舉ゲマシテモ、豫算ノ編成サレマシタ

共ノ直後ニ於テ、國際情勢ガ變化致シマシ

テ、例ハバ廢鐵ノ輸入ガ止マリ、或ハ其ノ

他ノ資材ガ止マルト云フ場合ニ於キマシテ

ハ、豫算ヲ編成致シマシタソレダケノ金ガ

アリマシテモ、物資ガナイト云フ結果ガア

ルコトハ御承知ノ通りデアリマス、隨テ其

ノ點ニ關シテモ、併シサウ云フコトガアリ

マシテモ、只今仰セノヤウニ出來ルダケ前途

ヲ見極メマシテ、物資ト伴豫算ヲ立テル

コトガ必要アルト云フコトハ、私モ痛感

シテ居ル次第デアリマス

○福田(關)委員 物資ノ確保ニ困難ノ結果、

豫算ノ行使ガ出來ナカツタト云フコトハ、

一面認メル點モアルノデアリマス、併シ必

ズシモ歴代ノ運営ノ上ニ於テハソレノミニ

止マラスコトモアルノデアリマス、デアリ

マスルカラ其ノ邊ヲ十分ニ御留意ヲ願ヒタ

イト思ヒマス、ソレカラ是モ各省ニ互ルコ

トデアリマスガ、決算ノ報告ニ當リマシテ、犯

罪其ノ他ノ爲ニ、會計検査院ノ検査ヲ受ケ

ルニ付テ、色々ナ所謂推問ニ對スル答辯、其

ノ他事實ノ提示等が非常ニ遅レマシテ、一昨年頃ニ調査シテ議會ニ提出シナケレバ...

○村田國務大臣 豫算ヲ使用スルコトニ對シテ慎重ニテアラナケレバ...

○山田(長)政府委員 只今福田君ノ御話ノ事項ニ付キマシテハ...

○村田國務大臣 御尋ノ電力問題デアリマシテ、電力ニ關シテハ...

ヲ致サナイコトニナツタノデアリマス、併シナガラ只今申上ゲマシタ通り、法案ヲ提出シナイト云フコトハ、電力問題ヲ解決シ...

初メ吾々ニ對スル時ノ大臣ノ説明ハ、豊富低廉ナルモノヲ以テ國家産業及ビ生産力擴充ニ遺憾ナキヲ期スルコト云フ御理想ノ下ニ...

要ラナクナル、此ノ位ニ電力事業ガ發達ラシテ參ツテ居ルデアリマス、其ノ爲ニ、不便ナル土地デアリナガラ...

テ見マシテモ、之ヲ統制シタ爲ニ利益ヲ認メルコトガ出來ナクナツテ居ルデアリ...

シテ九百四十万円ト云フ金ヲ出シタ、私ハ
其ノ時ハ本當ニビツクリシテ之ヲ見タ、是
ガ此ノ自來問題ガ議會ノ問題トナリ初メデ
アリマス、而シテ本年御調ベニナツテ、共
ノ大學教授ガ調ベタモノヲ絶大ノ信用ヲ以
テ、其ノ調査書類ヲ信用シテオ買ヒニナツ
タ、ソレガ二回ニ互ツテ其ノ後御調査ニナ
ツタ結果、其ノ重量ト云ヒ何ト云ヒサツバ
リ分ラナイモノニナツタ、斯ウ云フノデス
ガ、是等ニ對シテ監督官廳トシテ、是等買
収ヲ許可セラレタ監督官廳ノ其ノセラレタ
コトハ良イト御思ヒニナリマス、或ハ是
ハ遺憾ノ點ガアルト御思ヒニナリマス、
大臣ノ御答辨ヲ得タイト思フノデアリマス

○村田國務大臣 此ノ點ニ關シテハ只
今電氣局長官カラ只今申上ゲマシタ通り甚
ダ買ヒマシタ當時ノ調査ト、後二回ノ調査
ト齟齬ヲ致シテ居リマス、而モ非常ニ惡ク
齟齬ヲ致シテ居リマス、ソレデ更ニ本當ニ
責任ヲ持ツテ發送電會社ノ新シイ總裁ニ調
査ヲサセルコトニ今致シテ居リマス、御承
知ノ通り今ハ丁度時期ガ惡イノデアリマス
カラ、時期ガ良クナリマシタラ本格的ニ調
査致シマシテ、其ノ結果ニ依ツテ善處致シ
タイト思ヒマス

○西村委員長 他ニ逕信所管ニ對シテハ
ゴザイマセスカ——然ラバ本日ハ是ニテ散
會致シマス、明後日午前十時ヨリ開會致シ
マス
午後四時三十二分散會

○小山(亮)委員 企畫院總裁ニ質問スル
ノデアリマスガ、其ノ質問ニ先ダチマシテ
私ハナゼ事變下ニ於テ此ノ戰時内閣ノ關係
デアル小林商工大臣ノ機密漏洩ノ事件ニ付
テ、特ニ此ノ委員會デ其ノ責任ヲ追究シ
ケレバナラスカト云フ點ニ付キマシテ、一
應其ノ理由ヲ明確ニシテ置クコトガ必要デ
ハナイカト考ヘマス、私ハ小林商工大臣ニ
何等ノ關係ノナイ立場ニ居ル者デアリマス、
隨テ小林商工大臣ト私トノ間ニ私的ノ關係
ニ於テ感情的ノ對立ト云フヤウナコトハ一
切ナイ、ドウシテ私ガ小林商工大臣ノ此ノ
問題ヲ取上ゲテ本委員會デ問題ニシタカト
云フコトニ付キマシテハ、昨年十一月月デ
アリマスカ、政府ガ經濟關係懇談會ヲ開催
シテ、其ノ經濟關係懇談會ニ、企畫院ノ審
議室ニ於テ作成シタ所ノ經濟新體制確立案
網ノ原案ガ提示サレ、少數ノ經濟關係ガ審
議ヲシテ居リマシタ、其ノ審議ヲシテ居リ

第七十六回帝國議會 院 決算委員會 議錄(速記) 第十四回

第二類 第一號

會 議
昭和十六年二月二十四日(月曜日)午前十時
四十四分開議
出席委員左ノ如シ
委員長 西村茂生君
理事高見 之通君 理事高橋 義次君
理事小見山七五郎君 理事福田 關次郎君
理事磯川 正藏君 理事森下 國雄君
伊東 岩雄君 小山 亮君
池田七郎兵衛君 池本甚四郎君
石坂 繁君 石井徳久次君
大内竹之助君 大島 寅吉君
清水徳太郎君 田代 正治君
瀧澤 七郎君 濱地 文平君
眞鍋 勝君 松浦周太郎君
松本治一郎君 村瀬 武勇君
山元龜次郎君

内務書記官 三好 重夫君
大藏書記官 梅北 末初君
大藏書記官 日下部 滋君
營業管財局理事 入江 昂君
司法書記官 石川 壽君
文部書記官 柴沼 直君
農林書記官 井野 碩哉君
農林書記官 岡本 直人君
逓信省經理局長 山田 良秀君
鐵道省經理局長 平山 孝君
拓務書記官 中野 勝次君
朝鮮總督府政務總監 大野縁一郎君
臺灣總督府總務長官 齋藤 樹君
厚生書記官 生梶住求馬君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

機密事項ノ漏洩ニ付テ具體的事實ヲ指摘シ
マシテ、陸軍當局ニ質問シマシタ所ガ、其
ノ質問ノ前後ノ模様ヲ通ジマシテ、私ノ疑
惑ト考ヘテ居リマシタコトガ事實デアツタ
ト云フコトヲ、私ハ確證得テ氣持ガスルノ
デアリマス、隨ヒマシテ事ハ商工大臣——
國務大臣ノ一身ニ關スル機密漏洩ト云フ大
キナ、スキヤンダ、デアリマス、カラ、ド
ウシテモ小林商工大臣ガ議會ニ出席シマシ
テ、此ノ事實ニ對シテノ明確ナル辯明ヲサ
サナケレバナラスカトハ言フマデモナイノ
デアリマス、度々私ハ小林商工大臣ノ出席
ヲ要求致シマスケレドモ、幾テ三十七度出
高熱デ出ラレナイトカ、又三十七度出ラ
レナイトカ、言フ左右ニシマシテ今日マデ
出席ノナイノハ甚ダ遺憾デアリマス、尙ホ
議會ノ會期等モ成ベク議事ヲ促進セルト
云フ建前カラ、或ハ新聞ノ傳フ所ニ依リ
マス、議事ヲ速カニ終ラセテ休會ニス
ルト云フヤウナ風評モアリマス、或ハサウ
云フヤウナ風評ヲ聞イテ、ソレマデ商
工大臣ハ出席ヲ遲延シテ居ルノデハナイカ
ト私ハ考ヘルノデアリマス、此ノ點ニ關シ
テ私ハ商工大臣ガ出席セザル限リ、私ノ質
問ヲ打切ルト云フコトハシナイノデアリマ
スカ、其ノ積リデ速カニ商工大臣ガ出席
ヲセラルルヤウニ、委員長ニ於テ特ニ御取
計ヒヲ願ヒタイノデアリマス

○西村委員長 只今小山君ガ議事進行ニ付
テ御希望ガアリマシタガ、此ノ件ニ關シマ
シテハ既ニ委員長ト致シマシテモ再三商工

出席國務大臣左ノ如シ
外務大臣 松岡 洋右君
國務大臣 星野 直樹君
出府政府委員左ノ如シ
企畫院次長 小畑 忠良君
企畫院部長 沼田多稼藏君
外務書記官 武内時之助君

昭和中十四年度各特別會計歳入歳出決算
昭和十四年度國有財産増減總計算書
昭和中十四年度國有財産増減總計算書
昭和中十四年度國有財産増減總計算書
昭和中十四年度國有財産増減總計算書

昭和中十四年度國有財産増減總計算書
昭和中十四年度國有財産増減總計算書
昭和中十四年度國有財産増減總計算書
昭和中十四年度國有財産増減總計算書

昭和中十四年度國有財産増減總計算書
昭和中十四年度國有財産増減總計算書
昭和中十四年度國有財産増減總計算書
昭和中十四年度國有財産増減總計算書

作ツタ覺書デアル、基本一、個人的利益(一) 會社一團體一階級的利益ヲ含ム) ヨリモ國 家の利益ヲ優先スル精神ヲ貫ク制度トスル...

報酬トシテ企業利益ノ中ヨリ一定額ノ配分 ヲ認ムルコト、勞働者ノ報酬ニ亦同ジ一、 理事者ヲ養成スルハ再教育スルニ特別ノ機...

○小山(亮)委員 是等ノ事實ガ斯ウ云フ程 路ニ依ツテ、發表サレタモノデアルト云フコ...

○星野國務大臣 左様ナ文書ガアリマシタ ノデ、企業院ト致シマシテハ、當初企業院...

的ニ私ハ調査致シテ居リマセヌ ○小山(亮)委員 サウスルト斯様ナ文書ガ...

○星野國務大臣 イヤ只今私ノ申シマシタ コトハ、斯ノ如キ問題ガアツタト云フコト...

○小山(亮)委員 然ラバ同ヒマシタガ、政府 ガ速カニ經濟新體制ノ基礎ヲ確立シ...

○星野國務大臣 勿論一般ノ國民ニ對スル 事ニ必ズシモ拂拭ハ出來マセヌデスガ、併シ...

○小山(亮)委員 ヤハリ繰返シテ仰シヤイ マスガ、比較的狭イ範圍ニ流布サレタト云...

○星野國務大臣 左様ナ方法ヲ執ツタノデアリマ ス、左様ナ方法ヲ執ツタノデアリマ...

○小山(亮)委員 企業院總裁ト私ノ「デマ」 ニ對スル所ノ見解ハ、天下地グラキノ相違...

○星野國務大臣 勿論一般ノ國民ニ對スル 事ニ必ズシモ拂拭ハ出來マセヌデスガ、併シ...

○小山(亮)委員 サウスルト下ノ位ノ部數 ガ印刷サレタノデアリマスカ同ヒタイ、又...

○星野國務大臣 左様ナ方法ヲ執ツタノデアリマ ス、左様ナ方法ヲ執ツタノデアリマ...

○小山(亮)委員 然ラバ同ヒマシタガ、政府 ガ速カニ經濟新體制ノ基礎ヲ確立シ...

○星野國務大臣 勿論一般ノ國民ニ對スル 事ニ必ズシモ拂拭ハ出來マセヌデスガ、併シ...

○星野國務大臣 何部ト云フヤウナコトハ、 左様ナ方法ヲ執ツタノデアリマ...

○小山(亮)委員 然ラバ同ヒマシタガ、政府 ガ速カニ經濟新體制ノ基礎ヲ確立シ...

○星野國務大臣 勿論一般ノ國民ニ對スル 事ニ必ズシモ拂拭ハ出來マセヌデスガ、併シ...

○星野國務大臣 勿論一般ノ國民ニ對スル 事ニ必ズシモ拂拭ハ出來マセヌデスガ、併シ...

果デアラウト思フデアリマス、數年前イ
... (Main text body on the left page of the right column)

ノ「タムソン」ノ如キハヤリ是同ナ意見
... (Main text body on the left page of the left column)

○松岡國務大臣 滿洲國ニ日本人ノ移民ガ
... (Text block at the bottom left of the left page)

前ノ卸商ノヤツテ居ルヤウナリ潤道求メ... 方法ハ、是ハ打破シナケレバナリマセ...

スレバ、冷蔵庫ト云フ問題モ考ヘテ行カ... 伊東委員 其ノ御研究サレテ居ル點ガ...

原則トシテハ市場ヲ統制スルコトガ宜イ... 伊東委員 中央卸賣市場法ニ依ル中央卸...

マシタノハ最近ノコトデアリマスカラ、現... 伊東委員 以上段々申上ゲマシタ...

企業生産ノ二ツゴザイマスカ、此ノ何レニ... 依ツテ非常ニ能ク増産ノ出来マ...

ガ宜イト思フデアリマス、其ノ見地カラ... 伊東委員 只今ノ木炭ノ集荷配給ハ...

テ企業製炭業者ガ自治的ニ會社ヲ作ルト云... 伊東委員 只今ノ木炭ノ集荷配給ハ...

木炭ノ配給ノ如キガ二元カラ出ルト云マ... 伊東委員 農林省ガ下ノ所マデ干渉セ...

マデハ商業關係カラ金融ヲ仰ギ、或ハ物資ノ配給ヲ受テ居リマシタスガ、最近ハ産業組合ニ變ツタ、變ツタケレドモ、從來ノ關係ハ其ノ儘ニ繼イデ居ル、産業組合ニ行ツテモ借リラレドケ借リル、或ハ其ノ他ノ一般商人ノ所ニ行ツテモ借リラレドケ借リル、併シ取上デラレタ物品ハ、秋ニ十分出來ルダケノモノハ取上デラレナイ、秋ニ一週取ルダケノモノハ、金ガソコニ一週集マルト、産業組合ニハ是ダケニシテ與レ、一般商人ニハ是ダケニシテ與レト云フテ内金ヲ入レテ年ヲ越シタ、所ガ其ノ内金ヲ入レルドコデハナイ、内金ヲ入レテ年ヲ越シテ行ク金ヲ持ツテ行クコトガ出來ナイ、産業組合ニ對シテモ援助ヲシテ、倉庫料ニ對シテモ金利ニ對シテモ援助ヲシテ居ルカ、産業組合ガヤレバ宜イト云フテモ、只デ貸ス課ニ行カナイ、隨テ國家ガ此ノ際考フベキコトハ、斯ウ云フ金融ニ對シテ利子ノ補助ヲサレラドウカ、ノミナラズ利子ノ補助ニ對シテも補助金ヲサレラドウカ、從來補助金ハアリマスケレドモ、モツト殖ヤサレラドウカ、之ニ對シテドウ云フ考ヘテ持ツテ居ラレマスガ、率直ニ御答ヘ願ヒタイト思ヒマス

○井野政府委員 先づ第一ノ産業團體ノ統制ニ付テ、今後昨年考ヘタヤウナ考ヘ方ヲ進ム意思ハナイカ、又來議會ニ之ニ關スル法案ヲ提出スル意思ハナイカドウカト云フコトデアリマス、是モ國際情勢如何ニ依ツテハ吾々モ考ヘナケレバナラズ點ガアルト思ヒマスガ、現在ノヤウナ情勢ガ續イテ參ルト致シマスレバ、差當リ農會ト産業組合ト合併トカ、其ノ他既存組合ト合併トカ、是ハ致シタクナイト思ツテ居リマス、是ハ相當ニ面倒ナ問題ガゴザイマスノデ、サウ云フ點ハ致シタクナイ、併シ團體間ノ連絡ヲ爲シ必要ニ付テハ考ヘテ見タイ、ウツタヤウナ點ニ付テハ考ヘテ見タイ、併シ根本的ナアア云ツタヤウナ改正ヲシテ兩團體ノ合同ト云フヤウナコトニ付テハ今所致サナイ積リデ居リマス、隨テ先般農林計畫委員會ニ於テ立案致シマシタヤウナ法案ヲ明年議會ニ提出スル氣持ハ今持ツテ居リマス

○松浦(周)委員 三分八厘程度ニ考ヘテ居リマス、然ラバ其ノ利率ハ最低幾ラト云フモノヲ御考ヘニナツテ居リマスガ、只ニ等シイト仰シヤツテモ利率ニモ色々ゴザイマスガ、利率ハ幾ラト云フモノヲ御考ヘニナツテ居リマセウカ

ハ出來ルダケ早ク金ヲ拂ヒ、ソレカラ政府ガ管理シマスモノニ付テハ、産業組合カラ融資ヲ出來ルダケ早クサセルヤウニ指導致シマシテ、必要ガアレバ産業組合中央金庫カラモ地方ノ産業組合ニ金融ヲ致ス用意ヲ致シマシテ、又中央金庫自ラガ其ノ資金デ足りナイ時ニハ預金部ノ資金モ借リマスヤウナ用意モ致シテ、昨年末其ノ態勢デ居ツタノデアリマスガ、結局餘リニ地方ノ産業組合カラ中央ニ對シテノ要求ガアリマセウデシタノデ、中央カラノ資金ハ餘リ動イテ居リマセウ、併シ地方的ニハ出來ルダケサウ云ツタヤウナ金融ハ致サセテ參ツタノデアリマス、唯金利ノ補助ヲ致シテ居リマスガ、其ノ率ガ多少低イ爲ニ色々御不平ガアツタヤウデアリマス、此ノ點ハ四月以降ニ行ヒマスモノニ付テハ相當ニ考ヘテ、マア普通ノ低利資金ガ流レテ行キマス金利位ノモノハ補助シテ參リタイト云フ風ニ考ヘテ居リマス

○井野政府委員 生産物ガ農民ノ手ヲ離レマシテ、ソレガ處分サレラドウカ農民ガ借リマシテ、只ニ致シマスト産業組合ガ是ハエラ

イ損失ヲ...
○松浦(周)委員 大カラ産業組合ニ利子ヲ補助スレバ宜イト云フ
○井野政府委員 ソコデ利子ヲ補助致シテ居リマス、デスケレドモ全體ノ金額ガ足りマセウカラ之ヲ殖ヤスコトヲ考ヘテ居ル、サウシテ其ノ金利ハ只ニ等シイ金利ノ補助ヲ致シタイト考ヘテ、折角今大藏當局トモ色々相談ヲ致シテ居リマス、其ノ點ヲ先程申上ゲタノデアリマス、倉庫料ニ付テモ亦然リデアリマス

○松浦(周)委員 三分八厘程度ニ考ヘテ居リマス、然ラバ其ノ利率ハ最低幾ラト云フモノヲ御考ヘニナツテ居リマスガ、只ニ等シイト仰シヤツテモ利率ニモ色々ゴザイマスガ、利率ハ幾ラト云フモノヲ御考ヘニナツテ居リマセウカ

○井野政府委員 農村ノ生産政策ニ付キマシテ、耕作者中心主義ヲ執ルカドウカト云フ御話デアリマスガ、農林省モ出來ルダケ自作農獎勵ニ依リマシテ、サウ云フヤウナ氣持ヲ採入レテ參リタイト考ヘテ居リマス、併シ地主ヲ全然ナクシマシマツテ全部自作農ニシテ云フコトニシマシマスナラバ、ソコニ資金關係其ノ他地方の色々事情ニ依リマシテ、中々困難ナ問題ガアルト考ヘテ居リマス、デアリマスガ、斯ウ云ツタヤウナ、獎勵ニ依リ自作農ノ數ヲ減ヤシテ行クコトニ依ツテ小作問題ノ解決ノ一端ニ資シタイト考ヘテ居リマス

○松浦(周)委員 然ラバソレガ念ニ出來ナ

○井野政府委員 現在漁業權トシテ與ヘラレテ居リマスモノハ、御承知ノヤウニ專用權ト區別漁業權ト定置漁業權ト特別漁業權ト此ノ四ツデアリマス、其ノ中大體專用漁業權ハ漁業組合ノ中ニアル、隨テ漁業組合ハ今御話ノヤウナ、労働者チヤゴザイマセウガ、漁業ヲ自ラヤツテ居ル者ガ組織シテ居ルモノデアリマスガ、是ハ公平ニ其ノ利益ガ分配サレラドウカト云フコトニ思ヒマス、御指摘ノ點ハ定置漁業、若シハ區別漁業ノ點ヲラウト思ヒマスガ、是ハ一般ノ漁師デハ持チ切レナイヤウナ大キナ漁業ヲナス大謀案デアリマストカ、大數デアリマセウガ、ハ地曳デアリマストカ云フヤウナモノニナリマス、從來カラ親元、網元ト申シマシテ、一種ノ資本家的ノ者ガ網ヲ持ツテ居リマシテ、其ノ權利ヲ使ヒマス者ガ一定ノ歩合ヲ拂ツテ利用シテ居ル、斯ウ云フ状態デアリマシマシマス、是ハ一ツノ權利トシテ地方長官ガ認可致シマシタ以上、ヤハリ一ツノ私有權トナツテ居リマス

ニ決メテアル、是ハハナリ根本的ニ所謂榮
養價値ト風味ヲ標準トシテ御決メニナラ
ケレバナラヌト私ハ思フ、而モ中央及北消
費地ニ生鮮魚介類ヲ集マツテ来ナイ原因ハ、
今マデ幾度カ質問應答ヲ交サレタ中間手數
料ト云フモノガアリマス、是モアリマスガ、
モウ一ツノ原因ハ、是ハ寧ろ私ハ水産地ノ代
表者トシテ言フコトハ出来スカモ知レマセ
スガ、一ツノ公平ナル判斷カラスレバ、生
産地ト消費地トノ開キガ非常ニ少イ、各
府縣ニ於キマシテ、各自ニ農林省令ノ範
圍内ニ於テ、其ノ府縣限リノ價格ヲ大概決
メテ居ルガ、其ノ産地ニ於ケル價格ト消費
地ニ於ケル價格ノ開キガ非常ニ少イ、僅カ
ノ口錢ト僅カノ運賃ノ實費ヲ見テアル、東
京デ一圓八十錢ノ小賣ノ額ハ九州ノ田舎デ
モ一圓五十何錢ニナツテ居ル、デアルカラ
東京マデ運持ツテ来テ一圓八十錢ニ賣ルヨ
リモ、自分ノ足元デ一圓六十錢ニ賣ル方ガ
安全ニシテ手取早イ、ドウシテモ生産地
ト消費地トノ價格ノ開キガ餘リ少ナ過ギル
コトガ一ツノ原因ト思フ、ソレカラ先刻申
シマシタ通り重サノミヲ標準トスル、或ハ
消費地タル中央市場ノ鮮魚ノミヲ標準トシ
テ居ル、是ガ非常ニ今日ノ混亂ヲ捲キ起シ
原因デアル、モウ一ツハ山間僻地マデ配給
シナケレバナラヌ水産加工品ノ「コース」ガ
非常ニ間違ッテ居ルハ、私ガ申上ゲヌデモ
幾度カ陳情ナド御聴キデアリマセウ、生
ノ魚ヨリモ人力ヲ掛ケタ加工品ノ方ガ安ク
ナツテ居ル物ガ澤山アル、是モ根本的ニ直
サナケレバナラナイ、私ガ今御尋ネシタイ
要點ハ、貯蔵加工ニ對スル研究ノ機關ヲ政
府ガ設ケテ、之ヲ科學的ニ徹底的ニ研究シ、
而シテ民間ニ獎勵スルコトガ必要デアルガ、

昭和十六年二月二十四日印刷

昭和十六年二月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

第一類第一號

第七十六回帝國議會 決算委員會議錄(速記)第十五回

會議
昭和十六年二月二十五日(火曜日)午前十時
五十九分開議
出席委員左ノ如シ
委員長 西村 茂生君
理事高見 之通君 理事田中 養達君
理事小見山七五郎君 理事高橋 義次君
理事鹽川 正藏君 理事紅露 昭君
理事福田關次郎君 理事森下 國雄君
伊東 岩男君 今井 新造君
小山 亮君 池田七郎兵衛君
石坂 繁君 岩瀬 亮君
石井徳久次君 大内竹之助君
大島 寅吉君 大野 一造君
清水徳太郎君 田代 正治君
瀧澤 七郎君 津倉 龜作君
玉野 知義君 中村 梅吉君
濱地 文平君 眞鍋 勝君
生田 和乎君 松浦周太郎君
松本治一郎君 村瀬 武男君
山川頼三郎君 加藤 鐵造君
山元龜次郎君

二月二十四日委員飯村五郎君及増永元也君
辭任ニ付其ノ補闕トシテ同月二十五日今井
新造君及生田和乎君當選セリ
出席國務大臣左ノ如シ
拓務大臣 秋田 清君
商工大臣 小林 一三君
出席政府委員左ノ如シ
外務書記官 武内時之助君
内務書記官 三好 重夫君

大藏書記官 梅北 末初君
大藏管財局理事 日下部 滋君
營繕管財局理事 入江 昂君
司法書記官 石田 壽君
文部書記官 柴沼 直君
農林書記官 岡本 直人君
逓信省經理局長 山田 良秀君
鐵道省經理局長 平山 孝君
拓務次官 北島謙次郎君
拓務省管理局長 副島 勝君
拓務省殖産局長 植場 鐵三君
拓務省拓北局長 今吉 敏雄君
拓務省拓南局長 森部 隆君
拓務書記官 中野 勝次君
朝鮮總督府政務總監 大野緑一郎君
朝鮮總督府財務局長 水田 直昌君
臺灣總督府財務局長 齋藤 樹君
臺灣總督府財務局長 中嶋 一郎君
樺太廳長官 小河 正儀君
南洋廳長官 近藤 駿介君
厚生書記官 生悦住求馬君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
昭和十四年度歳入歳出總決算、昭和十四
年度各特別會計歳入歳出決算
昭和十四年度國有財産増減總計算書
○西村委員長 是ヨリ開會致シマス
○伊東委員 議事進行ニ付テ一委員長ヲ
通ジテ政府ニ要求シタイコトガアルノデア
リマス、即チ各委員カラ要求シタ資料ヲ相
當多數未提出ノモノガアルノデアリマス、
本員カラ要求シタモノモダ十數部ニ達シ

テ居ルノデアリマスガ、一體政府ハ今日マ
デ此ノ多數ノ資料ヲ出サナイノハ、決算委
員會ハ既ニ終ルノデアリナカト云フヤウニ
考ヘテ居ラレルノデアリナカト云フヤウニ
スルケレドモ、決算委員會ハマダ今後相當
繼續サレルモノト考ヘテ居リマス、決算委
員會ヲ斯様ニ輕視サレルコトハ甚ダ不滿ニ
爲ニ、委員長ハ速カニ全部ノ資料ヲ提出セ
ラレンコトヲ督促アラレルヤウニ希望致シ
マス、今一ツハ、決算委員會ハイツマデ繼續
サレルノデアリマスルカ、尙多數ノ質疑者
モアルヤウデアリマス、出來ル限リ決算委
員會ノ權威保持ノ爲ニ十分討論サレタイ
思フノデアリマスガ、今滿ク議會ノ討論ハ
決算委員會ニ續行シヤウニ考ヘルノデア
リマス、無論豫定ノヤウニ議事進行ヲ早カ
ラシメル爲ニト云フ意味デアリマスルナラ
バ、夜ニ入ツテモ質疑ヲ繼續サレルヤウニ、
今一ツハ政府委員モ、既ニ各委員會ガ終了
シタノデアリマスルカラ、要求シタ政府委
員ヲシテ、出席サレルヤウニ、是モ併セ
テ督促シテ載キタイト思フノデアリマスル
ガ、以上ニ對シ先ツ委員長ノ所見ヲ伺ツテ
置キタイト思フノデアリマス
○西村委員長 伊東君ノ議事進行ニ關シマ
スル御意見ニ付キマシテハ、第一ニ資料ノ
御要求デアリマスガ、是ハ私カラモ再三ニ要
求致シテ居リマスガ、只今左様ナ御發言ガ
アリマシタカラ、更ニ要求致ス積リデゴザイ
マス、ソレカラ此ノ決算委員會ノコトデアリ

ノハ期シ得ナイト考ヘテ居リマスカラ、ソ
レ等モ併セテ考ヘタイト云フコトヲ申上ゲ
テ居ルノデアリマス、又隨テ鹽干魚介類ノ
値段ガ生鮮魚介類ノ値段ヨリ安イト云フコ
トハ不自然デヤナイカト云フ御尋ニ對シマ
シテハ、先達テモ御答ヘ申シマシタヤウニ、
元來鹽物ト云フモノハ量ガ非常ニ多イ時ニ
澤山出來ル關係カラ、最高價格カラ見レバ
相當ニ安イ價格ガ鹽物ガ出來ルト云フ見地
デ、アア云ツタヤウナ決メ方ヲ致シテ居ル
ヤウデアリマス、併シハ御話ノヤウニ物
ガ餘ツテ居ル時ノ話デアリマシテ、物ガ足
ラナイ時ニハ寧ろ加工貨ヲ加ヘテ方適正
ニ場合ガアリマスカラ、ソレ等ノ點ハ物
ニレバ改訂致シテ參リタイト考ヘテ居リマス
○西村委員長 次官ハ他ニ已ムヲ得ナイ御
用ガアリマスカラ明日又一日ハ是ニテ
散會致シマス、明日ハ午前十時ニ開會致シ
マス
午後五時三十分散會

浸透シマスルト、全國ニ居リマスル所ノ眞ニ國家ノ前途ヲ憂ヘテ居ル所ノ人々ハ、早天ニ慈雨ヲ得タヤウナ感ヲ以テ奮然トシテ起テ上リマシタ、サウシテ新體制樹立ノ爲ニ國民ハ飽クマデ近衛内閣ト協力シ行動ヲ共ニシヤウト云フ堅イ決意ヲ以テ起テ上ツタト云フコトハ、是ハ私ガ中上ケルマデモナク、顯著ナル事實デアリマス、然ルニ其ノ後近衛内閣ノ行ヒマスル所ハ、日ヲ追ウテ最初聲明ヲシマシタヤウナ眞ニ國內ノ革新ヲ斷行スルニアラズシテ、次第々々ニ現狀維持ノ後退ヲシタヤウナ態勢ヲ執ツテ來ルノデハナイカト云フ疑ヒヲ國民ニ抱カシメタ

會ノ内部マデモ、大政翼賛會ノ最高ノ指導的地位ニアルヤウナ人々マデガ、殆ド皆々ガ想像スルコトノ出來ナイヤウナ、全部ガ共產化シテ居ルト云フ風ナ荒唐無稽ナデマ

ガ、小林商工大臣自ラガ現在ノ統制經濟ハ行過ギナリト仰クヘデアリマスカ伺ヒタイ

中ニハ行過ギノモノモアルデアラウト云フコトヲ申シテデアリマス

○小山(亮)委員 然ラバ商工大臣ガ行過ギ

デアルト云フハツキリトシテ斷定ヲナサルコトモ御差控ヘニナツタラ如何デスカ

○小山(亮)委員 具體的ニ伺ヒマスガ、本議

○小山(亮)委員 然ラバ商工大臣ハ現行ノ統

○小山(亮)委員 是ハ人ニ依ツテ行過ギデ

○小山(亮)委員 然ラバ商工大臣ガ行過ギ

○小山(亮)委員 他省ノ所管事項デアルカ

○小山(亮)委員 然ラバ商工大臣ハ現行ノ統

○小山(亮)委員 然ラバ商工大臣ハ現行ノ統

○小山(亮)委員 然ラバ商工大臣ハ現行ノ統

○小山(亮)委員 然ラバ商工大臣ハ現行ノ統

ナリマシタノハ何時デアリマスカ、伺ヒタイ
 ○小林國務大臣 一寸日時ハ記憶致シマセ
 ○小山(亮)委員 直チニ今直ダ御座キテ願
 ○小林國務大臣 正確ナコトハ能ク取調ベ
 ○小山(亮)委員 此ノ事件ハ昨年ノ七月二
 ○小林國務大臣 是ハ何ニモ機密事項チヤ
 ○小山(亮)委員 機密事項チヤナイ、而モ事
 ○小林國務大臣 是ハ何ニモ機密事項チヤ
 ○小山(亮)委員 機密事項チヤナイ、而モ事

ナリマシタノハ何時デアリマスカ、伺ヒタイ
 ○小林國務大臣 一寸日時ハ記憶致シマセ
 ○小山(亮)委員 直チニ今直ダ御座キテ願
 ○小林國務大臣 正確ナコトハ能ク取調ベ
 ○小山(亮)委員 此ノ事件ハ昨年ノ七月二
 ○小林國務大臣 是ハ何ニモ機密事項チヤ
 ○小山(亮)委員 機密事項チヤナイ、而モ事

ナリマシタノハ何時デアリマスカ、伺ヒタイ
 ○小林國務大臣 一寸日時ハ記憶致シマセ
 ○小山(亮)委員 直チニ今直ダ御座キテ願
 ○小林國務大臣 正確ナコトハ能ク取調ベ
 ○小山(亮)委員 此ノ事件ハ昨年ノ七月二
 ○小林國務大臣 是ハ何ニモ機密事項チヤ
 ○小山(亮)委員 機密事項チヤナイ、而モ事

ナリマシタノハ何時デアリマスカ、伺ヒタイ
 ○小林國務大臣 一寸日時ハ記憶致シマセ
 ○小山(亮)委員 直チニ今直ダ御座キテ願
 ○小林國務大臣 正確ナコトハ能ク取調ベ
 ○小山(亮)委員 此ノ事件ハ昨年ノ七月二
 ○小林國務大臣 是ハ何ニモ機密事項チヤ
 ○小山(亮)委員 機密事項チヤナイ、而モ事

ナリマシタノハ何時デアリマスカ、伺ヒタイ
 ○小林國務大臣 一寸日時ハ記憶致シマセ
 ○小山(亮)委員 直チニ今直ダ御座キテ願
 ○小林國務大臣 正確ナコトハ能ク取調ベ
 ○小山(亮)委員 此ノ事件ハ昨年ノ七月二
 ○小林國務大臣 是ハ何ニモ機密事項チヤ
 ○小山(亮)委員 機密事項チヤナイ、而モ事

ナリマシタノハ何時デアリマスカ、伺ヒタイ
 ○小林國務大臣 一寸日時ハ記憶致シマセ
 ○小山(亮)委員 直チニ今直ダ御座キテ願
 ○小林國務大臣 正確ナコトハ能ク取調ベ
 ○小山(亮)委員 此ノ事件ハ昨年ノ七月二
 ○小林國務大臣 是ハ何ニモ機密事項チヤ
 ○小山(亮)委員 機密事項チヤナイ、而モ事

ナリマシタノハ何時デアリマスカ、伺ヒタイ
 ○小林國務大臣 一寸日時ハ記憶致シマセ
 ○小山(亮)委員 直チニ今直ダ御座キテ願
 ○小林國務大臣 正確ナコトハ能ク取調ベ
 ○小山(亮)委員 此ノ事件ハ昨年ノ七月二
 ○小林國務大臣 是ハ何ニモ機密事項チヤ
 ○小山(亮)委員 機密事項チヤナイ、而モ事

ナリマシタノハ何時デアリマスカ、伺ヒタイ
 ○小林國務大臣 一寸日時ハ記憶致シマセ
 ○小山(亮)委員 直チニ今直ダ御座キテ願
 ○小林國務大臣 正確ナコトハ能ク取調ベ
 ○小山(亮)委員 此ノ事件ハ昨年ノ七月二
 ○小林國務大臣 是ハ何ニモ機密事項チヤ
 ○小山(亮)委員 機密事項チヤナイ、而モ事

ナリマシタノハ何時デアリマスカ、伺ヒタイ
 ○小林國務大臣 一寸日時ハ記憶致シマセ
 ○小山(亮)委員 直チニ今直ダ御座キテ願
 ○小林國務大臣 正確ナコトハ能ク取調ベ
 ○小山(亮)委員 此ノ事件ハ昨年ノ七月二
 ○小林國務大臣 是ハ何ニモ機密事項チヤ
 ○小山(亮)委員 機密事項チヤナイ、而モ事

ナリマシタノハ何時デアリマスカ、伺ヒタイ
 ○小林國務大臣 一寸日時ハ記憶致シマセ
 ○小山(亮)委員 直チニ今直ダ御座キテ願
 ○小林國務大臣 正確ナコトハ能ク取調ベ
 ○小山(亮)委員 此ノ事件ハ昨年ノ七月二
 ○小林國務大臣 是ハ何ニモ機密事項チヤ
 ○小山(亮)委員 機密事項チヤナイ、而モ事

○小山(亮)委員 サウデス
 ○小林國務大臣 持ツテ来タカ、ソレヲ私
 ○小山(亮)委員 見タカト云フコトデス
 ○小林國務大臣 其ノ石山氏ノ怪文書ヲ見
 ○小山(亮)委員 怪文書トハ言ツテ居リマ
 ○西村委員長 小山君、モウ少シ明カニモ
 ○小山(亮)委員 私家話シテ居ルノヲドウ
 ○小林國務大臣 渡邊氏ガ石山君ノ持ツテ
 ○小山(亮)委員 企業院總裁ハ是等ノ事實
 ○小林國務大臣 渡邊氏ガ石山君ノ持ツテ
 ○小山(亮)委員 企業院總裁ハ是等ノ事實

ナリト云フコトニナツタトスレバ、御推定
 ○小山(亮)委員 是ハ何ニモ機密事項チヤ
 ○小林國務大臣 是ハ何ニモ機密事項チヤ
 ○小山(亮)委員 機密事項チヤナイ、而モ事
 ○小林國務大臣 是ハ何ニモ機密事項チヤ
 ○小山(亮)委員 機密事項チヤナイ、而モ事

ナリト云フコトニナツタトスレバ、御推定
 ○小山(亮)委員 是ハ何ニモ機密事項チヤ
 ○小林國務大臣 是ハ何ニモ機密事項チヤ
 ○小山(亮)委員 機密事項チヤナイ、而モ事
 ○小林國務大臣 是ハ何ニモ機密事項チヤ
 ○小山(亮)委員 機密事項チヤナイ、而モ事

ナリト云フコトニナツタトスレバ、御推定
 ○小山(亮)委員 是ハ何ニモ機密事項チヤ
 ○小林國務大臣 是ハ何ニモ機密事項チヤ
 ○小山(亮)委員 機密事項チヤナイ、而モ事
 ○小林國務大臣 是ハ何ニモ機密事項チヤ
 ○小山(亮)委員 機密事項チヤナイ、而モ事

○小山(亮)委員 他ノ閣僚(ハ)私ガ是カラ質...

○小山(亮)委員 政府ノ官吏ガ赤デア...

○小林國務大臣 承知致シマセス...

○小山(亮)委員 此ノ「デマ」ヲ一掃スル...

○小林國務大臣 篤ト研究シテ御返事申上...

○小山(亮)委員 國家ノ重要ナル機關...

○小山(亮)委員 此ノ「デマ」ヲ一掃スル...

○小林國務大臣 篤ト研究シテ御返事申上...

○小山(亮)委員 是ハハ私ハ言ヒタクナ...

○小林國務大臣 此ノ「デマ」ヲ一掃スル...

○小山(亮)委員 更ニモツト深刻ナ事柄...

○小林國務大臣 此ノ「デマ」ヲ一掃スル...

○小山(亮)委員 御答ハスルコトガ出來...

○小林國務大臣 企業院ノ作ツタモノ...

○小山(亮)委員 御答ハスルコトガ出來...

○小林國務大臣 企業院ノ作ツタモノ...

ウガ、吾々ハ之ヲドン、認メテ居リマ...

治家デアラウト、軍人デアラウト、財閥...

○小林國務大臣 是ハ獨リ實業家ト云...

○小山(亮)委員 是ハハ私ハ言ヒタクナ...

○小林國務大臣 此ノ「デマ」ヲ一掃スル...

○小山(亮)委員 更ニモツト深刻ナ事柄...

○小林國務大臣 此ノ「デマ」ヲ一掃スル...

○小山(亮)委員 御答ハスルコトガ出來...

○小林國務大臣 企業院ノ作ツタモノ...

○小山(亮)委員 御答ハスルコトガ出來...

○小林國務大臣 企業院ノ作ツタモノ...

○小山(亮)委員 御答ハスルコトガ出來...

クモ斯様ナ事實ガモウ既に剔抉サレテ居...

ニモ拘ラズ、平然ト議會ニ臨ンデ來ラ...

時ニ渡邊藏君ニ對シテ、是ハ嘘ト仰シ...

イ、本物ハ是ヤト仰ツテ、御出シナ...

御見セニナツタノガ、當時經濟閣僚懇談...

於テ審議サレテ居ル所ノ本當ノ企業...

原案デアツタチヤナイデスカ、其ノ原...

渡邊藏君ハアナタカラ借リラレテ、...

一晩自分ノ家ニ持歸ツテ居ル、サウ...

テ翌日アナタニ御返シシテ、御返シ...

デセウガ、渡邊藏君ハ其ノ持歸ツタ...

印刷物、即チ企業院原案ヲ三十部...

刷シマシテ、各方面ニ之ヲ配布シ...

サレタ先ハ、其ノ先カラ其ノ先ニ配...

レマシテ、是ハ非常ナ範圍ニ配布サ...

居ル、現在内閣ニ於テ審議シテ居ル...

要ナ機密事項ガ、審議中ニ外間ニ洩...

ルデハナイデスカ、アナタハ左様ナ...

申上ラレナイト仰シタル管ナ...

上ガタラ大變チヤナイデスカ、一...

安法案ハ何ノ爲ニ作ルノデスカ、...

案ハ何ノ爲ニ作ルノデスカ、或ハ...

任ガアル、然ルニ他ノ省ノ大臣ガ之ヲ認メ
タコトヲ、知ラス、存ゼヌト言ツテ、言ヒ
タコトヲ、知ラス、存ゼヌト言ツテ、言ヒ
タコトヲ、知ラス、存ゼヌト言ツテ、言ヒ
タコトヲ、知ラス、存ゼヌト言ツテ、言ヒ

○小林國務大臣 只今ノ御質問ノ中デ、私
ガ渡邊氏ニ、是ハ金盡院ノ原案ト云フモノ
デアツテ、サウ云フモノト石山氏ノ持ツテ
來テ居ルモノトハ違フノダ、ソレヲ前
方洩ラシタ故ニ非常ニ「マ」ガ流布スルヤウ
ニナツト云フモノトハ、御質問アリマスガ、私
ハドウ云フ「マ」ヲ流布サレテ居ルカ、渡
邊氏ガドウ云フコトヲ居ルカ、サウ
云フモノト「マ」付テハ一切何モ知りマセ
ズ、又私ハサウ云フ「マ」書類ノ所謂機
密洩洩ト云フヤウナコトモ斷ジヤウツコ
トハナイノデアリマス、是モ御質問中上デ
マス、サウシテ責任ヲ執ルモノト「マ」付
テハ、是ハ長多モ 上御一人ニ對シテ奉ル
カリデナシニ、小山ハサウ云フ「マ」付
身トシテハ、執ルベキ責任ガアレバ、私
ニモ責任ヲ執ルベキ責任ガアレバ、私
ニモ責任ヲ執ルベキ責任ガアレバ、私
ニモ責任ヲ執ルベキ責任ガアレバ、私

○小山(亮)委員 質問ヲ打切ラウと思ヒマ
シタガ、答辯ガアリマシタカラ私又申上
マスガ、此ノ經濟新體制ノ案ガ外間ニ漏洩
シタ機會ニ、之ニ依ツテ經濟ノ多寡ノ判
別ヲ受ケル所ノ財界ノ一部ノ人ガ策謀ヲ致
シマシテ、財界ノ外間團體デアアル所ノ右翼
ノ勢力ヲ使ツテ盛ナル運動ヲ外部ニ放
送シタ、ソレガ自分ノ反對ト考ヘラレルヤ
ウナモノ、荷クモ國內ノ革新ヲシヨウト
云フヤウナ多少ノ熱意ガアリマシテ、自分
等ノ妨害ナリト考ヘル所ノモノハ全部赤
アルト云フヤウナ宣傳ヲ致シマシタ、ソレ
ガ爲ニアラヌ味ヲ投付ケラレテ苦シデ居
ル人が多イノデアリマス、サウシテ俄然此
ノ現狀維持ノ勢力即チ高度國防國家體制
基礎トナル所ノ新シイ政治、經濟、産業、行
政、文化ノ各般ニ互ル所ノ新體制樹立ヲ妨
害セントスル所ノ現狀維持ノ勢力ガ非常ニ
強クニ機關シテ進マシテ、其ノ結果次第ニ
革新的ナ官僚ガ退ケラレ、遂ニハ現狀維
持勢力ガ次第ニ國會社ニマデ頭ヲ伸シ込
ンデ來ル、或ハ勸業銀行、日本銀行ト云フ
ヤウナ銀行ニマデハハリ現狀維持勢力ガ次
第ニ據頭シテ來ルト云フ風ナ形勢ニナツテ
來タノデアリマス、斯種ナ形勢ニナリマス
ルト、日本ノ將來ハドウナルカ、日本ハ如
何ナル困難ヲ切ツテモ高度國防國家體制
樹立ヲ全クシナケレバナリマス、其
ノ高度國防國家體制ノ基礎トナルモノハ何
デアルカト云フハ、國內ノ新體制デアリマ
ス、新體制ト云フモノハ、世ノ中引續返
ト云フヤウナ意味デアリマセヌ、私ノ考
ヘテ居ル意味ノ新體制ハ、政府ノ考ヘテ居
ル所ト變リハナイと思ヒマスガ、政治ニ致
シマシテモ、經濟ニ致シマシテモ、産業ニ
致シマシテモ、教育ニ致シマシテモ、凡ス
ル機構ノ中ニ老朽シテ、老廢シテ現在ノ是
カラノ役ニ立タナクナツタヤウナ部分ヲ取
去ツテ、新タナ内盛リヲシ、其處ニ若クシ
イ血潮ヲ注入シテ、日本全體ヲ若返ラセヨ
ウト云フノガ、是ガ新體制デアリ、ソレガ

○小林國務大臣 再々ノ御質問ニ對シ申
上ゲテ居ル如クニ、私ハ責任ヲ回避スル考
ヘハ毛頭アリマセヌ、又責任ヲ回避スル考
ヘガ毛頭ナイ如クニ責任ヲ回避シナケレバ
ナラナイヤウナ行爲ニ關シテ云フ考ヘ
モ毛頭アリマセヌ、即チ機密ヲ洩洩スル
カ、或ハ惡意宣傳スルカ、サウ云フヤウ
ナコトハ斷ジテナイト云フコトヲ御承知願
ヒマシテ、

向ホ今日ノ只今ノ御質問ニハアリマセヌ
ガ、小山君ノ質問ノ中ニ、私ノ一身上ノ稅
金ノ問題デ、私ガ脱稅シテ居ルト云フヤウ
ニ誤解セラレタ點ニ付テ、サウ云フコト
ハ斷ジテナイト云フコトヲ簡單ニ申上ゲテ
置キタイと思ヒマス、是ハ實ハ私ハ自分ノ
コトデアリマス、東京ニ住ヒテ居
ルデ、各方面ニ多少ノ收入ガアルノデ、實
ハ私自身サウ云フ書類ヲ一々ヤウテ居ラ
ナイノデアリマシテ、是ハ私ノ秘書ガ大阪
ノ方面デモヤリ、東京ノ方面デモヤリ居
ツテ、ソレヲ大阪ノ方デ總メテ始終申告シ
テ居ルヤウニ承知シテ居リマス、先達テノ
御事ハ第一生命ノ賞與金ヲ私ガ脱稅ヲシ
タト云フヤウナ御質問デアリマシタガ、斷
ジテ脱稅ナドスキ性質ノモノデナク、又
サウ云フヤウナコトモ何カノ行違ヒデアラ
ウト思ヒマシテ、能ク調べ見マスト、ソ
レハ私ガ大阪カラ東京ヘ參リマシテ、東京
電燈働イテ居ルマシラス、大阪ノ方デ
私ノ受取ルベキ賞與金ノ半分ハ皆アチラデ
働イテ居ル人ニ振向ケルベキヤウニ決マツ
テ居ツクノデアリマス、然レドウ云フ譯
カ、皆私ガ其ノ稅金ヲ負擔シテ居ルト云フ
ノハ種カデナイ、是ハ私ノ負擔スベキモノ
ニアラズシテ他ノ同僚ガ負擔スルノガ本當
デハナイカト云フノデ交渉シテ居ル最中
ニ、偶々稅務署ノ方カラ私ニ對シテ一遍大阪
ヘ歸ツタ會ヒタイト云フ御通知ヲ得タサ
ウデアリマス、私ガ大阪ヘ歸リマス、當
日稅務署ノ才役人ガオイデニナツテ、ア
チラデ第一生命ノ賞與金ハ實ハ私ノ方
ガ一万五千圓ト書イテアツタモノノ一万圓

ハイツ勘定違ヒデ落シマシタ爲ニ非常ニ斯
ウ云フ御迷惑ヲ掛ケテ相濟ミマセヌガ、會
計檢査院ノ方ガオイデニナツテ、是ハ一萬
五千圓トヤクイカト云フコトヲ、驚イテ一萬
圓ヲ追徵スルト云フコトニナルノデアリマ
スガト言ヒマス、ソレハ至極極端ヲ
サウ云フノナラバドウゾ私ノ方デ始終ヤウ
テ居ル事務ノ人ト御話ニナツテ、拂フベキ
モノハ拂ヒ、受取ルベキモノハ受取ラナケ
レバナリマセヌカラ、能ク御話下サイ、斯
ウ申上ゲタノハ、其ノ當時マダ土地ノ收入
ナドニ對スル二重課稅ノ問題ガ稅務署ヘ
交錯シテ居ル最中デアツタヤウニ聞キマシ
タ、ソレヤヤキデ話ガズツト其ノ儘總レテ
來テ居ルト云フコトヲ、決シテ脱稅ト云フヤ
ウナ意味デアナイト云フコトヲ御承知願ヒマ
ス、又申告ヲシナイデ居ツクノデアリト云
フコトヲ御承知願ヒマス

○小山(亮)委員 東京ノ方ノ昭和肥料デ
私ガ脱稅シテ居ツタ、然レニ稅所カラ申出
タガ爲ニ後カラ拂ツタ、拂ツタケレドモ
オ前ハ稅務署ノ氣持ガアツタノデハナイ
カ、是亦非常ニ誤解デアリマシテ、是ハ昭
和肥料ニ對スル特殊ノ配當金ト云ヒマスガ、
何カ特別ノ功勞、權利、色々ノモノノ分配
金ヲ受ケタコトガアルサウデス、其ノ時ニ
是ハ御承知願ヒマス、御承知デハナイデセウガ、
昭和肥料ノ開業スル當時各重役ガ全部無報
酬デ居ツタガ爲ニ、愈ト云フ時ニ、京橋ノ
稅務署ト交渉シテ稅金ガ課カラヌモノダト
云フコトヲ私ハ頂戴シタノデアリマス、サウ
云フ風デアアルカラ届出ナクテ宜イと思ツテ
申告シナイデ居リマシタ所ガ、是モ二年後
ニナツテ京橋ノ稅務署ガ會計檢査院ノ檢査
ヲ受ケタ時ニ、是ハサウ云フ風ニ解釋シテ

○小林國務大臣 ソレハ私實ハ能ク總イテ
見ナクチ分ラナイノデスガ、私ノ收入ニ
ハ始終澤山ノ入組ミガアルカラ、是レレ
斯ウ云フモノガ私ノ收入デアルト書イタ物
ヲ持ツテ行ツテ始終申告シテ、私ノ方ノ書
イタ物、向フ書イタ物ヲ見テ、サウシテ決
ドムヤウニ承知シテ居リマス、其ノ申告ハ
リマセヌガ、決マラヌ先ニ行ツタリ來タリ
相當稅務署ト往復シテ居ル、書イタ物ハ始
終申告シテ居ルト云フ風ニ聞イテ居リマス

○小山(亮)委員 アトノ方ノ二萬四千圓ノ
分ハ、アチラデ稅務署カラ撥ラニ話シ
ニ行ツタ時、アチラデ方デソレニ應ゼラレ
ナカツクノデアリマス、

○小林國務大臣 實ハ私サウ云フコトヲ少
シモ記憶シナイ、初メテ知シタノデ應ジルト
カ應ジナイト云フヤウナ問題ハ記憶シナイ
程ニ簡單ニ——憶カ三月ノ中頃通知ガアツ

第一類第一號 決算委員會議錄 第十五回 昭和十六年二月二十五日

二三九

居リマス、段々進シテ所デハ、或ハ住宅ヲ作りマス...

○福田(閣)委員 協和會ノ補助金ハ御出シ...

○大野政府委員 只今ノコトハ能ク調査致シ...

○福田(閣)委員 朝鮮總督府ニ對スル質疑...

○福田(閣)委員 御答ヘテ致シマス...

○齋藤(樹)政府委員 御答ヘテ致シマス...

○福田(閣)委員 同化問題ハマダ領事以來...

居リマス、段々進シテ所デハ、或ハ住宅ヲ作りマス...

マシ、幾年経テマシテモドウモ島民ガヤハリ...

間習ツタ小學時代ノ教化ト云フモノハ段々薄ライ...

ノデアリマスガ、ドウモマデノ總督政治ト...

見デアウタト存ジテ居リマス、左様ナ政策ハ其ノ儘踏襲シマシテ、今後トモ大ナル効果ヲ擧グル爲ニ努力ヲ續ケテ行キタイ、

○福田(關)委員 公私共ニ其ノ言葉ヲ聞キマスケレドモ、事變發生以來島民ノ有志諸賢ガ或ハ金塊ノ賣却ニ、或ハ公債ノ買入ニ、凡ニル方面ニ非常ナル協力ヲサレタコト云フコトハ洵ニ感謝致シテ居ルノデアリマス、デアリマスガ今申サレマシヤウニ、事變以來島民ノ精神ノ傾向ガ多少變ツテ來タ、ソコヲ洞察サレテ新總督ガ處置サレタコトガ非常ニ宜イ、併シソレハ唯形ダケデハイカン中上ダゲルノデ、此ノ際今御答ヘ下サイマシヤウニ一層ノ御努力ヲ願ヒマスレバ相當ナ效果ヲ擧ゲルデアラウ、例ヘバ支那ノ飛行機ガ臺北ニ墜落ヲ投下シタ、首領デハアリマスレドモ、若シ日本ノ威力、日本ノ防禦、日本ノ飛行機ノ優秀性ナカリセバ、臺灣ト云フモノハ大部分灰燼ニ歸シテ居ルノデハナイカ、全ク一衣帶水ノ地位ニアルノデアリマスカラ左様ナコトニナルモデアラウ、然ルニ日本ノ威力、日本ノ防禦力ノ強化ニ依ツテ、向ヒ側ニ居ル所ノ敵モ島内ニ來ルコトガ出來スト云フコトガ島民ヲシテ相當感激サセテ居ルノデハナイカ、是ハ一ツノ例デアリマスガ、總テガサウデアリ、デアリマスカラ斯ウ云フ機會ニ現總督ニ於カレマシテモ一層ノ御努力ヲ願ヒタイト思フノデアリマス

御努力ヲ願フテ眞ニ經濟的有價値ヲラシムルニ付テノ方針ヲ立テマスレバ、相當日本内地ニ於ケル物資ノ不足ヲ補フニ足ルモノガアルト思フノデアリマス、併シ其ノ利用ノ方法ニ付テデアリマスガ、日本ノ内地ノ統制方法ニモ多少缺點ガナイトハ致シマセ

○福田(關)委員 資源開發ニ付テノ御熱意ヲ承リマシテ之ヲ多ク致シテデアリマス、ドウカ左様ニ一層ノ御配慮ヲ願ヒタイノデアリマス、而シテ此ノ天然資源ヲ利用スベク今後臺灣島内ニ於テ事業ガ相當起ルヤニ開キ及ンデ居ルノデアリマス、サウ云フ企業ヲ致シマス者ニハ、是ハ大小ノ差ハゴザイマセウガ、相當ナル將來性ヲ持ツモノヲ思フノデアリマス、ソレ等ニ對シマスル助成或ハ補助等ニ付テモ——モノニ依リマスカラ皆補助スルヤウニトハ言ヒマセウガ、今ノ御話デハサウ云フモノモ大イニ歡迎シテ助力ヲナサルヤウニモ聞エルノデアリマシヤウ、サウ云フヤウナ場合ニ付テ一ツ御考ヘヲ願フテ、又御意見ヲ承ツテ置キタイト思フノデアリマス、目下臺灣ノ生産資源ニ

付キマシテハ、相當内地ニ於テモ研究サレテ居ルノデアリマスカラ、今モ最早相當ニ企業化ハサレテ居リマスケレドモ、相當將來モ増加スルモノト見ナケレバナラス、是等ニ對シマシテ總督府トシテハ、臺灣資源ヲ利用スル所ノ資本投下ニ付テ十分ナル御援助ナリ其ノ他ノ方法ガ出來ルモノデアリマセウカ、又ナサラウト云フ御意思ガアルノデゴザイマセウカ、是モ承リタイ

○福田(關)委員 何處ノ土地デモサウデゴザイマスガ、資本ヲ投下シテ新資源ヲ開發致シマスルコトハ、初メハ非常ニ困難デアリマス、デアリマスレカラ、ヤハリ現地ニ於キマスル總督府ノ如キ官憲ノ後援ト御助力ニ依ツテ、業者初メテ是ガ成功ノ域ニ達シ、以テ今日國家ノ必要ナル必需資源ヲ補足スルニ非常ナル効果ガアリマスカラ、今ノ御答ヲ承リマシテ、非常ニ安心スル者デアリマスレガ、ドウカサウ云フヤウニ願ヒタイト思ヒマス

タノデアリマスガ、今ノ政府委員ノ御話デハ、ドウモ内地カラ壓迫ヲ受ケタ爲デハナ...

リマス、ソレカラ「カーボン・ブラック」ヲ採ツテ居リマス、ソレカラ會社自體ガ自分...

カラ、非常ニ利用ノ範圍ガ廣イト思フノデアリマス、一層之ヲ擴充サレマシテ、出來...

リマスノデ、大變遺憾ダト思ヒマス、アノ時ニ輸入シテ置ケバ、今日ハ最早肥料會社...

○秋田國務大臣 福田サンニ御答ヘ致シマスガ、ドウ云フ事情ノ爲ニドウナツテ居ル...

○福田(關)委員 此ノ天然瓦斯ノ利用ニ付キマシテ大體御説明ガアリマシテ了...

○秋田國務大臣 只今ノ福田サンノ御意見ニハ全然同感デアリマス、食糧増産ノ目的...

○秋田國務大臣 只今ノ福田サンノ御意見ニハ全然同感デアリマス、食糧増産ノ目的...

トモバムヲ得ヌ、又其ノ他ノ關係ニ於テ、或ハ爲替關係ダトカ種々ノ關係モゴザイマ...

約二萬三千ノ實績ヲ示シテ居リマス、尙ホ本年度送出スベキ數及ビ明年度開拓團集合...

フコト自體ガ不自然デアリマス、ソレデアリマスカラ滿洲ニ行キマシテ者ハ三分ノ一...

リマス、成ベク言ツテ戴カナケレバナリマセヌガ、事實ニ於テサウ云フ結果ヲ來スト...

○秋田國務大臣 滿洲移民計畫、二十箇年百萬戸、此ノ計畫ハ大體ニ於テ順調ニ進ン...

○福田(關)委員 私人考ヘデハ餘リ成績ハ面白クナイト思ツテ居ル、十萬人デアリマ...

フコト自體ガ不自然デアリマス、ソレデアリマスカラ滿洲ニ行キマシテ者ハ三分ノ一...

リマス、成ベク言ツテ戴カナケレバナリマセヌガ、事實ニ於テサウ云フ結果ヲ來スト...

○今昔政府委員 第一期五箇年計畫ハ昭和十二年度カラ始メマシテ、豫定ト致シマシ...

○秋田國務大臣 滿洲移民計畫、二十箇年百萬戸、此ノ計畫ハ大體ニ於テ順調ニ進ン...

フコト自體ガ不自然デアリマス、ソレデアリマスカラ滿洲ニ行キマシテ者ハ三分ノ一...

リマス、成ベク言ツテ戴カナケレバナリマセヌガ、事實ニ於テサウ云フ結果ヲ來スト...

甚だ不十分ノ點ガアツタコトハ吾々モ認メテ居ル次第アリマシテ、其ノ後漸次ハハ改善スル方ニ向ツテ努力ヲ進メテ居ル次第...

テ進マナイヤウナ氣分ガスル、ソコデ茲ニ臺灣ニ於ケル人口ノ増加ノ割合ガ、日本人ハドウ云フ風ニ増加シテ行ツテ居ルカ、又臺灣ノ島人ハドウ云フ風ニ増加シテ行ツテ...

家カラ取ツタ金ヲ米作ノ獎勵ノ爲ニ使ハズシテ、一般ノ開墾ノ方ニソレヲ御使ヒナツテ居ルコト云フヤウナ所カラ見マス、米作ノ方カラノ納付金ヲ甘蔗ノ方ノ生産増加ニ利用セシメテ居ルコト云フヤウナ點モ親ハ...

テノ科學ノ力、地質學ノ力、サウ云フモノノ進ンデ來タ今日ニ於テ、臺灣總督府ニ於テモ之ニ對シテ相當ノ補助助成ノ途ヲ講ゼラレテ居ルノデアリマス、又現在ニ於キマシテヤハリ金本位ヲ用ヒテ居リマス以上、金程大切ナモノハナイノデアリマス...

シテ、餘計ナコトデアリマスガ、唯一ツノ事實ヲ御參考マデニ申上ゲテ置キタイト存ジマス、内地人ノ所有致シマス土地モ今日ニ於テハ相當ノ面積ニ上ツテ居リマスガ、臺北市ノ人口約三十万人ノ中、内地人ガ十...

十五年度ノ總督府ノ執リマシタ政策ヲ申上ゲテデアリマス、大體ニ於キマシテ臺灣總督府ト致シマシテハ、米ト砂糖トヲ中心トスル農業本位ノ産業政策ト云フモノハ、ヤハリ今後ト雖モ...

年度以降ハ稍、大規模ニ砂金ノ採集ニ着手出來ルト云フ見込ヲ持ツテ居ルノデアリマス、尤モ十六年度ニ於キマシテモ、一部分小ナ段丘ノ採集ニハ着手スル計畫ヲ以テ、先般追加預算ニ於テ御協賛ヲ仰イダヤウナ次第デアリマス、今日ノ所ハマダ非常ニ有望...

致シマシテハ、色々ヤツテ居ルノダ、併シ思ヒ餘ツテ手ガ伸ビナイヤウナ状態デアル、漸ク遂ウテ次第ニ是ガ實現ヲ期スル、斯ウ云フ風ナコトヲ申サレタノデアリマシテ、一應是デ諒察致スノデアリマス、併シ大臣ガ斯クノ如ク仰セニナリマスカラ、私ハ更ニモウ一步進メマシテ、今後吾々日本民族ガ發展シナケレバナライナ方向、而モ大東亞共榮圈ノ確立ト云フ大キナル目標ニ向ツテ進ム、吾々ガ現在ニ於テ其ノ準備ヲ如何ニスベキカト云フコトガ、今日ノ非常ナ重大ナル問題デアラウト思フ、北方ノ問題、支那事變處理ノ問題ハ眼前ノ急務デアル、而モ大東亞共榮圈ノ確立ト云フ南方ヲ含メテノ南方政策ハ今日以後ノ問題デアリマス、言葉ハ實ニ旺ンデアル、併シナガラ此ノ大東亞ノ共榮圈ノ確立ト云フコトハ實ニ容易ナ業デアナイト私ハ考ヘマス、即チ其ノ中ニハ南方一億三千万ノ民族ノ解放モシナケレバナラス、短キハ七、八十年、長キハ三百年ニ互ツテ白人ノ爲ニ壓迫サレ、搾取サレタ此ノ原住民ヲ解放シナケレバナラス、サウシテ吾々ト是等ノ民族トガ互ヒニ共存共榮、オヒヒニ伸ビ、オヒヒニ榮エルト云フサウ云フ經濟ノ聯關、其ノ理想實現ニ進マナケレバナラスノデアリマシテ、私ハ決シテハ容易ナコトデアナイト思フ、松岡外務大臣ノ仰セニナリマシタ如クニ、此ノ大東亞共榮圈ノ確立ガ今後二十年掛カルカ、三十年掛カルカ、或ハ五十年掛カルカ、或ハモット長ク掛カルカモ分ラヌデアリマスガ、今私共ハ其ノ準備ヲ如何ニスルカ、斯ウ云フコトガ問題デアラウト考ヘルノデアリマス、日本ノ大東亞共榮圈ニ進ミマス基調ト云フモノハ申上ゲル通りデアリマス...

第二類第一號 決算委員會議錄 第十五回 昭和十六年二月二十五日

ガ、外交ノ方針ハ三國同盟ガ樞軸トナル、サウ致シマスト大東亞共榮圈内ニ含まレ...

全獨立スレバ經濟的ニ立行カナイ、即チ「アメリカ」ニ無稅テ入ツテ居ル砂糖ニ相當ナ...

居ルカ、國務大臣トシテノ是等ノ點ニ對スル御抱負ヲ承ツテ置キタイノデアリマス...

「アメリカ」關係ニ於ケル獨立問題ヲ御學...

コトデナケレバ結局意味ヲナサスコトニナルノデアリマシテ、其ノコトガ今之ヲ申上...

吾々日本人ニ向フニ居ル人——勿論種族ハ色々違ツテ居リマセウガ、南方共榮圈内...

ガ、ソレハ實現致シマセヌ、併シ斯ウ云フ風ニシテ双方カラ行ツタリタリスルト...

海峽植民地デモ何デモ、東亞共榮圈内ニ於ケル一切ノ國ニ對シテ、一體ドウ云フ...

○石坂(繁)委員 政府ノ方針ト致シマシテ、大東亞共榮圈ノ確立ヲ目指シテ進ム、サウシテ個々ノ問題ニ付テハ、其ノ問題ノ...

○秋田國務大臣 石坂サンノ御質問ハ極メテ大キイ問題ト申シマスルカ、頗ル大切ナ...

○秋田國務大臣 石坂サンノ最初ノ御質問ノ場合ニ、準備ト云フコトニ付テノ意味...

○石坂(繁)委員 私が大東亞共榮圈ノ確立...

ノ爲ノ準備ト云フノハ、今私ガ一ツノ例トシテ、相互ノ理解認識ヲ深カラシメルト云フ點ヲ擧ゲタノデアリマス、勿論ソレダケデハナイノデアリマシテ、第一項ノ時ニ産業經濟關係ノ一例トシテ砂糖ノコトヲ申上ゲ、或ハ機械、自動車等ノコトヲ申上ゲマシタガ、大東亞共榮圈ノ確立、此ノ南方諸島ガ英米依存關係カラ脱却致シマシタ場合ニ、今日ヨリモ彼等ノ生活ガ悪クナツタコト云フコトデハ、日本ノ理想ト反スル、數日前デアリマシタカ、此ノ委員會ノ席上デ松岡外務大臣ハ、日本ノ理想實現ノ前ニハ侵略ナク、壓迫ナク、擄取ナシ、斯ウ云フコトヲ言ハレタノデアリマシテ、私ハ此ノ點ハ滿腔ノ共鳴ヲスルモノデアリマス、要スルニ侵略、壓迫、擄取ナク、オヒヒニ共存共榮ヲ行カケレバナラス、ソレナラバ例ヘバ今蘭印トノ話合ガ付キマシタ時ニ、資源ヲ獲得スル、或ハ日本カラ人ガ深山行ツタ時ニ、蘭印ノ石油或ハ「ゴム」、或ハ砂糖ト云フヤウナ是等ノモノヲ日本ダケ消化シ得ルカドウカ、斯ウ云フヤウナコトモアルデアリマス、是等ノ點ニ付テ將來如何ニスルカト云フスクノ如キ趣旨ニ於テノ準備デアリマス、ソコデ私ハ斯様ナ考ヘ方カラ、今後南方東亞共榮圈確立ノ爲ノ準備ヲ必要トスルノデハナイカト云フ御答ヲシタノデアリマス、斯ウ云フ考ヘ方カラ今日ノ臺灣及ビ南洋諸島ヲ見テミマス、成程臺灣及ビ我が南方諸島ガ軍事上ノ見地カラ産業上ノ見地カラ、極メテ重大ナル役割ヲ演ジテ居ルト云フコトハ申スマデモナイコトデアリマス、臺灣ガ先程山川君トノ問ニ質問方交サレマシタ通りニ、米糖ニ本建ノ産業カラ、今日ノ日本ノ時局經濟ニ貢獻致シテ居ル、或ハ南洋諸島ガ砂糖、或ハ機械石、或ハ「ボトキ」サイトト云フヤウナ是等ノ資源ヲ日本ニ供與致シテ居ル點、尙又臺灣及ビ南洋諸島ノ軍事上ノ見地カラスル所ノ南方ノ基地トシテノ重要性ハ、論ズルマデモナイコトデアリマス、更ニ日本ハ南方ニ進マナケレバナラス、此ノ南方進出ノ基地トシテ臺灣及ビ南洋ニ對シマシテ、是等準備ノ爲ノ施設ハ今日ヲ以テ足レリト致シマセス、隨ヒマシテ今後大キナル將來ヲ目標ト致シマシテ、臺灣及ビ南洋諸島ニ對スル施設如何ト云フコトヲ、往々ニシテ南方ニ元化ト云フコトヲ唱ヘル人ガアルヤウデアリマスガ、私ハ臺灣ハ臺灣ノ持ツ特別ノ意味ガアリ、我ガ委任統治南洋諸島ハ又南洋諸島トシテ持ツ特別ノ意味ガアル、隨テ南方基地トシテノ臺灣、南方基地トシテノ委任統治、私ガ今申上ゲタヤウナ趣旨ニ於テノ今後ノ爲ノ準備施設ト云フモノニ對シマセウカ、一ト承ツテ置キタイと思ヒマス

○秋田國務大臣 臺灣及ビ南洋諸島ガ南進基地ト致シマシテ、我ガ國ノ南進政策ノ上ニ於テ、從來モ凡ニル施設ヲヤツテ居リマス、又現在ハ勿論、將來モヤツテ行カケレバナラスコトハ、申スマデモナイコトデアリマス、現ニ今期議會ニ於テ御協賛ヲ得マシタ豫算ノ中ニモ、此ノ目的ニ基イテ所ノ費用ヲ相當御認メテ居ルノデアリマス、産業經濟上ノ各般ノ施設ヲ進メテ参リマスコトハ、此ノ豫算ニ依ツテ御瞭解ヲ得テ居ルコトト存スルノデアリマス、只今石坂サントノ御話ノ中ニ、臺灣ハ臺灣トシテ、又内南洋ト申シマスガ、現在ノ委任統治地域ノ南洋ハ、是ハ是トシテ又特別ノ使命ガアルト云フヤウナ意味ノ御言葉ガアツタヤウデアリマスガ、其ノ御言葉ノ上カラシマシテ、南進政策上ドウ云フ考ヘマシテ居ルカト云フ御言葉ハ、何方行政機構ニ關スルコトニ付テノコトデセウカ、一寸其ノ御意ヲ意味ガハツキリシ兼ネマスノデ……

○石坂(繁)委員 私人間ヒガ餘リニ抽象的デアリマシタカラ御了解ガシニクカツタカト思ヒマスガ、私ハ今日マデノ程度ニ於テ、臺灣及ビ南洋諸島ト云フモノガ、經濟的、産業的ニ寄與シタ點ハ十分ニ認メルノデアリマスガ、今後ノ重要性ハ臺灣ノ開發、臺灣ノ發展、或ハ南洋委任統治ノ發展ト云フコトニモ、モツト南方ニ進ム基地トシテノ意味ニ於テ尙更其ノ點ハ考慮シナケレバナラス、斯ウ云フ風ナ考ヘ方デアリマス、隨テ其ノ準備トシテモウ少シク施設ヲ施サナケレバナラスノデハナイカト云フ此ノ考ヘ方ハ、行政機構ヲ改革スルナドト云フコトデナシニ、例ヘバ南洋諸島ノコトヲ考ヘテ見マス、日本ノ勢力範圍内ニ於ケル所ノ唯一ノ熱帶地域デアリマス、ソコニ例ヘバ熱帶農業ニ關スル所ノ試驗研究、或ハ熱帶産業ニ關スル所ノ試驗研究ト云フモノヲ一ニ成程今日モ相當ヤツテ居レマスガ、併シナガラ今日ノ程度デハ非常ニ小サイ、今後將來ノ大東亞共榮圈ノ確立ト云フモノヲ目標トシテ考ヘマスナラバ、今日南洋諸島ノ豫算千五百萬圓、サウシテ此ノ熱帶産業研究所及ビ水産試驗場ノ整備等ニ關シマスル費用ト云フモノハ、産業試驗場費ニ於テ十五萬六千圓、水産試驗場ニ於テ十二萬四千餘圓デアリマス、斯ウ云フモノノ外ニ、更ニ臨時部ニ産業獎勵金トシテ二十九萬何ガシ

カノ金ヲ計上致シテ居リマスケレドモ、併シナガラ今後日本ノ飛躍發展スベキ將來ノコトヲ考ヘマス、私ハ是等ノ設備ハ非常ニ不足ダト思ヒマス、隨テ斯ウ云フ點ニ於テ、モウ少シ將來ノコトヲ考ヘラレテノ施設ガ必要デハナイカ、斯ウ云フ風ノコトヲ御意ニ致シタカツタノデアリマス、非常ニ抽象的ノコトヲ申上ゲマシテ時間ヲ取ツタノデアリマスガ、私ノ御意ニシタカツタノハ斯ウ云フ點デアリマス

○秋田國務大臣 能ク分リマシタ、只今ノヤウナ意味ニ於キマシテナラバ、現在ノ施設ヲ以テ決シテ足レリト致シテ居ル譯デハナイノデゴザイマシテ、實ハ當局致シマシテモ、マダ満足ハ致シテ居リマセス、併シ試驗トカ研究トカ云フコトモ、總テヤハリ實際ノ事情ニ即應致シマシテ、進ンデ参ラナケレバナラスノデゴザイマシテ、徒ラニ大ナル計畫ヲ立テルト云フコトモ一考ヲ要スル事情モゴザイマシテ、各般ノコトヲ考慮致シマシテ、只今ノ所ニ於テハ現在ノ豫算ノ要求ト云フコトニ、實ハ落着イテ居ル譯デアリマスガ、冒頭申上ゲマシタ通り、決シテ之ヲ以テ準備足レリト致シテ満足シテ居ル譯デハゴザイマセス、御趣旨ニ從ヒマシテ今後十分ノ施設計畫ヲ立テマシテ、將來南進ノ上ニ外其ノ他ノ努力ニ依ツテ、我ガ權益ガ擴大セラレマシタ場合、是ガ對處ノ上ニ於テ遺憾ナキヤウニ準備ヲ進メテ参リタイト存ジマス

○石坂(繁)委員 大臣御急ギノヤウデアリマスカラ、私ハ他ノ當局ニ伺ツテモ差支ヘゴザイマセス

○西村委員長 石坂君ノ御意ヲ得タイト思ヒマスガ、拓務省關係ニ付テハ山川君ナ

リ、福田君カラ尙ホ質問ガ留保サレテ居リマスノデ、明日ニ御廻シニナツテハ如何デスカ、マダ明日、明後日暫ク續ケテヤル積リデスカ……

○石坂(繁)委員 ソレデハ委員長ノ御言葉通りニ致シマス

○西村委員長 今日ハ是デ散會致シマス、明日ハ午前十時カラ開キマス

午後五時三十分散會

依ツテ配給方式ヲ進メテ貰フコトガ宜シ
イ、斯ウ云フヤウナ意見ヲ申上ゲマシタ
農林次官ハ、自分ハ商工次官ガ出サレタ所
ノ生活必需品配給機構整備要綱、即チ其ノ
長會議等ノ模様モ能ク知ラナイ、併シ其
ノ要綱ダケハ其ノ後見トコトハアルガ、
其ノ通りニスル所モアルケレドモ、相當
改メナケレバナラヌ點モアル、斯ウ云フ
工合ノ御答辯ヲ得テ私ハ非常ニ驚イタ
デアリマス、ソレカラ見ルト商工省ト農
林省ノ打合せガ完全ニ行ツテ居ラナイ
デ、ソコニ不統一ナルコトガ初メテ發見
サレルノデアリマス、若シ農林次官ノ言ハ
レルヤウデアレバ、殊ニ生活必需品ノ配給
ハ殆ド農林省ニ移管サレタノデアリマス
カ、本當ノ實權ハ農林省ニアルノデアリ
マス、然ルニ地方デハ既ニ商工省ノ通牒ニ基
キテ右申上ゲマシヤウニ機構ガ殆ド完全ニ
出來上ツタノデアリマス、此ノ組織又新
タニヤリ直スト云フヤウナコトニ相成リ
スルコトハ、甚ニ配給機構ニ非常ニ混亂ガ
起リマスノデ地方デハ非常ニ困ルコトニナ
ルノデアリマスガ、此ノ點ニ付テ私ハ商工
省ノ眞意ヲ伺ツテ置キタイト思フノデアリ
マス、私共ノ考ヘデハ、是ハ商工省ノ通牒
ニ依ツテ配給機構ノ整備ヲヤツタノデアリ
マスカラ、其ノ改メラレタ機構ノ儘ノ方
ガ宜シト考ヘルノデアリマス、是非サウ
シテ戴キタイト存ジマスガ、右申上ゲル不
統一デアリマス事情、及ビ是等ヲ如何ニ
スルノカ、ドウ云フ意見デアルノカ、ドウ
云フ方針デアルノカト云フコトニ付テ商工
省ノ本當ノ意圖ヲ承ツテ置キタイト思フ
デアリマス

○堀政府委員 只今ノ伊東委員ノ御意見ハ
私ト致シマシテ御七モ御同感ニ存スル
次第デゴザイマス、農林、商工兩省間ニ事
務調整ノ話合ガ出來マシタ際ニ於キマシテ
モ、移管セラレマシタ事務ニ付キマシテハ
其ノ行政方針ニ急激ナ變化ヲ來サナイヤウ
ニ云フコトハ其ノ話合ノ根本ニナツテ居
ルコトデゴザイマスカラ、御話ノ如キ混亂
ハ起ルベキ問題デハナイト考ヘルノデアリ
マス、兩省間ノ事務ノ打合せガ不完全ノ爲
ニ物資ノ配給機構ニ混亂ヲ生ズルト云フヤ
ウナコトハ洵ニ困ツタ問題デゴザイマシテ、
斯様ナ場合ニハ物資ノ適正圓滑ナル配給ト
云フコトニモ非常ニ支障ヲ來スコトニ相成
リマスノデ、商工省ト致シマシテモ十分今
後トモ農林省ト能ク連絡ヲ執リマシテ、御
指摘ノ御懸念ノ如キ事實ノ起キマセサウ
ニ努力致ス考ヘデゴザイマス

○伊東委員 御答辯ニ依リマシテ其ノ點ハ
ハツキリナリマシタ、無論私共ノ希望ト致
シマシテハ只今御答辯ノ如クデナケレバナ
ラナイト思フノデアリマスケレドモ、商工
農林ノ意見ニハ尙ホ隔リガアリマス、是ハ
重大ナ問題デアリマスカラ、商工農林兩省
ハ今後ドウシテ此ノ間ノ總テノ不合理的正シ
テ、サウシテ生活必需品ノ配給ノ上ニ支障
ノ起ラヌヤウニ萬全ヲ盡サレルヤウニ御願
ヒテ致シマス

向ホ一ニ點御伺ヒ致シマス、配給機構
ノ他ニ付テハ他ノ機會ニ於テ振興部長ニ能
ク意見ヲ承ツタノデアリマスカラ、未ダ承
ラナイ極々簡單ナ問題ニ付キマシテ御意見
ヲ御伺ヒタイト思フノデアリマス、只今
物資ノ配給統制及ビ價格ノ統制ハ殆ド出來
上リマシタ、殊ニ物資配給統制ノ中生活必
需品ハ殆ド型ノ如ク是ハ統制ガ出來タノデ
アリマスガ、マダ多數ノ物資ノ中ニハ配給
統制ヲシナイモノガ半分位ハアルカノヤウ
ニ想像サレマスケレドモ、是等ノ商品ニ付
テ寧ろ中小商工業者ノ維持育成ト云フ立場
ノ位置イテ、裕リヲ置イタ方ガ却テ中小商
工業者ノ爲ニナルト思フノデアリマスカラ、
先ヅ以テ、特別ナ國際上ノ變化ノアルモノ
ハ別ト致シマシテ、是レ以上ノ統制ハサレ
ナイモノト信ジテ居リマス、又是レ以上配
給統制ハシナイ方ガ宜イト考ヘテ居ルノデ
アリマス、サウデアリマスケレドモ、今度
ハ配給統制外ノ商品ノ問題デアリマスガ、
地方ニ於テハ商業者ガ、系統配給品ハ自然
ニ流レテ來マスケレドモ、配給統制ヲシ
ナイ商品ノ仕入レニ困ルノデアリマシテ、又
ソコニ品ノ偏在ト云フヤウナコトモ起リマ
スシ、尙ホ又ソレ原因トシテ間取引ガ起
ルコト云フヤウナコトニナルノデアリマス、
ガカラ之ヲドウ云フ工合ニスレバ中央生
産致シマシタ總テノ物資ヲ地方ニ能ク流シ
地方デ出來タ物ヲ中央ニ圓滑ニ持ツテ來ル
コトガ出來ルカト云フ件デアリマスガ、是
ハマダ商工省ト致シマシテ何等ノ方法モ御
考ヘニナツテ居ラナイヤウデアリマスケレ
ドモ、是ハ是非其ノ點ノ指導ヲシテ戴キタ
イト思ヒマス、尙ホ此ノ一ツノ方法トシテ
統制外ノ日用品、雜貨、食料品ニ付テハ、
中央デハ中央ノ元賣機關或ハ卸機關ト云フ
モノガアルノデアリマス、私ハ是等ノ元賣
機關若シタハ卸業者ガ自治ノ合同ノ形式
ヲ以テ、所謂共販會社ミヤウナモノヲ作
ルコトガ宜イデヤナイカ、併シ是ハ強制的
ニ商工省ノ指圖ニ依ルト云フ意味デナク、

自治的ニ業者ガ共販會社ヲ組織スル、サウ
シテ自治的ニ此ノ品ヲ府縣ノ聯合會或ハ地
方ノ商業組合ニ流スト云フヤウナコトデゴ
ザイマス、此ノ統制外ノ商品ト云フモノ
ガ比較的圓滑ニ一般ニ流レテ行クコトニナ
ルト思フノデアリマス、無論是ハ商法ニ依
ル商會社ヲ作ツタ場合ニハ商工省ノ干渉
ハ出來得ナイケレドモ、之ニハ斯ウ云ツタ
ヤウナ意味デ適當ニ指導サレルト云フコト
ガ必要デハナカラウカ、或ハ其ノ他ニ於テモ
商工省ガ統制外ノ商品ガ流レ易クスルコト
ニ對シテ何等カノ方策ヲ持ツテ居ラレルナ
ラバ此ノ點ヲ伺ツテ置キタイト思フノデア
リマス

○堀政府委員 統制外ノ商品ニ付テモ其ノ
流レガ圓滑ニ行クコトハ極メテ必要ノコト
ト存ジマス、ソレニ付キマシテノ對策トシテ
只今御話ニナリマシタヤウナ事柄ハ、大體
ニ於テ商工省ニ於キマシテモ同様ニ考ヘテ
居リマス、即チ元賣機關、卸機關、何レモ
バラ／＼デアルト云フコトハ幾多ノ支障ヲ
生ジ易イノデゴザイマシテ、之ヲ適當ナ形
ニ統合致シマシテ、共販會社デモ無論結構
デゴザイマス、又事情ニ依リマシテハ組合
デモ結構ト思ヒマスガ、兎ニ角之ヲ暫メテ
參ルコトガ必要ト思ヒマス、是ガ先程御話
ノ配給機構整備要綱ニモ纏ツテアリマス通
リ、大體元賣機關ノ方ハ成ベク全國的ノ府
縣單位ガライノモノニスルコト云フ方針デ、
一ツノ機關ニ纏メテ云フコトガ必要ト思
ヒマス、サウ致シマシテ仕入販賣ノ共同
ニナル丁度御話ノ共販會社ノ如キ機能ヲ營
マシムルト云フコトガ最モ適當デアラウ
考ヘテ居リマシテ、斯様ナ方針デ今後指導

シテ參ル積リテ居リマス
○伊東委員 統制外ノ商品ニ對スル配給ノ
方法ノ指導ニ付テハ只今御意見ヲ承リマシ
タガ、是非ハ適當ナ機關ヲ御認メニナツ
テ御指導アラントコトヲ希望致シマス

モウ一點ハ、只今ノハ中央ノ問題デアリ
マスガ、今度ハ地方ノ卸商ノ問題デアリマ
ス、地方ノ卸商ハ經濟統制後全ク經營困難
ニ陥ツテ參リマシタ、而シテ是ハ私共ノ見
ル所デハ無用ノ階級カラ何トカシテ整理
シナケレバナラヌト、斯ウ云フ工合ニ考ヘ
テ居ルノデゴザイマスケレドモ、之ヲ無理
ヲ致シマスコトハ良クナイコトデアリマス、
カラ、自然ニ整理又ハ適當ニ處理スル合理
的ノ方法ヲ考ヘナケレバナラナイ存ジマス、
ソコデ第一ハ地方ノ卸屋ニ於テ卸小賣ノ兼
業ヲヤツテ居ル者ガアリマス、全然之ヲ禁
止シナケレバ一面ニ小賣業者ガ困ルト云フ
ヤウナコトニナルノデアリマス、サウシテ
純然タル地方ノ卸屋ハ小賣屋ニ轉向セシム
ルカ、或ハ他ノ新シイ企業ニ轉向セシム
ルカ、モウ一ツハ縣ノ卸商業組合聯合會ニ吸
收シテ仕入部ヲ擔任セシムルカ、然ルニ
以テ外ニハナイト考ヘテ居リマス、然ルニ
現在デハ卸商業組合ヲ府縣デモ作ツテ居リ
マスガ、是ハ主トシテ配給統制ノ出來タ物
資ニ對シテヤツテ居ルノデアリマス、配給
統制ヲ受ケナイ物資、商品ニ對シマシテハ、
私ハ卸商業組合ニモ差支ヘアリマセスケレ
ドモ、ソレヨリモ寧ろ共販會社ノ形式ヲ取
ツテ、卸ノ權利ト云フモノヲ一縣分全部集
メテ、一縣ヲ一本ニスル、或ル特定ノ商品
デアリマスナラバ、特約店トカ代理店トカ
云フモノガアリマスカラ、其ノ權利モ統合
致シマシテ配給會社ニ集メテシマフ、サウ

シテ其ノ會社ニ卸業者ヲシテ出資セシメ
テ、卸行爲ハ共販會社ノ一本デヤツテ行ク、
斯ウ云フコトニナリマスト非常ニ統制ガウ
マク取レルヤウニ考ヘルノデアリマスガ、現
在ノ如ク卸商業組合ヲ作ツテ眠リ口錢ヲ
ヤツテ行クト云フヤウナコトハ、永久ニ續
クモノデハナイノデアリマスカラ、寧ろ今
私ガ申上ゲマシタヤウナ共販會社組織ノモ
ノガ宜イト考ヘルノデアリマス、サウ云ツ
タヤウナ會社ガ出來タ時分ニ卸ノ權利ヲ全
部共販會社ニ吸收スルノデアリマスガ、此
場合ニ於ケル卸業者ノ實績ヲ新シク出來
タ會社ニ繼承シ得ルノデアリマスガ、勿論
繼承シ得ルモノト信ジテ居リマスガ此ノ點
如何デアリマスカ、地方ニ於ケル卸商ニ對
スル商工省トシテノ御意見ヲ承ツテ置キタ
イト思フノデアリマス

○堀政府委員 地方ノ卸商ヲ出來レバ一ツ
ニ纏メテ共販會社ノヤウナモノデモ作ラセ
ル、サウシテ卸ノ權利ヲ一縣一ツニシタラ
ト云フ御意見デゴザイマスガ、是ハ私共モ
大體左様ニ考ヘテ居リマス、先程地方的ノ
卸機關ニ付テ府縣單位ノ共販會社ト云フヤ
ウナコトヲ申上ゲマシタ時ニモ、左様ナ意
味ヲ含メテ申上ゲマシタノデゴザイマス、
ソコデ共販會社ニ纏メタ場合ニ、是マデ各
個ノ卸商ガ持ツテ居ツタ實績ヲドウスルカ
ト云フ御話デゴザイマスガ、是ハハハリ原
則トシテ個々ノ卸商ガ持ツテ居ツタ實績ハ
其ノ通り共販會社ガ繼承スルコトガ出來ル
ト私共ハ考ヘテ居リマス、ソレガ其ノ後ノ
事情ニ依リマシテ、其ノ實績ガ變ラナケレ
バナラヌコトガ起キテ來レバ、是ハ白ラ別
問題デアリマスガ、一應ハ個々ノ卸商ノ持
ツテ居リマシタ實績ヲ其ノ儘共販會社

ナ意味デハナイ、私ハ極々最近ノ人口ノ模
樣ガ承リタカツタノデアリマス、其ノ意味
ハ斯ウ云フコトデアリマス、本邦人ガ臺灣
ニ參リマス、臺灣ハ總テノ待遇ガ相當良イ
ト云フコトヲ聞イテ居ルノデ、ソレデ向フ
ニ行カレルノデアリマスガ、其ノ間ニ多
少ノ餘裕モ出來シテ來ルト、御用ガ濟ムト
直グニ日本ニ歸ツテシマスト云フノガ多イ、
斯ウ云フコトヲ聞イテ居ル、殆ド臺灣ニ行
カレル人ハ出稼ト云フヤウナ氣分ヲ以テア
ルトカ、公吏デアルトカト云フヤウナ
ガ多イノデアリマス、ソレカラサウ云フ官
吏ヤ公吏ト云フヤウナ人ヲ相手ニスル所ノ
色々ノ商賣人ト云フノガ主ナモノデアリマ
シテ、實際土着的ニ向フノ耕地ヲ占有スル
トカ、或ハ工場ヲ開クカ云フヤウナ時ニ、
臺灣ニ根ザシマシテ何時マデモ子孫永住ス
ルト云フ風ニシナケレバナラヌノデアリ
カト斯ウ思ヒマス、相變ラズ本邦人ハ臺灣
ニ行ツテ、自分ノ行ツテ居ル間ノ役目ガ濟
ンダラ皆本國ニ歸ツテ來ル、出稼デア
ル臺灣ヲ愛シテ臺灣ニ永住スルト云フ考ヘ
テハナクシテ、一時的ニ臺灣ニ行ツテ臺灣ニ幾
許カノ利益ヲ求メテ、サウシテ自分ノ將來
ノ身ヲ立テ考ヘダケデ以テ、ソレガ相當
ノ位置ニナレバソレレ本國ニ歸ツテ來ル、
斯ウ云フ惡イ習慣ガアルト云フコトヲ聞イ
テ居リマスノデ、人口ノ割合、ソレカラ
土地ノ割合ト申シマシタノハ、住宅ニ必要
ナル敷地ノコトヲ御伺ヒ申上ゲタノデア
ナクシテ、耕地トカ山林トカ、或ハ其ノ他
ノ原野、サウ云フモノヲ本邦人ガ其處ヘ
資本ヲ下シテ、自分ガソレヲ所有又ハ占
有シテ臺灣ニ深イ根ザシマシテ、臺灣ノ將

シテ參ル積リテ居リマス
○伊東委員 統制外ノ商品ニ對スル配給ノ
方法ノ指導ニ付テハ只今御意見ヲ承リマシ
タガ、是非ハ適當ナ機關ヲ御認メニナツ
テ御指導アラントコトヲ希望致シマス

モウ一點ハ、只今ノハ中央ノ問題デアリ
マスガ、今度ハ地方ノ卸商ノ問題デアリマ
ス、地方ノ卸商ハ經濟統制後全ク經營困難
ニ陥ツテ參リマシタ、而シテ是ハ私共ノ見
ル所デハ無用ノ階級カラ何トカシテ整理
シナケレバナラヌト、斯ウ云フ工合ニ考ヘ
テ居ルノデゴザイマスケレドモ、之ヲ無理
ヲ致シマスコトハ良クナイコトデアリマス、
カラ、自然ニ整理又ハ適當ニ處理スル合理
的ノ方法ヲ考ヘナケレバナラナイ存ジマス、
ソコデ第一ハ地方ノ卸屋ニ於テ卸小賣ノ兼
業ヲヤツテ居ル者ガアリマス、全然之ヲ禁
止シナケレバ一面ニ小賣業者ガ困ルト云フ
ヤウナコトニナルノデアリマス、サウシテ
純然タル地方ノ卸屋ハ小賣屋ニ轉向セシム
ルカ、或ハ他ノ新シイ企業ニ轉向セシム
ルカ、モウ一ツハ縣ノ卸商業組合聯合會ニ吸
收シテ仕入部ヲ擔任セシムルカ、然ルニ
以テ外ニハナイト考ヘテ居リマス、然ルニ
現在デハ卸商業組合ヲ府縣デモ作ツテ居リ
マスガ、是ハ主トシテ配給統制ノ出來タ物
資ニ對シテヤツテ居ルノデアリマス、配給
統制ヲ受ケナイ物資、商品ニ對シマシテハ、
私ハ卸商業組合ニモ差支ヘアリマセスケレ
ドモ、ソレヨリモ寧ろ共販會社ノ形式ヲ取
ツテ、卸ノ權利ト云フモノヲ一縣分全部集
メテ、一縣ヲ一本ニスル、或ル特定ノ商品
デアリマスナラバ、特約店トカ代理店トカ
云フモノガアリマスカラ、其ノ權利モ統合
致シマシテ配給會社ニ集メテシマフ、サウ

シテ其ノ會社ニ卸業者ヲシテ出資セシメ
テ、卸行爲ハ共販會社ノ一本デヤツテ行ク、
斯ウ云フコトニナリマスト非常ニ統制ガウ
マク取レルヤウニ考ヘルノデアリマスガ、現
在ノ如ク卸商業組合ヲ作ツテ眠リ口錢ヲ
ヤツテ行クト云フヤウナコトハ、永久ニ續
クモノデハナイノデアリマスカラ、寧ろ今
私ガ申上ゲマシタヤウナ共販會社組織ノモ
ノガ宜イト考ヘルノデアリマス、サウ云ツ
タヤウナ會社ガ出來タ時分ニ卸ノ權利ヲ全
部共販會社ニ吸收スルノデアリマスガ、此
場合ニ於ケル卸業者ノ實績ヲ新シク出來
タ會社ニ繼承シ得ルノデアリマスガ、勿論
繼承シ得ルモノト信ジテ居リマスガ此ノ點
如何デアリマスカ、地方ニ於ケル卸商ニ對
スル商工省トシテノ御意見ヲ承ツテ置キタ
イト思フノデアリマス

○堀政府委員 地方ノ卸商ヲ出來レバ一ツ
ニ纏メテ共販會社ノヤウナモノデモ作ラセ
ル、サウシテ卸ノ權利ヲ一縣一ツニシタラ
ト云フ御意見デゴザイマスガ、是ハ私共モ
大體左様ニ考ヘテ居リマス、先程地方的ノ
卸機關ニ付テ府縣單位ノ共販會社ト云フヤ
ウナコトヲ申上ゲマシタ時ニモ、左様ナ意
味ヲ含メテ申上ゲマシタノデゴザイマス、
ソコデ共販會社ニ纏メタ場合ニ、是マデ各
個ノ卸商ガ持ツテ居ツタ實績ヲドウスルカ
ト云フ御話デゴザイマスガ、是ハハハリ原
則トシテ個々ノ卸商ガ持ツテ居ツタ實績ハ
其ノ通り共販會社ガ繼承スルコトガ出來ル
ト私共ハ考ヘテ居リマス、ソレガ其ノ後ノ
事情ニ依リマシテ、其ノ實績ガ變ラナケレ
バナラヌコトガ起キテ來レバ、是ハ白ラ別
問題デアリマスガ、一應ハ個々ノ卸商ノ持
ツテ居リマシタ實績ヲ其ノ儘共販會社

ナ意味デハナイ、私ハ極々最近ノ人口ノ模
樣ガ承リタカツタノデアリマス、其ノ意味
ハ斯ウ云フコトデアリマス、本邦人ガ臺灣
ニ參リマス、臺灣ハ總テノ待遇ガ相當良イ
ト云フコトヲ聞イテ居ルノデ、ソレデ向フ
ニ行カレルノデアリマスガ、其ノ間ニ多
少ノ餘裕モ出來シテ來ルト、御用ガ濟ムト
直グニ日本ニ歸ツテシマスト云フノガ多イ、
斯ウ云フコトヲ聞イテ居ル、殆ド臺灣ニ行
カレル人ハ出稼ト云フヤウナ氣分ヲ以テア
ルトカ、公吏デアルトカト云フヤウナ
ガ多イノデアリマス、ソレカラサウ云フ官
吏ヤ公吏ト云フヤウナ人ヲ相手ニスル所ノ
色々ノ商賣人ト云フノガ主ナモノデアリマ
シテ、實際土着的ニ向フノ耕地ヲ占有スル
トカ、或ハ工場ヲ開クカ云フヤウナ時ニ、
臺灣ニ根ザシマシテ何時マデモ子孫永住ス
ルト云フ風ニシナケレバナラヌノデアリ
カト斯ウ思ヒマス、相變ラズ本邦人ハ臺灣
ニ行ツテ、自分ノ行ツテ居ル間ノ役目ガ濟
ンダラ皆本國ニ歸ツテ來ル、出稼デア
ル臺灣ヲ愛シテ臺灣ニ永住スルト云フ考ヘ
テハナクシテ、一時的ニ臺灣ニ行ツテ臺灣ニ幾
許カノ利益ヲ求メテ、サウシテ自分ノ將來
ノ身ヲ立テ考ヘダケデ以テ、ソレガ相當
ノ位置ニナレバソレレ本國ニ歸ツテ來ル、
斯ウ云フ惡イ習慣ガアルト云フコトヲ聞イ
テ居リマスノデ、人口ノ割合、ソレカラ
土地ノ割合ト申シマシタノハ、住宅ニ必要
ナル敷地ノコトヲ御伺ヒ申上ゲタノデア
ナクシテ、耕地トカ山林トカ、或ハ其ノ他
ノ原野、サウ云フモノヲ本邦人ガ其處ヘ
資本ヲ下シテ、自分ガソレヲ所有又ハ占
有シテ臺灣ニ深イ根ザシマシテ、臺灣ノ將

來ノ爲ニ飽クマデモ盡スト云フ風ニ、詰リ臺灣ニ土着スル所ノ人ガ欲シイ、此ノ意味ニ於テ人口ノ割合ト土地ノ割合トノ最近ノ増加ヲ御伺ヒ申上ゲタノデアリマス、今日迄ノ臺灣ハ、臺灣ハオイデ下サツテ居ル總督府ノ才役人サンヲ初メテシテ總テノ長トカ、會社ノ人トカ云フ御方ハ、臺灣其ノモノヲ立派ニ發達サシテ行キサヘスレバソレ御役目ハ濟ンダノデアリマス、所ガ此ノ時局下トシテ我が國ハ東亞ノ共榮國ト云フヤウナ大キナ仕事ニ取掛リマシタ以上ハ、拓務關係ノ上ニ於キマシテドウシテモモツト南ノ方ヘ仲ビナケレバナラス、此ノ間モ御伺ヒ申上ゲタノデアリマスガ、滿洲或ハ北支等ノ北ノ方面ニハ、是ハ軍事ノ關係ノ上ニ於テ何處マデモ其處ニ日本ノ人ヲ餘計住マハセテ、其處ニ城壁トシテノ基礎ヲ固メナケレバナラス云フコトハ勿論ノコトデ、ソナチ草モ生エナイヤウナ、零下三十度或ハ四十度モアルヤウナ寒イ所、一年中ノ七割マデハ燃料ニ苦シマナケレバナナイヤウナ所ニ金ヲ掛ケテ植民ヲスルト云フコトモ大切デアリマスケレドモ、ソレノ幾分ヲ割イテ、サウシテ二倍、三倍、或ハ十倍ノ成績ヲ得ラレル所ノ南ノ方、太陽ノ熱度ノ高イ方面、生産力ノ旺盛ナル土地ニ我ガ國民ヲ送ルト云フコトモ、是ハ志レテハナラスノデアリマス、況シテ東亞共榮國ノ指導者ヲ以テ任ジテ居ル我が國ト致シマシテハ、茲ニ國ト致シマシテ植民政策ニ付テ餘程考ヘナケレバナラス、或ハ改メナケレバナラス、斯ウ云フ風ニ思フデアリマス、臺灣ヲ治メルノガ任務デアツタ總督府ハ、今申シマシタ所ノ南方

政策ニ付テノ大切ナル出張所デアルト思フ、臺灣ヲ治メラレルト共ニ、南方政策ヲ茲ニ御計畫ナサツテ、南方ニソレム本邦人ヲ植付ケナケレバナラスノデアリマス、南方ノ國ト申シマスレバ、佛領「インド」トカ、海南島トカ、或ハ「タイ」國トカ「マレー」半島トカ、蘭領「インド」トカ「ビルマ」トカ云フ風ニ澤山ノ國ガアルノデゴザイマスガ、是等ノ國ハマダ人間ガ開拓シテ居ル部分ガ非常ニ少イノデゴザイマス、之ヲ共榮國內ニ入レナケレバナラスノデアリマスガ、ソレニ付テハ人間ガ行カナケレバナラス、理窟バカリ放テテ、講義ダケシテ見タツタ仕方ガナイ、私ハ是ハ出來ナイと思フ、南方ノ色々ナ土地ニ多クノ人ヲ入レナケレバナラスノ「佛領「インド」ニハ一万人バカリシカ行ツテ居ナイダラウト思フ、タ「マレー」半島ニモ數千人ノ人シカ行ツテ居ナイ、斯ウ云フヤウナ狀況デ、米領其ノ他總テノ範圍ヲ合セテ所デ五万人カソコラ、十万人ニ足リナイノデアリマス、ソナチ僅カナ人デ、東亞共榮國ト云フヤウナコトハ、ソレハ看板ノ方ガ大キ過ギル、是カラヤツト仰セラレマセウ、ソレハ是カラヤツテ戴クノデアリマスガ、ヤツテ戴クニ付キマシテハ、是等ノ南ノ方ノ大キナル仕事ヲ臺灣總督府ニ於テ引受ケテ戴イテ、日本ノ第一ノ出張所、南方開拓ノ策源地トシテ御活動ヲ願ハナケレバナラスト思フノデアリマス、ソコデ人間ヲ向フニ植民ニ付キマシテハ、日本カラ見マシタナラバ氣候ガ暑過ギル熱帯地方ガ多イノデアリマス、熱帯地方ハ生産ハ多イケレドモ、又氣候ノ關係

デ病氣モ多イ、マラリア熱ト云フヤウナモノガ猖獗ヲ極メテ居ル所ノ地方ガ多イノデアリマス、ソレデ私ガ茲ニ申上ゲタイノハ、日本ノ人ヲ臺灣ニ送ツテ、暑サト共ノ地方ノ熱病トニ慣レシメル、技術トカ、先生トカ、役人様トカ云フヤウナ人ヲ其ノ氣候ニ慣レシメ、其ノ「マラリヤ」熱ニ慣レタ所ノ人ヲ今度ハ南ノ方面、海南島ナラ海南島ニ送ツテ、海南島ヲ第二ノ臺灣ニシナケレバナラス、ソレハ日本カラ直チニ海南島ニ人ヲ送ルヤウニ致シマシテハ、今申シマス所ノ病氣ニ堪ヘラレナイ、デアリマスカラ二重移民ヲヤル、一旦臺灣ニ人ヲ送ツテ、今マデ居ツタ所ノ慣レタ人ヲモウ一ツ南方ニ送ツテ、待遇モ良クシテヤル、サウシテ日本カラ又其ノ後埋メニ臺灣ニ人ヲ送ツテ、其ノ病ニ罹ラナイヤウニ慣レシメル、此ノ政策ヲ採ツテモツト南方ニ人ヲ殖ヤサナケレバイカス、空室佛ニナツテシマツト考ヘタノデアリマス、デアリマスカラ人口ノ割合ト土地ト云フ問題、是ハ排地ノ意味デアリマス、其ノ事カラ御尋ネ申上ゲ、今申上ゲルヤウナコトニ付テ御尋ネヨシタイト存ジタノデアリマス、現在ヲ御伺ヒ申上ゲタノ土地ヲ通シテ南方政策ヲ行ハナケレバ衛生ノ上ニ於テ、直チニ我が國カラ直接ニ南方ニ送ルト云フコトハ是ハ口デハ言ヘルケレドモ、實際ノ效果ガ舉ゲナイト云フコトヲ考ヘマス、今後ハ臺灣ニ於テモツト「農業」方面デアリマス、工業ノ方面デアリマス、其ノ他ノ學校トカ、試驗場ト云フヤウナ、南方ニ於ケル今後ノ開拓事業ニ必要ナル所ノ人的資源ヲ養成ス

流スト云フ方法サヘ考ヘタラ宜イノデアリマスカラ、其ノ水ガ捌ケル所ノ運河ヲ川ノ外ニ何本カ作ル、サウシテ降ルダケノ水ヲ海ニ流スコトニシサヘスレバ、土地ニ水ヲ與ヘル必要ガアレバ何時デモ與ヘルシ餘ツタ水ハ運河ニ集テルト云フコトニシサヘスレバ、二毛作ドコロデハナイ、一毛半作デモ、三毛作デモ種レル所ノ土地デアリマス、東亞ノ共榮國ノ指導者デアル日本ガソレ等ノ技術ヲ向フニ教ヘテ、或ハ吾々ノ命ノ種ノ米ヲ殖ヤスト云フ事業ト關聯致シマシテ、資本モ貸シテヤル、斯ウ云フ所マデヤラナケレバナラス、セメテモ此ノ事業ニ付テ十億圓位ノ特別會計デモ設ケテ、サウシテ其ノ力ニ依ツテ南洋全體ノ産業ヲ開發シ、増進シテ米穀ノ増殖ヲ圖ルト云フコトヲヤツテ貴ヒタイモノデアリマス、而モソレ等ノ事業ヲ臺灣ガ承ケ繼イデ、衛生的ノ關係ヨリシテ一旦臺灣ニ於テ多クノ人ヲ此處ヘ入レテ、サウシテ其ノ技術員ヲ再ビ南方ニ送ル、サウシテ病ニモ慣レテ來ル、ソレニハ唯人ヲ無用ニ置イテオク譯ニハ行キマセスカラ、此處ニソレニ必要ナル程度ノ試驗場等ヲ設ケル、サウシテ今申上ゲマスヤウニ、南方開拓事業トカ、何トカ云フ特別會計ヲ設ケテ此ノ大キナ計畫ヲ立テテ、我が國ノ食糧問題ノ確保ニ付テ解決策ヲ考ヘラレレ御意思ハナイカ、此ノコトヲ申上ゲタ次第デアリマス、尙ホソレ等ノ事業ニ對シテ只今ドノ程度マデ豫算ヲ要求シ、又ドノ程度マデ其ノ事業ニ御着手ニナツテ居リマスガ、御伺ヒ申上ゲマス

マシタ計數ノ問題或ハ事實ノ問題ニ付キマシテ、永ク臺灣ニ居ル私ヨリ御説明申上ゲタイト存ジマス、先づ人口ノ問題デアリマスガ、是ハ昨日長官カラ御答ヘガアリマシタ通り、結論ト致シマシテハ本島人ノ殖民方ヨリモ内地人ノ殖民方ノ方ガ遙カニ多イノデアリマス、數字ヲ申上ゲマス、大體最近ノ情勢ト致シマシテ、本島人ノ增加率ガ人口ニ對シマシテ約二十五人位ノ増加ニナツテ居リマスガ内地人ノ方ハ千人ニ付キマシテ約四十六人程ノ増加ニナツテ居リマス、隨ヒマシテ臺灣總人口ニ對シテ内地人ノ占ムル割合モ漸次増加致シマシテ、明治三十八年日露戰争後行ヒマシタ第一回ノ戶口調査ニ於テハ、大體内地人ノ占ムル割合ガ「パーセント」餘リニ過ギナカウタノデアリマスガ、昭和十四年末ニ於ケル調査ニ依リマスレバ、五・五「パーセント」位ノ割合ヲ占メマシテ、毎年一萬數千人ノ増加ヲ來シテ居リマス、大體ニ於テ漸次内地人ノ占ムル割合ガ増加シテ居ルト云フ狀況ニ在ルノデゴザイマス、御示シノゴザイマシタ臺灣ニ於ケル内地人ハ、多クハ月給取方多イノデアツテ、其ノ仕事ヲ終レバ内地ニ歸ルト云フ傾向ガゴザイマシタコトハ確カニ事實デゴザイマシテ、現在ニ於キマシテモ甚ダ遺憾ナガラ未ダ其ノ傾向ハ殘ツテ居ルノデゴザイマス、併シナガラ最近ハ漸次其ノ風潮ガ改マリツツアルト申上ゲテ宜イト存ジマスガ、一ツハ向フニ於ケル内地人ノ第二世ガ相當ノ年配ニナツテ、臺灣ヲ故郷トスル内地人ガ向フノ第一線ヲ相當働タウニナリマシタコト、或ハ最近ノ實情ト致シマシテ、役人ナリ或ハ會社員ナリヲ勤メテ既ニ向フニ相當長イ間住居致シマス、向フニ於テ

土地ヲ買ヒ、家ヲ建て、子孫永住ノ計ヲ立テルト云フ者ガ、私共存ジテ居リマス限リニ於キマシテモ非常ニ多クナリマシタ、又役方終リマシテ向フニ歸ル者モ相當ゴザイマスガ、漸次向フニ土着スルト云フ好イ傾向ガ現ハレテ居ルト云フコトハ非常ニ善クベキ現象ト考ヘテ居ルヤウナ次第デアリマス、ソレニモウ一ツ最近此ノ十年程前ヨリ總督府ト致シマシテハ、内地人ノ農業移民及ビ漁業移民ヲ臺灣ニ連レテ來ルコトニ非常ニ努力ヲ致シテ居リマス、臺灣ニ於キマシテハ元々土地ガ狭イ上ニ山嶽多ク、而モ多クノ既墾土地ハ先住者デアル所ノ本島人ガ既ニ占據致シテ居リマス關係上、比較的移民ヲ入レル土地ガ少イノデアリマシテ、其ノ爲ニ大量ノ移民ヲ致スト云フコトハ殆ド困難デアリマス、毎年少量ナガラモ出來ルダケノ努力ヲ以テ内地人ノ農業移民、或ハ漁業移民ヲ入レルコトニ總督府トシテハ全力ヲ盡シテ居ルヤウナ次第デゴザイマス、次ニ土地ノ問題デゴザイマスガ、是ハ只今正確ナル數字ヲ以テ御説明申上ゲル資料ヲ持タナイノデゴザイマスガ、大體全島約三百七十萬町歩位ノ總面積ト思ヒマスガ、其ノ中官有地ガ大部分デゴザイマシテ、民有地ハ三分ノ一餘リニ相成ツテ居リマス、其ノ内、所謂御示シノゴザイマシタ耕地ト申シマスガ、約九十万町歩足ラズデゴザイマスガ、其ノ内恐ラタ九割以上ノモノヲ本島人ガ所有致シテ居ルト云フコトハ事實デゴザイマス、併シテ申上ゲマシタヤウニ、住宅地ト云フヤウナ方面ニ相當内地人ハ有地ガ増加致シテ居リマス、内地人ハ相當農業的企業ヲヤリタイト云フコトカラ、官有地ノ拂下ヲ受ケ、或ハ其ノ他ノ方法ニ

依ツテ各異ナルニ致シマシテモ、其ノ根柢ニ於テ各人ノ觀念致シマスル所ハ、凡ソ一定致シテ居ルヤウニ存ゼラレルノデアリマス、只今御述ベニナリマシタ、謂ハバ中央政府トシテ立テナケレバナラナイ方策ノ問題ニ付キマシテハ、姑ク私カラ意見ヲ申上ゲルコトヲ差控ヘタイト思ヒマスガ、臺灣總督府ト致シマシテ第一ニ考ヘマスコトハ、臺灣ガ何ヲ分擔スベキデアルカ、臺灣ノ責任、而モ其ノ中心ハ何レニ存スルカ、此ノ點ハ正直ニ申スト、中央政府カラハツキリ決メテ欲シイ點デアリマス、併シナガラ中央政府ガ大方針ヲ定メ、其ノ大方針ヲ遵行スルニ付キマシテノ個々ノ施設ニ關スル方策ヲ定メテ、其ノ中カラ臺灣ノ分擔スベキ部分ヲ決定スルコト云フコトハ、今日ノ情勢ニ於テ尙ホ未ダ望ミ難イ所デアリマシテハ、臺灣自體ノ判斷ニ於テ臺灣ノ分擔スベキ部分ヲ判斷シ、臺灣ノ果サナケレバナラナイ業種ヲ判斷シ、之ニ向ツテ全力ヲ注イデ居ルコト云フノガ現實ナノデアリマス、明治三十三年ト記憶致シマスガ、臺灣總督府ノ豫算ニ、南支ノ某地ニ於ケル小學校ニ對シテ補助金一萬圓ヲ計上致シタノヲ手始めト致シマシテ、其ノ後約二十年間ニ於テ臺灣ハ凡ソ十萬圓程度ノ南支、南洋ニ對スル施設費豫算ヲ計上致シタノデアリマス、更ニ其ノ後二十年程ノ間ニ於テ、年ニ依ツテ多少ノ消長ハアリマスケレドモ、凡ソ七、八萬圓ノ豫算額ニマデ之ヲ上シタノデアリマス、其ノ當時ノ臺灣總督府ノ此ノ方針ニ對シテ如何ナル論議ガ行ハレタカト云フコトヲ今日カラ吾々ノ立場ニ於テ想像致シマスルト、洵ニ當時ノ臺灣總督府ノ當局者

ノ先見ニ對シテ敬意ヲ表シマス同時ニ、其ノ當時ニ於テノ並々ナラス苦勞ニ對シマシテハ深ク感動スル所ガアルノデアリマス、御承知ノヤウニ臺灣總督ハ臺灣島ヲ統治スル官制上ノ職責ヲ持ツテ居ルノデアリマスカラ、中央政府ニ於テ臺灣總督ガ南方ニ手ヲ伸バサントスル場合ニ「ブレイク」ノ作用ヲナスヤウナ意見ヲ申上セラレレバ「マセウガ」、臺灣總督ノ南方ニ手ヲ伸バサントスル政策ニ對シマシテ、之ニ拍車ヲ掛ケ、之ニ激勵ヲ與ヘルヤウナ意見ハ、其ノ當時ニ於テ恐ラク期待ハ出來ナカッタデアラウト存ジマス、是ハ明治三十三年以來約四十年近クノ間年々努力ヲ繰返シナガラ尙且ツ精々七、八萬圓ノ程度マデシカ増額セラレテカウツト云フ沿革カラ致シカ増額セラレソ想像ガ出來ルノデアリマス、併シナガラ最近五、六年此ノ方中央ニ於キマシテモ、或ハ議會ノ言論ニ現ハレル所ヲ見致シマシテモ、南方ニ對スル施設ハ臺灣總督府ノシテ之ヲ實施セシムルガ適當デアラウト云フ御意見ガ相當現ハレテ居ルヤウデアリマス、或ハ他ノ中央官廳ニ於キマシテモ、臺灣總督ガ南方政策ヲ遂行ニ於テ個々ノ具體的ノ施設ヲ進メル場合ニ、謂ハバ第一線ノ前衛隊長トシテノ任務ヲ果スベキデアルト云フ點ニ付キマシテハ、凡ソ意見ハ今日ニ於テハ落著イテ統一ト云フ状態ニ到達致シマシテ、疑問ヲ挾ム者モナイヤウニナツテ居ルヤウニ存ゼラレレバ「マセウガ」、私共ト致シマシテモ、此ノ點ハ臺灣ノ爲ト申シマスヨリハ、國家ノ爲ニ洵ニ欣快ニ堪ヘナイ所デアアルノデアリマス、御話ノ中ニアリマシタヤウニ、臺灣ニ於ケル氣候風土ニ對スル訓練ヲ前提トシテ南方進出ヲ圖ルベ

ニ於キマシテモ三回ニ互ツテ三班海南島ニ派遣致シテ居リマス、三回目ノ調査班ガ近ク歸ツテ來ルコトニナラウト存ジマス、是等ノ意見ニ基キ、又現地ニ於ケル軍ノ意見ニ聽キ、一面臺灣拓殖其ノ他ノ企業家方面ノ意見ニ聽イテ、臺灣總督府ト致シマシテハ將來ニ對スル米ト局限ハ致シマセウガ、農作物ニ付テノ増産計畫ヲ此ノ際立テ直サウト云フ域ニ只今到達シテ居ルノデアリマス、是ハ海南島ヲケニ關シテ申上ゲタノデアリマスガ、今日ノ所海南島以外ノ地方ニ對シマシテハ尙ホ十分ナ手ヲ伸バサス所ニハ至ツテ居リマセウ、廣東ノ「デルタ」地帯ニ於ケル或ル製糖工場ヲ接收致シマシテ、其處デ臺灣ノ各製糖會社ノ合同ノ經營ヲ以テ廣東省政府カラ經營ノ委託ヲ受ケテ經營致シテ居ルノガゴザイマセウケレドモ、斯クノ如キハ單ニ其ノ手ヲ着ケタ——全然關セズ焉ノ態度ヲ以テ見テハ居ラスト云フコトヲ申上ゲル足シニナルゲデアリマシテ、事實ニ上ハ吾々ノ力ハ尙ホソコマデハ及ンデ居ラヌガ、併シナガラ將來海南島ニ對シマスル綜合計畫ニ手ガ着ケラレテ、是ガ或ル程度ノ實施ヲ見ルヤウナ時代ニ相成リ、サウシテ國際情勢ガ許シ、中央政府ガ之ヲ承認セラ

ル努力ヲ之ニ拂ハウトスル覺悟ヲ以テ邁進シツツアルコトダケハ御諒承ヲ願ヒタイト存ジマス、尙ホ數字の今日ドレ程ノ豫算ヲ要求シテ居ルカト云フ御言葉モゴザイマシタガ、昭和十六年度ニ於ケル臺灣總督府ノ——是ハ南支ヲモ含ンデ居リマスガ、南支、南洋施設費ハ八百數十萬圓デアリマス、固ヨリ之ヲ以テ足レリトスル譯デアリマサイマセウ、或ハ又臺灣ノ有スル獨リ技術バカリデナクシテ、人的資源ヲ如何ニ南方ニ利用スベキデアルカト云フ點ニ付キマシテモ、將來ノ問題トシテ十分ノ研究ヲ進メテ行キタイ、斯様ニ考ヘテ居リマス、一ツニハ内地ノ人々ガ續々ト臺灣ニ渡ツテ、今日ノ臺灣ノ氣分ヲ御覽ニナツテ戴クコトガ必要デアリ、サウシテ又進ンデハ臺灣ニ於テ熱帯ノ氣候風土ニ慣レタ適應シタ體質ニ改メツタ人々ガ進ンデ南方地域ニ進出致シマスルコトヲ希望セザルヲ得イナノデアリマス

最後ニ、是ハ私先達ニ高雄ニ參リマシタ折ノ私ノ感ヲ申上ゲマスルガ、御承知ノヤウニ、高雄ノ港ノ施設ハ「トン」カト記憶致シマス、併シナガラ其ノ港ニ於テ今「トン」以上ノ貨物ヲ取扱ツテ居リマス、高雄ノ人口ハ今日尙ホ十五萬ノ都市デアリマスガ、併シナガラ高雄市ノ當局ハ人口百萬ノ都市トシテ立テナケレバ、今後十五年後ノ高雄ノ地位ニ應ズルコトハ出來ナイト云フコトヲ申シテ居リマス、凡ソ事業家若シクハ官吏等ニ聽イテ見マシテモ、彼等ハ、高雄ガ將來東亞其榮園ノ中ニアツテ如何ナル地位ヲ占ムベキデアルカ十分認識シテ居ルヤウデアリマス、ノミナラズ通俗ノ言葉ヲ以テ申シマスレバ、高雄ノ人ハ日本ヲ

背負ツテ立ツヤウナ氣持ヲ今日既ニ抱イテ居ル、是ハ程度ノ差コソアリケレドモ、今日ノ臺灣ニ在リ人々、内地人ト言ハズ本島人ト言ハズ、識者ノ何レモ共通ニ感ジテ居ル所デアリマシテ、此ノ氣分ニ乘ジテ臺灣ハ其ノ負擔シテ居リマス所ノ責任ヲ今後十分ニ果シテ行クコトノ出來ルヤウニ、吾々モ精々勉強シテ行キタイ、斯様ニ考ヘテ居ルヤウナ次第デゴザイマス、尙ホ若シ足ラヌ所ガアリマスルカラバ、重ネテ御尋ネテ御願ヒ致シマス

○山川委員 只今ハ詳細ニ互ツテ洵ニ御親切ナル御答辯ニ預リマシテ有難ク存ズルノデアリマス、此ノ大キナ仕事ハ國ニ於テ其ノ基礎ヲ固メナケレバナラヌノデアリマシテ、獨リ臺灣ニ之ヲ求メルト云フ譯ノモノデハゴザイマセウコトハ御説ノ通りデアリマス、今後ハ國ノ中心ノ一大事業トシテソレゾレ相當ノ研究ノ出來マスルコトニ御互ヒニ努力ヲ致シタイト思フノデアリマス、ソレデ總督府ニ於カレマシテモ是々ノ仕事ガ緊切ナモノデアル、是々ノ程度ハ何處マデモヤラナケレバナラヌモノデアルト云フコトデ、臺灣ノ總督府ノ豫算ノ中ニ組込ンデヤルベキ仕事、又外ノ豫算ニ組ンダモノヲ臺灣ノ總督府ノ方ニ承繼イデナラレル事業、色々アルダラウト思ヒマスガ、兎ニ角内務省ナリ拓務省ナリ大藏省ノ諒解等ガ大切ナコトデアリマスルガ、南方發展ト云フ拾遺キ難イ仕事ノ大キナ部門ヲ預ツテ居ルノデアリマスカラ、ドウゾ宜シウ御願ヒ致シマス、モウ一ツ一寸御伺ヒ申上ゲタイノハ、昨日御伺ヒ申上ゲタル臺灣米穀統制法ノ運用ノ中ノ米ト甘蔗トノ獎勵ニ付テ米ニ對シテ一石何圓トカノ徵收金ヲ御取リニナツテ

ケル經驗技術ヲ是等ノ地方ニ移シ植エルコトガ帝國ノ經濟力ヲ伸張セシムル所以デア

○西村委員長 許シマス

○福田委員 今ノ長官ノ御就任以前ノコト
デアリマスガ、會テ米穀ノ減反ヲスル爲ニ
隨分苛酷ノ政策ヲ執ラレタノデアリマスガ、
其ノ當時ト今トハ情勢ガ異リ、今ハ米穀ノ
増産ヲ非常ニヤツテ戴カナケレバ内外地ト
モ困ル時デアリマス、其ノ當時折角増産致
シマシテ反別モ引上ゲテ命ジタリシテ、全
ク各地ノ知事ナドハ泣イテ此ノ行政ノ執行
ヲヤツト云フヤウナ状態ニアルノデアリ
マスガ、其ノ後ト位ソレハ回復サレマシ
タカ、詰リ甘藷ヲ作ル爲ニ折角米作ノ出来
ル所ヲ、植エタモノマデモ引上ゲサセルト
云フ政策ヲ執ラレタ、ソレガ今日始テ皆回
復シテ居リマスカドウカ、現在米作ト甘藷
トノ反別ハドンナ風ニナツテ居リマスカ何
ヒタイ、ソレカラ米穀管理ニ依リマシテ、
其ノ當時カラ相當總督府ト民間トノ對立抗
争ガアツタノデアリマスガ、其ノ後臺灣島
内ニ於ケルサウ云フ相剋摩擦ノ情勢ハ如何
様ニ相成ツテ居リマスカ、之ヲ一寸伺ヒタ
イト思ヒマス

○中嶋政府委員 米ノ過剰時代ニ於キマシ

テ、出来得ル限リ水田ニ甘藷ヲ入レ、水田
ノ米作面積ヲ減少スルヤウナ政策ヲ執リマ
シタト云フコトハ、御言葉ノ通りデゴザイ
マスガ、只今御尋ネノ數字ニ付キマシテハ、
正確ナ資料ヲ持ツテ居リマセヌノデ、私ノ
記憶ガ或ハ違ツテ居リマシタラ後日機會ヲ
得マシテ訂正致シタイト思ヒマスガ、大體
米作ヲ致シテ居リマシタ水田ノ減反致シマ
シテ、應作ニ振向ケマシタノハ約七千五百
甲位ノ程度デアツタト存ジマス、其ノ結果
ト致シマシテ應作ニ於ケル水田ノ面積ハ、
約六万甲近クニナツテ居リマシタノガ、最

近ニ於キマシテ漸次減少致シマシテ、只今
ノ所デハ約四万甲ト云フヤウナコトニナツ
テ居リマス

○福田(關)委員 關聯質問ガアルサウデゴ

ザイマスカラ其ノ方ニ讓リマシテ、私ハ其
ノ後ニ致シタイト思ヒマス

シテハ日本全體トシテノ綜合計畫ノ一部分
ヲ臺灣ガ分擔致シマスル際ニ於テ、其ノ分
擔ヲ完全ニ果シ得マサル爲ニ、或ハヨリ高
度ノ寄與ヲナシ得マサルガ爲ニ、臺灣トシ
テ持タナケレバナラナイ根本的ノ方針、ソ
レヲ臺灣トシテハ綜合的ノ今日建直サナケ
レバナラス時期ニ達シテ居ル、斯様ナ意味
ニ於テ申上ゲタノデアリマシテ、吾々屬僚
ノ口カラ御答ヘシ得ル限度ハ、其ノ程度ノ
所デ御辨解願ヒタイト思ヒマス

○森下委員 私人先程ノ山川君ノ質問ニ關

聯致シマシテ、一寸御伺ヒシテ置キタイト
思ヒマス、ソレハ臺灣ノ將來ノ綜合計畫
云フ御言葉ガ出テ參リマシテ、綜合計畫ニ
對スル方針ヲ承ツタノデアリマスガ、臺灣
ノ將來ノ綜合計畫ト云フコトヲ伺ヒマシテ、
一ツ御伺ヒシテ置キタイコトハ、今國力ノ
總テヲ學ビテ戰ツテ居ル此ノ場合、大東亞
共榮圈ノ確立ト云フコトヲ前提トシテ進
デ居ルノデアリマスガ、限ノ前ニ横ハツタ
問題トシテ、臺灣デハ今米ト砂糖ノ問題ガ
色々起ツテ來テ居リマスガ、私ハ砂糖ノ問
題ニ對シテ、唯其ノ時ガ早ク來ルカ、遅ク
來ルカト云フコトダケダト思ヒマスガ、現
在ノ砂糖ノ製造、斯ウシタ問題デ、將來ノ
「ジャワ」ノ砂糖等ニ對シテ、東亞共榮圈ノ
確立ニ伴フ所ノ臺灣ノ砂糖政策ト云フモノ
ハ、ドウ云フ心構ヘデ進ンデ居ラレマスカ、
若シサウ云フコトヲ承ルコトガ出來レバ幸
ヒト思フノデアリマス

ニ付キマシテ工業化ノ條件ヲ具フルコト、
頗ル貧弱ナルヲ認メザルヲ得ナイノデアリ
マス、此ノ點ハ吾々ハ朝鮮等ノ事情ヲ御聽
キ致シマス毎ニ、望望ノ念ヲ禁ジ得ナイヤ
ウナ状態デアリノデアリマスガ、先程臺灣
ニ付キマシテ、産業ノ謂ハバ綜合計畫ト
云フヤウナ意味ノコトヲ申上ゲマシタガ、
工業化ノ政策ヲ遂行致シマスルニ付キマシ
テモ、唯所謂空念佛式ニ工業化ヲ論ジテ、
手當リ次第ニ工業デアリサヘスレバ之ヲ臺
灣ニ招キ寄セルコトガ、果シテ臺灣ノ爲ニ、
或ハ又日本全體ノ爲ニ、百年ノ計ヲ樹ツル
所以デアラウカドウカト云フ點ニ付キマシ
テハ、相當疑問ノ餘地ガアルト存ジマス、
詰リ島内ニ於ケル原料ヲ用ヒマスル場合ナ
ラバ、其ノ原料ノ所在、動力、勞力、或ハ
運輸ノ設備等ト配合ハセマシテ、工業ノ適
當ナル合理的ナル分散ヲ考慮セナケレバナ
ラズト存ジマス、若シ又南支、南洋ノ方面
ノ原料ヲ持チ來リマス、之ヲ島内ノ動力、
勞力等ト結付ケヨウトシテ考慮ニ入レ、
テハ、主トシテ海運ノ關係ヲ考慮ニ入レ、
竝ニ其ノ製品ノ販路ニ付テ、相當シツカ
リシタ經濟人的ノ調査ヲ基礎トシテ考ヘテ
行カナケレバナラスト考ヘルノデアリマス、
隨テ小林總督ノ後ヲ受ケラレマシタル長谷
川總督ト致シマシテハ、小林總督ノ提唱セラ
レタ工業化政策ヲ實施スルニ當リマシテ、全
島ニ互ツテノ工業立地計畫ヲ樹テテ、之ニ
依ツテ合理的ナ工業化ヲ縱令共ニ速度ハ半
歩的デアリマセウトモ、堅實ニ進メテ行クコ
トガ臺灣ノ爲メデアリ、帝國全體ノ爲メデア
ルト、斯様ニ考ヘテ、其ノ點ニ付キマシテハ
專門家ノ意見ヲモ寄リ、微シマシテ、
其ノ計畫ヲ今後シツカリ樹テ行キタイ、

○齋藤(樹)委員 御答ヘヲ申上ゲマス、臺

灣ノ砂糖政策ニ付テ大東亞共榮圈ガ確立セ

シテ、具體的ニ是ト云フハツキリシタ計畫

○松浦(周)委員 一寸サツキノ山川君

ノ御答辯ニ對シマシテ、關聯ノ質問ヲ簡單

ニ致シマス、只今御答辯ノ中ニ、高雄ノ人

○西村委員長 松浦君

ノ御答辯ニ對シマシテ、關聯ノ質問ヲ簡單

ニ致シマス、只今御答辯ノ中ニ、高雄ノ人

○松浦(周)委員 一寸サツキノ山川君

ノ御答辯ニ對シマシテ、關聯ノ質問ヲ簡單

ニ致シマス、只今御答辯ノ中ニ、高雄ノ人

○松浦(周)委員 一寸サツキノ山川君

ノ御答辯ニ對シマシテ、關聯ノ質問ヲ簡單

ニ致シマス、只今御答辯ノ中ニ、高雄ノ人

○松浦(周)委員 一寸サツキノ山川君

ノ御答辯ニ對シマシテ、關聯ノ質問ヲ簡單

ニ致シマス、只今御答辯ノ中ニ、高雄ノ人

○松浦(周)委員 一寸サツキノ山川君

ノ御答辯ニ對シマシテ、關聯ノ質問ヲ簡單

ニ致シマス、只今御答辯ノ中ニ、高雄ノ人

○松浦(周)委員 一寸サツキノ山川君

ノ御答辯ニ對シマシテ、關聯ノ質問ヲ簡單

ニ致シマス、只今御答辯ノ中ニ、高雄ノ人

○松浦(周)委員 一寸サツキノ山川君

ノ御答辯ニ對シマシテ、關聯ノ質問ヲ簡單

ニ致シマス、只今御答辯ノ中ニ、高雄ノ人

○松浦(周)委員 一寸サツキノ山川君

ノ御答辯ニ對シマシテ、關聯ノ質問ヲ簡單

ニ致シマス、只今御答辯ノ中ニ、高雄ノ人

○松浦(周)委員 一寸サツキノ山川君

ノ御答辯ニ對シマシテ、關聯ノ質問ヲ簡單

ニ致シマス、只今御答辯ノ中ニ、高雄ノ人

○松浦(周)委員 一寸サツキノ山川君

ノ御答辯ニ對シマシテ、關聯ノ質問ヲ簡單

ニ致シマス、只今御答辯ノ中ニ、高雄ノ人

○松浦(周)委員 一寸サツキノ山川君

ノ御答辯ニ對シマシテ、關聯ノ質問ヲ簡單

ニ致シマス、只今御答辯ノ中ニ、高雄ノ人

○松浦(周)委員 一寸サツキノ山川君

ノ御答辯ニ對シマシテ、關聯ノ質問ヲ簡單

ニ致シマス、只今御答辯ノ中ニ、高雄ノ人

○松浦(周)委員 一寸サツキノ山川君

ノ御答辯ニ對シマシテ、關聯ノ質問ヲ簡單

ニ致シマス、只今御答辯ノ中ニ、高雄ノ人

○松浦(周)委員 一寸サツキノ山川君

ノ御答辯ニ對シマシテ、關聯ノ質問ヲ簡單

ニ致シマス、只今御答辯ノ中ニ、高雄ノ人

○松浦(周)委員 一寸サツキノ山川君

ノ御答辯ニ對シマシテ、關聯ノ質問ヲ簡單

ニ致シマス、只今御答辯ノ中ニ、高雄ノ人

○松浦(周)委員 一寸サツキノ山川君

ノ御答辯ニ對シマシテ、關聯ノ質問ヲ簡單

ニ致シマス、只今御答辯ノ中ニ、高雄ノ人

○松浦(周)委員 一寸サツキノ山川君

ノ御答辯ニ對シマシテ、關聯ノ質問ヲ簡單

ニ致シマス、只今御答辯ノ中ニ、高雄ノ人

○松浦(周)委員 一寸サツキノ山川君

ノ御答辯ニ對シマシテ、關聯ノ質問ヲ簡單

ニ致シマス、只今御答辯ノ中ニ、高雄ノ人

○松浦(周)委員 一寸サツキノ山川君

ノ御答辯ニ對シマシテ、關聯ノ質問ヲ簡單

ニ致シマス、只今御答辯ノ中ニ、高雄ノ人

第二類第一號 決算委員會議錄 第十六回 昭和十六年二月二十六日

シノ御質問申上ケルノデアリマスガ、二百八十八万四千七百五十二リマシラ...

○森部政府委員 二百八十八万四千七百五十二リマシラ...

○田代委員 ソコデ御聴キシタイノハ御承知ノ農林省カラ外南洋ノ水産調査ニ栗田技師方四箇月間ニ互リ調査ヲ行フト云フ...

ハ拓務省南洋ニ於ケル水産事務モ拓務省トナツテ居リマスガ、農林省ノ水産局デハ...

○近藤政府委員 只今御尋ネノ南洋群島ノ根拠地トシテ、蘭印其ノ他外南洋ニ出漁スル漁業者ニ對スル、蘭印當局ノ壓迫關係...

○田代委員 例ハバ海南島ニ於ケル手續網、御承知ノ通り農林省ハ海南島ニ對シテ出漁ヲ獎勵シマシテ、若干ノ船方行ツテ居リ...

○田代委員 時間ガアリマスレバ詳シク申上ゲタイノデアリマスガ、將來ハ水産ハ之ヲ本トシテ必ズ一ツノ水産省ト云フヤウナ...

○福田委員 一寸簡單ニ御伺ヒ致シマス、南洋委任統治領ヲ根據ニ蘭印ノ地域方面ニ出漁シマスモノハ、之ニ對シテ蘭印...

○連記中止) ソレカラ南洋興發トソレニ從事シテ居リマス耕作者トノ關係デアリマスガ、是モ從來カラ色々申サレテ居リマス...

シ、兩會社ノ當局モ恐ラクサウ云フコトデアラウト思ヒマス、唯色々ト世間デ批評ガアリマス爲ニ、動モスルトサウ云フヤウナ...

シ、兩會社ノ當局モ恐ラクサウ云フコトデアラウト思ヒマス、唯色々ト世間デ批評ガアリマス爲ニ、動モスルトサウ云フヤウナ...

シ、兩會社ノ當局モ恐ラクサウ云フコトデアラウト思ヒマス、唯色々ト世間デ批評ガアリマス爲ニ、動モスルトサウ云フヤウナ...

シ、兩會社ノ當局モ恐ラクサウ云フコトデアラウト思ヒマス、唯色々ト世間デ批評ガアリマス爲ニ、動モスルトサウ云フヤウナ...

シ、兩會社ノ當局モ恐ラクサウ云フコトデアラウト思ヒマス、唯色々ト世間デ批評ガアリマス爲ニ、動モスルトサウ云フヤウナ...

來テ居ツタノデアリマスガ、將來ノ問題トシテ此ノ調査ニ付テ、各省ト能ク連絡ヲ執リマス...

